

平成22年 第1回

宿毛市議会定例会会議録

平成22年3月3日開会

平成22年3月15日閉会

宿毛市議会事務局

平成22年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成22年3月 3日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
(行政方針の表明)	
○日程第3 議案第1号から議案第62号まで	15
(提案理由の説明)	
市 長	15
散 会 (午前11時28分)	
----- . . . -----	
第 2 日 (平成22年3月 4日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成22年3月 5日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成22年3月 6日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成22年3月 7日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成22年3月 8日 月曜日)	
議事日程	25
本日の会議に付した事件	25
出席議員	25
欠席議員	25
事務局職員出席者	25
出席要求による出席者	25
開 議 (午前10時00分)	

○日程第1 一般質問	27
1 松浦英夫議員	27
市長	31
松浦英夫議員	34
市長	37
松浦英夫議員	39
市長	39
松浦英夫議員	40
2 今城誠司議員	40
市長	42
今城誠司議員	45
市長	45
企画課長	46
今城誠司議員	46
3 野々下昌文議員	47
市長	49
教育長	53
野々下昌文議員	55
市長	56
教育長	58
野々下昌文議員	59
4 岡崎利久議員	60
市長	61
岡崎利久議員	63
市長	65
岡崎利久議員	66
延 会 (午後 2時56分)	

----- . . ----- . . -----

第 7日 (平成22年3月 9日 火曜日)

議事日程	67
本日の会議に付した事件	67
出席議員	67
欠席議員	67
事務局職員出席者	67
出席要求による出席者	67
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	69

1	岡崎 求議員	6 9
	市 長	7 4
	教 育 長	7 7
	岡崎 求議員	7 8
	市 長	8 1
	教 育 長	8 3
	岡崎 求議員	8 4
2	浅木 敏議員	8 4
	市 長	8 9
	教 育 長	9 4
	浅木 敏議員	9 5
	市 長	9 8
	教 育 長	9 9
	浅木 敏議員	9 9
3	西村六男議員	1 0 0
	市 長	1 0 2
	教 育 長	1 0 4
	西村六男議員	1 0 4
	市 長	1 0 6
	教 育 長	1 0 7
	西村六男議員	1 0 7
散 会 (午後 2時52分)		

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (平成 2 2 年 3 月 1 0 日 水曜日)

	議事日程	1 0 9
	本日の会議に付した事件	1 0 9
	出席議員	1 0 9
	欠席議員	1 0 9
	事務局職員出席者	1 0 9
	出席要求による出席者	1 0 9
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)		
○	日程第 1 議案第 1 号から議案第 6 2 号まで	1 1 1
	質疑	1 1 1
1	松浦英夫議員	1 1 1
	商工観光課長	1 1 2
	企画課長	1 1 3
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 1 3

	商工観光課長	1 1 5
	総務課長	1 1 6
	産業振興課長	1 1 6
	松浦英夫議員	1 1 7
	商工観光課長	1 1 8
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 1 8
	松浦英夫議員	1 1 9
	企画課長	1 1 9
	松浦英夫議員	1 1 9
2	今城誠司議員	1 1 9
	総務課長	1 2 0
	水道課長	1 2 0
	建設課長	1 2 1
	福祉事務所長	1 2 2
	学校教育課長補佐	1 2 3
	今城誠司議員	1 2 5
3	中平富宏議員	1 2 5
	企画課長	1 2 9
	総務課長	1 2 9
	環境課長	1 3 0
	商工観光課長	1 3 1
	建設課長	1 3 2
	学校教育課長補佐	1 3 3
	市民課長補佐	1 3 4
	税務課長	1 3 5
	産業振興課長	1 3 6
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 3 7
	企画課長	1 3 7
	中平富宏議員	1 3 7
	市民課長補佐	1 4 1
	環境課長	1 4 2
	商工観光課長	1 4 2
	学校教育課長補佐	1 4 2
	産業振興課長	1 4 2
	建設課長	1 4 3
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 4 3
	中平富宏議員	1 4 4

商工観光課長	145
市長	145
中平富宏議員	145
委員会付託省略（議案第1号から議案第31号まで）	145
委員会付託（議案第32号から議案第62号まで）	145
散 会（午後 3時03分）	
議案付託表	147

第 9 日（平成22年3月11日 木曜日）	休会

第10日（平成22年3月12日 金曜日）	休会

第11日（平成22年3月13日 土曜日）	休会

第12日（平成22年3月14日 日曜日）	休会

第13日（平成22年3月15日 月曜日）	
議事日程	149
本日の会議に付した事件	149
出席議員	149
欠席議員	149
事務局職員出席者	149
出席要求による出席者	150
開 議（午後 3時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第62号まで	151
（議案第1号）	
討論・表決	151
（議案第2号）	
討論・表決	151
（議案第3号）	
討論・表決	151
（議案第4号）	
討論・表決	151
（議案第5号から議案第31号まで）	
討論・表決	151
（議案第32号から議案第62号まで）	
委員長報告	

総務文教常任委員長	152
産業厚生常任委員長	154
質疑・討論・表決	155
○日程第2 陳情第26号外2件	
委員長報告	
産業厚生常任委員長	155
質疑	156
(陳情第26号)	
討論	
浅木 敏議員 (反対)	156
表決	157
(陳情第28号)	
討論	
浅木 敏議員 (反対)	157
表決	158
(陳情第29号)	
討論・表決	158
○日程第3 委員会調査について	158
継続調査	159
○日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号	159
質疑	159
委員会付託省略	159
討論・表決	159
○日程追加 宿毛市議会改革調査特別委員会の設置について	159
(提案理由の説明)	
今城誠司議員	160
質疑・討論・表決	160
(閉会あいさつ)	
市長	161
閉会 (午後 3時58分)	
委員会審査報告書	164
陳情審査報告書	167
閉会中の継続調査申出書	168
意見書案第1号	171
意見書案第2号	172

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付－ 1
議決結果一覧表	付－ 3
議 案	付－ 3
陳 情	付－ 7

平成 2 2 年
第 1 回宿毛市議会定例会会議録第 1 号

1 議事日程

第 1 日（平成 2 2 年 3 月 3 日 水曜日）

午前 1 0 時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

- 諸般の報告
- 行政方針の表明

第 3 議案第 1 号から議案第 6 2 号まで

議案第 1 号 宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて

議案第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 4 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 5 号 平成 2 1 年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 6 号 平成 2 1 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 7 号 平成 2 1 年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 8 号 平成 2 1 年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 9 号 平成 2 1 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 1 0 号 平成 2 1 年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 1 1 号 平成 2 1 年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 1 2 号 平成 2 1 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第 1 3 号 平成 2 1 年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について

議案第 1 4 号 平成 2 1 年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 1 5 号 平成 2 1 年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第 1 6 号 平成 2 1 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 1 7 号 平成 2 1 年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第 1 8 号 平成 2 2 年度宿毛市一般会計予算について

議案第 1 9 号 平成 2 2 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第 2 0 号 平成 2 2 年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第 2 1 号 平成 2 2 年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第 2 2 号 平成 2 2 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第 2 3 号 平成 2 2 年度宿毛市老人保健特別会計予算について

- 議案第 24 号 平成 22 年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
- 議案第 25 号 平成 22 年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
- 議案第 26 号 平成 22 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
- 議案第 27 号 平成 22 年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
- 議案第 28 号 平成 22 年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第 29 号 平成 22 年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第 30 号 平成 22 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 31 号 平成 22 年度宿毛市水道事業会計予算について
- 議案第 32 号 宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 33 号 宿毛市支所及び支所連絡所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 34 号 宿毛市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 35 号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 36 号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 宿毛市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 宿毛市教育研究所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 41 号 宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 43 号 宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 44 号 宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 45 号 権利の放棄について
- 議案第 46 号 指定管理者の指定について
- 議案第 47 号 指定管理者の指定について
- 議案第 48 号 指定管理者の指定について
- 議案第 49 号 指定管理者の指定について
- 議案第 50 号 宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 議案第 51 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

- 議案第52号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第56号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第57号 市道路線の認定について
- 議案第58号 市道路線の変更について
- 議案第59号 市道路線の変更について
- 議案第60号 市道路線の変更について
- 議案第61号 市道路線の変更について
- 議案第62号 市道路線の廃止について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号から議案第62号まで

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 今 城 誠 司 君 | 2 番 岡 崎 利 久 君 |
| 3 番 野々下 昌 文 君 | 4 番 松 浦 英 夫 君 |
| 5 番 浅 木 敏 君 | 6 番 中 平 富 宏 君 |
| 7 番 有 田 都 子 君 | 8 番 浦 尻 和 伸 君 |
| 9 番 寺 田 公 一 君 | 10 番 宮 本 有 二 君 |
| 11 番 濱 田 陸 紀 君 | 12 番 西 郷 典 生 君 |
| 14 番 中 川 貢 君 | 15 番 西 村 六 男 君 |
| 16 番 岡 崎 求 君 | |

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

- 事務局 長 岩 本 昌 彦 君
- 次 長 小 島 美 喜 子 君
- 議事係 長 岩 村 研 治 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 西 清 二 君

副市長	岡本公文君
企画課長	岡崎匡介君
総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	滝本節君
税務課長	山下哲郎君
会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（寺田公一君） これより平成22年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において岡崎利久君及び野々下昌文君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西村六男君） おはようございます。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る3月1日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の議案等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から3月15日までの13日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（寺田公一君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月15日までの13日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月15日までの13日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

去る2月5日、山本幸雄君から、一身上の都合により、平成22年2月13日付をもって議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条のただし書きの規定によ

り、議長は同日付をもって、これを許可いたしました。

閉会中の議員の派遣については、お手元に文書を配付しておりますので、これによりご了承願います。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」とおりであります。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

続いて、市長の「行政方針の表明」を行います。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。

本日は、平成22年第1回宿毛市議会定例会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

表明するに当たりまして、先ほど、議長からご報告がございました山本幸雄議員が辞職されたということで、聞きますと、長い療養生活だということでございます。長年にわたりまして、議員活動に精励していただきましたことに対しまして、私の方からもお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

新年度予算案、並びに各議案の審議をお願いするに当たりまして、市政運営に対する基本方針並びに主要施策について、所信の一端を申し上げ、市民並びに議員の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

去年は、深刻な世界金融危機と、戦後最大の

世界同時不況の中、構造的な弱さが浮き彫りとなりました。危機的状況にあった日本経済へ、緊急対応としては、国は財政支出1兆5千400億円、事業規模5兆6千800億円という史上最大の経済危機対策を打ち出し、国民の注目を集めた年でした。

また、8月には、第45回衆議院議員総選挙で政権が交代し、選挙後には国において、補正予算の見直しが行われ、約2兆9,000億円が執行停止されました。

加えて、11月には、平成22年度の予算編成に向けて、行政刷新会議による事業仕分けが実施され、総額で約1兆9,500億円の予算が執行停止されるなど、地方行政を取り巻く環境は大きく変化いたしました。

こうした中、宿毛市では、昨年、公約でもあります第1次産業の振興に向け、芋焼酎の生産販売への支援や、片島地区への水産加工場の整備、加えて楠山の梅花見と、梅狩りが定着しつつあることから、次のステップとして、梅果実の利用を考えて、地域ブランドの拡充、及び地場産業の育成を図ってまいりました。

さらに、倉庫兼用の旅客待合所として、宿毛湾港新港岸壁に、すくも84マリンターミナルを建設することで、港湾機能の充実にも努めてまいりました。

一方、文化芸術事業といたしまして、岡本知高さんと、山岡耕筈先生率いるパガニーニ合奏団とのジョイントコンサートや、ひとり芝居「天の魚」等の開催を初め、スポーツ事業につきましても、第1回宿毛花へんろマラソンの開催や、四国九州アイランドリーグ公式戦、並びに大相撲宿毛場所の誘致等により、地域の活力向上と、交流人口の拡大に、鋭意取り組んでまいりました。

また、観光の推進を図るべく、市の組織から社団法人宿毛市観光協会の事務局を独立させて、

観光振興態勢を整えております。

今後も、限られた財源の中で、緊急性や優先度等を勘案しながら、適正な予算執行に努め、市民とともに歩む市政運営に全力を注いでまいりたいと思います。

それでは、市政運営の基本方針について、個別に申し上げます。

まず、行政改革でございます。

平成17年度に策定しました宿毛市行政改革大綱並びに集中改革プランに基づき、これまで事務事業や組織、機構の見直し、職員数、給料等の適正管理、及び民間委託の推進など、諸課題の解決に向け、効率的、効果的な行政運営に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、集中改革プランで示した数値目標はほぼ達成し、財政的にも大きな成果があったものと考えていますが、現下の極めて厳しい経済情勢の中、宿毛市の財政状況は依然として厳しいものと認識し、この状況を打破していくためにも、行政改革の不断の取り組みを行っていかねばなりません。

こうした中、現行行政改革大綱及び集中改革プランの実施計画期間が、平成21年度末で終了することから、このたび、平成22年度から平成26年度までの新たな大綱、並びに改革プランを策定いたしました。

策定に当たりましては、前回と同様、広く市民の皆様からご意見をいただくため、宿毛市行政改革推進委員会の委員の一部を公募し、新たな委員によるご意見、ご提言等を踏まえた上で、継続した取り組みや、今後新たに取り組むべき諸課題を盛り込んでいます。

今後も、市民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、限られた財源の中で、多様化する住民ニーズに適切に対処するため、改革プランの着実な実施に努め、引き続き、効率的、効果的な行政運営を行ってまいります。

財政状況でございます。

平成21年度は、経済対策臨時交付金、公共投資臨時交付金、及びきめ細かな臨時交付金など、さまざまな臨時交付金が創設されたことにより、多くの事業を実施することができました。

その反面、事業実施に当たっては、財源として一般財源や起債の充当が必要となります。

平成20年度決算に基づく財政健全化比率では、早期健全化基準を下回る数値となっているものの、公債費を計画的に抑制していくための指針ともいえる公債費負担適正化計画の起債予定額を超えた起債を充当してまいりまして、決して楽観できる財政状況ではありません。

また、土地開発公社の長期保有土地の購入や、学校の建設、耐震化、消防庁舎の建築など、大型事業も、今後多く見込まれています。

このような状況下において、平成22年度当初予算には、小筑紫統合小学校の体育館の建設や、市道大島中央線の整備に係る費用を初め、消防庁舎の建設に向けた予算等も計上してまいります。

予算全体の特徴といたしましては、昨今の不況や子ども手当の新設などを受け、民生費が大幅に膨らみ、一般会計では、対前年度比3パーセント増、101億6,159万3,000円の予算となっています。

一方、歳入面では、自主財源である税収は、平成22年度も減少することが見込まれ、加えて国においては、政権交代により、体制が大きく変わって、今後、さまざまな制度改革が行われることが想定されます。

引き続き、国の動向を注視し、新制度の活用や、必要な事業の精査等に鋭意努め、健全な財政運営を目指してまいります。

防災対策でございます。近年は、世界的に地震や、記録的な集中豪雨などにより、大規模な自然災害が多発しています。

日本国内では、昨年7月に中国九州北部豪雨が発生し、人的、物的被害を伴う大きな豪雨災害が発生しました。

また、昨年は、日本での大地震はありませんでしたが、海外では、9月にサモア諸島で、ことし1月にはハイチで。また、先月2月27日は、チリでマグニチュード8以上という大地震が発生しまして、多くの方々が犠牲となっています。

2月28日には、ご存じと思いますが、このチリ地震の影響によりまして、日本各地に大津波警報、津波警報、そして津波注意報が発令されまして、当市も沿岸部の皆様に避難勧告を出したところでありました。

このために、各行事の中止や、交通機関の運行が、全国で見合わされるなど、国民生活に大きな影響が出ました。

幸い、被害はなかったものの、改めて日ごからの防災対策や、防災意識の向上の必要性を認識したところであります。

宿毛市では、これまでも津波避難道の整備や、木造住宅耐震診断、改修事業などを実施するとともに、自主防災組織が整備する資機材等に対する助成、生活必需品を中心とする公的備蓄の推進など、積極的に南海地震対策に努めてまいりました。

平成22年度も、引き続き津波避難道の整備、自主防災組織に対する助成、木造住宅耐震事業、及び公的備蓄等を推進するとともに、災害時要援護者台帳の整備を初めとする災害時要援護者対策の推進や、家具転倒防止対策等、総合的な南海地震対策に取り組んでまいります。

定住自立圏構想についてでございます。

平成21年度は、四万十市並びに宿毛市が、総務省の進める定住自立圏構想に基づく中心市としての宣言を行い、本年1月19日には、土佐清水市、大月町、黒潮町及び三原村との間で

協定を締結いたしました。

今後は、具体的な取り組みである共生ビジョンを作成する中、中心市及び周辺市町村が役割分担を行い、本地域の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

地域情報化についてでございます。

平成23年7月の地上デジタル放送完全移行に向け、現在、国・放送事業者等では、さまざまな取り組みが進められております。

宿毛市における放送事業者のテレビ中継局整備は、平成21年度で完成し、市内の大部分の世帯で地上デジタル放送が受信可能な状況となっております。

今後も、関係機関と協力しながら、市民への啓発に努めるとともに、共聴施設のデジタル化改修など、市民の皆様が地上デジタル放送の受信ができる環境を積極的に推進してまいります。

また、ブロードバンドゼロ地域の解消に向け、国の補正予算を活用して、平成22年度から公設民営により、光ファイバー網の整備を行います。これにより、市内の大部分において、高速インターネットが利用できる環境となりますので、市民の皆様にも、ぜひご利用していただきたいと考えております。

次に、交通運輸体系の整備でございます。

土佐くろしお鉄道は、幡多地域の基幹公共交通として、住民の通勤通学などの生活路線としての機能はもとより、地域経済や観光振興において、必要不可欠な存在です。

近年、人口の減少や、バスなどの二次交通の脆弱さにより、利用者の減少が続いており、さらに昨年は、高速道路料金の休日1,000円化の影響を受けるなど、依然として厳しい経営状況が続いています。

このような状況の中、経営改善に向け、平成21年度から、高知西南地域公共交通活性化再生総合事業を活用し、鉄道及びバスについて、

さまざまな利用促進活動や、実証運行を行うなど、抜本的な対策を進めているところであります。

今後も、安定した経営の確立のついて、各機関へ要請してまいります。

また、3月13日の鉄道のダイヤ改正では、宿毛駅の始発便と最終便が特急にかわり、利便性が少しだけ増します。皆様には、さらなる利用をお願いいたします。

宿毛佐伯航路は、景気低迷の影響を受け、旅客数及び貨物物の減少傾向が続く、厳しい運営状況が続いていますが、本航路は、南四国と南九州を結ぶ海の国道として重要な航路であります。

引き続き、幡多6カ市町村及び高知県の財政支援を実施し、大分県及び佐伯市との連携を図り、安定経営と利用促進に向けて、取り組んでまいります。

今後、地域の公共交通を長期的に存続させるためには、会社の経営改善や、鉄道を中心とする地域交通の連携を図っていく必要があります。

そのためにも、市民の皆様の積極的なご利用をお願いするとともに、観光資源のピーアールや、各交通機関の乗り継ぎ環境の改善など、利用者の増加につながるよう取り組んでまいります。

港の利活用についてでございます。

宿毛湾港第1防波堤の完成により港の静穏や、倉庫兼用の旅客待合所として、すくも84ターミナルの整備も進みまして、港湾としての基本的な機能が整いつつあります。

こうした点をピーアールしながら、引き続き、関係機関とも連携を図り、ポートセールスや企業誘致に取り組んでまいります。

また、すくも84マリンターミナルを活用し、これまでの大型客船に対する受入態勢の強化に加え、各種イベントの充実を図り、港を利用し

た地域の活性化にも努めてまいります。

中村宿毛道路についてでございます。

中村宿毛道路につきましては、平田・宿毛インター間の一部の工区は既に工事に着手しております。他の工区も、地元説明や用地買収を進める予定になっています。

今後も、引き続き早期完成に向けて、積極的に要請していくとともに、四国横断自動車道の予定路線区間であります宿毛・内海間も、早期に計画路線に組み入れられるよう、取り組んでまいります。

横瀬川ダムの整備でございますが、平成21年度より、ダム本体の準備工事として、河川水を迂回させる仮排水トンネル工事に着手しています。

政権交代により、ダム不要論が根強く主張されている中、河川改修と中筋川の特殊性を説明、検証していく中で、利水を含めた必要性を訴えてまいりたいと考えております。

市道につきましては、路面等、施設の老朽化が著しく、維持修繕箇所も年々増加しています。こうした箇所の修繕工事につきましては、緊急性、優先度等を十分勘案し、計画的に整備してまいります。

また、平成21年度に交付金の割当不足等により、完成には至らなかった市道大島中央線につきましては、平成22年度内の早期完成に向けて、取り組んでまいります。

さらに、地域の主要幹線である国道、県道の整備促進につきましては、地域の要望が早期に実現できるよう、引き続き、各関係機関へ強く要請してまいります。

都市計画でございますが、都市計画につきましては、昨年度、中心市街地商店街の空洞化の解消を図るため、関係機関、関係団体との連携のもと、活性化に向けた新たな計画を策定しています。

平成22年度は、「水を活かしたコンパクトな公園の中にあるような町」をコンセプトにした本計画をもとに、国の認定を取得し、お年寄りや子どもに優しく、住みやすい、にぎわいのある商店街の再構築に努めてまいります。

国土調査でございますが、国土調査事業は、平成18年度から現地調査を休止していましたが、調査済箇所の事務整理が完了いたしましたので、平成22年度に、山奈町の長尾近辺から事業を再開する予定としております。

関係市民のご協力のもと、地籍を明確化を図り、土地の保全及び活用の促進に努めてまいります。

水道事業についてでございます。潤いのある市民生活に欠かすことのできない水道事業は、安全で安定的な給水の確保に向け、市内の配水管を計画的に整備するなどの事業実施に努めています。

平成22年度には、災害時の停電にも、飲料水、及び生活用水の確保ができるよう、宿毛上水道水源地へ、非常用自家発電設備を設置し、防災対策に取り組んでまいります。

また、沖の島の水道事業は、平成18年度から平成22年度までの5カ年計画で、母島簡易水道、弘瀬簡易水道、古屋野飲料水供給施設を統合し、沖の島簡易水道として整備を図っていますが、平成21年度には、母島、弘瀬地区の舗装復旧工事、及び弘瀬地区の一部の配水管布設がえ工事を除く取水、上水、配水の3施設が完成し、さらに長浜飲料水供給施設につきましても、改修を終えましたので、今後、島民への安全で安定的な給水が図れるとともに、島の観光振興にもつながると期待をしています。

下水道事業は、「下水道 きれいな水を未来まで」をキャッチフレーズに、市民の生活環境の向上と、公共水域等の環境保全を図ることを目的として、平成4年度に事業着手しました。

その後、平成14年3月には、宿毛クリーンセンターが稼働を始め、現在では事業認可区域166ヘクタールのうち、管渠整備の必要な約151.5ヘクタールの整備が完了し、2,392戸が利用可能となっています。

下水道への加入促進を図る取り組みとして、水洗便所等改造資金利子補給及び水洗化促進奨励金制度を設けていますが、平成20年度からの3年間は、別途、水洗化促進特例奨励金制度を設け、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水にかかわらず、くみ取り便所から下水道に切りかえた方に10万円の助成を行っています。

さらに、平成21年度には、緊急雇用創出特例基金を活用した下水道の未加入世帯への勧誘、及び調査を実施しました。

この調査結果を踏まえ、平成22年度は管渠整備事業を一時中断して、加入促進に重点を置き、経営の健全化を図ってまいりたいと考えています。

下水道の整備された地域の皆さまにおかれましては、積極的な加入促進にご協力をお願いいたします。

一方、雨水対策としましては、松田川の河口にあります宿毛ポンプ場のポンプ施設が老朽化していますので、国の下水道長寿命化支援制度を活用し、平成22年度から5カ年計画で雨水ポンプのオーバーホール等により、長寿命化を図り、市街地の浸水防除に努めてまいります。

企業誘致でございます。現在、高知西南中核工業団地には、製造業20社、物流センター協業組合25社が操業し、約730人が就労しています。さらに、宿毛湾港工業流通団地でも、造船会社2社が操業、約50名が就労しており、両団地とも雇用の場の確保はもとより、地域の経済・産業の発展に多大な貢献をいただいています。

世界的な景気悪化の影響が続き、立地企業の

経営環境は依然として厳しい状況におかれていますので、これまで以上に立地企業との情報交換を密にし、関係機関との情報共有を図るとともに、迅速な情報提供に努め、積極的な支援を行ってまいります。

また、厳しい経済状況ではありますが、未売却地への企業誘致はもとより、未進出企業に対する進出の働きかけや、進出企業へのアフターケアに努め、さらなる雇用の場の確保にも努めてまいります。

農林水産業でございます。

第1次産業を中心とした活性化策として、宿毛市では、平成20年度にすくも酒造の焼酎製造施設整備への支援を行い、雇用の創出、農地の活用などに努めてまいりました。

平成21年度からは、県が「産業振興計画の実行元年」と題し、活力を取り戻すためのさまざまな事業主体の取り組みを支援していく方針を打ち出したため、先行して焼酎事業を支援していた宿毛市におきましても、にぎわいづくりを中心とした地域活性化のための魚加工施設の整備、ナオシチの搾汁・商品加工する施設整備、及び環境に配慮したまちづくりのための堆肥化工場の整備の3項目を、本計画に盛り込み、地域の活性化に向けて取り組んでいるところです。

具体的な取り組みとしましては、すくも湾漁協を事業主体とする魚加工施設が、昨年10月に片島地区において操業開始、現在、県内の病院、東京の学校給食などへ、タイ、ブリを中心としたフィレ加工品の販売を行っています。

今後は、キビナゴのバラ凍結の製造にも着手、本漁協とともに、販売ルートの拡大を図ってまいります。

さらに、ナオシチ等の搾汁施設の整備に向けた費用を、当初予算に計上し、堆肥化施設につきましても、建設場所の決定や、用地の確保に努めてまいります。

このように、一次産品を活用した製品づくりを、積極的に支援していく中で、民間企業を初め、さまざまな事業主体から地域の活性化に関する事業の提案があり、宿毛市としましても、内容を十分吟味した上で、産業振興計画の活用も図りながら、適切な支援を講じてまいりたいと考えています。

次に、稲作を中心とする水田農業は、農業者の減少、高齢化、農業所得の減少など、非常に厳しい状況にあります。このような状況の中、国は食料自給率の向上や、農業と地域の再生などの目的で、平成22年度中に戸別所得補償制度を導入することとしています。

この制度については、各方面から賛否両論が討議されていますが、農民の方々の得策となるようにしていかなければならないというふうに思っております。

畜産業につきましては、飼料の高騰、食肉の下落などの影響により、経営が圧迫され、非常に厳しい状況にあります。今後とも、幡多地区総合畜産共進会への支援等を行うとともに、牛や豚の販路拡大に向けて、生産者の生産意欲が高まるよう、関係機関と協力してまいりたいと考えています。

林業につきましては、木材価格の変動、林業従事者の減少、高齢化、後継者不足などにより、依然として厳しい状況が続いていますが、我が国の温暖化対策において、森林によるCO₂の吸収は、重要な位置づけにありますので、森林組合、森林所有者、製材業者、及び行政の4者が一体となって森林整備等の推進を図るとともに、平成22年度におきましても、緊急雇用創出臨時特例基金事業や、市有林整備事業を活用し、除間伐作業等を実施してまいります。

水産業につきましては、平成16年度から田ノ浦漁港に荷捌き施設や冷海水製造施設の附帯施設などの整備を進め、このたび、徹底した衛

生管理のできる市場がほぼ完成しました。今後は、漁協と行政が一体となり、宿毛湾中央市場の水産物は、安全安心という認識を、全国の消費者に持っていただけるよう、漁業者のための施策を講じてまいります。

漁船漁業の振興につきましては、平成22年度もヒラメ、イサキ、タイ等に加え、ホゴ等、磯魚の放流も考えており、水産資源の増殖と保護を推進することで、引き続き漁家経営の安定に努めてまいります。

なお、平成22年度に沖の島沖の黒潮牧場の魚礁が、新たに1基増設となりますので、今後、漁獲高の向上が期待されるところであります。

養殖業の振興につきましては、藻津漁協所有の養殖用魚網の自動洗網機、自動に網を洗う機械でございますが、これが老朽化したため、平成22年度に新型機械を導入するとともに、漁業経営の安定に向け、引き続き資金の借入れに対する利子補給金の交付などの支援を実施してまいります。

商工業についてでございますが、商工業を取り巻く経営環境は、全国的に金融危機に端を発した景気の減退や、個人消費の低迷により、厳しい状況にあります。宿毛市でも、企業及び個人事業者にとりましては、大変厳しい経営状況にあり、特に中心市街地商店街の空洞化は深刻な問題となっております。

このため、宿毛市中心市街地活性化協議会とも連携を図りながら、中心市街地の活性化に向けた新たな基本計画の策定作業を進め、本計画を軸とした、にぎわいのある商店街の再構築に取り組んでまいります。

一方、特産品につきましては、地域の素材を生かした商品開発、及び販売を支援する中で、すくもの芋や直七の里、小夏ジュースなどは、一定の成果も出てきていますので、今後とも関係団体と連携を密にし、新たな商品開発を進め

るとともに、インターネット等によるピーアールや、各種イベントにおける物産展への参加等により、普及宣伝に努めてまいります。

観光についてでございます。

宿毛市では、これまで広域観光を視野に入れた観光行政を推進してまいりました。こうした中、昨年は、幡多広域が国土交通省より、観光圏の認定を受けましたので、今後、関係市町村で一層の連携を図り、地域資源を生かした魅力ある観光地づくりを推進してまいります。

また、平成22年1月に、社団法人宿毛市観光協会が、組織体制の見直しを行い、観光振興に向けた活動を強化していますので、本団体との連携を図る中、「だるま夕日」等の観光資源の利活用はもとより、宿毛湾を生かした新たな体験型メニューの企画開発や、大型客船入港時の交流等、地域の活性化にも努めてまいります。

さらに、すばらしい景観美を有する県内唯一の有人離島であります沖の島、鶴来島の観光振興につきましても、各種イベントの開催等を行う中で、観光客の誘致に努めてまいります。

都会からの修学旅行生や観光客に、離島や漁村等の生活、漁業体験の場を提供するブルーーツーリズムにつきましては、栄喜地区が本格的に受け入れを行っておりますが、新たに伝馬船や釣りいかだを利用した自然体験型の観光につきましても、社団法人宿毛市観光協会を事業主体として実施することで、入り込み客の増加につながるよう、努めてまいります。

市民祭宿毛まつりは、課題、問題点を掌握する中、毎年、内容の充実を図ってまいりました。ことしも市民の皆様がこころから楽しみ、参加してくれるような祭りとなるよう、実行委員会の皆様を主体として、市民総意の祭りにしていきたいと思っております。

教育についてでございます。

宿毛市では、これまで21世紀をこころ豊か

に生き抜いていくことができる子どもたちを育てるということを基本として、教育の充実に取り組んでまいりました。

特に、今日のように、先の読めない、非常に不透明な時代をたくましく生きていくためには、この基本理念を大切にするとともに、子どもたちに確かな学力の保障や、豊かな人間性を培うための教育を推進することが、大変重要であると考えています。

このため、平成22年度は、全国学力・学習状況調査や、全国体力・運動能力調査によって明らかになった宿毛市の子どもたちの現状を真摯に受けとめた上で、あらゆる有効な手だてを講じ、学力、体力の向上に向けた対策を強化してまいります。

また、大きな課題であります不登校やいじめ問題につきましても、すべての学校において子どもたちの笑顔が満ちあふれるよう、学校や保護者、地域と連携を図る中で、その解決に向けて、より一層取り組みを強化してまいります。

学校再編につきましては、本年4月に小筑紫小学校と田の浦小学校が統合し、新しい小筑紫小学校として開校することになりました。

校舎も3月23日に完成予定で、4月からは新しい校舎で学校生活をおくることとなります。

なお、小筑紫地区以外の学校再編につきましては、現在、そのあり方についてさまざまな方面よりご意見をいただいているところでございます。

今後、子どもたちに安心・安全な教育環境を提供するためにも、教育委員会の方向性を受け、平成22年度の早い時期に、保護者や地域の皆様に報告し、ご理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

社会教育の推進につきましては、生涯学習の拠点施設であります宿毛文教センターを積極的に活用し、市民の学習活動を推進するとともに、

培ってきた地域文化の継承と、新たな文化の創造に努め、心豊かで活力のある地域社会を築いてまいります。

社会体育につきましては、宿毛市総合運動公園体育施設等を拠点として、NPO法人宿毛市体育協会を初めとする各種スポーツ団体を支援し、市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術等に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、みずからの健康増進と、体力づくりができる環境づくりに努めてまいります。

また、大学スポーツ団体のキャンプ誘致や、各種大会の招致に努め、社会体育施設の活用を図るとともに、宿毛花へんろマラソンや、宿毛花へんろウォーク等の開催により、スポーツを通じた地域の活性化に努めてまいります。

人権について申し上げます。

宿毛市では、これまで、人権が尊重される社会の実現を目指し、宿毛市人権尊重の社会づくり条例の制定、人権施策に関する宿毛市総合計画の策定を初め、人権啓発講演会や、人権教育推進講座等を実施し、人権意識の向上に努めてまいりました。

平成22年度も、引き続き関係機関と連携しながら、部落差別をなくする運動強調旬間での人権コンサート、人権啓発パレードを初め、人権フェスティバルや人権教育推進講座の開催等、あらゆる人権問題の解消に向けた取り組みを進め、市民一人ひとりが、みずからの問題として、認識と理解を深めることができるよう、人権教育、啓発に努めてまいります。

福祉について、申し上げます。

障害者福祉について、国は障害者自立支援法を廃止し、新たな法律の制定に向け、取り組んでいます。

宿毛市では、国の動向を見ながら、引き続き、障害者の皆様が安心して、地域で生活できるよう、宿毛市障害者計画等に基づき、障害者福祉

の充実に取り組んでまいります。

児童福祉につきましては、新たな子育て支援策として、平成20年度より医療費の無料化の対象範囲を、小学校就学前から小学校卒業までに拡大したところでございますが、さらに平成22年10月からは、中学校卒業までに拡大をいたします。

今後も、国、県の財政支援等について要請する中で、子育て支援策として、安定した制度となるよう、取り組んでまいります。

また、子どもたちを取り巻く環境は、教育現場におけるいじめ、不登校などの問題だけではなく、家庭での子どもの虐待や、親の子育ての悩みなど、多くの課題が顕在化しています。

これに対応するため、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会を設置し、あらゆる問題の解決に向けて取り組んでいます。

今後とも、関係機関と連携をし、相談窓口の充実など、さらなる支援に努めてまいります。

要援護者対策としましては、ひとり暮らしの高齢者、及び障害者等が、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を目的として、平成22年度から災害時要支援・要援護者対策事業を実施することにより、日常的な見守り、声かけ支援はもとより、災害時における可能な限りの情報の伝達や、安否確認、避難誘導などの支援に取り組んでまいります。

保育所につきましては、少子化の影響により、園児数が年々減少し、効率的な保育所運営に支障が生じている状況の園があります。

そのため、保護者や地域の皆様と協議を重ねる中、平成20年度に和田保育園、平成21年度には貝礎保育園の統廃合を実施いたしました。

今後も、小中学校の再編計画とあわせ、統廃合を含めた保育所のあり方について、保護者や地域の皆様のご理解をいただきながら、協議を進めてまいります。

また、平成17年度に策定しました宿毛市次世代育成支援行動計画を、平成21年度に見直し、平成22年度から3年間の目標を定めた後期行動計画を策定いたしました。

今後とも、次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育ち、安心して子どもを預けることができるような環境づくりに向け、保育サービスの充実と、子育て支援の推進を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、平成21年度から3年間の目標を定めた第4期高齢者保健福祉計画に基づき、引き続き高齢者の方々が、住みなれた地域で、生きがいのある生活ができるよう、サービスの充実に努めてまいります。

保健事業についてでございます。

宿毛市では、市民が生涯を通じて、健康で安心して暮らせることができる地域づくりを目指し、乳幼児から高齢者までを対象とした保健事業の積極的な推進を図るとともに、自分の健康は自分で守る、といった意識の高揚に努めてきたところです。

健診事業は、特定健康診査、特定保健指導により、市民みずからが生活習慣を振り返り、改善していくことができるよう、積極的に支援するとともに、各種がん検診もあわせて受診率の向上に努めてまいります。

母子保健事業は、少子化対策の一環として、平成21年度から実施されています妊婦健康診査14回分の公費負担を、引き続き実施するとともに、より一層の子育て支援の向上に努めてまいります。

介護保険事業は、要支援、要介護状態にならないための介護予防事業を、引き続き推進し、高齢者の生活が自立した、生きがいのあるものになるよう努めるとともに、平成22年度は、宿毛市高齢者虐待防止ネットワークを立ち上げ、高齢者に対する虐待の防止、及び早期発見、ま

た権利擁護のため、必要な支援に努めてまいります。

介護保険制度は、少子高齢化が急速に進む社会状況の中、重要な役割を担う制度であるため、適正な介護保険サービスの提供と、介護保険給付費の確保に努めてまいります。

また、保健、福祉、介護、医療サービスの連携を一層強化し、高齢者を初め、すべての市民が健康で豊かに生活できる、活力あるまちづくりの実現に向けて、取り組んでまいります。

生活環境でございますが、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、生態系の異変など、私たちを取り巻く生活環境は、地球規模で変化が進んでいます。そして、これら変化の原因の多くが、私たち人間によってもたらされたものといわれています。

世界的な取り組みの中、人や生物が安心して暮らせる生活環境を取り戻していくためには、行政と市民が一体となって、身近なところから環境問題に取り組んでいかなければなりません。

そのためには、地球温暖化の原因となっているCO₂などの温室効果ガスの発生を減らし、化石燃料の使用を削減することが必要です。

幡多クリーンセンターにおける宿毛市分のごみの持ち込み量は、平成19年度に比べ、平成20年度は約400トンの減量となっています。

が、年間で約1億3,000万円の負担をしているのが現状です。

家庭から排出される生ごみ1日の水分を、コップ1杯分強減らすだけで、年間約1,200万円に相当する処理費が減り、化石燃料の削減を行うことができます。

このため、引き続き、生ごみ減量化のためのコンポスト等の購入補助や、ごみ減量化の啓発を積極的に行うとともに、3R、リデュース、リユース、リサイクルについても、推進を図ります。

さらに、バイオマスタウン構想策定のもと、この実施に向けて、環境課に資源活用係を新設し、循環型社会の構築に取り組んでまいります。

環境保全につきましては、市民の皆様にご協力をいただく中、宿毛市クリーンデーの年2回の実施や、平成22年度からは、環境指導員によるパトロール指導体制の強化を図るなど、ごみの不法投棄及び野焼き防止に努めるとともに、引き続き、川や海の水質保全に向け、公共下水道が整備されていない地域については、合併浄化槽設置補助事業の実施を継続してまいります。消防行政についてでございます。

新消防庁舎の建設につきましては、これまで、候補地の選定を行ってまいりましたが、このたび、パルス宿毛の東側に決定いたしました。

本庁舎は、将来起こりうるとされる東南海・南海地震等の大震災時にも、迅速かつ的確に対応し、市民の皆様が安心して暮らせる、安全・安心のまちづくりの防災拠点となる施設で、敷地面積は3,356平方メートル、管理棟、車庫及び訓練棟を含む建物の延べ床面積は約3,000平方メートルとなる予定です。

これに伴い、平成22年度当初は、地質調査等を実施し、早期の完成を目指したいと考えています。

今後は、ハード整備だけではなく、引き続き、消防力を低下させることのないよう、職員の知識と技術の育成にも力を入れ、より高いレベルで、住民の安心・安全の確保に努めてまいります。

また、救急業務も年々増加し、複雑化する救急需要に対応するため、救急救命士の養成、及び気管挿管、薬剤投与資格者の育成に取り組み、救命率の向上を図ってまいります。

以上、平成22年度を迎えるに当たりまして、市政運営の基本的な考えを申し上げましたが、依然として厳しい財政状況が続く中、南海地震

対策や、地域振興のための各種事業など、今後一層、推進していかなければならない課題が山積みしております。

この上は、宿毛市のおかれている現状を積極的にお知らせし、ともにこの状況を乗り越えていただきたいと考えています。市民並びに議員の皆様方におかれましては、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。所信の一端とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（寺田公一君） 以上で、市長の「行政方針の表明」を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第62号まで」の62議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、ご提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明いたします。

少し詳しい形で説明をさせていただきますから、ご了承願いたいと思います。

議案第1号は、宿毛市名誉市民の選定について、議会の同意を求めるものでございます。

本市出身で、第1東京弁護士会会長並びに日本弁護士連合会副会長等を歴任後、平成11年に、全国犯罪被害者の会を創立し、本会の代表幹事として、現在、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に向けてご尽力されています岡村勲氏に、本市の名誉市民の称号を贈ることについて、宿毛市名誉市民条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものです。

岡村氏のご功績は、議案資料としてお手元に配付させていただいておりますが、皆様ご承知のとおり、大変なご功績があり、本市に対しましても、昭和45年から、橋上小中学校に毎年図書の寄贈や、図書購入費を寄附されるなど、大変ご尽力を賜っているところでございます。

このような、いろいろな実績を踏まえまして、本市の名誉市民としてふさわしい方であると考えていますので、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

議案第2号及び議案第3号の2議案は、固定資産評価審査委員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

現委員の山下博文氏が3月31日をもって、また、田村剛基氏が5月9日をもって、それぞれ任期が満了となりますので、引き続き、両氏を本市の固定資産評価審査委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第4号は、教育委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

現委員の松田典夫氏が、3月31日をもって任期が満了となりますので、引き続き、松田氏を本市の教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第5号は、平成21年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

主な内容は、きめ細かな臨時交付金の創設や、国の補正予算に伴う各種事業の増額、並びに決算見込みによる補正等でございます。

総額で9,663万6,000円を減額しようとするものでございます。

歳入で増額する主なものは、地方交付税が、5,000万円、国からの支出金が、9,118万7,000円、県からの支出金が、1,365万4,000円、諸収入が、1,493万4,000円などでございます。

また、歳入で減額する主なものは、市税が、5,810万円、市債が、2億2,580万円などでございます。

一方、歳出で増額する主なものとしまして

は、総務費で、職員の早期退職に伴う「職員退職手当」として、1億8,811万4,000円を計上しています。

また、内閣府が、有事の際に全自治体の防災行政無線を自動に起動させて、国民への迅速な情報伝達を行うようにするため、「高知県防災情報通信設備整備工事費」として、942万円を計上しています。

次に、平成22年度に実施する小筑紫小学校体育館の改築費に充当するため、公共投資臨時交付金を活用し、「施設等整備基金積立金」として、1億3,900万円を計上しています。

同じく、公共投資臨時交付金を活用し、橋上町楠山地区に、携帯電話の中継局を整備するため、「移動通信用施設整備事業設計委託料」として1,018万5,000円、及び「移動通信施設整備事業工事費」として4,630万6,000円を、それぞれ計上しています。

衛生費では、公共投資臨時交付金を活用し、上水道事業の財源に充当するため、「水道事業会計繰出金」として、4,500万円を計上しています。

商工費では、きめ細かな臨時交付金を活用し、国民宿舎「椰子」の空調設備の改修費用に充当するため、「国民宿舎運営事業特別会計繰出金」として、522万1,000円を計上しています。

土木費では、きめ細かな臨時交付金を活用し、道路改良工事等を行うため、市道維持補修工事費として2,500万円、道路新設改良事業設計委託料として1,100万円、及び道路新設改良工事費として5,756万7,000円を、それぞれ計上しています。

なお、道路新設改良工事費の内訳でございますが、市道和田東線の新消防庁舎への進入路となる橋梁の拡幅等改修費として、2,100万円、市道貝塚団地1号線の側溝の改修費とし

て、456万7,000円、市道幸町4号線の歩行者等の通行改善のための路側等改修費として、3,200万円を計上しています。

教育費では、きめ細かな臨時交付金を活用し、咸陽小学校を含む4小学校、及び宿毛中学校を含む4中学校の老朽化したプールの改修を行うため、プール塗装工事費として、小学校費及び中学校費に、それぞれ400万円を計上しています。

また、歳出で減額する主なものとしまして、総務費では、共聴施設デジタル化支援事業費補助金が1,428万6,000円、財政調整基金積立金が3,409万1,000円、地域情報化通信基盤整備実施設計委託料が6,571万8,000円、その工事費が1億7,470万8,000円。

民生費では、宿毛高齢者支援ネットワーク構築事業システム開発設計等委託料が2,443万5,000円、介護保険事業特別会計繰出金が1,170万9,000円、療養給付費市町村負担金が906万1,000円、児童手当扶助が1,452万円、生活保護の医療扶助が1,442万3,000円。

衛生費では、新型インフルエンザ予防接種委託料が1,000万円、健診等委託料が516万8,000円、宿毛市浄化槽設置整備事業補助金が690万円、ごみ処理に係る幡多広域市町村圏事務組合負担金が950万2,000円。

農林水産業費では、宿毛市森の腕たち育成事業費補助金が、929万9,000円。

土木費では、県営道路事業負担金が、720万円、市道大島中央線道路改良工事費が、9,357万2,000円、下水道事業費特別会計繰出金が、614万円。

教育費では、経済危機対策臨時交付金を充当していますパソコン・デジタルテレビ等購入費が616万7,000円、小筑紫小学校改築工

事に係る現場監理業務委託料が827万5,000円、図書館コンピューター機器更新工事費が508万4,000円、災害復旧費では、農業施設災害工事費が1,212万円、土木施設災害工事費が1,452万1,000円など、これらが減額をしております。

議案第6号から議案第17号までの12議案は、平成21年度各特別会計及び水道事業会計補正予算でございます。

いずれも決算見込額として、必要最小限の経費を補正をしています。

議案第18号は、平成22年度宿毛市一般会計予算でございます。

総額で101億6,159万3,000円を計上しています。

財政状況や予算編成につきましては、行政方針の中で申し上げましたので、省略させていただきますが、前年度より2億9,699万1,000円の増額予算となっています。

歳入の主なものを申し上げます。

市税が、21億2,034万7,000円、地方消費税交付金が、2億2,197万2,000円、地方交付税が42億円、国からの支出金が12億270万円、県からの支出金が8億4,382万3,000円。財政調整基金等からの繰入金が1億6,005万5,000円、市の借入金であります市債として、8億2,490万円などを計上しています。

一方、歳出の中で、主なものを申し上げます。

総務費では、SWANテレビへの行政チャンネル番組制作委託料として、1,227万3,000円、鶴来島等のデジタル難視聴地域への共聴施設デジタル化支援事業費補助金として3,000万円、土佐くろしお鉄道、中村宿毛線の経営助成を行っている基金について、平成22年度から5カ年計画で再造成を行うため、鉄道経営助成基金負担金として1,729万3,0

00円、宿毛佐伯航路運航経費支援事業補助金として2,000万円。平成22年度から休止していた国土調査事業の現地調査を再開し、山奈町の長尾近辺の地籍の明確化を図るため、地籍調査事業委託料として2,656万6,000円。

平成22年度から、沖の島支所弘瀬連絡所の窓口業務を、NPO法人「宿毛雇用サポートセンター」に委託するため、連絡所窓口業務委託料として228万1,000円。

民生費では、平成21年10月に開所した「宿毛市あったかふれあいセンター」の業務を、「社会福祉法人高知西南福祉協会」に委託するため、「ふるさと雇用再生あったかふれあいセンター事業委託料」として、1,508万6,000円。

平成22年度から、人工透析治療を受ける方の医療機関までの交通費を助成するため、「じん臓機能障害者通院費助成事業費扶助」として、120万円。

現在、小学校卒業までとしている医療費の無料化の対象範囲を、平成22年10月から、中学校卒業までに拡大するため、乳幼児医療費扶助として3,498万6,000円。

平成22年度から、次世代の社会を担う子ども一人ひとりを、社会全体で応援することを目的として、中学校卒業までの子どもを対象に、1人につき、月額1万3,000円を支給するため、子ども手当扶助費として3億8,350万円。

生活保護業務の効率化に向け、医療レセプト等の電子化等に対応した新しいシステムを導入するため、「生活保護システムリプレイス導入費」として、1,356万2,000円。

衛生費では、少子化対策の一環として、妊婦健康診査の14回分に係る費用を公費負担としたため、妊婦・乳児一般健康診査委託料等とし

て、2,115万2,000円。

水質及び環境保全に向けて、水洗トイレの普及を図るため、宿毛市浄化槽設置整備事業補助金として、810万円。

労働費では、雇用環境の急速な悪化に伴い、平成21年度に創設された緊急雇用対策事業を、平成22年度においても実施するため、緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料として、2,006万1,000円、及びふるさと雇用再生特別基金事業委託料として、4,049万円。

農林水産業費では、農家、非農家を問わず、地域住民が協働で行う農地の草刈り等、農地・農業施設の維持管理のための活動に対しまして、宿毛市農地・水・環境保全向上対策事業補助金として、529万円。

宿毛いも生産組合の肥料散布機の購入及び篠南集落営農組合の倉庫建設や、農業機械等の購入に係る費用に対し、宿毛市中山間地域集落営農等支援事業費補助金として、626万5,000円。

地産地消の推進を目的として、宿毛市地産地消促進協議会が、食育授業や地産地消フェア等を実施することに対し、宿毛市特産品販売促進事業補助金として、65万円。

直七生産組合が、ナオシチの特産品としての確立や、農家所得の向上、さらに、新たな雇用の創出を目的として、錦地区にナオシチ搾汁施設を整備することに対し、宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金として5,750万円。

1パーセント以上の勾配のある農用地について、農業者が共同で行う水路、農道等の維持管理のための活動に対し、宿毛市中山間地域等直接支払交付金として、418万4,000円。

農業者または農業者等の組織する団体が行う耕作放棄地の再生・利用のための活動に対し、宿毛市耕作放棄地再生利用緊急対策交付金として、643万円。

水産資源の増殖及び保護の推進に向け、沖の島周辺等に稚魚を放流するため、イサキ等の種苗購入費として、100万円。

藻津漁業協同組合所有の全自動洗網機が老朽化したため、新たな機械を設置することに対し、宿毛市水産業総合支援事業費補助金として、808万6,000円。

離島における漁業環境の保全のため、母島、弘瀬及び鶴来島の3地区が、共同で取り組む漁業再生活動に対し、離島漁業再生支援交付金事業として、516万8,000円。

商工費では、蛸湖ゴルフパークのクラブハウス下の地盤沈下を修復する工事を行うため、観光施設等工事費として、58万8,000円。

土木費では、市道大島中央線の今年度内の完成を目指し、市道大島中央線道路改良工事費として、1億5,343万円。

宿毛湾新港及び新田の緑地整備等を行うため、県営港湾事業負担金として、2,618万円。

宿毛湾新港の第2防波堤の整備を行うため、国直轄事業負担金として、8,437万5,000円。

地域の子育て活動を支援する目的で、地域子育て創生事業費補助金を活用し、春長、西谷及び西町の3カ所の公園に複合遊具等の整備を行うため、公園遊具施設設置工事費として583万2,000円、及び原材料費として1,232万円。

市民の安全な暮らしを確保するため、がけくずれ住家防災対策工事費として1,243万1,000円、及び県営急傾斜地崩壊対策事業負担金として、482万円。

消防費では、新消防庁舎建設に向け、地質調査等を行うための費用9,100万円を、幡多西部消防組合分担金に含め、総額で、3億1,618万6,000円。

小筑紫分団田ノ浦部に、小型動力ポンプ付積

載車を配備するため、小型動力ポンプ付積載車購入費として、819万円。

教育費では、小筑紫小学校と田の浦小学校の統合に伴い、遠距離通学となる田の浦小学校の児童をスクールバスで送迎するため、小筑紫小学校スクールバス運行委託料として、500万円。

同じく、小学校の統合に伴い、新たな体育館を建設するため、小筑紫小学校体育館改築等工事費として、3億2,680万円。

坂本図書館の窓口業務をNPO法人宿毛雇用サポートセンターに委託するため、窓口業務事務委託料として、895万7,000円。

第3回宿毛花へんろマラソン実施のため、宿毛花へんろマラソン実行委員会補助金として、900万円などを計上しております。

議案第19号から議案第30号までの12議案は、平成22年度各特別会計予算でございます。

なお、平成22年度から、宿毛市立学校給食センターの調理業務を、NPO法人宿毛雇用サポートセンターに委託するため、議案第24号別冊、平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計予算の学校給食センター運営費の中に、新たに調理業務委託料として、4,342万4,000円を計上しています。

議案第31号は、平成22年度宿毛市水道事業会計予算でございます。

災害時の停電への対応として、上水道の水源地に自家用発電機を設置するための費用、5,200万円など、総額で、7億7,564万8,000円を計上しています。

議案第32号は、宿毛市課設置条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、平成22年4月1日から、循環型社会づくり及びバイオマス資源の利活用に関する事務を行うため、環境課に「資源

活用係」を新設することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第33号は、宿毛市支所及び支所連絡所設置条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、小筑紫町への国道からの出入口の道幅が狭く、来所される方の安全に支障を来している状況です。

これを解消するため、平成22年10月1日から、本支所を宿毛市立特別養護老人ホーム千寿園の施設内に移転することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第34号は、宿毛市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、道路交通法の一部を改正する法律が、平成22年4月19日から施行されることに伴い、高齢運転者等専用駐車区間制度が導入され、駐・停車が禁止されている道路であっても、70歳以上の高齢者や、妊婦等が運転する普通自動車については、駐・停車をすることが可能となるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第35号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、審議会等の会議が短時間で終了することがあるため、非常勤の特別職の報酬のうち、月額5,800円、及び5,000円を支給する報酬に限定して、平成22年4月1日から、開催時間が4時間未満となる場合には、月額報酬の6割支給とし、「5,800円」を「3,400円」に、「5,000円」を「3,000円」に改定することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第36号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、現在、管理職手当の支給額が、給料月額10パーセントの定率とし

ておりますが、平成18年人事院勧告におきまして、管理職手当の定額化が示されており、検討を重ねた結果、平成22年4月1日から、一律4万1,000円の定額支給とすることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第37号は、宿毛市分担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、現在、宿毛市及び高知県が行う農林・水産・土木事業等の実施にあたっては、地元から分担金を徴収し、事業費に充てているところですが、平成22年4月1日から、高知県が、補助事業に係る事務費分の市町村負担を廃止するため、本市におきましても、事業費から事務費を控除した額で分担金を算定する方法に改めること、及び補助対象事業全般に対応するための事業名の変更等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第38号は、宿毛市教育研究所設置条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、現在、教育委員会内に設置しています「宿毛市教育研究所」と、「宿毛市教育相談所」を一本化するため、平成21年度をもって、宿毛市教育相談所を廃止し、平成22年4月1日から、宿毛市教育研究所の中に教育相談の窓口となる「教育相談センター」を新設することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第39号は、宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、小筑紫小学校と田の浦小学校の統合により、平成21年度をもって、両校が閉校となることに伴い、両校の体育館を学校体育施設から除く必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第40号は、宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例でござ

います。

内容につきましては、スクールバスの橋上ルートにおいて、一般乗客の利便性の向上を図るため、平成21年度をもって、現バス停の「宿毛高校前」を廃止するとともに、平成22年4月1日から、新たに南海楽器前に「中央1丁目」及び宿毛駅構内に「宿毛駅」のバス停を、それぞれ新設することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第41号は、宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、議案第40号でもご説明しましたように、平成21年度をもって田の浦小学校体育館は、学校体育施設から除きますが、今後も使用が可能な施設ですので、平成22年4月1日から、「宿毛市田の浦体育館」に名称を改め、「宿毛市和田体育館」とともに、地域住民の体育振興を図るための「宿毛市立体育館」として位置づけることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第42号は、宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、現在、子どもに係る保護者の医療費負担の軽減を図るため、無料化の対象範囲を「小学校卒業まで」としておりますが、平成22年10月1日の診療分から、「中学校卒業まで」に拡大することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

失礼、先ほど私、議案第41号のところ、「内容につきましては、議案第40号でも」と言いましたが、これは「39号」の間違いでございます。訂正いたします。

次に、議案第43号は、宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、平成21年度をもちまして、貝礎保育園を閉園し、平成22年4月1

日から平田保育園へ統合することに伴い、条文から貝礎保育園の記述を削る必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第44号は、宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、平成22年4月1日から、「寺山生活改善センター」を中山地区に無償譲渡することに伴い、条文から本施設の記述を削る必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第45号は、権利の放棄についてでございます。

内容につきましては、幡多地区の観光振興のため、幡多広域ふるさと市町村圏基金として、宿毛市が出資しています8,518万2,500円のうち、946万4,500円を取り崩し、幡多広域観光協議会の組織化の補助金等として充当するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第46号から議案第49号までの4議案は、指定管理者の指定についてでございます。

まず、議案第46号から議案第48号までの3議案でございますが、「神有多目的集会所」、「楠山多目的集会所」及び「坂本多目的集会所」の3施設は、長年にわたり、各地区と委託契約を締結し、管理をお願いしてきた経過がありました。このたび、指定管理者の指定に当たり、それぞれの地区から申請があり、厳正な審査を行った結果、これまでの実績を含めて十分な管理・運営能力があるものと認め、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間、それぞれの地区を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

一方、議案第49号の「蛸ヶ湖ゴルフパーク」につきましては、「株式会社すくもグリーン企画」を指定管理者として、平成18年4月1日に、初めて指定をしまして、平成19年4月1日に再指定し、平成22年3月31日までの期間、管理・運営をしていただいています。

このたび、指定が終了するため、再指定に当たり公募を行ったところ、現指定管理者の「株式会社すくもグリーン企画」1社からのみ申請がありまして、プレゼンテーション及び面接等を実施し、厳正な審査を行った結果、これまでの実績を含めて、十分な管理・運営能力があるものと認め、引き続き、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、本法人を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第50号は、宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてでございます。

内容につきましては、平成15年7月から、宿毛西町郵便局において取り扱っています納税証明書や、住民票の写しの交付等の事務について、平成22年度も継続して行うため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第51号から議案第54号までの4議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定でございます。

内容につきましては、いずれも高速インターネットなどの情報通信基盤整備に伴うもので、「小筑紫町石原地区」、「橋上町坂本地区」、「橋上町楠山地区」及び「沖の島町鶴来島地区」の4地区で事業を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、計画をそれぞれ策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等

に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第55号及び議案第56号の2議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更でございます。

内容につきましては、いずれも高速インターネットなどの情報通信基盤及び水道施設の整備に伴うもので、小筑紫町栄喜地区、及び沖の島町母島地区の2地区で事業を実施するに当たり、辺地対策事業債の変更を行うため、計画をそれぞれ変更する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第57号は、市道路線の認定でございます。

内容につきましては、松田町の造成地の道路が、宿毛市の公衆用道路としての登記が完了したことに伴い、起点から終点までの延長95.7メートルを、「市道土居の後3号線」として、新たに市道認定をすることについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第58号から議案第61号までの4議案は、市道路線の変更でございます。

内容につきましては、国道及び県道改良工事により、「市道貝塚2号線」、「市道三島線」、「市道藻津4号線」及び「市道本村池ノ上線」の経路等が変更になったことに伴い、4路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第62号は、市道路線の廃止でございます。

内容につきましては、県道改良工事により、「市道貝ヶ崎1号線」が県道の敷地となったことに伴い、本路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議

決を求めるものです。

長くなりましたが、以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

どうかよろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（寺田公一君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。議事の都合により、3月4日及び3月5日は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、3月4日及び3月5日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月4日から3月7日までの4日間休会し、3月8日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時28分 散会

平成22年
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成22年3月8日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 小島美喜子君
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君
税務課長 山下哲郎君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

質問に入ります前に、平成20年の第4回定例議会で父子手当の創設についての問題提起をする中で、市長に対して質問をいたした経緯があります。

あわせて、議員各位のご理解と賛同をいただく中で、昨年の第1回定例議会において、宿毛市議会として、当時の政府に対しまして、父子家庭に対し児童扶養手当の支給を求める意見書を提出したのであります。

この事案について、昨年の総選挙において政権交代が実現をする中で、新しく発足をした鳩山3党連立政権は、コンクリートから人へ、人の命を大切にすると基本的な方針のもとに、児童扶養手当を父子家庭にも支給するための児童扶養手当法改正案が2月12日に閣議決定をされ、本国会に提出されました。

この問題が、このように一歩前に進んだことに対して、提起をした一人の議員として大変うれしく思っておりますのでございます。

それでは、通告いたしております内容について、一般質問を行います。

ご案内のとおり、去る2月1日から5日までの5日間、アメリカのイージス艦レイクエリーが宿毛湾港に寄港いたしました。私たち社民党は、西日本有数の漁場であり、平和で豊かな宿毛湾を守らなければならない。アメリカとの友好と親善を推進するのに軍艦は要らない。核搭載可能な米軍艦船の宿毛湾港への寄港に反対

であるとの一貫した方針のもとに、寄港反対運動の先頭に立ち、各種の取り組みを行ってまいります。

今後も、この種の動向につきましては、監視をしながら、厳正に対処してまいりたいと考えております。

そこで、平和を願う市民の声を受けて、イージス艦の寄港問題についてお伺いいたします。

最近の新聞報道にも大きく取り上げられておりますように、今日まで日米両国政府が日本国民を欺いて核兵器搭載可能な航空機や艦船の日本国への寄港、並びに日本の領海の通過に関しては、事前協議事項の対象から外し、核兵器を搭載したまま、自由に日本国内に立ち寄ることを認めることを、日米両国政府間で交わしていた、いわゆる核密約が存在していたことを、安保条約改定当時の外務省高官による証言がされております。

このことが事実であるとするれば、事前協議がない限り、核搭載はないとした今日までの外務省の見解は、国民を愚弄するものであり、日本国の国是であります非核三原則に明らかに違反するものであります。

そのような今日的状況の中で、尾崎正直高知県知事は、県内の平和団体からの宿毛湾港への寄港に関して、非核証明書発行が最低条件であるとの強い申し入れにもかかわらず、日本外務省のこれまでの見解を踏襲した核兵器搭載能力はない。よって、搭載の疑問は挟まないとの口頭通告を根拠にして、核兵器搭載疑惑のある米軍艦船の宿毛湾港への寄港を容認いたしました。

広島、長崎、ビキニと、3度にわたる原水爆の被害を受けた我が国民として、世界の恒久平和並びに全世界からの核廃絶の実現を目指そうとする思いに、全く逆行する行為であります。

そして、高知県の湾港における非核平和利用に関する決議を、高知県議会において全会一致

で採択した高知県知事として、取るべき態度ではないとの考えから怒りを感じておりまして、強く抗議するものであります。

高知県知事の宿毛湾港への岸壁使用許可決定を受けて、宿毛湾港への実際の寄港は、4年前のラッセル、2年前のオケインの寄港に続いて3度目ではありますが、昨年2月27日から3月3日までの5日間にも、寄港の打診がありました。

しかし、そのときは防波堤工事が行われていたために、寄港することができませんでした。

このように、恒常的に宿毛湾港が核兵器搭載可能な艦船に利用されております。友好と親善であるとの理由で、市民感情の懐柔策をとり、まさに欺瞞に満ちた、明らかに戦略的に計算をされた寄港であるといわざるを得ません。

市民の生命や財産を守ることは、市政における最も重要な課題であります。

そして、皆さんご案内のとおり、宿毛市の経済は第一次産業が中心であり、特に宿毛湾での水産資源を活用した漁業を中心としておるのであります。

平和で美しい漁場、豊かな宿毛湾、そして天然の良港であります宿毛湾を、子々孫々まで守り、残していくことが私たちに課せられた重要な課題ではないでしょうか。

しかし、多くの市民や、漁業で生計を営む漁民の中には、そうした宿毛湾にたびたびイージス艦が寄港することにより、海水が有機すずや核により汚染されるのではないかと不安が渦巻いていることも、これまた事実であります。

平和で豊かな宿毛市をつくり、安全安心な市民生活を営むことを願う市民の心をないがしろにする高知県知事の宿毛湾港使用許可の決定に対し、全世界からの核廃絶に向けて取り組もうとしている平和市長会議にも加盟をし、加盟をする全国の市長さんと連携をして取り組もうと

しておる中西市長でありますので、即刻、抗議の申し出をすべきではなかったのかと考えます。

そのことが、真に市民の心を心とした市政の推進を進める立場にある最高責任者としての、宿毛市長がとるべき態度ではないでしょうか。

私としては、中西市長は高知県知事の決定に対して、何らの異論も伝えることなく、まさに他人事のような態度にしか思われませんでした。まことに残念でなりません。

市長の所見をお伺いいたします。

次は、公共サービス基本条例の制定について、お伺いいたします。

現在、宿毛市においても、行政改革大綱集中プランを受けて、各種の事務事業の見直しが行われておりまして、事務事業の委託や、指定管理者制度の導入等、アウトソーシングが進められております。

本議会においても、同僚の中川議員がアウトソーシング問題について、宿毛市における指定管理者制度のあり方等を含め、その問題点を指摘する中で、議論がなされてまいりました。

私も、先の定例議会において給食センター調理部門の民間委託に関する質問の中で、公共サービス基本法との関連で質問をした経緯があります。

いま一度、公共サービス基本法制定を受けて、今後の宿毛市の取り組みについて質問をいたします。

地方自治体をめぐる状況は、地方分権が進む中で、自治体の自己決定権の拡充と財源委譲により、身近な行政は身近な地方政府が担うことを基本とし、地域の公共サービスに責任を持って当たることが原則となりました。

一方、宿毛市を初めとする地方自治体は、深刻な財政危機と、自己責任により、計画的で効率的な行政運営や、住民の要望に見合った財政運営を行うことが求められることになりました。

しかし、効率的、効果的な行政運営を求めれば求めるほど、民営化、委託化が進められ、地域における公共サービスの質の低下や、地域住民の安心安全を脅かすことになるのではないかと、大変危惧をしております。

このような中、公共サービス基本法が成立をし、住民のための公共サービスとはどのようなものであるべきか。そして、公共サービスの質の確保についての規定がなされたことは、大きな意義があると思います。

公共サービス基本法は、公共サービスに関し、基本理念を定め、国や地方自治体の責務を明らかにすることとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らせることができる社会の実現に寄与することを目的として、衆議院において議員立法で立案されたものでありまして、2009年5月13日に成立をし、5月20日に法律第40号として公布され、7月1日から施行されました。

この法律の第3条では、基本理念として、安全かつ良質な公共サービスが確実、効率的、かつ適正に実施されることなどの5項目を掲げ、公共サービスに関する国民の権利であることが尊重され、国民が健全な生活環境の中で、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として、行わなければならないとしています。

今日、コンプライアンスの遵守が強く求められておりますが、公共サービス基本法の施行を受けてから、この間、宿毛市として庁内及び各出先機関などに対して、この法律についての趣旨や、条文の内容が守られるように、どのような対応を行ってきたのかお伺いいたします。

多くの公共サービスが地方自治体、宿毛市の事務・事業であり、公共サービス基本法が理念

法であることから、法律の具体化として、宿毛市として公共サービス基本条例の制定が必要ではないかと考えますが、市長として、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

次は、公契約条例の制定についてであります。

昨年の9月に千葉県野田市において、全国で初めてとなる公契約条例が成立をいたしました。これは、市発注工事などに従事する労働者に、適正な賃金を確保することで、業務の質の確保とともに、公契約の社会的価値の向上を目指すのがねらいであります。

野田市が先駆的に公契約条例制定に至った背景には、市長を先頭に市行政組織の強い意気込みがありました。

議会に条例案を提案するに当たって、野田市の根本市長は、公契約における低入札価格の結果、業務に従事する労働者や下請業者にしわ寄せがなされ、賃金の低下を招いている現状を根本的に変えていくために、野田市が先導的に公契約条例を制定することにより、国に公契約法制定の必要性を認識させようという意図を明確にしております。

そして、野田市公契約条例の前文では、地方自治体の入札は、一般競争入札の拡大や、総合評価方式の採用などの改革が進められてきたが、一方で低入札価格の問題によって、下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の低賃金を招く状況になってきている。このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、1つの自治体で解決するものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講じることが不可欠である。

本市は、この状況をただ見過ごすことなく、先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方自治体の締結する契約が、豊かで安心して暮

らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいと思う。

この決意のもとに、公契約に係る業務の確保、及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、この条例を制定するとあります。

野田市の条例制定を受けて、他の自治体においても、これに呼応することが出てくるとおられます。市長としては、国に先駆けて野田市が公契約条例を制定したことに対し、どのように考えているのかお伺いいたします。

市長のこれまでの議会での答弁を見ますと、労働者の労働条件は労働基準法や最低基準法等の法律で最低の基準が確保されており、市が条例をして、企業に対して取り組みを求めることはなじまないと、公契約条例の制定には否定的なようではありますが、野田市の条例制定を受けて、委託業者やそこで働く労働者の賃金等、労働条件を守っていくためにも、公契約条例の制定は必要ではないかと考えますが、そのことに対し、いま一度市長の所見をお伺いいたします。

ご承知のとおり、1949年、ちょうど私が生まれた年でありますけれども、国連のILOにおいて公契約における労働条項に関する条約を採択いたしております。いわゆるILO第94号条約であります。採択以来約60年が経過した現在においても、世界で59カ国しか批准をいたしておりません。

もちろん、我が国も批准をいたしておりません。政権交代の実現により、公契約基本法について、国の動きも早まることが予想されますが、市長として、この条約の批准に向けて、国に対して積極的に働きかけする考えはないかお伺いいたします。

次に、宿毛市障害者計画についてお伺いいたします。

障害者基本法第9条第3項の規定に基づき、

障害者の抱える諸課題を解決し、障害者の完全参加と平等を目指し、障害の有無にかかわらず、ともに助け合い、支え合いながら、住みなれた地域で自立をし、だれもが安心をして日常生活や社会生活を営むことのできるような社会、いわゆるノーマライゼーションの実現を基本理念として、より一層の障害者施策を推進することを趣旨として、福祉、保健、医療、教育、生活環境等幅広い分野の関連施策と、連携を図りながら推進しようとする宿毛市障害者計画が策定されております。

この計画は、平成19年度を初年度とし、平成23年度を目標年度といたしておまして、必要に応じて見直しを行っていくこともうたわれております。計画を実現していくために、施策の体系を啓発、広報、生活支援、生活環境等8つのテーマに分類をし、それぞれのテーマごとに取り組むべき重点施策を明らかにしております。

今回、私が質問する内容は、その中にあります8つのテーマの中で、生活環境の整備の取り組みについてであります。

重点施策としては、優しいまちづくりの推進、住宅生活環境の整備、防災防犯対策の推進、交通移動手段の充実の4項目が掲げられております。

交通移動手段の充実を図っていくことは、この計画にもうたわれておりますように、障害者の自立と、社会、経済、文化を初め、その他あらゆる分野の活動への参加を推進していく上においても、重要な取り組みであると考えます。

障害者自立支援法では、障害者の地域参加と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて、提供されてきた福祉サービス等について、障害の種類にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスをできるように、サービスを利用するため

の仕組みを共通の制度のもとで、一元的に提供する仕組みに改めるとされております。

障害者のおかれた今日的な状況を考えた場合、障害者の移動手段の充実を図る施策としての公共交通における運賃割引制度を見た場合に、疑問を持たざるを得ません。

宿毛市における公共交通機関としては、西南交通、土佐くろしお鉄道やJR等が挙げられますが、その中で運賃の割引制度を見てみますと、土佐くろしお鉄道につきましては、身体に障害のある方、知的な障害をお持ちの方、並びに精神に障害を持たれる方に対し、割引制度はありますが、西南交通やJRでは、精神に障害を持たれる方に対し、割引制度がないのが実情であります。

先日、高知県交通に電話で照会したところ、JRに準じて割引を行っておるとのことでありました。そのように、それぞれの会社において障害の種別によって、障害者が受けるサービスの内容が異なっている。このことに対して、市長としてどのように感じているのか、所見をお伺いいたします。

障害を持つことにより、仕事にもつくことができず、また、定期的に通院をしなければならない方もあり、その通院に係る経済的負担も大きいものがあるとお聞きいたしますので、宿毛市として、今後、どのような対策と言いますか、取り組みをしていこうと考えておるのか、市長の所見をお伺いいたします。

私としては、こうした問題を一つひとつ改善していくことが、宿毛市障害者計画を執行あるものにするものではないかと考えます。宿毛市として、他の自治体にも働きかけをする中で、国や高知県に対して、障害者に対し公共交通における運賃割引制度の充実を図るための取り組みをすべきじゃないかと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。松浦議員の一般質問にお答えをいたします前に、ちょっとだけ、1分間ほど時間をいただけますか。済みません。

今度、第2回の宿毛マラソンがあります。これにつきまして、雨の中にもかかわらず、沿線の皆様方に非常に草刈り等、きのうやっただけいただきました。そのことに対しまして、市民の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

それから、きのうはいろんな行事がございまして、地産地消フェアを初めて84マリンターミナルでやりまして、およそ1,500人程度来られたんじゃないかなというふうに思いまして、各品物を提供していただいた方、また場所に来ていただいた方に対しましても、また感謝を申し上げたいと思います。

もう1つは、梓立祭が第8回行われまして、議員の皆様にも非常にお世話になりました。早稲田、小松製作所、そして富山房さん、それぞれの団体から、市内の小中学生12人に対して、賞状・賞品が贈られました。こういったことが、市民の活性化にもつながるし、また、先人をたたえてもいかなきゃいけないことになるというふうなことを思っております。

本当に、土日のご協力をいただきましたことに対して、ここでお礼を申し上げさせていただきます。

済みません、時間をとらせまして。ありがとうございます。

イービス艦のレイクエリーの宿毛湾寄港についての所見をということでございます。

最後に、松浦議員から、何ら異論を唱えることなく、まさに他人事のような態度と。異論がないものですから、他人事という言葉が使われても、非常に困るわけでございますけれども。

私、賛成、このイージス艦が寄港することに賛成の皆さんの声も聞かせていただきましたし、また、反対に賛成であるということで、歓迎をしたというふうなことでございます。

こういうことで、私自身は戦争は大反対の人間でございまして、だから核兵器廃絶という広島市長の呼びかけにも、これは応じているわけでございます。

戦争というものはひどいものですから。私の個人的な話を申し上げますと、父もグアム島で、一度玉砕して死んでたということでございましたが、帰って、生き返って、そのおかげで私自身は、そのときの体験を非常に、子どものころから聞かされて、非常にその戦争というものはむごいものだということがわかって、やはり世界じゅうが平和でいただきたいということは、私の気持ちには変わりません。

だからと言って、何で米海軍の入港を反対しないのかと言われると、これは国と国との話で、アメリカはご存じのとおり、友好国でございます。友好国の船が友好親善、それから乗組員の休憩に寄りたいということであれば、これは核の問題は、先ほど、松浦議員が言ったとおりで、知事が外務省に確認して入れたということでございますから、これについては、知事のとった処置については、何ら異論を挟むものではございません。

だから、だからそのアメリカ海軍を反対ということでない。私自身は、友好国であれば、また友好国でなくても、どこの船でも、やはり港は入れなきゃいけないという状況になっております。

これが、戦争を仕掛けてくるだとか、市内に騒乱状態を及ぼす、そういった船が入ってくるのであれば、これは拒否をしなきゃいけない、こんなふうに思っておりますので。

軍港化になるんじゃないかという方のご意見

もございますが、これは日本政府、あるいはアメリカ政府がそういったことを表明したのかどうか、それは私は確認してませんし、軍港化に、宿毛湾港がなるということは、一切、これなることについては大反対いたします。そういうふうな話で思っておりますので。

ただ、先ほど申しましたように、入港、寄港ということでありましたら、私は賛成でございますから、このたびも宿毛市の中の経済も非常に潤ったんじゃないかなというふうなことも思っております。

艦長さんとか、ほかの方々ともいろいろ接触したわけでございますけれども、なかなか立派な方々であったというふうなことは思っております。

過去2回、イージス艦が宿毛湾港に入港しております。このたび、先ほど申しましたように、高知県も同様の対応を行ったということで、法律並びに条例等にのっとり、一応、許可を出したということでございます。だから、これに対して抗議をするものは一切ございません。

ということで、私の所見とさせていただきます。

それから、次に、公共サービスの基本条例の制定でございます。

条例制定は、皆さんご存じのとおりだと思いますが、この法律を補ったり、それを地方の実情に合わせて制定するのが条例であろうというふうに、私は思っております。

これについて、基本法の施行が入ったわけでございますが、宿毛市として、どのような対応を行ってきたかということについてでございます。

役所は、常に法律、規則、条例に基づいて行動しなきゃいけないということが義務づけられております。

法令等の制定及び改廃に伴う情報につきまし

ては、その内容を関係各課には、今はメール等を通じて、以前は、メールがない場合はペーパーでいきました。そういったメール等を通じまして周知を行って、関係各課において、その法令内容の趣旨に即した形で、適切な業務を行わなければならないこととなっております。

公共サービス基本条例の制定の必要性についてでございますが、松浦議員、先ほど申されたように、公共サービス基本法第3条に基本理念が規定されておまして、この基本理念、ちょっと読ませていただきますと、公共サービスの実施並びに公共サービスに関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項が公共サービスに関する国民の権利であるということが尊重され、国民が健全な生活環境の中で、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として行わなければならない。このように規定をされておるわけでございます。

こうした中で、公共団体、我々では職員数の減少とか、地方分権による事務移譲によりまして、職員個々に係る負担が、今は増加している状況でございます。

行政サービスの質を低下させないという観点からも、行政が行うべき業務と、民間でも実施が可能な業務について、見きわめなきやならない、そういうふうな時期にきていると思います。

特に、これまで規制緩和によりまして、通信分野や福祉分野等における民間参入が可能となったことなどを勘案しても、官民で公共サービスの役割分担を行っていくことは、時代の流れとして、当然必要になってくると認識しています。

そうすることによって、行政サービスの質が確保されるとともに、民間事業者の持つノウハウや、アイデアも生かされて、多様な市民ニーズも対応が可能となります。

これらを踏まえまして、現在、宿毛市では行

政改革大綱及び改革プランに掲げる民間にできることは民間に、という考えのもとで、各施設の管理運営はもとよりでございますが、事務事業についても、民間活力の活用を図る中で、効率的な事業運営に向けて取り組んでいます。

このようなことから、条例制定まで行わなくても、引き続き、公共サービス基本法の基本理念を踏まえて、市民の多様なニーズに即応した施策を、効率的効果的に事業展開していく中で、担保されるというふうにも、考えているわけでございます。

次に、公契約条例の制定でございますが、千葉県野田市の公契約条例策定について、どのように考えているかというお話がございました。

野田市が条例を制定したことということで、送付はされてきておりました。私もさっとは見せていただきました。

これ、策定されたこと自体、野田市さんの方で考えがあつてやっていることで、私自身は、これは結構なことだというふうには思います。

それから、委託業者や、そこで働く労働者の賃金等の労働条件を守っていくためにも、条例の制定が必要でないかということでございますけれども、賃金や労働条件等、先ほど、私の話を松浦議員言ってくれまして、賃金や労働条件等は、最低賃金法とか、労働基準法により定められておまして、官の発注のものであれば、受注者がそのことを、法律を守っていかなくちゃいけないということで、十分担保できるということで、条例の制定は今のところ考えていません。

それから、次にILOの第94条、条約の批准に向けての国に積極的に働きかける考えないかということでございます。

これ、私もまだ、ちょっと理由がわからないんですけども、この何十年もどうして批准しないのかということが、ちょっとはっきり、勉

強不足かもしれませんが、わかっておりませんが。

この条約自体、国内法で定められたものより有利な賃金労働時間、労働条件等を確保すべきとされています。そういうことなんで、国内法で、我々最低賃金法とか、労働基準法により、最低の基準が確保されているんで、例えば、その請負者が人を雇用する場合でも、最低基準は十分確保されなきゃいけないというふうに思っております。

ということで、今のところ、国に向かって、この条約批准に向けて、積極的に働きかけるというふうなことは考えてはいないということです。

次に、宿毛市の障害者計画でございます。障害者の、障害のある方に対するサービスの違いとか、今後の取り組みということです。

公共交通の割引制度につきましては、旧国鉄の時代に、国の身体障害者施策として、鉄道運賃の割引制度を創設したことが始まりでございます。現在は、知的障害の方へも割引の範囲が拡大されています。

一方で、精神障害者保健福祉手帳は、平成7年に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、創設された保健福祉手帳でございまして、平成18年10月には、身体障害者手帳や、療育手帳と同様に、顔写真を添付することができるようになりましたけど、サービス面については、議員のご指摘のとおり、依然おくれたままということになっているようです。

障害者の公共交通の利用の助成は、障害者の通所施設等が行う利用者への送迎サービスについて、既に法律で整備されておまして、本市においても、今年度、ひかり共同作業所を含む4事業所に対しまして、助成をすることとしております。

宿毛市では、独自の障害者福祉サービスとして、市営定期船の運賃割引、これは半額でござ

いますが、宿毛歴史館の入場料の割引、これは無料でございます。などをしています。

市営定期船につきましては、今のところ、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対する運賃割引ができていません。身体障害者や知的障害に比べ、依然おくれたままとなっています。精神障害の方に対する福祉サービスについては、市営定期船の運賃割引についても、今後、実施に向けて検討していきたいというふうに思いますし、また、国、県へはもちろんのこと、公共交通機関に対しても、改善に向けて働きかけを行っていきたくと、こんなに思っております。

ただ、市営定期船、実は赤字路線でございます。して、いろんな割引をしたいといっても、その補助を受けている関係で、いろんな障害がまだまだあることは承知していただきたいと思いますが、私どもとしては、やはり割引すべき人に対しては、きちんと割引していくという姿勢をもって臨んでまいりたい、このように考えます。

交通費の助成に関連でございますが、今期の定例会に提出しております平成22年度の一般会計当初予算に、人工透析のために定期的な通院を余儀なくされている方への交通費の助成事業について、新たに計上させていただいております。

予算のご承認をいただきましたら、対象となる方々へ周知をしていくこととしております。

いずれにしましても、障害の種別によって受けられるサービスについて格差が生じる、そういうことがないような福祉サービスの充実に取り組んでいかなきゃいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 何点か再質問をさせていただきますが。

まず、障害者の割引制度の関係については、

市長も今、言われましたように、ひかり共同作業所とか、4カ所で助成をしておるといふ部分がありますけれども、ご案内のとおり、ひかり作業所、昨年12月、真丁から小筑紫町の方に移転をしました。

その際、これにかかわりまして、利用者の中には、バスで通勤をしなければならぬ方がおられて、その中に、精神に障害を持たれる方がおるといふことで、西南交通の方に行ったときに、僕が勉強不足の部分があって、すっかり5割の助成があるものという思いでいったところ、そういうことで、精神に障害を持たれる方については、通常の運賃というので気がつきまして、問題を、きょう、質問をさせてもらったわけでありまして。

それで、この22年度の予算の中にも、路線運行バスの運営費補助金として1,200万計上されております。

市長は常々、金も出せば口も出すということをおっしゃっておりますので、こういった部分についても、積極的な取り組みをしていただきたいというふうに思います。

そしてもう一方、国においては、政権交代が実現する中で、新たに発足した政権は、現在の障害者自立支援法を廃止をして、今後の障害者対策を推進するために、障害者制度改革推進会議を立ち上げ、これまでになかったことでありますけれども、障害者も参加する中で、議論を進めていくという方針であります。

そして、遅くとも2013年8月ごろまでには、新たな総合的福祉制度、いわゆる、仮称ではありますけれども、障害者総合福祉法を制定すべく、今、鋭意検討をしておるといふふうなお話も聞きます。

そうした面で、ぜひ、今、私の方から問題提起した部分についても、積極的に、行政は行政のサイドで働きかけを、なお一層していただき

たいということ、これについては要望ということで、答弁は求めません。

次に、イージス艦の問題についてでございます。

多くの市民の皆さんや、宿毛湾での漁業で生計を営む漁業関係者の皆さんが抱く不安は、恒常的に宿毛湾へのアメリカの艦船が入港するのは、宿毛市、宿毛湾が軍港化するのではないかと。そして、核搭載可能な大型巡洋艦の寄港において、何らかの事故があった場合には、宿毛湾が核汚染され、そのことにより、漁業や海水へ重大な影響を及ぼし、ひいては、宿毛市の経済に重大な損失をもたらすのではないかと不安であります。

アメリカ軍艦船の船底には、日本では有害のため使用が禁止されております有機物が塗られておるといわれておられて、大型船では、1日数十グラムが溶けているともいわれております。このことは、資源環境技術総合研究所や、愛媛大学沿岸環境科学研究センターにおいて調査、研究がされておると、これもまたお聞きをしております。

この海水の汚染問題につきましては、今までにも本議会において議論がなされておりますが、中西市長が就任後初めてとなる定例議会であり、平成16年の第1回定例議会において、中平議員から、航空母艦による防波堤構想についての市長の選挙公約に関する再質問の中で、外国船籍の軍艦などの船底塗料として使用されているといわれておりますTBT系船底塗料には、有機物が含まれており、そのことと海水汚染の関係についての問いに対して、市長は、船底の有害な塗料というのは初めて聞いた話であり、調査検討してまいりたいと答えております。

あれから丸6年が経過いたしておりますが、この間、庁内での関係する課による調査なのか、部外の専門家による調査をしたのか、お伺い

たします。

そして、現時点での調査をした内容について、どのような状況であるのかお示しをいただきたいと思います。

核や有機すずによる海洋汚染の不安を払拭するためにも、大型船やイージス艦の宿毛湾港への寄港に際しましては、寄港する前と寄港中、そして離港後、それぞれの海水への影響調査について、公的機関において実施をして、その結果を公表すべきではないでしょうか。そのことが、市民並びに漁民に対して、説明責任を果たすこととなります。

宿毛市長として、市民の安全・安心を守る上からも、最低行うべきことではないでしょうか。市長の所見をお伺いいたします。

そしてまた、平成20年第2回定例議会において、浅木議員のバラスト水の放水などによる海洋汚染の調査の有無についての質問に対して、市長は、バラスト水に関しましては、外国船籍タンカーとか、貨物船による生態系への悪影響が問題といわれておりますが、米軍海軍は、外国への寄港の際は、事前にバラスト調整を実施してから入港しているとのことをございまして、寄港先の自然体系には十二分な配慮がされていることから、事前調査は要らないだろうということにした、と答弁をいたしております。

これは、まさに米軍の一方的な見解をうのみにしたものでしかありませんし、まさに事前協議の申し出がないから、核は搭載してないとする見解と同じであります。

このことについて、市長の所見をお伺いいたします。

そして、米軍海軍は、外国への寄港の際は、事前にバラスト調整を実施しており、自然体系には十分な配慮がされていると述べられておりますが、どのような根拠に基づいておられるのかお伺いいたします。

次は、公共サービス基本条例に関してであります。

公共サービス基本法の8条では、委託をした場合における責任の明確化について明記をいたしております。

この基本法8条に関連して、確認をする意味でお伺いいたします。

宿毛市においても、この4月から給食センターの調理部門が民間委託されようとしています。事故は決して起こしてはなりません、万が一起きた場合には、その被害を受けるのは、まさに給食であれば給食を利用する児童生徒であり、その家族であります。

そして、その責任の所在は、最終的には調理業務を委託した宿毛市にあると考えますが、所見をお伺いいたします。

そして、公共サービス基本法10条では、国及び地方自治体は、公共サービスの実施が、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立ったものとなるようにされております。

このことは、宿毛市における今後の事務事業の統廃合計画を実施する際には、財政的観点を優先して実施するものではなく、市民の立場に立って、市民サービスを優先する中で、その取り組みをすべきであると考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

公契約条例についてであります。

今、市長の方からも、最低賃金法との絡みの中で答弁もいただきました。

しかし、最低賃金法で定める賃金は、単身者向けに算出されております。ちなみに、高知県の最低賃金は、今年の10月1日から631円でありますので、これをもとに計算をしますと、1日8時間、月21日働いたとしても10万6,008円でしかありません。これでは厚生労働省の生活保護基準よりも安く、とても生活できる賃金とは言えません。ましてや、子どもを産

み育てることができる水準とはいえないのであります。

そして、野田市の条例は、労働者の賃金の確保のみが目的となるのではなく、先ほども申し上げましたように、労働者の適正な労働条件を確保することによって、公契約に係る業務の質及び公契約の社会的な価値を向上させ、市民が豊かで安心して暮らせる地域社会を実現することを目的といたしております。

一方、公共サービス基本法とも関連いたしますが、公共サービス基本法の第11条では、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、安全かつ安心な公共サービスを適正に、そして確実に実施されるとうたわれております。

少子高齢化が進み、ますます人口が減少している宿毛市を考えた場合に、公契約においては、せめて子どもを産み育てることができる水準の労働条件を確保すべきであり、そのためにも、公契約条例が必要であると考えますので、再度、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

まず、最初に、船底の塗料にかかわる有機すずの問題でございます。これ、平成16年2月議会の中平議員の一般質問におきまして、調査検討してまいりたいということを言っております。

この点につきましては、航空母艦による防波堤構想、つまり防波堤が300メートル、航空母艦が300メートルということで、そこに浮かべるか設定すれば、防波堤が一気にできるんじゃないかというふうな発想で話をさせていただいたわけですが。

この件につきましては、進展がほとんどございません。

航空母艦を半永久的に、一定の場所に係留することを前提とした有機すずの湧出の問題でございまして、現在、先ほど申しましたように、16年以降、その進展がない状況でございます。これまで、調査等は行っておりません。

また、水質調査につきましては、TBT塗料について、国際条約による規制があることは承知しております。

国際条約は、昨年発効されております。が、規制外のイージス艦の入港に際しては、私自身、水質調査が必要ではあるとは思っておりません。

また、私、海上保安庁の友人に聞いたところで申し上げます。

これは、私ども確認するふうな機関がございませんので、ちょっと聞いてみたんですが。

アメリカ海軍あたりは、非常に海洋環境汚染の関係は、非常にシビアに対応しているということで、こういった塗料での汚染というのは、先に対応されているんじゃないかということでございます。又聞きでございますから、これは確信を持って言うわけではございませんが、海上保安庁さんの方にも、その友人に聞いたところ、そういうふうな話をしておりました。

それから、これを調査をしているという港はないんじゃないかということでございまして、議員の方でイージス艦の入港に伴って、他港でも調査しているというふうなところがあれば、そういったところも教えていただければありがたいかなというふうに思います。

それから、アメリカ海軍のバラスト水の問題につきましては、核があるないというふうなこともございます。これは、はっきり私どもは確認できない状況でございますから、核を搭載しているというふうな断言はできませんし、核を搭載してないという断言も、私はできません。

核の事前協議同様に、アメリカ海軍の一方的な見解をうのみにするんじゃないかというふう

な質問でございますけれども、これは、バラスト水については、現在、法的に規制されているものじゃなくて、核の問題については、先ほど申しましたように、外務省から核の搭載をしていない旨の回答をいただいたものでございます。

ある一定は、国でございますから、相手方を信頼する必要があるんじゃないかというふうに考えています。

それをうのみにするかどうかということについても、見解の相違かなと、私は思います。

それから、バラスト調整の実施でございます。このアメリカ海軍の外国への寄港の際のバラスト調整の実施は、これの根拠でございますが、この件については、オケイン入港時に来市、こちらに来ていたアメリカ軍の関係者から、口頭にて説明をいただいたものでございます。

それから、公共サービス基本条例の制定でございます。

市が委託した場合の責任の所在です。これは、アウトソーシングした場合のことだというふうに考えますが、委託契約書の内容にもよるとは思いますが、行政責任を果たす上からも、市が管理監督を行いながら、事務事業を民間事業者などに実施してもらうこと、そういったことなどを勘案しますと、基本的には責任の所在は委託者である市にあると認識します。

次に、事務事業の統廃合の際には、財政的な観点を優先して実施するのではなくて、市民の立場に立った市民サービスを実施すべきだというふうなことでございます。

これは、当然でございますが、市としましては、市民の立場に立った市民サービスを優先していくという必要があるということを認識しておりますが、やはり懐ぐあい、限られた財源もでございますから、新たな行政課題とか、市民ニーズに的確に対応していくためには、財政的なものも横に置きながら、むしろ頭の中に入れて

おかなきゃいけないということですね。より効率的、効果的な事務事業の実施に向けた取り組みも求められているわけでございます。

これからも、これらのことを踏まえながら、公共サービスの実施が、市民の立場に立ったものと、そういうふうなものになるように配慮していきたい。

真に民意が反映されたものになるように取り組んでいきたいというふうなことを考えております。

それから、公契約条例の制定でございます。少子高齢化が進んでおりまして、人口が減少している宿毛市を考えた場合には、せめて子どもを産み育てることができる水準の労働条件を確保すべきである。

そのために、公契約条例が必要であるという考えでございますけれども、先ほど答弁したとおりで、法で定められておるものを、受注者、いわゆる会社がまず遵守しなきゃならないというふうに思っております。

その会社と、その被雇用者との契約内容について、市が介入するよりも、お互いが交渉して契約することが最善であると思っております。

それから、松浦議員の最初の質問の方で、いろいろ低入札契約制度とか、いろいろ金額のことが出ております。

それ、恐らく私も昔やっておりましたが、非常に過当競争の時代になってきておりまして、そのために、余り、いわゆる世間でいうたたき合いと言いますか、そういったもので、非常に低い価格で入札をしてきた結果が、非常に会社が請け負ったとしても、その金額の範囲内ですから、非常に安い賃金になったり、それから下請、孫請をやったりしたり、そういったところで非常に低い賃金に抑えられているということもございます。

だから、こういった原因をやっぱり取り除か

なきやいけないことも必要かなど。

だから、積算体系について、ある一定、やっぱり考えていかなきゃいけない。そういった意味で、私、今の公契約条例のことは、中川議員にも以前、質問されておりますから、考えを少し、いろいろ思索はしておるわけでございますけれども、そういった形で入札契約制度の中で、少し考えて改善をしていきたい。

こういうものは、自分の中で持っておりますから、それを条例化するのか、要綱なりにやるのか、そこら辺をこれからきちんとしたものにしていきたいなというふうなことを思っております。

それから、失礼しました。先ほど、平成16年2月議会と私、発言したようでございますが、恐れ入ります、3月議会に訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） イージス艦の問題、この前にも質問しながら、また今回も質問させてもらったわけですが、これについては、それぞれ行き違い言いますか、意見の相違が極端にあるわけでございまして、これ以上、質問をいたしませんけれども、先ほど、冒頭の質問の中で言いましたように、やはり市民の中に多くの不安を抱える皆さん方もたくさんおるということで、湾港の許可権限が宿毛市から高知県知事にかわったということはあると思いますが、市長として、そういった皆さん方の不安を取り除くためにも、最善の努力をお願いをしたいということを申し上げておきます。

それで、1点、公契約条例の部分で、市長、最低賃金法という部分を強調されるわけですが、先ほど、私の方から提起をしました単身者向けに算出されております丸々1日8時間、月21日働いて10万6,000円。この最低

賃金法で守られて、こういう形で月に給料が10万6,008円という部分で、本当に子どもを、奥さんをもろうて、子どもを産み育てようとする賃金水準と考えているのかどうか、こちらあたりについて、1点お伺いをします。

それと、雇用される側と受注者側との話の中で、最低賃金を守らす。これは当然のことですけれども、今日、こうして仕事がない言いますか、不況の中で、使用される者が声をあげて、本当に使用者、受注者に声をあげられるかどうか、本当にそういう状況であるのかどうか、大変危惧を、私としてはするわけです。

仕事があれば幸いという部分が、今日の宿毛市の状況ではないかと思っておりますけれども、その2点について、市長の考え方を伺います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

10万6,000円で、これで暮らせると思うかというふうな話でございます。

それ、いろんな人の生活の仕方が、いろいろあるかと思ひまして。私が今、10万円あげるから、これで1カ月暮らせといたら、今はほとんど暮らせない状況です。毎月赤字で、だれかにお金借りなきやいけないかもしれないですね。

経済水準、どこでどういった形で暮らしていけるか。税金がどういったものか、そんなもの、いろいろ考えなきやいけないと思いますが、今の最低賃金10万ということでは、やっぱり、非常に厳しいかなというふうなことは思います。

正直にですね。

やはり、自分が今思うのは、普通、やっぱり18万ぐらいとかいうふうな、これがあれば最低、暮らしていけるといえるのかどうか、これはもう人の暮らし方の問題にもかかわってくるかと思っておりますから、はっきりこれで、全然だめ

ですとか、全然大丈夫ですとかいう答えは、ちょっと私自身は、答えははっきりできない。いろんなものを調べなきゃいけない。

どれがどういうふうなものにかかってくるかとか、いろんな、皆さんが便利なものを買ってあったり、それを払い込んでいかなきゃいけないとか、いろんな問題があるかと思えます。

はっきりとは、これでだめです、これでいいですということは、なかなか判断が、今はつきません。いろんなものを調べなきゃいけないと思えます。

それから、受注者に対してでございます。いろんな、やはり、ことは言っていかなきゃいけない。

先ほど申しましたように、受注者がどれぐらいのお金で、どれぐらいの人を、どれだけ雇うのか。やはり一応、我々は発注者として、何と言いますか、公的な積算根拠に基づいたもので積算しているわけでございますけど、ただ、実態がそれに合うかどうかというのは、まだ、私自身は、例えば土木工事関係では、合っていない部分が非常にあるという認識は持っています。

そういったことで、今はこの入札契約という形で、入札でものが決まっていきます。これが最善の方法であるということで、日本国中とられておるわけで、随意契約しちゃいけないとか、よっぽどのことがない限りですね。そういったふうなことがございますから、やはり、我々としてできることは、できるだけ実態に合ったもので発注していったらあげるといったことぐらいしか、できないんじゃないか。

それもいろいろな検査機関がございますから、余り無体なこともできないということでございますけど、やはり、少しずつ実態に合わせた形での、金額に合わせた形の発注をしていく。そういったものが求められているというふうに、私は認識しております。

だから、先ほど申しましたように、入札契約制度が1つございます。これは、政府から示された1つの基準みたいなものがありますけど、それはやはり、我々の方で少しずつかみ砕いた形で、実態に合わせた形で、実施をしていく。要綱文書にしていくということが大切かなと、そんなことを思っています。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 一定、改善の部分も含みを持つ、そういったことで、前向きに契約とか含めて取り組みをしていくという答えをいただきましたので、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、一般質問を行います。

初めに、本市における国の直轄事業についてであります。

先日、2010年度の政府予算案が衆議院を通過し、年度内成立が確定いたしました。

この中で、公共事業関係費は約6兆8,000億円で、前年度からの削減率はマイナス19.6パーセント、削減額は1兆6,500億円と大幅に減額されております。

内訳として、治水でマイナス22.7パーセント、道路整備でマイナス25.1パーセント、港湾整備でマイナス24.6パーセント、農業農村整備でマイナス63.1パーセント、林野公共でマイナス28.3パーセント、水産基盤整備がマイナス31.4パーセントとなっております。

また、既存の交付金と補助金を統合して、社会福祉資本整備総合交付金として2兆2,000億円を提示をしておりますが、統合される交付金と補助金の本年度当初予算で2兆6,565億円でありまして、約マイナス17パーセ

ントの減少率となっており、また、その運用方法はまだ検討中であり、配分額の決め方なども不透明な点も多く、混乱が予想されております。

そして、2011年度以降も公共事業の削減は続きます。子ども手当の満額支給、高速道路無料化区間の拡大などに2010年度より、多くの財源が必要とされております。

すそ野の広い建設市場の縮小は、景気に深いダメージを与え、地域経済の新たな危機を生み出そうとしております。

必要な基盤整備について、十分な議論がされないまま、公共事業の予算削減が急速に進む現状は、倒産や失業を抑える経済対策に留意しながら、必要な社会資本を着実に整備していく政策のバランスが崩れた、混乱した状態になろうとしております。

このような状態の中での、本市の国直轄事業による基盤整備への取り組みについて、市長にお聞きしたいと思います。

初めに、宿毛湾港防波堤整備事業であります。四国地方整備局が2月9日に公表した資料によりますと、平成22年度に実施が見込まれている金額が2億から3億程度の予定がされております。

市長のこの事業への地道な要望活動が実を結び、本年度補正において新規着工の採択となったわけですが、11月に行われた港湾整備事業に関する行政刷新会議の事業仕分けによりますと、その評価コメントとして、重要港湾の絞り込みが必要。必要性、緊急性の高いものに限定すべき。より一層、重点化し、直轄事業から10年以内に撤退するなど、思い切った見直しをするというような、宿毛湾港整備にとって、不利な議論ばかりされておりますが、宿毛湾港の完全な整備に向けて、今後、どのように取り組んでいくのかをお聞かせ願いたい。

次に、道路事業についてであります。

中村宿毛道路は18億円から20億円の実施が見込まれておりますが、本年度当初予算より約20パーセントの削減をされております。これからますます、その整備の速度が急激に落ちてくることが予想されます。

須崎新荘インターから中土佐インターが、来年度供用開始、窪川インターまでが平成24年度供用開始の予定がされておりますが、その先で事業着手しておりますのが、片坂バイパス6.1キロのみであります。

計画として、窪川バイパス、佐賀バイパスが予定されておりますが、新規着工のハードルは高くなりました。四国8の字ネットワークは、我々の西南地域では線にならず、点線のままで終わってしまうのではないかと思われますが、市長として、今後どのように取り組んでいくのかをお聞かせ願いたい。

また、当市で現在進行中の中村宿毛道路の円滑な執行に対して、どのように取り組んでいくのかをお聞かせ願いたい。

次に、中筋川総合開発事業についてであります。

新政権は、できるだけダムに頼らない治水への政策転換を進めると、全国48のダム建設事業を、新たな段階に入らないことを決定し、今後の治水対策のあり方に対する有識者会議を組織して、検討されるとされております。

そして、その今年夏ごろまでに、中間取りまとめを公表し、個別ダムの検証を行うとされております。

横瀬川ダムも、平成22年度に大幅な予算が減額され、事業の進捗が足踏み状態となります。

平成13年12月に策定された中筋川河川整備計画において、中筋川ダムの代替策として、堤防の嵩上げ、引き堤、河床掘削、遊水池、放水路などによる代替案を検討されましたが、ダムによる治水対策が最も妥当であると結論され

ております。

地元住民は、昨年度、中筋川治水対策を進める住民の会を組織し、住民の代表が国、県に対して治水対策向上のための横瀬川ダムの早期完成及び内水対策の移動式排水ポンプ車の配備を要望し、その成果により、今年度大規模な河床掘削、ポンプ車の配備が実現しております。

近年のゲリラ豪雨により、現在、計画されている治水安全度も、どんどん低下しており、外水対策、内水対策の同時の治水対策が、地元住民の悲願であります。市長として、この政策転換をどのように評価するのか、また、今後どのようにこのダムに対して取り組んでいくのかをお聞かせ願いたい。

続きまして、宿毛市の情報基盤整備についてであります。

昨年9月議会において、地域情報通信基盤推進事業として、14億8,583万円の予算議決をし、今回の補正で約2億4,000万の減額をされておりますが、この附帯議決をした経過もあり、今後の整備方針について、市長の所見を伺います。

まず、市民のニーズを把握する中で、整備計画を策定するとされておりましたが、どのような市民のニーズがあったのか、お聞かせ願いたい。

次に、整備に当たって、宿毛市は県内唯一の有人離島を有するとともに、急峻な山に囲まれた山間集落もあり、ブロードバンドゼロ地域解消については、技術的に見ても、大変困難な点もあろうかと思いますが、情報化の進む現在では、情報インフラの整備は宿毛市にとっても大変重要な事業となっております。

これからどのように整備していかれるのかをお尋ねいたします。

また、情報基盤については、ブロードバンドのみでなく、携帯電話エリア拡張のための移動

通信設備や、地上デジタル放送視聴用の共聴施設改修などもあると思いますが、今後のその整備計画について、お聞かせ願いたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

昨年、発足した政権は、コンクリートから人へというふうなことをおっしゃっておいりました。

地方の実情を理解してないんじゃないかと思ひまして、私は、コンクリートも人も大切だというふうに思ひます。コンクリートから一方的に人へばかりというんじゃないくて、コンクリートも人も、我々にとっては大切なことでございますから、まだまだ基盤整備のできてないところがたくさんあるということは、ここにおられる皆さんも、一般市民の方々も認識されているんじゃないかなと、私自身はそう思っております。

今城議員の一般質問の中で、直轄事業でございます。

まず、初めに、宿毛湾港の直轄による防波堤整備事業でございます。これは、平成21年度の予算編成におきまして、直轄としては、中断をしていた事業が再開されました。

これは、私、非常に心配したのは、事業仕分けの中で、これが中断されるんじゃないかという心配を、非常にしたわけですけれども、幸いなことに、これを予算執行がゴーサインが出ました。

ということで、現在は土質調査とか、測量等が終了しまして、今、設計を実施していると、このように聞いております。

この設計は、今、できました防波堤、これは県の補助事業でございますが、この防波堤よりも水深が非常に深くなるということで、設計をきちんとした形で、またやらなきゃいけないと

いうふうなことを聞いております。

ご指摘の重要港湾の絞り込みでございますが、絞り込みを40ぐらいにしていくというふうなことも漏れ聞いているわけでございますが、これについては、40だと重要港湾、高知県内に実は3港ございます。都道府県47ございますから、宿毛湾がこれの中に、重点的なものに入るかどうかについては、非常に不安な材料がございます。

これは、地域の拠点性、貨物の取扱量実績を指標としまして、新規の港湾整備について判断していくといった方針が新聞報道されておるわけでございます。

これは、我々の宿毛湾港では、これは直轄防波堤事業は継続中の事業でございます。これは、計画どおり整備が進められていくというふうに、私は考えておりますし、していただかなきゃいけないというふうなことも思っております。

必要性とか、緊急性というふうな観点からは、昨年も飛鳥Ⅱが入港の際に、2度接岸を試みたわけですが、波浪の影響を受けて接岸できなかった。そういうことで、お客もおろさずに出航してしまったという苦い思いを、歓迎に来ていただいた市民の皆さんが抱いてたんじゃないか、こんな状況がたびたび生じているということから、一刻も早く防波堤を整備して、岸壁が安全に使えるというふうな港にしていかなきゃならないというふうに感じておまして、これは国交省の三役の方にも、知事も一緒に行っていたきまして、この防波堤ができることで静穏度は完成されるわけでございますから、ほとんどもう98パーセントでき上がった港というふうに、あと2パーセントは防波堤の整備だけいくんですということを申し上げております。

国が観光を非常に重要視しているということでございます。この船で来ていただける観光客

の皆様にも、安全安心で船からおりにいただけるような港にしていかなきゃいけないというふうなことを思っているわけでございます。

さらに、背後に進出しております造船会社では、港湾を利用して材料の搬入であるとか、船体ブロックの、これは搬出を行う予定でございます。

活動が本格化する前に、安全で効率的に利用する港が整備されている、このような必要性がございます。

このように、当市にとって防波堤整備事業は、観光とか産業振興という観点からとらえても、必要な事業でございます。完成して初めて、宿毛湾港が利用できる水準に達するというふうにご考えておりますので、引き続き、国へ要望もしてまいりたいというふうなことを思っております。

それから、次に、道路事業についてでございますが、四国8の字ネットワークの一部を形成しております四国横断自動車道の整備でございますが、これは、先ほど、観光のことを申し上げました。四国西南地域の観光であるとか、産業の振興などの地域の活性化、それから56号ルートしかないこの我々のところで、東南海・南海地震などの大規模災害発生時における地域間連携の上で、大変重要な課題でございます。

宿毛、内海間につきましては、現在もまだ予定路線でございます。地域の実情に即した整備規格を導入していただいて、あわせて宿毛湾港の利活用が促進されるルート設定を考慮した早期事業化がされるように、先月も視察をいただきました四国整備局長や知事への要望活動を行っているところでございます。

22年度予算では、継続事業は一定、認められているものの、23年度以降の新規事業については、大変厳しいというふうに伺っております。

これは、道路の通った各自治体とも、やはり連携しながら、引き続き要望活動を通じて事業推進に努めていかなきゃいけないと、このようなことを思っております。

次に、中村宿毛道路のご質問でございます。

この中村宿毛道路は、全体事業費で1,320億円。22年3月末見込みで進捗率は、事業費ベースで83パーセントと聞いております。用地の契約率は、面積ベースで92パーセントとなっています。

宿毛市としましては、建設課が窓口となっております。用地交渉とか事業説明会等に積極的に加わって、事業推進に協力しております。

今後も中村河川国道事務所と連絡を密にしながら、市として一定、支援をしていきたいし、また一日も早く完成できるように、予算獲得にも積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、中筋川総合開発でございますが、今城議員おっしゃいましたように、できるだけ新政权はダムに頼らない治水への政策転換というものを打ち出しております。

平成22年10月に国土交通大臣から、国及び水資源機構が実施しております56のダム事業のうち、既存施設の機能向上を図っている8事業、これは除きまして、48事業については、今後、平成21年度内に用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事を、各段階に新たに入らないというふうにして、新たな段階に入ることとなる工事の契約とか、用地の買収は行わないこととするというふうなコメントがあったわけでございます。

この中には、横瀬川ダムも対象となっております。今後、調整を検証して、対応が決定されるというふうに思われます。

この問題につきましては、本年2月16日に宿毛市、そして四万十市の地域住民とか、大学

教授などで組織しております中筋川流域委員会に出席しまして、意見を述べてまいりました。

私自身は、これは中筋川が非常に、ほかの河川と比べて勾配が非常に緩いという特徴を持っております。全国でも非常に、この治水対策の難しい河川であります。河床掘削とか、樹木伐採とかの治水対策を行っても、なおかつダムが結果的に必要である。

また、利水面におきましても同様であると説明を受けてきている中で、国土交通省の方々には、有識者会議の方々とか政治家の方々には、特殊性がある地域について、ダムの必要性を強く訴えてもらいたいというふうなことを要望したわけでございます。

河川の改修をして、それで洪水が防げるのであれば、それはそれで結構だとは思いますが、専門家の意見を聞きますと、幾らその河川の改修をしたとしても、どうしてもダムが要る。これは、洪水対策として、利水対策で要るんですよというふうなことをお伺いしておりますので、本当に市民の方々が安心して住める場所にしなければいけない。被害を受けない、洪水によって被害を受けないことには、力を尽くしていかなきゃいけないというふうなことを思っております。

そういうことで、今後におきましても、引き続き関係機関等には継続して事業が行われ、早期に完成していただけるというふうなことを要望してまいりたいと、このように思います。

次に、情報基盤整備でございます。

21年の第3回定例会で議決されました事業の進捗について、説明をさせていただきます。

第3回定例会においても説明しましたが、整備においては、市民のニーズを把握する中で進めていくというふうな答弁をさせていただいております。

住民ニーズを把握する方法としましては、本

市の情報基盤整備の基本となります宿毛市地域情報化計画を策定するため、昨年10月に外部に委託をしまして、住民アンケート調査を実施させていただきました。

抽出により、アンケートを4,000枚配布しました。回答が1,508枚いただきました。

回収率が、従って37.7パーセントにとどまっております。

その中で、特徴的なデータといたしましては、インターネットの通信速度について、SWANテレビ営業エリアでは、約6割の世帯が満足しているのに対しまして、SWANテレビ営業エリア外では、満足の世帯が3割と少なくなっているというふうな状況が出ております。

また、光ファイバー利用による高速インターネット環境につきましては、利用者負担が伴うために、利用に積極的な意見は少ない状況でございました。

しかしながら、今回の補正予算は、こういうものの整備に対しまして、公共投資臨時交付金等の国からの財政支援が多く見込まれまして、非常に有利な制度であること。それから、都市部においては、光ファイバー網を活用した高速ブロードバンドが主力になっておりますことから、今後の当市の情報化には、必要な事業として事業実施内容とか、エリア選定等の精査をした後、平成22年1月29日に総務省に申請書を提出いたしました。

現在、その申請内容について審査を受けていまして、交付決定を待っているというふうな状況でございます。

具体的な整備範囲でございますが、交付決定後発注する実施設計業務において、詳細決定をしていきたいと考えています。

情報基盤の中の移動通信設備については、整備効果の大きな楠山地区を、また共聴施設改修については、平成21年度に楠山地区、舟ノ川

地区の交付決定を受けておりまして、平成22年度以降も、共聴組合でデジタル化改修が必要な箇所については、共聴組合で準備が整った箇所から、順次、国への交付申請等の手続をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 少し、再質問をさせていただきます。

国の直轄事業については、もうすべて、今の政権のまな板の上ののった状態ということで、もう普通のことをしていたら、ばっさり切られてしまうような事業が多いです。

先日の参議院の予算委員会でも、仙台港について、民主党同士でも火花の散るような議論をしたということもありました。何か秘策を考えて、この命の基盤整備を推進してもらいたいと思います。

情報化についてですが、まだ総務省からの交付決定がおりていないということで、詳しいことは余り答弁できないということですが、この前年度から22年度に繰り越しということで、もう22年度内の整備完了を目標に整備をしていくわけですが、その工程について、間に合うのか。いつごろまでに何々をしてという、一応、工程があれば、工程を少し示していただきたい。

それから、本年度のこの事業で、利用不可能な世帯、ブロードバンド、テレビ、携帯電話で、そのカバー率で、今回の事業でどのぐらいの整備が完了できるのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の再質問にお答えをいたします。

お答えになるかどうか、直轄事業の今の政権のまな板にのっているということでございませ

て、非常に、昨年から、昨年後半でございますが、我々、毎年の、今までの要望活動、そういった形では、なかなか通らない状況でございます。

やはり、人を通じた形でやらないといけない。

例えば、特別交付税、2月にいただきたいということで行ったんですが、なかなか民主党の幹事長室まで行かなきゃ、国会の中まで行かなきゃいけないということで、我々は、市長会でそろって行ったということがございます。

そのときにも、非常に、ここで言っているかわかりませんが、少し厳しいことを、高知県さんは衆議院議員さんが民主党さんにはいませんというふうなことを言われまして、だから、どうしたということは、なかなか答えてはくれませんでしたけれども。

やはり、今城議員おっしゃるように、何かこう、この事業が、また予算がつけるようなことを、今までと違った形で、少し要望、要求をしていかないと、今までどおりのことをやっておったんでは、なかなか、この我々の田舎の要望が、なかなか通らないということは承知をしました。

今、ここで、どういった形で持っていくか。これが効果ありますって、なかなか、私も答えが出づらいつつでございますけど、そういったことを、ちょっと工夫しながら、また人脈もいろいろ利用しながら、宿毛市のために、この公共事業が継続していただければ、その事業が進展するようなことを、自分としては工夫しながらやっていかなきゃいけないというふうなことを、今、思っているわけでございますので。

また、いい知恵がありましたら、皆さんからもぜひいただければ、ありがたいと思います。よろしくをお願いします。

それから、情報化の工程表でございますが、

企画課長の方から、ちょっと説明をさせていただきます。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、今城議員の再質問にお答えをいたします。

まず、情報基盤整備につきましての工程につきましてでございますが、現在、交付決定通知を待っている状況でございますが、交付決定通知と同時に、実施設計の委託業務を発注したいと考えております。

実施設計業務につきましては、電柱共架等一本一本現地を確認していく必要があるため、3カ月ないし4カ月とかいうふうな工期がかかる関係で、それ以降の実施工事の発注となると考えておまして、実質、一番長い工程といたしまして、事業実施、実際の工事につきましては、7カ月から8カ月で実施可能な工程となろうと考えております。

また、この事業ができましたら、いろいろ、先ほども申しました電柱共架等の問題がありまして、どこまでカバーできるとかいうのが、まだ具体的にはわかっておりませんが、約90パーセント以上につきましては、カバーできるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 情報基盤整備について、まだ確定はしていないということで、附帯議決をした経緯もございまして、その都度、議会の方には報告していただきたいことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時02分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会

議を開きます。

3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、公明党の野々下昌文でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日は、傍聴席に先輩の菊地議員も見えられておりまして、ちょっと緊張しておりますけれども、市民の目線に立って、一生懸命質問させていただきます。

初めに、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

今、国の方では、通常国会が行われております。今、国会において、総務省は鳩山政権が掲げる地域主権推進のため、地方自治法を抜本改正する方針をかためたことは、先日の新聞に掲載されておりました。

内容は、議会制度改革のほか、教育委員会の設置を義務づけている規制の見直しなど、自治体の自由度の拡大、政令指定都市の権限強化を含む自治体のあり方など、多くのことを議論されるようであります。

新政権は地方主権実現のために、地方に権限を強力に移して、行政への市民参加を徹底した上で、自立した自治の完成を目指す考えだっております。

大いに歓迎できることだと、私は思います。そしてまた、権限と財源が、地方に強力に委譲されれば、それだけ成功、失敗に伴う結果責任を首長は問われ、我々議員は、その存在意義が問われるわけです。

その結果いかんでは、市民の生活が大きな影響を受けることになろうかと思えます。

まだ、内容は決まったわけではありませんが、いずれにしても、行政にとっても、また市民にとっても、大変影響の大きい地方自治法の大胆な改正が行われようとしております。

そこで市長にお伺いをいたします。

全国には、先駆けて地域主権、住民主役のまちづくりに取り組んでいる市町村があります。平成9年4月1日施行の大阪府箕面市のまちづくり理念条例を初めとして、大変多くの自治体で、市民ニーズに即した個性あるまちづくり、真の市民自治の確立への取り組みが行われております。

中でも、平成18年4月1日、地域分権制度として、全国で初めてスタートさせた大阪府池田市があります。大変注目を集めております。

池田市の地域分権制度の一たんを紹介しますと、池田市の地域分権制度は、小学区ごとに設立されたコミュニティー推進協議会が担っており、予算提案権を与えております。

公募で選ばれた委員が、地域の課題を踏まえ、必要な施設や取り組みたい事業を決め、予算とともに市に提案する。市は内容を審査した上で、予算化、議会での審議可決を経て、提案事業が実施されるという仕組みで、自分たちのまちは自分たちでつくるという地域分権の理念と、住民みずからまちづくりの責任を担い、限られた財源に優先順位を決めながら、地域の課題解決に充てていく難しさもわかってもらう、このような取り組みが行われております。

市長は、広報2月号の雑感で、まちづくりについて、地域のことは地域の皆さんが考えていただきたい。市民の皆さんに、まちづくりについて、いろいろな意見を出してもらいたいと言われております。

まさに市長の考えに即した制度、施策のように思われます。宿毛市の個性を生かした地域分権制度への取り組みを提案いたします。市長のご所見をお伺いいたします。

これから後、小さな項目3点ですが、市民の皆さんと話をしている、最近、よく聞かれる質問、意見について、市民の言葉で言いますと、

「あれ、なしでそりゃ」とか、「そりゃ、これからどうなるろうね」というようなこと、市民の皆さんにかわって単純にお聞きをしていきたいと思います。

まず1点です。

84ターミナルについてお伺いいたします。

今、市内で一番多く聞く話が、84ターミナルの利活用についてであります。

市長は、84ターミナルの利活用について、すくも広報12月号の雑感や、12月議会での同僚、中平議員の質問に答えて、産業振興策の一環として、1月から月に1度の直販まつりや、地産地消フェアの準備を進めていくことを話されておりました。

実際には、1月開催されず、2月はイージズ艦が来て、3月7日、昨日、地産地消フェアとして、初めて開催され、大変盛大であったとお聞きをいたしました。

14店舗の方が出店をされたとお伺っております。担当課でお聞きしたのですが、出店料は無料で、2,300食分の試食品の材料代も、市が補助をされると伺っております。

今後も、この条件で開催されていかれるのか、また、直販まつりとの公平性はどうか。4月以降、地産地消フェア、また直販まつりの開催計画、そして今回の開催されて、課題と対策についてお伺いをいたします。

2点目でございます。

咸陽島の再生計画について、お伺いをいたします。

私たちは、昨年6月議会の中で、地域活性化経済対策臨時交付金4,000万円を活用し、ビーチバレーのコートをつくと市長からお聞きをしております。

市長は、広報1月号の雑感の中で、大きな砂場で子どもの遊び場からビーチサッカー、ビーチバレーができると話されております。具体的

なことがまだお聞きをしておりません。施設の概要、完成時期、そして施設の管理運営はどのように行われるのか。また、フェンスのない砂場とお聞きをしましたが、野生の犬、猫、小動物によるふん害、衛生管理はどのようにしていかれるのか、お伺いをいたします。

次に3点目でございます。

宿毛市立武道館のトイレ、駐車場についてお伺いいたします。

現在、武道館の使用状況をお聞きしますと、小学生から一般まで、1カ月の累計で950人前後の方が利用されていると伺っております。単純に1日平均30人が使用していることとなります。思っていたより多くの方が利用されているのに驚いておりますが、そこで、子どもさんたちの送り迎え、また見学に来たとき、保護者の皆さんが非常にトイレ、駐車場に困っていると伺っております。

武道館前の三浦公園のトイレは使用禁止、中のトイレは、練習中、会場を横切らなくては行けないという状況にあり、非常に父兄の方にとっては使いづらいようであります。

ある保護者の方は、近くの知り合いの店でトイレを借りていると言っておりました。今後もこの施設を、このまま使用していくのなら、三浦公園のトイレを使用できるように改修するなり、中のトイレを外からも使用できるように改造が必要と考えますが、また、駐車場については、利用人数からいっても、三浦公園の改修がベターだと思われませんが、ご所見を伺います。

また、市長は、広報の中で、中心市街地活性化の計画を進めておられることに触れておられますが、この武道館、建ててから40年前後になるかと思えます。一部鉄骨モルタル造りで、地震災害時には外壁の柱、梁のモルタルの剥落が考えられる危険な建物のように思われます。

中心市街地活性化計画の中では、どのように

位置づけて計画をされておられるのか、お伺いをいたします。

続いて、最後の問題ですが、中1ギャップの解消の取り組みについてお伺いをいたします。

間もなく桜咲く新入学の季節を迎えます。しかし、毎年、これは文部科学省が出した調査ですが、文部科学省がまとめる学校基本調査では、学校に行かない不登校の小中学生が、平成18年度に5年ぶりに増加に転じて以降、12万人を超す危機的状況が続いており、本市においても、小中学校合わせて、平成18年度は22名、19年度が31名、20年度が34名と急増しており、ワースト記録となっております。

不登校は、病気や経済的な理由ではなく、年間30日以上欠席と規定をされております。

その不登校が、平成18年度には前年度に比べ3.8パーセント増加し、実に12万6,894人、小学生が2万3,825人、中学生が10万3,069人もの児童生徒が、長期間、学びの場、生活の場としての学校に通うことができなかったこととなります。

平成19年度も、さらに増加し、12万9,255人と、1.95パーセント増加をし、中でも中学生は、生徒全体に占める不登校の割合が2.91パーセントと、過去最高を記録しております。

平成20年度の調査でも、中学生の割合は2.89パーセントと、35人に1人、つまり1クラスに1人は不登校の生徒がいるという深刻な状況となっております。

その背景に、小学校から中学校へ進学する際の環境変化に対応できず、生徒が、不登校や問題行動を起こす中1ギャップがあります。

その深刻さは、不登校にあらわれております。文部科学省の調査によると、平成19年度の不登校の小6、小学校6年生の児童は7,727人であったのですが、その児童が中学校に進ん

だ平成20年度、不登校の中1生徒は、2万3,149人と3倍にはね上がっており、学級担任が、児童を優しく見守る小学校から、学科担任制で授業が難しくなる中学校へ進むと、学習のつまずきや問題行動の芽が吹き出してきております。

未来を託する子どもたちを、社会全体で守り、育てる環境を整えていきたいという思いから、本市の中1ギャップへの取り組みについて、お伺いをいたします。

本市の不登校児童、生徒の実態について、特に中1ギャップの現状についてお伺いをいたします。

2点目として、その解消に向けた本市の取り組みと課題について、お伺いをいたします。

3点目としては、全国では、小中別々の教育課程につながりのある時間割や、指導方法を取り入れた小中一貫校が全国で始まっております。

大阪市と神戸市は、平成23年度、来年度からですね。横浜市は、平成24年度から、全市立小中学校で導入することになっております。

規制緩和などで、自治体はある程度、柔軟な学校運営が可能になったと聞いておりますが、本市の今後の取り組みについてお伺いをいたします。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、地域主権、住民主役のまちづくりということでございます。

私、地域のことは地域の皆さんがというふうな文章を書いております。これは、非常に今までの反省も込めておまして、何か、ともするといろんなことを考えていただくのが、コンサルタント会社とかに委託しているような部分が非常にありました。

やはり、コンサルタント会社に何かを委託する。地域のことを何か、例えば、中心市街地の活性化計画等でも、そういうものについて、必ずコンサルタント会社、これは地元でなくて、よその人ですね。私は、やっぱりよその人が、ここに住んでない人が、本当に自分の地域のことを、コンサルの会社ができるのかというのは、非常に疑問があったわけでございまして、やはり、地域のごことは地域の皆さんが一番よくご存じなんで、その意見を、やっぱり一番大切にしていかなきゃいけないんじゃないか、そういうことを思った形で、やはりこの地域のごことは地域の皆さんに考えていただきたいというふうな言葉を使わせていただいております。

行政と市民が一体となった、やっぱり個性豊かなまちづくりということは大切なことだと思います。

地区長さん方も、きょうは皆さん、たくさんおられます。各地区からの要望は、我々担当部署が、今、受けておりますし、また、これを精査した上で、予算に反映したり、年に1度は各地区長にお集まりいただいて、意見交換をする場を活用しまして、市民ニーズや、その意見を取り入れる体制というものをとっているつもりでございますが、まだまだ足りない部分もあるかなという気はしております。

住民みずからがまちづくりに参加している例でございますが、一応、中心市街地では、住民と行政が、今、協議会を立ち上げておりまして、意見を交換して、積極的に、どういったまちにしていこうかというふうな意見をちょうだいしているところでございます。

また、農地に隣接したところにおきましては、中山間地域等直接支払制度とか、農地・水・環境保全向上対策事業を活用しまして、農家と非農家が話し合いを行いまして、地区住民が協力して、地区を維持していく取り組みをしておる

ところでございます。

今後は、現在、議論されております地方自治法の改正の動向も見ながら、さらに市民の皆様にも、ともに今後の宿毛市の将来を考えていただきたいと、このように思っております。

行政としましては、なお一層、市民にとってわかりやすい情報を提供しなきゃいけない、そういうことと、市民との情報共有の拡大にも取り組んでいきたいと考えております。

その1つの手段としまして、市民の皆さんからの意見をお寄せいただいて、広報にて、市民の声として掲載するとか、そのような形をとって、開かれた市政の実現を目指していきたいと、そんなふうにご考えておるところでございます。

次に、すくも84ターミナルでございますが、84マリンターミナルの利活用につきましては、建設後に豪華客船飛鳥Ⅱが入ってきましたが、残念ながら接岸だけで逃げられてしまいました。そして、「ばしふいっくびいなす」、そして2月にイージス艦が入港しまして、観光客、それから乗組員、市民の方々に、地場製品の提供であるとか、食事の提供を行うといったことをして、おもてなしの心を持った宿毛市として、アピールはしているところでございます。

以前の豪華客船等の関係イベントは、非常に、テントを前もって設営したり、またはテントの解体もしなきゃいけないとか、大がかりな準備が必要でございました。

非常に悪天候の場合は、せっかくの準備がだいなしになったりすると、そういったこともございました。

そういった意味では、この施設ができてからは、安心して取り組むことができるということでございます。

このターミナル、やはり港、港湾の施設としては、倉庫が要りますということで、このおもてなしのこのようなイベントをするためという

よりも、港湾を完成させるためには、倉庫というものが必要でございますから、港湾の施設の一部として、今から備えておかないと、いざ貨物が来た、防波堤ができました。それから、倉庫を建てたのでは間に合わないというふうなことを思ったことございまして、そういったことで、この84マリンターミナルを皆様に広く、貨物が来るまでは広く使っていただきたいということと、また貨物が突然来たときに対応できるというふうなことになってまいります。

私、12月で、議会で中平議員の質問に答えまして、産業振興政策の一環として、直販まつりとかやっていきたいというふうなことで明言をしておりました。

ただ、これ、1月に開催をしていしましたが、いろいろな関係協力者と調整する中で、当初、予定していました1月には、展示をする品物が、少々少ないということもございまして、そんな課題が多くて、1月に開催することができませんでしたことは、一定、実行しなかったということになります。

そのために、3月7日、昨日、冒頭にも申し上げましたけど、日曜日に農協女性部とか、漁協とか、漁協女性部、農協の養豚部等、皆さん方の協力をいただきまして、14店舗の方々に出店していただきました。

多くの市民の方々に参加していただきまして、盛大に開催することができたわけでございます。

この地産地消フェアは、来年度以降も、年3回ぐらいの開催を予定してまいりたいと思っております。

また、直販まつりにつきましては、地産地消、地産外消の取り組みといたしまして、直販市を経営している方々にも働きかけまして、市内の特産品を集めて、できれば毎月開催する方向で、準備を進めていました。

これは出店の方や、その進め方についての、

まだ調整が、時間かかっております。4月から、仮称ですくもの生産者直売会として、生産者自身が商品を持ち込んで、いわゆる商品見本市みたいな感じで、バイヤーの方がそこに来ていただければありがたいかなど。

また、小売もできるというふうな形の直売会にしてまいりたい、このように考えております。

補助とか出店料に関する公平性でございますが、今回、初めてやりました3月7日の地産地消フェアにつきましては、宿毛市で生産されている農水産物を、広く市民に知っていただきたい。市民の方々に周知して、味わってもらいたいという思いで、地産地消を促進するために、宿毛市に設置しております宿毛市地産地消推進協議会に、企画開催をして、お願いしたことでございます。

宿毛市としても、この協議会に料理の、試食品の材料代については、補助していこうということで、23万円を助成をしておるわけでございます。

出店料についても、市民に広く周知して、味わってもらうことで地産地消を推進するというところでございますので、試食品を提供いただくので、これを提供していただいた出店の方に限定として、無料としておるわけでございます。

直販まつりにつきましては、市民とか市場関係者の販売を中心にも考えておりますので、出店のされる方に負担していただく計画というふうにしております。

今後の課題などにつきましては、出店対象者の範囲とか、施設の使用料、それから来店者に、もうあきあきしたよと言われぬように、持続可能な取り組みとしてまいりたいと、このように考えております。

創意工夫をしていかなきゃいけない。

多分、いろいろな課題が出てこようかと思えますし、直販市ばかりで小売店はどうするん

だとか、そういうものもございますから、そういったところとの調整等も進めてまいらなきゃいけない。

庁内におきましても、企画、商工観光、それから産業振興課といったものと、出店を出していただける関係機関と連絡をとり合って、宿毛産品のピーアールに努めていきたいと、このように考えております。

次に、咸陽島公園の再生計画でございます。

咸陽島公園、ただいまは広場だけが下の方にあります。水族館がなくなって、木が生えて、少し草ぼうぼうなところもございます。

そういったところで、咸陽島公園、これは私自身、咸陽島は陸繋島と申しまして、陸とつながる島と書いてます。これは、非常に日本でも珍しいところがございますから、ここがよく市民の方々、普通のことだと思っておりますが、よその方から見れば、非常にこの陸繋島ということは、非常に珍しい景色でございます。

そういったことで、もう少しこれを前面に押し出していったいいんじゃないかなというふうなことを思っております。

よく出てくるのが、小豆島の非常に広い、道路みたいになったような陸繋島がございます。そんなところがございますので、少し規模は小さいかもしれませんが、自然により近い咸陽島の陸繋島でございますから、ここは生かすべきだと、私は思っております。

現在、もう貝拾いとか、市民の皆様がお見えになっております。夏場に快適に利用できるように、シャワー施設であるとか、公衆便所を、ちょっと暗い便所がございます。そういったものを新設して、利用されていない北側にあそこは海岸がありますが、砂浜ではございません。

そんなところで、砂遊びとか、ビーチバレーとかビーチサッカー、いわゆるビーチスポーツができる場をつくりたいということで、縦35

メートル、横が45メートル、ビーチバレーボールコートが2面分の施設を整備しております。今、工事中でございますが、今月末までの完成としておるところでございます。

このビーチ、いわゆる砂場でございますが、野々下議員、先ほどおっしゃいましたように、野生の犬、猫とか、そんなふんが入りますと、人が利用するのに非常に困るといふことで、これはフェンスを設置しなきゃいけないんです。フェンスを設置しなきゃいけないんですが、今年度、実は財源がそこまで、ちょっと不足をしまして、当面、全面シートカバーをして、こういったものを防いでいこうというふうしております。

衛生管理上、早い時期に皆様にもおはかりして、フェンスの設置をしていきたいと、このように考えております。

施設の利用でございますけど、この留意点を掲示するなどしまして、利用規則を遵守していただくことで、施設の保持に努めてまいりたい、このように考えております。

フェンスを設置するまでの間でございますが、担当課において、巡回しながら、現状を把握することで維持管理を行っていきたいというふうに思っております。

まだ公園内でございますが、これは水はけの悪い場所とか、間伐とか、剪定等の必要な樹木もございます。完全な施設整備ができてない場所もございますので、計画的に公園整備を行うことによって、利用者の増加、利用者の快適性に努めていかなきゃいけないと、このように考えてます。

今後、施設の有効利用を図るに当たりましては、宿毛市の観光協会、及び関係団体とも連携をとりながら、ビーチスポーツのイベントの開催とか、指導者講習会、そういったものも実施していきたい、そういうふうに思っております。

これを市民への普及の促進に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、武道館のトイレ、駐車場の問題についてでございます。

ご指摘のように、武道館の利用状況は非常に高く、20年度実績では、剣道、柔道、空手を中心にしまして、年間1万5,153人の方が利用しております。

それに伴いまして、送迎の保護者とか、見学者も多くなっています。

見学の方も使いやすいトイレ、駐車場をということでございますが、まず、トイレは、設置場所が入り口の反対側に位置しておりまして、また、建物の外側は、塀と排水口がございますので、外から出入りするようなことは、ちょっと安全性から好ましくないというふうに思っています。

したがって、従来どおり、柔道場と剣道場の境である中央を通過して利用していただきたいというふうに思っております。

また、三浦公園の使用禁止中のトイレは、たび重なるいたずらだとか、破損行為、それから利用者マナーの悪化が著しくて、再三、修繕を行ってきましたけど、トイレの日常清掃管理について、他の公園と同様の管理協力の承諾が得られませんで、これは地区から得られませず、やむを得ず、使用禁止に至っています。

実際、便器の改修等により、使用することは可能だとは思いますが、安全、安心の面を考慮しますと、現在の施設では問題点が多くて、今のところ、近いうちに撤去したいというふうに考えています。

次に、駐車場の件ですが、隣接する児童公園との間のスペースも狭くて、現状は、四、五台分しかありませんが、これ以上に駐車スペースを広げることは困難と考えています。

仮に公園の花壇部を撤去しまして、駐車ス

ペースを設けても、3台ぐらいが限界ではなかろうかというふうに思います。出入り口の狭い駐車スペースの拡大は、交通安全上も問題とされます。武道館の利用だけを考えるのであったら、三浦公園の改修がベターかもしれませんが、公園の用途は遊び場に限定されるものではなくて、有事の際の公共空地として、また市街地における休憩所等、さまざまな用途がございますので、現在のところ、公園への駐車場設置は考えていません。

最後に、武道館の老朽化の問題でございます。当施設は、昭和46年建設でございますので、老朽化の著しい箇所については、適宜修繕をしています。ご指摘の箇所等についても、専門家の意見をいただきながら、適正な維持修繕に努めてまいりたいと考えています。

この最後には、中心市街地活性化計画への位置づけは、このエリアから外れておりますので、しておりません。

私の方からは以上でございます。教育行政については、教育長の方からお話があります。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、本市の不登校児童生徒の状況についてでございますけれども、議員からご説明がありましたように、大変、憂慮すべき状況であります。

平成18年が22名、19年が31名、平成22年が34名と増加の傾向にあります。

その内訳につきましても、議員の指摘どおり、中学生がほとんどを占めておりますので、中学生の増加そのものが不登校児童生徒の増加となっております。

本年度におきましては、いろいろな取り組みの成果だと思っておりますけれども、最終の結果ではありませんが、平成18年度程度に減少

をしております。20名ちょっとぐらいになるのではないかと考えております。

続きまして、本市における不登校児童生徒の解消の取り組みについてでありますけれども、不登校や不登校傾向の見られる子どもや、保護者の相談を受ける相談員を、小学校4校に配置をしております。

それから、また学校だけではなく、学校だけでは解決が困難ないじめであるとか、不登校、児童虐待などの問題を抱える児童生徒の課題につきまして、学校、地域、それから家庭、必要に応じては、各児童相談所などの関係機関と連携を密にいたしまして、より効果的な取り組みが行えるように、スクールソーシャルワーカーを2名配置をしております。

また、子どもたちが学校生活や家庭生活において、精神的な、不安定な状況となり、専門的なカウンセリングが必要な場合は、各学校にカウンセラーを派遣をしております。

教育委員会におきましても、専門のカウンセラーにおける相談活動を月に2回程度、実施をしております。

そして、不登校児童生徒を引きこもりの状態のままにさせるのではなく、学校に行けないのが、学校に行けるまでの準備段階としての居場所としまして、教育委員会に適応指導教室を設置をいたしました。そして、不登校児童生徒の学校復帰サポートを、そういう活動を実施をしております。

それから、小学校から中学校に変わることで、その過程の中で生ずる、いわゆる中1ギャップ対策といたしましては、中学校に入学しての早い段階におきまして、早い時期におきまして、集団宿泊学習であるとか、話し合い活動で、いろいろなスキル、技術を活用した仲間づくりを大切にされた取り組みを実施をしております。

それから、小中学校の連続性のある教育課程

を編成をしまして、望ましい学校生活の習慣であるとか、学習、規律を身につけて、学習効果が上がり、系統だった心の教育の推進を図るような取り組みも、同時に行っております。

小学校から中学校への教科カリキュラムの変化に、教育課程の変化に伴いまして、戸惑いを感じて、そのことが要因で不登校傾向になる子どもへの対応といたしましては、不登校等学習支援員を2名配置をいたしまして、教職員に協力して、個別の学力保障の支援を図ってまいりました。

続きまして、小中学校の一貫教育の取り組みにつきましてでありますけれども、本市におきましては、詳細な小中の一貫教育についての研究をいたしておりません。

例えば、小中の連携教育によって、中学校の教師が授業を、中学校の教師によって小学校の児童が体験することで、中学校の授業の進め方になれたりとか、それから専門的な教科の指導を、中学校に入学する前に受けることによって、新しい教科に対して興味を持たせるとか、それから、戸惑いを少しでも解消させるような効果があると考えておりますので、そういう取り組みを、今後も続けてまいりたいと、こんなふうに思っております。

また、小学校と中学校の教員が、それぞれの授業の特性について研究することによりまして、子どもたちに系統だった指導ができるようになってきております。

小中で一貫教育をすることについての必要性につきましては、よく認識を、いろんなことは視野に入れて検討する必要があると思っておりますし、それぞれの中学校区で課題を解決するために、一貫教育をどのように取り組んでいくかという考えが、まず必要になってくると思われま。

いずれにいたしましても、小学校、中学校が連携をすることによって、いわゆる中1ギャッ

プを解消させることは必要なことでありますし、どのような形の小中の連携の取り組みが効果があるのか、また、小中一貫教育を取り組むために、どんな課題があるかについて研究を進めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 若干、再質問をさせていただきますと思います。

先ほど、地方分権について、地域分権制度についてですが、先ほど、市長の答弁では、区長さんとの市政懇談会や、町民さんとの協議会を設けて、そのような、同じような趣旨のことは知っておりますよということでありました。

また、自治法の改正については、今後の動きを見て対応していきたいというような内容だったと思います。

その中で、市長は、市民との情報の共有の拡大ということを進めていきたいというふうに言われておりました。

この市民との情報の共有、また市民との意思の疎通、市民との信頼関係が、これからの行政運営にとって、今まで以上に重要になってこようかと思っております。

本年度改定された宿毛市行政改革大綱改革プランの中で、ちょっと今回の行政改革大綱プラン、エコになっておまして、ピラピラでちょっと寂しいんですけれども。

この中で、情報公開の推進と、市民の参加のまちづくりの欄で、市民が行政や地域社会へ参画することができるよう、広報やホームページ等により、行政情報を積極的に公開するとされております。本当に素晴らしいことだと思いますが、今、市民は大変厳しい経済状況の中で、仕事や生活に追われ、きちっと広報を目にしておられる方ばかりではないように思われます。

ホームページとなると、さらに一部の方に限

られるのではないかと思います。

今議会において、市長は22年度の本市の方向性を行政方針で示されておりますが、この行政方針に市民が触れることは、本当に少ないように思われます。

そこで市長にお尋ねをしたいと思います。

市長も大変、多忙をきわめる中ですが、各地域で地域の代表の皆さんと、市長と直接お話のできる、市長と語る会のような機会を設けることはできないでしょうか。

市長の思いを、直接市民に伝えていくことができれば、さらなる行政と市民の信頼関係を強くしていけるのではないかと、そのように思っております。

また、84ターミナルについてですが、昨日、大変盛況だったということで、市長もホッとされているのではないかと思います。

これから、先ほどいろいろ課題も申されましたけれども、前向きな取り組みをお願いいたします。

また、咸陽島公園についてであります。完成、今月の末ということで、大変いい季節に完成します。

このフェンスについては、財源がなかったということで、当面、シートカバーをきせておいて、早い時期にフェンスもつけていくという方向とお聞きしました。

衛生管理に関しては、担当課が巡回をして、見守りながら管理をしていくということであります。

このビーチバレーコートが2面もとれるということですが、せっかくできても、使わなくてはもったいないことですので、ぜひ使っていただきたいと思うのですが、市内にも、周辺にもそんなにビーチバレー人口は多くないというより、いないと思いますが、今後、市民へのこのような普及をどのように考えておられるのか、

お伺いをいたします。

また、大変、先ほども言いましたけれども、いい季節に完成をいたします。この施設完了後、こけら落としとしてどのようなことを考えておられるのか、何かイベントを考えておられるのかお伺いをいたします。

武道館についてですが、今のところ現状維持でいくしかない。使う人には、練習場の合間を通して、なるべく差し支えないように使っていただきたいということでありました。

中1ギャップについてですけれども、いろいろと努力、工夫をさせていただいていることはよくわかります。21年度は、若干、成果が出てきているということではありますが、東京の品川区では、全区立小中学校に小中一貫を導入した結果、中1の不登校が小6の1.5倍と、全国平均の3倍を大きく下回っておったり、埼玉県では、中1ギャップ解消に向けて、中学校の教師が小学校で児童を2年間教えた後に、卒業生とともに中学校へ戻る。中学校教員人事交流プランというのが行われておるようであります。

また、愛知県豊橋市では、中1ギャップ、小1プロブレムは、新しい環境に適應しないことによって生ずるものであり、発達障害のある児童に起こることが多いといわれていることから、そこで心理判定員による発達障害が疑われる子どもに対し、専用の器具を使い、発達検査を行い、その判定に基づいて、その子に応じた支援のあり方を、保護者や学校に指導、助言などをしており、こうした支援により、保護者の不安が軽減されるのだけではなく、学校と保護者、そして心理判定員の3者が同一歩調で子どもへの支援ができるようになったと報告がされております。

本市でも、品川区や埼玉県のような抜本的な、思い切った取り組み、完全一貫教育ではなくても、連携一貫教育、これを全体に広げていくこ

とができないか。

また、豊橋市のようなきめ細かな取り組みも考えてはどうかと、このようなことをお伺いをいたします。

2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の再質問にお答えをいたします。

市民情報共有ということで、非常に広報、全員が全員見てないだろうというふうなことも、これは承知しておりますし、区長会の皆様方も、入っていない方にも配っていただいているとか、いろんなご迷惑も、大分かけております。

それから、こういうことには、やっぱり宿毛市民の皆様が、全員がやっぱり区に入っていたきたいということが、まず大切なことじゃなかるうか。それによって、地域の情報が、皆様方に周知されるというふうには、私は考えておりますし、また、区長さん方の要望も、そういうところもあろうかというふうには思います。

こういった議会の場でございますけど、市民の方々には、ぜひ区に所属していただきたい、入っていただきたいというのが、まず先にあるかと思えます。

その上で、広報を全員が見ていただきたいというふうなこと。我々の広報の手段としては、ホームページなり広報ぐらいいかないもんですから、あとは、たまに何かのイベントで、マイクで放送するというふうなことでございます。

それから、ご提案がございました、市長みずから地域へ出かけていってはどうかということでございます。

私も、ずっと以前から気になってたことでございまして、予算の関係が、年度、こういうことをやっていくというものについては、恐らく、区長さん方から、あるいは議員の皆様方から区民の皆様、支持者の皆様方には、いろんなこと

は教えていただける、情報を発信していただいているとは思いますが、そこはやっぱり、その区だけということではなくて、市の予算全体について、市がこういうことを今年度やりますよということを、できましたら議会でご承認をいただいた後で、我々が区の方に、区長さんのご助力もいただいて、出かけて行って、話をさせていただきたい、こんなことを考えてはおりません。

できましたら、今年度というより、議会で予算が決まりましたら、できたら区長さん方にもお願いしたいんですけど、行かせていただきたいと、このように考えておるわけでございます。

それから、84マリンターミナル、もう1点だけ、すくも84マリンターミナルとつけました、「84」の意味を、もう1つ皆さんに知っていただきたいのは、森林の率が84パーセントでございます。これで「84」というふうにつけておるわけでございまして、この森林を生かす、それから材木を生かす、宿毛産の材を生かすということで、木でつくらせていただきたい、いただいたということで、倉庫は、大体がコンクリートの倉庫が多いわけでございますけど、宿毛の材を使わせていただいたと。

これからも、その宿毛の木材関係につきましても、やはり製品として、きちんと出せる一定のルートがある形をつくっていきたくて思っていて、せんだっては、ミサワの社長さんにもこちらに来ていただきまして、ミサワホームですね。そういったお話も伺いましたし、このお話を伺うときに、森林組合であるとか、製材業者であるとか、木材の市場の方であるとか、そういった方々が集まっていただいて、お話を聞きました。

本題には、ちょっと質問からそれるかもしれませんが、これからそういう大手の製材を必要としているところに、我々、宿毛市全体が考えながら、これ市民の皆さんと一緒に、や

っぱり出す方法を考えていかなきゃいけないということをおもったこととでございます。

これから要望のあるものについて、我々自身、宿毛市の中の皆さんと一緒に、行政が一体となってやらなきゃいけないというふうなことを考えておるところでございます。

それから、咸陽島公園でございますが、ビーチバレーコートが2面とれるということで、私もこれを、ぜひ実現して、ビーチバレー大会をやりたいということで。

県内でございますが、今は香南市のヤ・シーパークで、毎年、ビーチバレーボール大会が開催されております。当市からも、高校生の5チームが参加しています。

これまあ、大体、2人でやっておりますから、5チームが参加して、全国的にもテレビ報道とかがありまして、競技人口も増加傾向にあるということとでございます。

今では、オリンピックの正式種目になっているわけですけど、当市も関係団体と連携を図りながら、先ほど申しましたビーチバレーの実技とか、指導者の講習とか、そういったことをやっていきたいというふうに思っております。

私、もう既に、実はビーチバレー協会というのがありまして、日本の。これは、皆さん、オリンピック選手でご存じの川合俊一さんが会長を務めております。それから、日本ビーチ振興協会というのがあって、バレーばかりじゃなくて、ビーチ相撲だとか、ビーチサッカー、それからビーチフラッグ、フラッグ競争、旗を取りに行く競争だとか、そういった砂場を利用したゲームイベントをいっぱい、あちこちで行っております。

そんなことで、私もこのビーチ振興協会の理事長と東京の方でお会いしまして、ぜひそのこけら落としとかいうことでは、参加をしていただきたい。選手も派遣してくれるというふうな

約束事は取りつけております。

それから、ついでに申し上げますと、個人名を出して申しわけないんですが、有名な方ですからいいと思いますけど、松山の方には、北京のビーチバレーに行った徳野さんとか、佐伯さんとかいう方もおりますので、そういったところの方々も来ていただければと。

特に徳野さんは、去年、こちらに、宿毛へ来まして、その場所等、こういった、宿毛のビーチを見せてくれといわれまして、砂浜、脇本と咸陽島を見せたわけでございます。

そのときはまだ、砂場の話は出ておりませんでしたんですけども、こういった方々が応援に来ていただけるというふうなことにはなっております。

お忙しい方々ですから、できるだけ時間を合わせる形での取り組みをしていきたいと、このように考えております。

それから、武道館につきましては、ぜひ利用者の皆様にはご協力を、ぜひお願いしたいということでございます。

1点、私、先ほど申し上げた言葉で、ちょっと訂正をさせていただきたいんですが。

この中心市街地活性化計画のエリアには、武道館も入っております。まことに申しわけございません。

ただ、改修などの事業項目としては、位置づけが入っていないということでございますので、訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、野々下議員の再質問にお答えをいたします。

まず、中1ギャップの解消に向けての、小中の人事交流の件でありますけれども、高知県下でも、少ない事例ではありますけれども、いろいろな形で交流人事が行われております。

宿毛小学校におきましても、4年くらい前に、中学校の音楽の専科の先生が、小学校の児童に音楽活動をした、教育をしたことがありました。

それから、今現在、清水の小学校に、清水中学校の数学の教員が、清水小学校の児童に算数の指導に参っております。

その中では、やはり、小学校に中学校の教員が配置されて、専門性を生かす中で、学ぶ楽しさを大切にした取り組みがなされている。それで、教科に対して、スムーズに中学校の学習に入っていけるといようなことを見込んで、取り組みがされているということです。

それから、学習面のことでありますけれども、心の教育の対応につきましては、現在、宿毛市では不登校、いじめ等対策小中連携の事業を、県の指定を受けまして、不登校対応に関しましては、特に力を入れて取り組んでおります。

今の高知県の喫緊の課題は、学力の向上の取り組みということを、尾崎知事、それから中澤教育長も声だかに話しております。それも大事なことではありますけれども、宿毛市においては、そのことよりも、まだ不登校対応が大事であろうということで、学校現場、家庭の方をお願いをして、取り組みをしております。

小中の連携教育の中でも、やはりそのことを、連携で、系統だって取り組みができないかということで、研究を始めております。

教育研究所の中に、その事業の中でコーディネーターを1名、教員を配置をさせてもらっておりますし、支援員2人とスクールソーシャルワーカー2名とで対応する中で、先ほど申しましたように、手前みそになりますけれども、少しずつ効果が上がっておる状態であります。

それから、きめ細かな対応という件につきましては、本市におきましても、関係機関といろいろ連携をしまして、巡回相談の派遣事業であるとか、それから、教育相談員の派遣事業だ

とかを活用しまして、特別支援学校・学級教育実践交流事業、それからハートフル教育相談、教育相談員の派遣事業などをいろいろ活用する中で、新しい環境に適応できなくなったり、人間関係をうまく調整できない子どもに対応するための取り組みも行っております。

それから、先ほど、検査の件がありましたけれども、巡回相談で、我々の職員、それから教員が学校に巡回相談で参ります。そのときに、専門的な助言等が必要な場合には、学校と相談をいたしまして、保護者の許可がいただければ、検査もできて、子どものいろいろな専門的なチェックができるということになっております。それは、あくまでも保護者の承認が必要ということになっております。

それから、子どもの不安を解消する1つの取り組みといたしまして、小中一貫教育で行ってはどういう提言がありました。私もインターネット、それからいろんなところから情報を、いろいろと取り寄せて、勉強もしたところでありますけれども、やはりその中では、小学校1校と中学校1校で対応する一体型校舎の建設の中で取り組むものもありますし、それから、一貫教育というよりも、むしろ連携教育を重点にした、多数の小学校と1校の中学校。中学校区で取り組むというような、いろいろな方法があります。

その中では、やっぱり多数の小学校と1校の中学校で取り組む場合には、スタッフがかなり必要となってまいります。県から国のお助けもいただきまして、派遣をするということにもなりますし、それから、いろいろな教育カリキュラムを組むときに、専門的な知識も要りますので、その専門委員の方も配置をお願いするようなことにもなります。

今のスタッフの中では、なかなか難しいですけれども、例えば、宿毛市であれば、近い将来、小筑紫小学校は1つの小学校で1つの中学校の、

実験的にですけれども、小中一貫教育が技術的には可能だということにもなります。

それから、取り組む課題が、もうどのように、例えば野々下議員が指摘にありましたように、学習の支援をする。例えば、外国語を、系統的に小学校1年から中学校3年までを見通してすとか、それから、不登校対応、心の対応を系統的にするだとか、それから、総合的な学習を一貫で、6年間を通してやるだとか、いろいろ課題があると思いますので、いろいろな課題を克服するために、その取り組みが宿毛の教育にとって有意義なことであるならば、学校現場とも十分話し合いをして、可能であれば拠点校を決めて、実験的に取り組むことを視野に入れた話し合いも必要になってくるのではないかと。

みんなの意見を聞きながら、そういう取り組みも必要になってくるのではないかと、こんなふうに、今現在考えてます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 1点、確認をさせてもらいたいんですが。

市長、さっき、区長さんのところへ出向いてお話をさせていただきたいというお話があったんですが、それは地域の住民を交えてということなんですか。わかりました。

そういうことだそうですので、わかりました。ありがとうございます。

市長も、一人でも、これからも市長、一人でも多くの市民のニーズにこたえられる行政運営を行っていただきたいと思います。

そして、教育長にですが、子どものころには、グループの中にはガキ大将がおって、また家庭には一家の長がおります。そして会社には社長がおり、スポーツのチームにはキャプテンや監督がおりまして、そのそれぞれの長の思いによって、また方向性も決められていき、変わって

いくわけでありますので、行政においては市長、また教育行政においては教育長であります。多くの課題がいろいろあるようでありますけれども、教育長がすべての問題を、自身の責任ととらえて取り組んでいかれることをお願いいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） この際、15分間休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時19分 再開

○副議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、宿毛市営地域振興住宅の入居状況などについて、お伺いをいたします。

この宿毛市営地域振興住宅は、平成21年6月の議会におきまして、宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例が制定をされました。

内容は、地域振興の一環として、U・Iターン者向けの住宅を確保するとともに、宿毛市所有の公営住宅及び改良住宅の老朽化などに伴う代替住宅として、雇用促進住宅を取得して、管理することとあります。

条例を制定して、約8カ月経過していますが、現状についてお伺いをいたしたいと思えます。

まずは、U・Iターン者向けの住宅を確保するためとの内容がありましたが、現状として、何世帯が入居されているのか、お伺いをいたします。

次に、宿毛市所有の公営住宅及び改良住宅の老朽化などの代替住宅として、との内容がありましたが、現状として、老朽化されている公営

住宅、改良住宅に入居されている方々の引越しは進んでいるのか、お伺いをいたします。

次に、宿毛市営地域振興住宅は、平成22年3月1日現在で29戸が入居されておりますが、残り51戸の入居について、今後の入居計画などがあればお伺いをいたします。

最後に、宿毛市所有の公営住宅及び改良住宅で、老朽化が進んでいる住宅から、この宿毛市営地域振興住宅に引越しをされますと、当然に公営住宅、改良住宅が空き家になってきます。この空き家になった後の公営住宅及び改良住宅の活用方法について、お伺いをいたしたいと思えます。

次に、女性特有のがん検診事業の実施状況についてお伺いをいたします。

女性特有のがん検診事業については、一定年齢に達した女性に対して、子宮頸がん、及び乳がんの検診料の自己負担を免除することにより、女性特有のがん対策をする目的での事業であります。

対象者は、乳がん検診については、20歳から40歳までの5年間隔、乳がん検診は40歳から60歳までの5年間隔で、無料クーポン券及び検診手帳を個別に配布することによって、検診受診率の向上を図るものであります。

平成21年度、単年度の事業でしたが、無料クーポン券の配布が本当に受診行動へとつながるならば、来年度以降もぜひに続けていくべきですが、実際はどうだったのか、本市としての検証が必要だと思えます。

まず、無料クーポン券の対象となった子宮頸がん検診対象者559名と、乳がん検診対象者855名の女性のうち、平成22年3月現在で何名の方が受診をしたのか。また、受診率についても、あわせてお伺いをいたしたいと思えます。

最後に、子宮頸がんワクチンの公費助成につ

いて、お伺いをいたします。

子宮頸がんは、男性も女性も、だれもが持っているHPVヒトパピローマウイルスが原因で発症することがわかっています。ほとんどの女性が一生に一度は、ヒトパピローマウイルスに感染するといわれております。

そして、10人中9人の人は、免疫力でウイルスを追い出せることができますのですが、本人に自覚症状がないまま、数年にかけてがん細胞へ変化するため、発見がおくれる場合が多いのであります。

本来、予防ワクチンと定期的な検診によって、唯一予防できるがんであるにもかかわらず、毎年、約1万5,000人も女性が進行がんにかかり、そのうち、約2,500人が死亡をしております。

この子宮頸がんを予防できるワクチンが、国内で販売開始をされました。現在は、保険適用がないために、全額自己負担となり、合計3回で費用は約4万円と高く、接種への大きな壁となっております。

現在、一部の自治体では費用の全額、一部を助成するところもあります。本市においても、公費助成を行うべきではないでしょうか。市長にお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、西町の地域振興住宅の入居状況等についてでございます。

冒頭で岡崎利久議員が述べられたように、当住宅は、地域振興の一貫としまして、I・Uターン者向けの住宅を確保するとともに、宿毛市所有の公営住宅及び改良住宅の老朽化等に伴う代替住宅として、雇用促進住宅を独立行政法人雇用能力開発機構より、平成21年6月に購入

しまして、現在、西町地域振興住宅として管理運営をしています。

現在、2棟80戸のうち、31戸に入居していただいております。

その内訳でございますが、雇用促進住宅当時から15戸、公営住宅から10戸、それ以外の新規入居者が6戸となっております。

現在、U・Iターンでの入居は何世帯なのかとのご質問があったかと思えます。

公営住宅からの入居以外の新規入居は、今申し上げましたように6世帯で、そのうち市内から4世帯、市外からは2世帯となっておりますが、U・Iターンでの入居はゼロでございます。

これ以外にも、問い合わせとか、県外から来られて直接、当住宅を見られた方もありますが、入居にはまだ至っておりません。

次に、老朽化した公営住宅及び改良住宅からの移転は進んでいるかどうかでございますが、公営住宅及び改良住宅から西町地域振興住宅へ移られた方は、先ほど申し上げました10世帯で、その内訳が新田団地から4世帯、それから萩原から4世帯、樺から2世帯、改良住宅からはゼロというふうになっております。

市営住宅で移転をお願いをしていますのは、老朽化が激しい住宅及び過去、災害により避難をたびたび余儀なくされた住宅など、政策的に新規の入居を停止しまして、近い将来、用途廃止を検討している新田団地、萩原団地、樺団地を対象としています。対象団地には、高齢の方が多くて、西町地域振興住宅は高台にあります。そういうことなどから、高齢者に不向きな面もあるために、このような入居状況となっております。

空き家について、入居計画があるかということでございますが、新たに入居された方が2名おまして、空き家は現在49戸でございます。

この49戸のうち、1号棟、これは南側で

ございますが、の26戸につきましては、公営住宅及び改良住宅から移られる方のために。それから、2号棟北側23戸ございますが、ここは一般的な入居とI・Uターンによる入居を半々に考えておまして、入居の募集につきましては、市の広報等により行ってきましたが、今後も引き続き、入居促進の努力はしてまいりたいと思っております。

それから、西町地域振興住宅へ引っ越して空き家となった公営住宅及び改良住宅の今後の活用方法でございますが、これらの住宅は、ほとんどその老朽化が激しいところがございます。また、耐震性も担保されておりませんので、市営住宅全体の整理統合等を検討して、建てかえ等、これは廃止も含むわけでございますが、計画したいと考えております。

次に、女性特有のがん検診事業の実施状況でございますが、この事業は、平成21年度、国の補正予算で計上された新規事業でございます。一定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん、及び乳がんの検診料の自己負担分を免除することにより、女性特有のがん対策を推進することを目的とした全額国庫補助の事業で、子宮がん検診については20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の5歳間隔、乳がん検診は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の5歳間隔の方を対象としまして、無料クーポン券及び検診手帳を10月下旬に個別に発送いたしました。

検診の方法につきましては、集団検診並びに医療機関でも受診可能としまして、受診医療機関一覧表を同封して、受診希望に添えるよう、調整をしてまいりました。

先ほど申し上げました、これは10月下旬に個別に送付いたしましたのは、先ほど申した9月の補正予算でございましたので、この時期ということになりました。

その結果でございますが、子宮がん検診につ

きましては、クーポン対象者559名のうち、81名の方が受診。そのうち、集団検診は38名、医療機関での受診は48名でございます。

受診率としては、14.5パーセントということでございます。

乳がん検診につきましては、クーポン対象者が885名のうち、213名の方が受診していただきました。そのうち、集団検診では210名の方、医療機関の受診は3名の方で、合計受診率は24.9パーセントということになります。

これは、私も思いますのは、年度当初からの予算であつたら、もっと受診率も上がっていたんじゃないかなというふうなことを思っております。

クーポンの対象者につきましては、集団検診のみならず、医療機関でも受診できることとか、検診手帳の送付によりまして、女性特有のがんについての知識も深まり、特に20代、30代、40代の若い世代の方々にも、検診の機会があることが周知できたものと考えております。

この検診をきっかけとしまして、今後の定期的な受診行動につながるということが期待をされております。

子宮頸がんの検診対象者全体で見ますと、18年度は14.4パーセント、19年度は16.6パーセント、20年度で5,564名中、受診者が404名、受診率が17.0パーセント。21年度の対象者は5,759名、受診者が706名、受診率が19.9パーセント、年々受診率としては増加をしています。

失礼しました。子宮がん医療受診者は、先ほど私、48名と言ったと思います。43名に訂正をしていただければありがたいと思います。

乳がん検診でございますが、つきましても、18年度は19.9パーセント、19年度が23.6パーセント、20年度は24.8パーセ

ント、21年度の対象者は4,864名のうち、受診者が791名、受診率26.7パーセントと、同じく年々受診率は増加しています。

当初、この女性特有のがん検診事業は、平成21年度の国の景気対策で行われました全額国庫補助負担による単年度事業として実施しました。しかし、実施してみても本市の手ごたえとしましては、今まで未受診だった方が、無料クーポン券の発行によって受診を促されたきっかけとなったと感じています。

そのため、本市としましては、平成22年度の国の補助率は2分の1となりましたが、この事業を重要な事業であるというふうに位置づけて、引き続き、クーポン券による検診事業を実施していくこととしています。

いずれにしても、自分の健康は自分で守るという意識を市民の皆様を持っていただくことが大切でありますので、今後ともその意識が定着するよう、また受診率が向上するよう、広報等に努めてまいります。

次に、子宮頸がんワクチンについての質問でございます。

この子宮頸がん予防ワクチンは、このがんの原因ウイルスであるヒトパピローマウイルス、HPVと呼ばれておりますが、これを人工的につくったものを接種して、免疫を誘導することでウイルス感染を防ぐことによって、子宮頸がんを予防するワクチンでございます。

このワクチンの接種対象者は、10歳以上の女性でございまして、十分な予防効果を得るためには、3回の接種が必要というふうになっております。

接種費用は、自由診療のため、5万円前後の自己負担が必要となってまいります。この子宮頸がんは、女性特有のがんの中では、乳がんに次いで発症率が高いものでございまして、ワクチンの接種による感染予防と、定期的な検診に

よる早期発見で、日本から子宮頸がんをなくすことが期待されるものでございます。

現在、一部の自治体では、費用の全額、半額を助成しているということでございますが、当市の優先対象年齢10歳から14歳の女性の数でございますが、平成22年3月1日現在で524名、1人当たり5万円として、費用負担が2,620万円と多額の経費が必要になります。

個々の自治体で対応するのではなく、こういったものにつきましては、国のがん対策として高い優先度で制度化する必要があると、私は考えます。

また、少子化対策とか、将来的な医療費抑制の面からも、ワクチン接種による予防は大変重要なことであると思っておりますので、このワクチンに限らず、効果が期待される各種の予防接種につきましては、引き続き、全額公費負担をしていただけるよう、国にも強く要望してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 市長、答弁ありがとうございます。

それでは、若干ですけれども、再質問の方をさせていただきますと思います。

まずはU・Iターン者向けの住宅の確保についてですけれども、現在、8カ月经過して、入居されている世帯がゼロであるという、できれし、いろんな形でピーアール等をしていただきたいんですけれども、最近、宿毛市のホームページ変わりました、大変よいことだなと、僕自身思ってます、昔よりも大分見やすくなってきていると思います。

でも、この宿毛市営地域振興住宅について、ホームページ上で掲載はされているんですけれども、そこまでにいく過程がなかなか難しく、一発で見ることができない。

例えば、U・Iターン者向けに市営住宅をアピールするのであれば、一番手っ取り早いのがホームページのわかりやすいところに掲示していただいて、こういう住宅を宿毛市の方で用意していますという形で案内していただく方が、一番手っ取り早いのかなと思っております。

例えば、広報誌で、今現在、募集の方をさせていただいておりますけれども、広報誌は基本的に宿毛市内に配るものでありまして、宿毛市外の方が見られる機会というのは、断然少ないと思いますので、そのようにホームページ上、今、宿毛市移住支援情報のバナーがありますので、そこに宿毛市営地域振興住宅について、掲載された方が、ホームページとしての役割も果たしますし、宿毛市、市営住宅についてもわかりやすいと思いますので、その点、改善等を、できれば早期にお願いしたいと思っておりますけれども、この点、市長の答弁をお伺いしたいと思っております。

次に、老朽化されている公営、改良住宅に住まわれている方々の引っ越し状況について、お伺いをしました。

なかなか難しい点は、いろいろあると思っております。確かに高齢化で、高台、今度購入されたところが高いところにありますので、足の悪い方とかは、かなり不便をかけるかと思っておりますけれども、引き続き、入居されている方に細やかな説明をしていただきまして、早期に引っ越しをされるように努力をしていただきたいと、そのように思っております。

次に、入居計画について、詳しく説明を受けました。大体のところはわかったんですけども、先ほども広報誌の方に、宿毛市営地域振興住宅について募集をかけているということ、市長も言われましたけれども、これ、戸数について、どのくらいあいてますよという戸数についての数は書かれてないんですよ。ほかの市

営住宅等については、あとあきが2つあります、1つありますというのは明確に書かれているんですけども、この宿毛市営地域振興住宅については、書かれてませんので、できればここはあと戸数が18戸、入居可能ですよみたいなことを書いていただいた方が、見ている方にとっては、とても見やすいし、わかりやすいことではないかと思っております。

この点は、すぐ改善できる点だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

最後に、老朽化された公営、改良住宅の今後の利活用について、今、建てかえも含めて、取り壊しも含めて、今後検討していくということですけども、この公営住宅、改良住宅については、市民の皆様が便利に生活できる場所に、大体、建設をされていると思っております。近くには民家等がございますので、できれば空き家になれば、すぐに財政的な面等あるかと思っておりますけれども、解体をしていただいて、市民の安全を確保できるような方向性についていただきたいと、そのように思っております。

次に、女性特有のがん検診事業の実施についてですけども、今現在、子宮頸がん検診対象者559名に対して81名の方が受診をして、受診率が14.5パーセントで、乳がん検診対象者855名に対して213名が受診をして、受診率が24.9パーセントであると、市長の方から答弁をいただきました。

平成18年、19年、20年と、18年、19年、20年、21年ですか、との比較も言っていただきまして、受診率並びに受診者、受診率についても増加しているんですよということをお聞きいたしました。

このがん検診については、国の目標値が50パーセントでありますので、少しでもふえることは大切で、よいことですけども、50パー

セントに近づけますように、引き続き、頑張っていたきたいと思います。

また、平成22年度も、引き続きこの事業を継続していただけるとのことですので、期待をしております。

また、できればこの女性特有がん検診事業は5歳間隔、5年間隔になっていますので、不公平感がないように、今年度も含めて、あと最低4年間ぐらいは継続していただきたいと思います。

それと、あと子宮頸がん、乳がんについては、広報紙などで詳しい情報を提供して、市民の皆様に興味を持ってもらいたいと思います。これについては、若干はされていると思いますけれども、今回、がん検診手帳が無料クーポン券と一緒に、各対象者に送付をされたと思います。なかなかわかりやすい内容で書かれていますので、これを何らかの形で活用できないかと思えます。

例えば、広報紙などでこの内容を取り上げていただいて、連載的なことを、1年計画であるとか、2年でも構いません、あいているページに書いていただいて、啓蒙活動といいますか、がんについて詳しく説明をしていただきたいと思います、そのように思っております。

最後に、子宮頸がんワクチンの公費助成についてですけれども、今、いろいろな自治体が、全額助成であるとか、一部助成をしております。なかなかすぐに公費助成は無理であっても、広報活動はできると思います。また、このワクチンの推奨対象年齢者が、先ほど、市長が言われましたけれども、10歳から14歳の小学生、もしくは中学生。小学生の高学年から中学生の2年生、もしくは3年生ぐらいになってきます。

今後、この子宮頸がんワクチンについても、詳しい情報を、学生の皆様にも伝達していただきたいと思いますし、また、親御さんたちにも

わかってもらうような形で、広報誌等を使って、みんなに知っていただく機会を、随時ふやしていただきたいと思います。

唯一、これは予防ワクチン、もしくは検診をすることによって、100パーセント、100パーセントとは言いませんが、予防できるがんでありますので、そういう点をよろしく願いをいたしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の再質問にお答えをいたします。

ご指摘のありましたホームページが開きにくいというところ、やっぱりこれはご指摘のとおりでございますので、やはり利用者の立場に立った形でものはつくらなきゃいけないというふうに思えます。

戸数につきまして、空き戸数につきましても、利用者が知りたいというところでやっていかなきゃいけない。これはホームページの作成の方にも、すぐ指示をしてまいりたい、このように考えます。

それから、公営住宅からの引っ越しでございます。皆さんにはそういうふうに周知をさせたりは、努力はしているわけですが、やはりそれぞれの世帯の、それぞれのご都合もありますので、無理くりなことはできませんし、また、入居者の方と十分話し合って実施してまいりたい、このように考えます。

それから、空き家の取り壊しは、もうこれは当然でございますが、なかなか取り壊し費用が、非常にかかるということもあまして、耐震の学校をさきにやらなきゃいけないとか、そういう優先順位等も勘案しながら、これやってまいりたいというふうに思えます。

また、建てかえになったら当然、これは取り壊して建てかえしなきゃいけないということで

平成22年
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成22年3月9日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	7番 有田都子君
8番 浦尻和伸君	9番 寺田公一君
10番 宮本有二君	11番 濱田陸紀君
12番 西郷典生君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

6番 中平富宏君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 小島美喜子君
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長補佐 島内千尋君
税務課長 山下哲郎君
会計管理者兼
会計課長 小島秀夫君

保健介護課長	三	本	義	男	君
環境課長	岩	本	克	記	君
人権推進課長	乾			均	君
産業振興課長	頼	田	達	彦	君
商工観光課長	津	野	元	三	君
建設課長	安	澤	伸	一	君
福祉事務所長	沢	田	清	隆	君
水道課長	豊	島	裕	一	君
教育委員長	松	田	典	夫	君
教育長	岡	松		泰	君
教育次長兼 学校教育課長	出	口	君	男	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有	田	修	大	君
学校給食 センター所長	岡	村	好	知	君
千寿園長	村	中		純	君
農業委員会 事務局長	小	野	正	二	君
選挙管理委員 会事務局長	土	居	利	充	君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

中平富宏君から、公務出張のため会議規則第2条の規定により欠席の届け出がありました。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） それでは、議長からご指名ございましたので、16番、一般質問を行います。

項目の順序によりまして、質問したいと考えておりますけれども、前回12月にやったときに、ちょっと余分なことを言ったという課長からも指摘受けましたけれども、気分によっては、どんなことを言うかもわかりません。質問以外に意見が多くなる可能性もございますので、その点については、執行部、議員同僚、ひとつご理解いただきたいと思っております。

まず、市長の政治姿勢について通告いたしておりますが、大きな項目でありますので、市長が7年ですかね、市の行政の長として努力されてきております。

私の見た目から、市長の7年間のこの実績を見ますと、非常に若くてバイタリティー、そういう感覚で、非常に私は好感を持っている一人でございます。

私、市長とともに行政に参画させていただいたのは、市長のお父さんでございます中西重則さんを初め、林市長、山下、そして4人目の中西清二市長でございますけれども、若干、市長の政治姿勢について、私なりに評価もし、そして意見も申し上げたいと思うことは、市長は、先ほど申しましたように、非常に一生懸命取り組んでいる姿は好感度ありますけれども、執行

者の長としての取り組みについて、私、若干気のついたことがございます。

というのは、私もこの議場で登壇することも数少ないと思うんですけども、市長は、自分の思い込みの強い事業については、かなり厳しい財政の中にも投資をされて、実行されております。

ただ、市長のその政治姿勢の中に、行われる事業については、これは成功するかしないかわからないけれども、成功した場合には大きな評価がいただける。もし失敗になった場合には、市長の政治責任というかたにつながるわけありますから、慎重な対応が必要だな、このように考えるところでございます。

まず、私の見た市長のこの7年間の取り組みについては、非常に市議会という、議員というものは、市民の代表であるという観点から考えますと、市長と議会が両輪のごとく市政を進めていかなきゃならん、というのが基本でございますが、市長は執行権でございます。議会は議決権でございます。そういう1つの形の中で、やはり市長は議会議員との懇談というか、懇親というか、交わる機会が少なかつたのではなからうか。

過去3人の市長から見ますと、そういうような感じがございます。

市長は、今のやり方がベターというように考えておりますかもわかりませんが、私から見た目では、やはり市民の代表である議会と、そして市長との交わりと言いますか、そういうことについて、私は若干、もう一つ踏み込んで、この議場の場で論議することはもちろんでございますけれども、ふだんの生活の中に、何か市長の行政に対するメリットというものが、そこで芽生えてくるような感じがいたしますけれども、今後、そういうような形で議会と執行部が両輪のごとくできる手法というものを、私の質

間によって考えることがあるとすれば、ご答弁を願いたいと思います。

今、市民の区長会の方では、議員の定数問題とか、また議員報酬の削減とかが、云々言われておりますけれども、議会というものは、執行部の重要な案件については、特別委員会を設置したり、そしてまた国、県、高松等にも出張をして、かなりの努力をしていることも事実でありますから、そういうことが市民の皆さん方に理解がいただけない部分があるのではないかと、こういう感じがいたします。

私がマイクを通じて、そういう方々があるとしたら、議会も一生懸命、市民の行政に対しては参画をして、そして市長の行政に対する協力をやっていることについても、まずご理解いただきたいと思うわけであります。

まず、私はそういうことを、前段申しましたけれども、これからの市長の行政姿勢の中に、そういうことを含めて、いろんな形の中で取り組んでいく姿勢というものが見えてほしいなど。

いろいろと、市長が大型な予算厳しい中に投入しておりますけれども、やはりそのことも、最初から、構想の中からもいろいろと、皆さんと話し合うということが必要であると。

きのうの質問の中、野々下君の質問の中に、ビーチバレーというもののあれを、立ち上げをしておるようではございますけれども、私は、説明をされたと思うんですけども、それを記憶にございません。すべてそういうような形で執行することによって、それが成功か、また成功に終わらない場合には、市長みずからの行政不信につながるわけでございますから、いろいろ小さいことであっても、そういう形でお互い協議をして、両輪のごとく進めて行くことがベターではなからうか。私なりにそういう感じがございますから、市長のご見解を賜りたいと思います。

まずまあ、前段、行政姿勢について申し上げましたけれども、また答弁によっては、私なりの意見も踏まえて、申し上げたいと思います。

通告にございます人事異動の実態におきまして、市民からの要望、ましてや公約された問題、そして課によっては、課題があるわけでありますから、その問題を人事異動のときに、十分、漏れなく引き継ぎをされておるかどうか。

私から二、三申しますと、具体的に申しますとわかると思うんですけども、そういうことが二、三カ所あるわけでございます。

そういうことは、緊張に緊張を重ねた中で引き継ぎしておると思うんですけども、抜かった点におきましては、やはり希望を持っている市民の中には、行政不信につながるわけでございますから、そういう慎重に事務引き継ぎがされておると思うんですけども、そういうことのないような今後の取り組みについて、市長にご答弁をお願い申し上げたいと思います。

通告によります議題は、大島中央線の問題についてでございますが、この大島中央線は、非常に、もう着工したところが忘れるぐらい長く、継続事業でやっておりますが、この中央線の建設の時期、またはこの中央線に係る経費、工事費ですけども、どれだけかかっているかなど。

ずっと継続でやっておりますから、私はよく存じておりませんので、それがわかっておればご報告をお願いしたいと思います。

と申しますのは、厳しい財政の中で集中した、この中央線の建設についてはいろいろ論議があった経過でございますけれども、そこで、私はこの中央線の建設については、継続であったにもかかわらず、今回、1億5,000万という予算を投入した。これは、早期完成をして、投資効果の上がる手法として、私は評価をしております。

というのは、私から申すまでもないと思うん

ですけれども、南海地震等の問題等、津波等の避難の問題については、あの地域の皆さんが、非常にこの道において効果がある。第一に、これは、私が考えたことは、よくやったなという感じで評価しております。

もともとこの中央道の整備につきましては、林市長が非常に、「椰子」のお客さんの交通に支障が来すということで、そういう発想から始まった道路でございます。やっと完成に近づいておりますけれども、この投資効果というのは、やはりこれから、「椰子」だけでなくして、「椰子」から先の咸陽島の開発。これは市民が集う唯一の場所でありますから、あの延長の道路の拡張、市道の拡張の考えはあるかないか、その点と、もう1つは、桜公園がございますが、この道を通して、桜公園が非常に行きやすい道路ができるわけでございますけれども、桜公園というものの、これは皆さんからご協力をいただいて、桜を植えた。もう何十年もたっておるから立派な桜になったと思うんですけれども、桜公園というのは、林市長があこに桜を植えるという1つの目的は、市民の憩いの場として、桜の下でシートでも敷いて、そして皆さんとともに雑談をし、そしてまた、苦勞の解消、また英気を養うために、大きな役割を果たすわけでございますけれども、現時点で桜公園の整備がおくれていることは事実ですけれども、そういう市民に桜が咲きました、どうぞ見に来てくださいというような状況ではないと思うんですね。

というのは、桜の公園に行くまでの道路が、非常に狭隘である。

ある友達が、私に、あの道は何とかならんかなど。というのは、運転に自信のない方が上からおりてきた。下からあがってくる友達は、自分でよかったと思うのは、自分が下がって交通を容易にしたということで、非常に道が悪い。

こういう話を聞きまして、前段申しましたよ

うに、桜公園の整備というものについては、考えておるかどうか。どのような形で、市民が憩いの場所とできる桜公園にするには、市長の考えはどんなところに考えを持っておるのか、その点についてお伺いを申し上げたいと思います。

また、水産振興についてでありますけれども、この水産振興の設備については、市長も十分ご理解いただいておりますと思うんですけれども、私はちょうど、この水産振興について、皆さんとともに協議をして、そして皆さんに約束した問題でございます。

と申しますのは、大同合併、組合の合併の時点で、こういう1つの産業も、基本において、また生きた魚を販売する、いろんな施策をして、合併漁協に皆さんに知恵を結集して、そして所得を上げ、そしてこれからの漁業について、大きなプラスになるということで、市、町、県含めて、公約をしている事業なんです。

加工場の施設については、大きな、これからの水産業に対しては大事な施設として、私も判断をして、そして今回、取り上げたのは、当初予算に計上されていないというのが、疑義を持つわけでございます。

こういう1つの形の中で、水産業というものは、すくも湾漁協を基地として、所得を上げる。そして、組合員の所得を上げることによって、地域の活性化につながるわけですから、私が言うまでもなく、この事業については、どうしても市長の英断を持って成功させていただきたい。これ、お願いも含めての質問でございますが、この事業につきましては、いろいろと組合の方で、理事会等で協議している資料をいただいております。

私が申すまでもなく、この検討した中で、県と市と町と、そして組合とが一体となってやる事業でございます。

この事業の成功さすためには、やはり資金の

問題がここに課題となっていくわけでございますが、この資金の運用につきましては、県が50パーセント、そしてまた残りの50パーセントが市、大月町、漁協、この3者が50パーセント捻出をして、事業がなされようとしております。

私は、市長にお願いと、ご判断をいただきたいのは、この50パーセントの地元負担、これは今、厳しい組合の財政状況でもあるし、そしてまた、組合員の所得の底上げというものについての必要性を考えてみますと、この事業を成功するには、行政の長として、市としてかなり奮発をした50パーセントの中の、どれだけのウエートを持った助成ができるかということについて、市長の判断を願いたいと思うわけでございます。

私は、この前、テレビをつらつらと見ておったんですけども、関心を持ったのは、今、契約させようとしております会社、これは高知県の出身であるようでございます。

たまたま高知市長の岡崎市長と二、三、談話しているのを画面に見まして、パッと見ておりますと、その社長が高知市長とコメントをしておりました。好感の持てる方だな。

もう1つは、その部下3人だったと思うんですけども、コメントをしておりましたが、今の社長に対する人間的な関係とか、事業の取り組みとか、そういうことに共感を持って取り組んでおるようでございます。

私は、その点から見ましても、私はただ宿毛市の水産物を、地産外消と、外消という形の中で全国に、そうして消費をすることについては、ただ物を売るということではなくして、宿毛のレッテルを張った商品が、都会の方に行って、皆さんが食をしていただく。ということは、ピーアールのためにも、これは大きな貢献度があるわけでございますから。

そして、この事業が成功することによって、波及効果が多い、その観点から見ましても、どうしても市長に英断を持って、1つの予算をつけてもらいたい。

というのが、お願いの筋もございますので、この件について、市長はどういう見解を持たれておるのか。

今後、これは一日でも早い、1つの成功を見るためには、今年度当初予算にでておりませんので、補正等でその事業に対しての考え方があろうと思いますけれども、その点について、市長の答弁をお願いしたいと思います。

それから、学校統合については、田の浦小学校と小筑紫小学校が統合するわけでございますけれども、22日に閉校式ということで、皆さんの協力をいただいてやることになっております。

これは、田の浦小学校がなくなるわけでありますから、校長さん以下、実行委員の皆さん方、非常に努力をして、立派な、すっきりした形で統合すべきだということで、事業を計画しております。

その中におきまして、私は栄喜の小学校がどうなるかなということ、心配がございします。

教育長、その栄喜の小学校統合問題についての、今の時点で教育長はどう考えておるのかということについて、ご質問を申し上げたいと思います。

そこで、計画としては、栄喜、小筑紫、田の浦、この3校が統合という1つの形の中で地域におろして、そして皆さんのご意見を聞きながら、統合にこぎつけたわけでございますけれども、非常に強引なやり方で、ええか悪いかは別といたしましても、統合の形になってきたわけですけども。

そこで、私は、今後の教育の関係について、私は小規模の学校が大きな学校に行くことに、

統合することについては、やはり考え方としては、感情の持ち方によって、いろいろ教育に影響があったり、効果があったりするわけですので、その点について、小筑紫小学校という形の名前がいいか、そしてまた、小筑紫町という、町内で1つでございますから、そういう名前がいいのか、だんだん、先ほど同僚議員と申しましたのは、町の小学校という名前に移るような感じもするように聞きますけれども、今のままの小筑紫小学校の名前でいいのかどうか。教育効果を含めて考えた場合には、もう少し皆さんと協議をして、どういう名前にして、皆さんにご賛同をいただいて、スムーズな教育ができるかどうか、この点について教育長のご判断をお願いしたいと思います。

また、子どもの登下校、スクールバスでございますけれども、この問題については、教育委員会の指導で、こことここというような形の中で場所の設定をされたように聞いておりますけれども、現時点で、やはり子どもが危険のない、そして登下校にするためには、父兄が安心してお任せできるというような場所の選定については、地域の皆さんの声を反映するような形の中で設定すべきであろうと思うんですけれども、今、そうされているようにも聞きます。どのような形になっておるのか、その点についてご質問を申し上げたいと思います。

また、これは教員異動が始まるわけでございますけれども、願わくばという、首を突っ込むわけではございませんけれども、やはり小規模の学校から大きな学校に移る生徒の気持ちをくむと、やはり小規模のときの信頼のおける先生が、統合の学校に異動して、子どもとの接触とか、そういう形の中の異動というものが、私は必要じゃなからうか、このように考えますけれども、教育長、異動について、そういう配慮があつての異動ができるのかどうか、その点

についてご説明を願いたいと思うわけでございます。

先ほど、チラッと申しましたけれども、やはり統合というものは、地域の皆さんの声を重視して、そして反映していくことを、私は願うものでございますが、その形をぜひつくってほしい。

まだまだいろんな問題があるようでございますから、今後、その地域の皆さんの声を反映する1つの考え方で進めてほしい、このように思います。

この学校統合については、3校になりますけれども、私は、子どもたちの心境、考え方は別として、やはり父兄の考え方が一緒になって、吸収合併でなくして、対等合併ということ、ひとつ認識をしてほしい。これは教育に大きな影響があるわけですから、その点について、気を配っていただきたいと、このように思います。

と申しますのは、田の浦と栄喜、小筑紫が合併するこの計画を文部省に出したときには、計画によって補助金がおりましたでしょう。そのことを考えますと、ただ、これは憶測の域を抜けませんけれども、小筑紫の父兄の方が、吸収的な考え方を持っておるとすれば、このことも十分認識してほしい。

田の浦小学校の皆さんが、宿毛中学校も合併して新築校舎になると思うんですけれども、いい方を選べと言うたら、宿毛に全員が来た場合に、それに対しても問題があるわけですから、小筑紫小学校が円滑に、そして皆さんが集まりやすい教育環境というものが、どうしても必要だと思えます。

栄喜がずっと、合併しなかった場合には、それにも関係してくるわけですから、ひとつこの問題については、真剣に考えてほしいと。

私は、市長には質問をしてないんですけれども、学校統合はこれからまた始まるわけですね。

でありますから、教育委員会にお任せじゃなくして、行政の長が出向いて、市民の皆さんと懇談する中で、市の考え方、合併に対する考え方、市長のみずからの口で、皆さんにお願いすると、私は効果があると思う。

聞きますと、田の浦小学校の関係については、市長の顔を見たことがない、こういう話を聞きますので、今後の問題としては、やはり行政の長でありますから、ぜひ市民とのそういう接触の場合については、市長みずからが皆さんとあい交えて話し合うことが必要ではないかなと、私はそう思うんですけれども、市長のこれから先、答弁はいつでもいいんですけれども、私の質問の内容について、市長が、まことそうやったかなと思うことがあれば、頭に置いていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、皆さん、おはようございます。岡崎議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

冒頭に、2期目の折り返しを過ぎたということで、お話も賜りました。

一定、評価もいただいているというふうに、私も受けとめました。

また、議員と議会との交流ということでも、いろいろお話を伺いまして、これから、今のは私に対する助言。岡崎議員、今までも折に触れて、いろいろな形のところで助言をいただいております。そういったものを生かしながら、私も今まで来たというふうに思っておりますが、まだまだ足りない分もあろうかと思えます。

今のお話を、またこれからの行政にも生かしていかなきゃいけない。

私と議員の皆さんとは、市民に選挙で選ばれた代表ということで、やはり議員の皆様は選挙で選ばれた方々だということで、それなりの、

私にとっては尊敬の念は持って接しているつもりではございますが、今のご助言につきまして、これからの行政にも生かしていきたいというふうに思いますし、また、教育委員会への質問で、市長の答弁は要らないけどおっしゃられたけど、やはり田の浦の父兄会にも、教育委員会が行って、皆さんのご理解をいただいたということでございますけれども、やはり私自身も行かざるを得ない、行くべきであったというふうなことを、今、また反省もしております。

榮喜につきましても、今の状況は教育長の方からお話があるかと思えますけれども、私も一度行きて、また区長さん方とは、二、三回ほど話したことはございます。

そういったところで、また榮喜にもご理解をいただきたいというふうなことを思っている状況でございます。

それでは、個々の問題につきまして、答弁をさせていただきます。

職員の人事異動に伴う事務引き継ぎのことでございます。

これはもう、全くおっしゃるとおりの話で、現状では、宿毛市の処務規程に基づきまして、前任者が後任者にその担当事務につきましては、年間スケジュールであるとか、その課題であるとか、検討事項、そういったもの、それから処理状況なんかを説明するということと一緒に、その引継内容につきまして、文書を作成しまして、双方が捺印するというので、引継完了ということになっておりますが、やはり、市民からの要望だとか、指摘事項等を、これはきちんと、このことにつきましても後任者に引き継ぐということで、引継事務は、これ職員に課せられた重要な任務であるというふうに考えております。

今回のご質問を受けまして、改めて異動時の事務引継につきましては、すべての職員が真剣

に、抜かりのないように、正確な処理を徹底していかなきゃいけないと、改めて思っております。

これは、今、月に2回やっている庁議、それから補佐、それから係長さん、皆さんの会議の中でも、このことを徹底してまいりたいと、このように思います。

次に、市道大島中央線の整備でございます。現在、大島では303世帯、648人が生活するところでございまして、水産加工施設とか、造船所、観光地であります咸陽島がありまして、大型貨物自動車やバスの通行量も多くなっているというところでございます。

大島地区を循環する唯一の市道であります大島北線と南線は、ご存じのとおり海沿いの曲がりくねった狭い箇所が多くて、通行に支障をきたしているところです。

市道大島中央線は、このような交通難を解消するため、大島地区の北側斜面に計画するバイパス道路となっているところでございまして、国民宿舎「椰子」、咸陽島公園、桜公園、水産加工施設をつなぐ重要な路線として、地域振興の基盤の安定を図る観点から、平成8年度から国庫補助事業の地方道整備事業として改良工事を進めています。

岡崎議員のおっしゃるとおり、この道路は、地震時の津波に対しましても、避難道としても大きな役割を果たすものというふうに思っております。

先月のチリ地震によります津波警報の発令時には、現在、工事中でございますが、中途まで車が行けます。

市の職員が巡回に行きましたところ、この道路に車で避難されてたというふうな報告も受けております。

その後に建設課には、大島の方から避難所となっているお宮などには階段がありまして、な

かなか老人などは、車じゃないと避難ができないというふうな状況もございまして、実態に即した形をとらなきゃいけないというふうに思います。

早期に完成をお願いしたい旨の電話をいただいているところでございます。

この道路が完成すれば、経済、観光、防災面からも、効果は非常に高いというふうに、私は考えております。

この中央線の工事概要について、ちょっとだけ皆さんに報告をさせていただきます。

これ、先ほど申しましたように、平成18年度に事業着手しまして、延長が1,070メートルでございますけど、14年間もかかっていると。非常にのんびりした形になっております。

全体事業費で14億8,600万円、幅員は10.25メートルで、供用済延長が、本線が430メートルです。それから、取り合わせ道路が140メートルを供用していますということでございまして、21年度は、事業が、山が地すべりを起こしております関係で、9,000万ほど事業費をカットしました関係で、22年度に事業費1億6,500万で改良舗装工事を行うこととしております。

将来構想でございまして、市道大島中央線からは、現在の計画案が完了しても、「椰子」からおける箇所が鋭角に接続するというので、大型車両が直接、咸陽島方面へは通行ができません。手前からの通行となってくるというふうになります。

このために、未整備区間の改良がございまして、これは改良していかなきゃいけない区間でございますけど、計画的に整備してまいりたいと、このように考えております。

咸陽島公園の整備につきましては、大島は都市的な環境と、自然に親しむ観光レクリエーションの拠点である都市公園としまして、現在の

咸陽島公園や、平成2年度からの宿毛市桜の里推進事業でございますが、それと一体的に整備する計画をしていましたが、厳しい財政状況の中で、一時中止になっているところでございます。

しかしながら、幸いと申したらいいか、平成21年度は地域活性化経済対策の臨時交付金をいただくことができましたので、この交付金を活用しまして、咸陽島公園魅力回復事業として、公園内にある老朽化したトイレでございますとか、夏の海水浴において、使用できなくなっていたシャワー室の改良、それから、新たに砂場を整備することで、公園の再生を行ってまいりたいというふうに考えております。

今後、市にとって、有利な補助事業等を活用しながら、機能の充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

桜公園につきましては、アクセス道の終点に駐車スペースがない上に、幅員が狭くて、今、車同士の行き違いできません。花見に来られた方は、海岸端の市道脇に駐車して、徒歩であがられているということでございます。

これ、こういうことから、22年度の工事で市道大島中央線の起点から150メートルほど上がったところに駐車場、これは30台から40台程度とめられると思いますが、これを整備することとしまして、利便性の向上を図る予定としております。

現状は、皆さんご存じだとは思いますが、軽トラックだけが、ようやくあがる。そして、上に行きますと、転回場所も余りない、危険なところがございます。将来的には、足の悪い方、やっぱり車でなきゃ行けないというふうに思いますし、この車でも、歩いても、散策できるというふうなことの整備は、やっぱりやっていかなきゃいけないというふうに思います。

現在、それで植え過ぎ、いわゆる間隔がない

状況で植えておまして、桜は大体、丸く花がいくんですけど、上にばかり伸びている状況がございます。

市民の皆様が、以前、本当にご苦労なさって植えていただいたんですが、いかんせん、その間隔が狭過ぎて、やはり桜を見に行くという、めでるといことがなかなか、ちょっと難しいみたいな感じします。もっとよくするために、せっかく植えた桜なんですけど、少し間伐をさせていただかないと、せっかくの桜がよい見ばえができないんじゃないかなということで、専門家のご意見も伺いながら、桜公園もやっぱり整備していかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、今、メモが入りましたけど、私、先ほど、平成8年度のところを18年度からと発言したようでございますが、訂正をさせていただきます。

次に、水産業の振興でございます。水産加工施設の開設運営でございますが、すくも湾漁協が事業主体となりまして、昨年の10月、片島地区の活性化も図らなければいけないということもございまして、すくも湾漁協のご協力をいただいて、漁協が主体となりまして、片島にきび工房を開設しております。

漁協の市場に水揚げされるシイラやサバ、そういった多様な魚の加工品とか、キビナゴのパラ凍結、そういった製品を中心に生産を行いまして、学校給食とか、病院食を中心に、順次、販路の拡大も行われているところでございます。

当市としても、今後は贈答、お土産品などの新商品の開発、販路拡大など、さまざまな面で協力していただきたい、いきたいというふうに考えております。

また、すくも湾中央市場での水産加工施設の計画でございます。

すくも湾漁協から、新たに養殖魚のフィレ加

工とか、アジ・サバ等の惣菜加工を主としまして、首都圏の飲食店に販売する商品を製造するために、水産加工施設事業の提案を受け入れました。

そして、これを高知県産業振興計画としての支援を受けるために、宿毛市の地域アクションプランとして、庁内で認定を行いまして、県に対しまして、計画の承認申請を行っているところでございます。

近々か、もうそろそろ計画が承認されると思います。県の産業推進総合支援事業費補助金を、これでいただける可能性が高くなってきたということでございまして、平成22年度中に水産加工施設の、これを建設に着手をしまして、年内に稼働開始する計画となっているところでございます。

したがって、市の負担の部分がございまして、これにつきましては、22年度の早いうちの補正につなげてまいりたい。皆さんにまた、補正のご承認をお願いしなきゃいけないというふうに思っております。

すくも湾漁協によりますと、これまで安い値であった魚種が、きび工房の開設運営により、価値を見直されまして、これまでよりも高値で取引されているといった話も聞いております。

当市としても、漁業の活性化、そして地域の活性化にとっても、加工施設の開設運営が必要不可欠であるというふうに考えております。

このような取り組みを継続して支援もしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

教育の問題、小筑紫の統廃合につきましては、冒頭でちょっと、私の方からお話をさせていただきました。あと、教育長の方から説明させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） おはようございます。教育長、岡崎16番議員の一般質問にお答えをいたします。

田の浦小学校、小筑紫小学校の統合についての質問が何点かありましたので、お答えをいたします。

まず、その前に、田の浦小学校と小筑紫小学校の統合につきましては、それぞれの保護者の皆さんを初め、関係地域の皆様の深いご理解とご協力によりまして、本年の4月に統合いたしまして、子どもは一緒に、新しい校舎で教育を受けることができるようになりました。改めて関係の皆様に対して、感謝を申し上げたいと思います。

その統合の説明の中で、栄喜小学校、田の浦小学校を小筑紫地区に吸収合併するような印象を与え、それぞれの地域の方に不愉快な思いを抱かせたことにつきましては、私の説明の不足であったと思って、強く反省をいたしております。今後は、このことについては、特に配慮して取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っております。

改めて申し上げますけれども、同等の統合でありまして、吸収合併ではないことを、再度申し上げます。

それから、続きまして、栄喜小学校の統合問題でありますけれども、このことに関しましては、総務文教の議員の皆さんにも相談をいたしておりますけれども、今現在、1月12日だったと思いますけれども、最後の会に、12年度に統合になりそうという話し合いがありました。

ごめんなさい、訂正いたします。22年に統合になりそうということがありまして、再度、保護者の方へお願いをして、話し合いを持った結果、22年は相ならんということになりました。

教育委員会といたしましても、その後、話し合いをする中で、22年度は無理であっても、23年度につきましては、議員の皆さんの後押しもいただいて、統合をしたい。新しい校舎の中で、望ましい教育環境の中で教育活動を進めていきたい、こんなふうに考えております。

それから、質問の、新しい学校の名称につきましては、統合に関する協議の中で、田の浦小学校や小筑紫小学校の保護者の皆さんのご理解をいただいて、決定をいたしました。

平成21年3月議会においても、条例の改正案を議決をいただいております。

なお、統合後の子どものケアにつきましては、両校の児童が、一日も早く新しい学校になれるよう、できる限りの支援をしてまいりたいと思っております。

次に、遠距離通学となる児童の通学手段に関する質問でございますけれども、田の浦小学校の統合に当たりましては、統合後の小筑紫小学校だけではなく、宿毛小学校への通学を希望される児童もおりますことから、2路線のスクールバスを運行することとしております。

既に田の浦小学校及びびみなみ保育園の保護者との協議も行っておりまして、保護者の皆さんのご意見やご希望についてもお聞きをしております。

教育委員会といたしましても、子どもたちが安心して乗降できる、安全な場所を選択すること。また、子どもたちの通学に係る負担を、可能な限り軽減できるであろうルートを基本に、保護者の意見等も十分考慮する中で、決定をしてまいりたいと考えております。

3点目の教員の異動に関する質問でございますけれども、統合に伴う児童や保護者の皆様の不安を軽減することは、大変重要なことであると考えております。

特に、直前まで、子どもたちに直接かかわっ

てこられた先生が、1人でも2人でも、統合後の学校に配置される、配属されることにつきましては、子どもたちや保護者にとっても、大変心強く感じられるところであると思っております。

そのようなことを、しっかり教育委員会も受けとめまして、県の教育委員会に統合後の学校生活を安心して過ごせますように、スクールカウンセラーの派遣等、できる限りの支援をしてまいりたいと思っております。

また、教員の異動につきましては、実情を県の教育委員会に説明をして、理解をしていただけるように努めております。

そして、100パーセント満足とはいきませんけれども、ある程度、納得していただけるような配置ができたと考えております。

4点目といたしまして、保護者や地域の皆様の声をできるだけ聞き、教育委員会が独善的に主導して、物事を進めることのないようにすべきであるということのご質問でありますけれども、これまで統合に関する協議を行う上では、教育委員会が独善的に、あるいは強制的に主導して決定したことはないと思っておりますけれども、そのような声がある。印象を与えているということであれば、真摯に受けとめまして、今後は、より一層、保護者や地域の皆様の声に耳を傾けるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） 2回目の質問、行いたいと思っております。

大体、私の質問に対する答弁、市長の方からはいただきました。

市長の答弁に、十分納得をしておりますけれども、取り組みについて、若干、私なりに意見が入ると思うんですが。

中央線の問題について、これは、バイパスはすべて完了するわけですが、大島だけでなくして、片島を含めて、津波等の避難の問題、これは今、車で避難できる場所があれば、これにこしたことはないと思うんですね。

車というのは、家庭になくってはならない生活道具であります。でありますから、前回の避難のときに、チリの津波のときに、私の女房なんかはちょっと足が悪いんですから、学校まで車で嫁と行ったという話も聞いて、車でかなり避難された方があるようでございますが。

それから申しますと、片島地区の皆さん方も、そういう感覚で、まさかのときに車で避難をしたいということが、やはり常日ごろ頭にあるとすれば、これは車で、年寄りとか足が悪い方、それで車の財産を守るためとか、いうことを考えたら、やはりこの大島中央線のこのバイパスを利用した形の中で、避難するのではないかなということを考えてみますと、若干、漏れておりましたけれども、通じる橋がございますね、大島橋。これが、もし落ちるとすれば、大変パニックになるわけですが、この橋の耐震調査はしておるか。しておって、この橋の問題をどのような対応をしようとして考えておるか。

これは、やはり私に答弁じゃなくして、その地域の皆さん方に安心できる答弁ができればありがたいと、このように考えますが、市長のその計画等についても、橋の問題について、ご答弁をお願いしたいと思います。

先ほど申しました咸陽島のビーチバレーの施設、地域活性化事業として、緊急な予算がおりたからやりますよと。これは前段申しましたように、やはり、議員といろいろ交わる機会が少ないんですね、市長は。だから、そういうことがあった場合には、これは説明を受けたと思うんですけども、説明の重要性を認識してなか

ったかどうかわかりませんが、やはりそういう事業を起こすときには、市民の代表である議員と、いろいろな形の中で、雑談しながらでもええです。そしてまた、晩酌やりながらでもいいです。だから、そういう正式の場所ではなくして、自由に懇談できるようなところも、機会も少し少ないんじゃないか。

4人目の市長ですから、3人までの市長は、よくそれを気をつけて対応した経緯がございますから。そういうことも、1つ頭に置いていただきたいなど、こういうように思いまして、今後の問題としては、市民の集う会合等の、ビーチバレーもええでしょう。これを成功させるには、やはりそれを活用して、地域の活性化になる対応ですかね、担当課を含めて、市長みずから、ひとつ頑張っていたきたいと、こういうふうに激励を申し上げておきたいと思います。

また、水産業の振興については、私が若干、私なりに解釈した部分が、非常に心配な点ございましたけれども。

市長は、22年度中に、早い時期にこの事業をやりたいというお考えがあるようでございますから、ひとまず安心をしたわけですが、

ただ、これは水産業の皆さんのみならず、この問題については、林市長からずっと、歴代市長は、宿毛の魚はおいしいですよと。来客されたよそのお客さんにも、必ずそれを口に出してあいさつしておりました。

でありますから、そういう宿毛の魚というのは、地産外消という、地産、地元でとれたものを製品化して、外消として都会の方が食べてもらう。必ずレットルがあるわけですから、「宿毛」という名を「やどげ」ということもなかろうかと思っておりますけれども、宿毛の魚はおいしいな。生の魚を食べてみたいな、こういう方が、多分、あらわれるとは思って、それを期待するわけでございます。

ということは、その外消で消費されるその品物が、十分皆さんに消費できるような品物、これは先に申しましたように、この会社は、非常に、高知県の出身の方でございまして、非常に好感の持てる、私はテレビで拝見したんですけれども、何億という売り上げのしておる会社であるようでございます。

つらつら見ておりまして、具体的なことは記憶にないんですけれども、そういう私の感覚では、本当に部下の証言、高知市長の岡崎市長の発言等を見ておったんですけれども、非常に期待が持てる会社の社長さんでございまして、特に、その社長さんの話では、高知県でやる以上、高知県の役に立ちたい、その決意があるようでございますから、私は、外消という1つの商売、地産外消ですから。その外消というところで、金にまさる大きな武器なんですね。

何ぼつくっても売れないものをつくっては、これはいかないわけですから、売っていただく会社が、その信頼を持てる会社となれば、ぜひこれを成功させていただきたい、そのように願うものでございますが。

特に、市長が申しましたように、22年度に工事の発注をしたいと言っておりますけれども、その負担金の問題でございまして、ここで何千万出しましたということは言いにくいと思うんですけれども、市長は、自分の思いの強いところには、ずば一っとまあ、たまげるような予算出しますけれども。

これは、民主党の幹事長じゃございませんけれども、これは組合員が言っておるわけで、私が言っているわけじゃないですから。約束ですから、ぜひ、この事業が完成して、軌道ができるためには、かなり思い切った市の助成というものがなくては、なかなか、今、合併ができて、すくも湾漁業組合がただ唯一の、漁業者から言わせれば基地なんですね。

藻津と橘はまだですけれども、これを組合が、基盤がしっかりして、また組合も、特にいろいろな形の中へ努力をしていただきたいこともたくさんございます。

組合は組合で、組合長もおりますけれども、そういう努力はしていただく中で、行政のできるだけの補助金も考えてほしい。

5,000万という1つの地元負担でありますから、市長が答弁できれば、2,000万でも3,000万でも出しますよという答弁いただければ、非常にありがたいんですけれども。

その点について、市長のご判断をお願いしたいと思います。

いろいろまだ申し上げたいと思うんですけれども。

教育長ね、小学校の統合については、条例で決まっているから、小筑紫の小学校のネーミングでいくと、それもいいでしょう。

なぜ、私がこの問題を取り上げて、再考を願うような形で質問したかということ、やはり小規模から、大きな学校へ行く子どもの教育環境。特に、父兄の考え方ですね。その点にとらえて、私は、栄喜が来やすい。小筑紫も、本当に平穏で、いい学校だなと。これを見定めておるところもあるんじゃないかというように思いますけれども、そういう環境づくりというのは、今現在、PTAの中でいろいろ論議されておるようでございますが、具体的には申しません。

吸収的な感覚を持った父兄もあるようでございます。

そういう言葉じりをとるようでございますけれども、そういう感覚があるとなれば、教育に大きな影響があります。でありますから、統合というものは、対等合併にあつて、小筑紫、栄喜が来ることによって、こういう立派な学校ができたんですよ。

私が補助関係で申しましたが、答弁なかった

んですけれども。

補助金は、田の浦、栄喜、小筑紫が合併をする補助金をいただいて、建設されたものと思います。そうでなかったら、補助金が出ないわけですから、そうであろうと思うんですけれども。

私が申すのは、栄喜がそのままなり、田の浦小学校の児童、父兄が、もし宿毛小学校、これは大規模にやらないかん、小学校は耐震関係がありますから、この学校が津波にも怖くない。そして、教育的にも、非常にすぐれておるということになるまで、自由区ではないですけれども、全部が宿毛小学校に田の浦小がいた場合、補助金の問題に、文部省からクレームがつくおそれがある。

そういう心配で申し上げておりますから、だから父兄、先生、生徒含めて、小筑紫小学校の環境をよくするという努力が一番大事だと思うんです。そのことについて、私が危惧するところがありますから、この問題ととらえて申し上げておるところでございます。

名称の変更ができないとすれば、どういう形の中で小学校、統合学校の生徒が安心して皆さんと一緒に勉学に臨めるかということ、教育長なり、また教育委員会なりに十分検討して、今後の問題として対応してほしいと思うわけがあります。

まあこれぐらいのところですかね、私の今言いたいことはね。

今言ったように、一番大事なのは、私が中心でお願いを含めて申し上げた水産業の振興なんです。まだまだ、いろいろ出てくると思うんですね。

水産業の振興すること、私はその予算を投入することは、理解は市民もあると思うんです。今まで水産業がうんと盛会でやってきたとき、宿毛の町は水産業で本当に繁栄してきておるんですよ。そういう経過から見ても、今のは本当、

どん底である宿毛市の経済的な問題については、まず水産業が安定した生活をして、そしてすくも湾漁協が基盤がしっかりして、そして漁民が自分たちの苦しい、お互いのよりどころとして協力をしてもらおう。その組合も努力をしなきゃいかん。一体となった形の中で、私は宿毛市の将来を占うというか、それにかかっていると思うんです。

でありますから、水産業を無視した行政はあり得ない。でありますから、今回のこの50パーセントの1つの補助事業については、市長、思い切った英断を持って、これは成功させるようお願いしたいと思うんですが、どうでしょう。

ちょっと言い過ぎですかね。うまいこと答弁があれば、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎議員の再質問にお答えをいたします。

まず、市道大島の中央線の関係でございます。砂場の事業についても、起こす前ということ、これは反省して、これからもそういうこと、事前に、詳しく説明をさせていただきたいと思えます。

砂場に、誤解があったらなりませんので。ビーチバレーばかりじゃなくて、子どもたちに、実は海岸に行っても砂場がない。咸陽島でゴロゴロ石でございますから、足が痛くて入れないということで、できるだけ子どもたちに砂場を提供して、それも海のそばにあるんじゃないと、やはり砂まみれになって、海へ入って行くというふうな、こんなことが想定しております。

ビーチバレー、しょちゅうやるわけではございませんし、できるだけやっぱり、市内の子どもたちに、海に親しんでいただくと。やはり水産業の振興にもつながっていく関係もあるかと思えますし、海でやっぱり、少し潮を浴びて、

しょっぱい思いをしていただきたいなという部分もございます。

そんなところで、砂場を再生というわけじゃないんですけど、つくりたいなという思いがございました。

それから、大島の関係ですけれども、私が一番、やっぱり危惧しているのは、地震があったとき、あの大島の橋が落ちたらどうするんだというのが、非常に前から、就任のときからわかってまして、自分の目視、目で見たとしても、ちょっとひびが入っている部分がございます。

コンクリートの耐用年数50年といわれておりますけど、そういった部分で、あそこに水道管も通って、電気も通っているとなれば、この橋がなくなれば、船でしかもう行けなくなると。津波来れば、船は当然だめですから、避難としても、大島の山にあがるばかりじゃなくて、片島の方へ来られる方もおもしろいから、やはりこの橋が、すごく命綱になろうかと、私は思います。

今、耐震調査がまだなされておりません、はっきり申し上げますと。皆さんご存じのように、国道の56号線のバイパスなんか、今、橋の耐震化をやっておるわけでございますけれども、今、国をあげて、橋の修繕等についての長寿命化と申しますか、耐震になるような調査をしている状況でございますので、私どもも、事業費の関係もありましょうけど、早いうちにこの調査をして、もたないのかもつのかの判定をやっぱりしていただかなきゃいけないというふうに思いますので、できるだけ早いうちに、この大島の橋、それからこういった大島の関係のようなどころがあるのであれば、もう少しそれもやっつけていかなきゃいけないと、こんなことは思っております。

それから、避難につきまして、この車、皆さんが全部車を使うと混雑しますから、近い方

は、もう徒歩で。それから歩けない人は車でどうか、これ、現実的な選択がどうしてもあろうかと思えます。そういった現実的な選択を、個人がとれるような、その地域の自主防災組織とやっぱりお話し合いもさせていただきながら、この地震対策、避難対策はやっていかなきゃいけないと、こんなに思っておる状況でございます。

そういった形のを、計画的にやっていきたいというふうに思います。

それから、水産加工関係でございます。本当に、私もこっちへ帰ってきたら、もう宿毛の魚は日本一だと。全国回ってきましたけど、本当においしい。北の方に行っても、おいしいよという魚がありますが、このやわらかさといい、硬度といい、ちょうど私には合ってます。最高に合ってまして、今まで、就任したときも生、おいしい生があると。

刺身というか、生で焼いて、煮てというのはいろいろありますけど、やはり新鮮なものは新鮮で一番おいしいわけですから、この新鮮さを加工にして、どこかに出したいというのは、自分は前から思っております、これがやっぱり、水産振興につながる。

それから、養殖をしているタイだとかハマチばかりじゃなくて、ほかの、キビナゴは今、ようやくバラ凍結になりまして。

1つ例を申しますと、東京で暮らしたときに、薩摩の店に行きましたら、あそこはキビナゴ、昔ですから、氷で詰めて、凍らせて、そこで刺身のようなことをやってる。

私は田舎者ですから、そんなキビナゴがあるんなら、煮つけにしてくれんかとか、塩焼きにしてくれ、生で焼いてしょうゆつけて食べたいったら、その女将さんがそういう食べ方を知らないわけですね。

だから、そういう意味では、うちの方は、い

ろいろ多彩な食べ方、料理の仕方があるもんですから、そんなものも一緒に出していきたい。

それから、そういう煮つけにすれば、真空パックで入れれば、加工していけば、温めるだけで食べられるんじゃないかと、そういうふうなことを頭の中にずっと入ってまして、だから、加工していきたい。そのためには、加工施設をつくるんだけど、加工施設を、設備をつくるための資金が非常にないということで、尾崎知事になって、産業振興という言葉が出ましたんで、これは幸いと思って、農業関係もそうでございますけれども、やはりこの漁業についてのインフラ整備というものが非常に大切だというふうに思って、この片島でもありますけど、すくも湾漁協の田ノ浦市場ですね、これはもう、ぜひ成功させなきゃいけないという気持ちであります。

したがって、最終的には、補助金を思い切った形で出せと。財政基盤も、組合長あそこにおられますけれども、それほど豊かではないとは思いますが、できるだけの支援はしていきたいと思っています。

これは、漁業組合とも、事業を実施されるわけですから、どれくらいのお金が初期投資で要るとか、そういう部分について、組合とも十分話し合いをさせていただきながら、県は恐らく50パーセントは出してくれると思いますから、そのほかの部分について、事業者がどれくらいとか、我々、行政としてどれだけの支援できるとか、そういう話をこれからもさせていただきたいし、その話し合いの結果で、また、22年度の補正予算に計上させていただきたいと、こういうふうに考えております。

7日の日も地産地消フェアやりまして、やはり、農産物と水産物。水産物もいろいろ、カツオのフレークやるとか、カツオみそだとか、いろんな魚を利用して、加工品、食べやすいよう

にしたものがたくさん出てました。

だから、そういう意味で、市内の方々にもいろいろ知っていただきたいし、こういう加工をやっているよというふうなものも知っていただいて、生を買うのもいいでしょうけど、不漁のときには、そんな加工品も、宿毛の人にもかっていただきたいし、外にもたくさん出してきたいというふうに思っているわけでございます。

これからも、ぜひ皆さんにもご協力をいただいて、こういう加工をやっているんだと。そういう製品があるんだということも、また知っていただきたいというふうなことを思っている状況です。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、岡崎議員の再質問にお答えをいたします。

いろいろなご助言をいただきましたが、ご指摘のとおり、校舎を建設する場合には、単独で校舎をする場合には、国からの補助は3分の2でございます。それから、合併ということで、統合ということが条件で建設する場合には、2分の1、国から補助が出るということになっております。

それで、両方の地区からの児童、それから保護者が集まって、新しい小筑紫地区の小学校をつくっていくと。新しい校風をつくっていくと。ということでありますので、その1つの思いを持って、新しい小筑紫地区の小学校はいかにあるべきかということについて、みんなが思いを1つにして、ベクトルを合わせて進んで行くためには、やっぱりみんなの思いを1つにするための心の環境の整備をするために、教育委員会もいろいろなかかわり方をしていかななくてはならないと思っておりますし、それから、いろいろ、国からも援助いただいていることでありますから、財政の許す限りにおいて、子どもたちにと

って、望ましい教育環境を育てるように、つくっていくように取り組んでいきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

教育長、先ほど、私が答弁をした中で、誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

1つ目は、国からの補助についてでありますけれども、単独で校舎を建設する場合には、国からの補助は3分の1出る。

それから、統合条件で校舎を建設する場合には、国からの補助は2分の1出る。今回の場合にも、2分の1出るということでございます。

訂正をいたします。

以上です。

○議長（寺田公一君） 16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） 再々質問をいたしますが。

市長、非常に力強い答弁をいただいたというように判断しますが。

私は、これからの水産業の振興については、合併のとき、非常に条件がきて、非常に約束しております。

というのは、そういう該当した中で、私もおりましたから、強く要望しておるわけですけれども。

もう1つは、今言ったように、地産地消として、商品ができたものを、消費の方へ運んで、消費者に消費してもらおう。

合併当時は、市長が言われたように、宿毛は非常に魚がおいしいということ。前段申しましたように、加工された魚もおいしいから、宿毛へ行ったらおいしい魚を食べるであろうと、そういう形の中で、流動人口もふえるのではなかろうかという期待をしております。

もう1つは、合併当時に皆さんと約束したのは、生きた魚を供給できる基地をつくりたいと。こういう、一本釣りで釣ったものを畜用して、

生きたまま消費者の口の中にはまるというシステムを考えておったわけですね。

そこで、組合員の方にもお願いしてきておるんですけども、やはり市場の統合を1カ所にして、そしてそういうところにも、やっぱり職員を張りつけていける余裕が、どうしてもつくってほしい。今の段階では、2つの市場を持つておるんですから、なかなかそういう余裕がないと思うんですけども、将来に向けた対応は、組合は組合なりに努力をして、そして行政の力を借ると、そういうシステムをやってほしいということを、組合長にも、ここに同席しておりますから、お願いをして、また組合の理事会の皆さんにもご努力を仰ぎたいと、このように思うわけでございます。

そういうことで、教育長、ただ項目を挙げては言いましたけれども、要するに、教育委員会が現場と十分、共通した1つの問題ですから、やっぱり意思の疎通を図り、信頼をもらって、教育長の言うことなら汗はかこうかというような、やっぱり体制づくりをまずしてほしい。

これが、私、最後のお願いでございますけれども、教育は、子どもを教育することは、国民の財産であり、宿毛市の財産でありますから、そういう気持ちで今後、対応してほしい。

これは要望でございますから、答弁は要りませんが、ぜひ、これからの執行については、市長、教育長、もうひとつ頑張ってもらいたいということをお願いをして、質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番議員の浅木です。ただいまから一般質問を行います。

まず、1番目に、後期高齢者医療制度について、市長にお尋ねします。

民主党を中心とする新政権が誕生して間もなく半年になります。新政権は、みずからのマニフェストにこだわって、来年度の予算を組みま

した。

その中には、きのうの議論にもありました母子手当を、父と子の世帯にも適用する、生活保護の母子手当を復活するなど、前向きの政策も提案されています。

しかし、一方、子ども手当や高校の授業料を無償にすることは、子育て並びに教育への支援策として意義あることですが、残念ながら、財源として所得税と住民税の所得控除廃止、または縮小をして、庶民に増税を押しつける内容にもなっています。

所得控除をなくすると増税となり、前政権の政策以上に負担増となる家庭もできます。

また、支払う税額がふえることによって、非課税世帯が課税世帯にされ、保育料や公営住宅の家賃など、公的制度の23項目で影響が出ると試算されております。

生活第一をスローガンに選挙を戦い、命を守るをテーマに施政方針演説をした鳩山政権として、これで生活と命が守れるのか、大きな疑問があります。

こうした中で、私の行く先々で多くの人から落胆の声を聞くのが、後期高齢者医療制度の問題です。

後期高齢者医療制度への国民的怒りが、総選挙で政権を変える大きなエネルギーとなりました。

政権交代が実現すれば、姥捨て山制度とも言われている高齢者泣かせのこの制度は廃止になると、だれも信じていたわけであります。

ところが、発足した新政権は、速やかに廃止するとしていた選挙公約に反し、この悪名高い後期高齢者医療制度を、今後4年間も継続すると言い出しました。

鳩山政権は、4年間かけて新制度をつくらうと言っていますが、多くの高齢者の方は、そんなに待てない。4年まで生きられんかもわからん。

今の暮らしに困っているんだと言っているわけでございます。

後期高齢者医療制度の廃止は、そんなに難しいことではありません。現政権政党は、野党のときに、私たちとともに提出し、参議院で可決していた廃止法案を、この国会の衆参両院で可決すれば廃止できます。

もとの老人保健制度に戻す、準備期間が過ぎれば、後期高齢者医療制度はなくなります。新制度は、その後で十分に論議し、国民に納得してもらえる内容でつくればよいと思います。

こうした市民の落胆と苦しみにこたえるためにも、次の4点について市長に答弁をお願いします。

1、後期高齢者医療制度の廃止を4年後に先送りしてしまった政府の対応をどう思うか、市長としての所見をお聞かせください。

2番目に、後期高齢者医療制度は、保険料を改定ごとに大幅に引き上げる仕組みになっており、ことしも全国平均で13.8パーセント、額にして8,560円も上がることとなります。

そして、2年後にはまた改定をし引き上げることになっています。

昨年11月の国会の予算委員会で、厚生労働大臣は、負担を抑制する措置をとると答弁しています。また、各県広域連合に対して、値上げ分の国庫補助を行うよう検討すると通知を出しています。その予算措置はされているのか。また、各県の広域連合では、これ以上、高齢者に負担をかけてはいけないと判断し、保険料の引き上げをしないことを決定しています。

高知県の広域連合に保険料を引き上げないよう求めることはできないか、お尋ねします。

3番目に、この制度は、後期高齢者であっても保険料が払えなければ保険証を取り上げ、資格証明書を発行することになっています。宿毛市在住の後期高齢者の中で、保険料が未納にな

っている人が何人いるのか。また、保険料が払えない人のうち、資格証明書や短期保険証にされている人が何人要るのか、明らかにしていただきたい。

4番目に、日に日に大きくなる後期高齢者医療制度への批判をかわすために、これまでの政府は、長寿医療保険などという別名をつくり出し、自治体にもその名称の使用を求めています。

この点で、新政府は、法律用語でない長寿医療保険という名称は使わないと言っていたと思いますが、そうであれば、宿毛市も制度への批判はあったとしても、法律どおりの用語を使うべきではないか、お聞きします。

次に、通告の2番目。

宿毛湾を軍事利用させない政策について、市長にお尋ねします。

1番目に、2006年のラッセル、2008年のオカーンに続いて、去る2月にはレイクエリーが入港しました。昨年2月には、キッドが入港が求めています。宿毛湾港への米軍艦入港は、隔年から毎年となっています。

この動きを見ると、これからますます入港の頻度は高くなる心配があります。

イラクやアフガンはもとより、今後もアジアやアフリカなどの軍事支配をねらうアメリカにとって、日本の太平洋側にいつでも使える港が必要となっています。

その点で、元防衛大臣 石破 茂氏が執筆者となっている「国防の論点」では、宿毛湾は軍事的に天然の良港としていることから、防衛省と米軍が軍事的にねらっていることがわかります。

こうした宿毛湾の軍事利用の拡大は、漁業者はもとより、全宿毛市民の将来にも大きな禍根を残すこととなります。市民の命と平和を守っていく上でも、高知県知事に今後の入港は断る

よう求める考えはないか。また、入港させる場合でも、神戸市のように非核証明書を提出させる必要があります。

非核証明書も提出しない外国艦船に、入港を認めないよう求める考えはないか、お聞きします。

2番目に、宿毛湾の軍事利用をさせないネットワークが1月22日付で宿毛市長に申し入れた内容。

1点目は、歓迎行事を行わないこと。2点目は、米兵が市民に危害を加えないような万全の対策をとることの2点について、どう対処したのかお聞きします。

3番目に、外国艦船は、入港時に有害物質を流出させ、海洋汚染をする場合があると聞きます。入港中の水質検査を実施したか。また、今後はきちっと実施するのかをお聞きします。

昨日の松浦議員の質問に対し、市長は、他の港では検査をしていないと答弁したと思いますが、よそでやっているかどうかではなく、宿毛湾港を汚染する心配があるから、検査の実施を求めているわけであって、市民の安心と安全を確保するためにも、県と協議し、水質検査を求めるようにしていただきたい。

4番目に、米艦の入港に伴って、日本国民の税金が幾ら使われたのか、公的経費負担について明らかにしていただきたい。

次に、大きな3番目の漁業資源の振興対策について、市長にお尋ねします。

まず、1番目には、磯焼け対策についてであります。

磯焼けといわれる現象が各地で発生し、これが漁業資源に大きな影響を与えるため、問題になっていますが、宿毛市の漁業者の方からも心配の声が聞かれます。

陸上の山野のごとく、海底には、私たちの食卓でおなじみのコンブやワカメ以外にも、無数

の海中植物が生え、それがエサや住みかとなって、甲殻類や魚類が育っています。

最近、この海中植物が縮小、消滅する現象が多発し、これに伴って魚など、海中に生息する動物も減少する事態、いわゆる磯焼けとなり、沿岸漁業に大きな被害と将来への不安を引き起こしています。

この磯焼けが発生する原因は、海流の変化や海中動物による食害など、自然現象の変化に起因するものと、汚染物質の流入、あるいは工事による水質汚濁など、人為的なものの2つに大別できると思います。

そして、自然現象によって海中草原が失われた場合には、赤茶色のサンゴモが海底に広がるが、いつかは海底草原が回復するようであります。

しかし、工場排水や薬剤の流入など、人間の行為が原因の磯焼けは、サンゴモまで含めたすべての生物を死滅させる場合が多く、その原因を除去しない限り、海底草原の回復は困難といわれます。

また、温暖化の進行が磯焼けを広範に進行させているともいわれ、温暖化防止対策を世界規模で取り組む必要もあります。

こうしたことから、宿毛市の漁民が操業する海域で発生している磯焼けについて、原因を調査し、進行を食い止めるとともに、早期回復の対策ができないかお尋ねします。

2番目に、魚礁の設置についてであります。

漁場に魚をふやすためには、魚礁の設置も必要であり、県も黒潮牧場の増設に取り組んでいます。それとあわせて、宿毛の漁民の皆さんからは、燃料費を少なくするためにも、近場の海底に魚礁をふやしてほしいとの要望があります。

こうした要望に対して、どうこたえることができるのか、お示し願いたい。

4番目に、稚魚の放流については、新年度予

算にも計上されておりますが、今後、さらに拡大していく考えはあるかどうか、お尋ねします。

次に、通告の4番目、たばこ被害の対策について、市長と教育長にお尋ねします。

1番目に、たばこによる健康被害、特に受動喫煙を防ぐために、新政府は2月18日、飲食店やホテルなど、多くの人が利用する公共的な施設に対して、建物内での全面禁煙実施を求める通知を出すことを決めました。

自治体にも、原則全面禁煙を促す通知を出すことを決めたと報道されておりますが、そのことに対する市長の所見をお尋ねします。

2番目に、市役所本庁では、1階廊下の喫煙室が撤去されるなど、取り組みの成果も見られますが、宿毛市が管理する公共施設全体での禁煙の取り組みがどこまで進んだのかについて、ご説明願いたい。

3番目に、政府は公共的な施設に対し、建物内での全面禁煙実施を進めるようではありますが、宿毛市としての今後の取り組みについて、お尋ねします。

4番目に、たばこが及ぼす健康被害については、多くの国民に認識され、そのことが喫煙率の減少になってあらわれているのではないかと思います。

その流れをさらに進めるためにも、喫煙による健康被害、禁煙によってみずからの健康を守ることに、市民への啓蒙活動が必要かと思われま。

今後、どう取り組まれるかお示し願いたい。

5番目に、喫煙の有害性を認識して、禁煙に取り組んでいる人でも、また、喫煙状態に戻ってしまう人もあります。こうしたニコチン依存症から脱却したい人を、医療としてサポートするために、医療保険が適用できるようになり、必要な要件を備えた医療機関が禁煙外来として認定されています。

ここでは、物理的な医療行為のほかに、ニコチン依存症から脱却したい人の心に寄り添った支援をしてくれます。

宿毛市にもこの禁煙外来を行える医療機関がありますが、まだこうした医療制度の存在を知らない人もあるようです。

市行政としても、市民の健康増進のために、この制度を広く周知する取り組みについてお尋ねします。

6番目に、学校教育における禁煙教育についてであります。

今、法律でも禁止されている未成年者の喫煙が問題となっており、自動販売機へのタスポの導入などの対策がなされています。

しかし、今日では、児童や生徒まで喫煙が広がり、大きな社会問題になっています。

子どもは何事にも好奇心の強いものであり、それが喫煙の動機になっていると思います。こうした行動にブレーキをかけるのは、喫煙がいかに健康を破壊するか。特に幼少期ほど被害が大きくあらわれることを認識しているかにあると思われまます。

今、学校教育において、喫煙の有害性についての教育がどこまで進んでいるのか、また、今後どう発展させ、子どもの喫煙をなくしていくかについて、教育長にお尋ねします。

7番目に、たばこの物質的被害についてであります。

喫煙被害のもう1つの面は、たばこの火そのものによる被害であります。

たばこの火の取り扱いによって、衣類や敷物などを焼いてしまうことはよく聞きますが、大きな被害になってしまうのが火災であります。

火災の原因の1つにたばこの火の不始末があります。私も宿泊していたホテルの1室から、寝たばこが原因で出火があり、恐怖の一夜を経験したこともあります。

また、国有林で勤務していたことから、山林火災の防止のために、山林原野でのたばこの火の取り扱いについては、入山者に厳重な警戒を呼びかけたことでした。

このたばこの火が原因の火災の発生状況と、被害の状況についてご説明願いたい。

8番目に、このたばこの喫煙の減少によりまして、耕作者に対する影響もあります。

政府の方では、それぞれ対策を考えているようではありますが、転作をしていくための補償金、また転作を進めていく対策についても取り組んでいただきたい。こういうことを求めていただきたいと思ひます。

5番目に、全国学力テストについてであります。

ともに学び合い、助け合って、人間としての人格を形成する学校教育に、点数競争を持ち込み、子どもと教員、学校を競争主義に駆り立てる全国一斉学力テストには、全国から学力向上には役立たず、70億円ものむだ遣いと批判が巻き起こり、私もこの議会で問題点を議論したことでした。

昨年、政権が変わったことによって、一斉実施はせず、全国で約30パーセントの抽出方式に切りかえ、4月20日に実施することが発表されました。

しかし、抽出から漏れた学校でも、テストを希望すれば、21日以降に自治体の責任で実施を認めるなど、問題もあります。

ところが、悉皆調査にこだわる高知県知事は、県の費用を1,200万円もつぎ込んで、抽出から外れた学校にもテストを押しつけようとしています。

知事は、テスト結果の公表賛成論者であります。全校テストを実施し、これを公開することになれば、子どもと学校が競争主義のあらしにさらされ、学校教育の本来の目的が忘れ去られ

るおそれがあります。

このことから、宿毛市の教育長には、次の3点を求めます。

1番目に、文部科学省が決めている結果非公開に反し、テストが終了すれば、結果公表のおそれがある学力テストには参加すべきではない。

2番目に、このテストに参加した学校のうち、高得点獲得をねらう学校では、不正をしたり、事前にテスト対策に時間を割き、本来の授業がおくれたとの報告もあります。

私は、不正はもとより、事前対策をするべきではない。子どもの自然体での学力で臨むべきだと思いますが、教育長のお考えをお聞きします。

3番目に、知事の言うように、結果が公表されれば、過激な競争を引き起こし、学校教育は本来目的から逸脱して、犠牲になるのは子どもであります。また、時によっては、親や教師にも被害が広がるおそれもあります。

こうしたことから、テスト結果は断じて公開しないよう、関係機関に働きかけていただきたい。

以上で、私の1回目の一般質問は終わります。

○議長（寺田公一君） この際、浅木 敏君の質問に対する答弁保留のまま、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時43分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時01分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

浅木 敏君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、後期高齢者医療制度の件につきまして、制度にかかる廃止論議の問題についてござい

ます。

平成20年度からスタートしました本制度は、当初から名称に始まりまして、国民に対する説明不足とか、複雑な制度内容によって、さまざまな問題が発生してきました。

制度開始から2年近く経過をしまして、制度自体についても、一応、一定認知されています。

このような中で、昨夏の総選挙におきまして、後期高齢者医療制度の廃止をマニフェストに掲げた民主党が政権の座につき、本制度について、どのような方向にいくのか注視してきたところでございます。

新政権の中で、後期高齢者医療制度は廃止して、1期4年の中で現行制度の問題点等について検証する中で、新たな制度に移行するとの方針が打ち出させています。

新たな制度のあり方については、厚生労働大臣の主催によりまして、高齢者の代表、関係団体の代表、有識者等により、高齢者医療制度改革会議たるものを設置しまして、検討していくとのことでございます。

国会マターの話で、私が余りコメントする立場にはございませんが、その動向を、地方としては、やっぱり見守ってまいりたいと、このように考えております。

2番目の質問でございます。

保険料の増額にならないようにということですが、平成20年度よりスタートしましたその後期高齢者医療制度の第2期財政運営期間の平成22、23年度の保険料について、高知県後期高齢者医療広域連合の試算によりますと、保険料抑制策を講じない場合は、対21年度比13.5パーセントの増となることが発表されております。

このことについて、国が示す保険料抑制策は、現行の保険料軽減措置につきましては、現行制度が廃止されるまでの間は、継続するというこ

とで、平成21年度、国の第2次補正予算が成立しております。

また、広域連合にあります剰余金の活用と、県に設置してあります財政安定化基金の取り崩しが挙げられています。

本市としましては、保険料の大幅な上昇などということにならないよう、広域連合と国に要望をしまいたいと考えております。

3番目のご質問ございました保険料の収納状況でございますが、平成20年度の決算値で、特別徴収、普通徴収を合わせまして、保険料の調定額がおよそ1億4,300万円に対しまして、1億4,200万円近いものが収納されております。

これは、収納率にして98.78パーセントの実績となっております。

平成21年度の現状でございますが、保険料調定額がおよそ1億4,200万円でございます。既に1億4,000万円近いものが収納されております。これは、収納率にしては98.31パーセントまで達しております。

保険料は保健事業の原資でございますので、今後も引き続き、収納率100パーセントを目指して徴収業務に取り組んでいきます。

次に、資格証明書と短期証の発行状況でございますが、宿毛市では、資格証明書の発行はしておりません。短期証については、平成20年度保険料を滞納されている29名中14名の方々に短期証を発行しています。

ご存じのように、短期証は被保険者との面談の機会を設けるために発行するもので、本市としては、保険料の徴収はもちろんです。何よりも高齢者の方々の医療の機会を損なうことがないように、保険証の期限が切れる前に、必ず期限を延長するなど、常日ごろからきめ細かな対応をモットーに取り組んでいます。

次に、4点目の後期高齢者医療制度に係る名

称の論議が出ました。

平成20年4月に制度がスタートした際には、その名称から75歳以上を後期高齢者と呼ぶのは失礼だなどの世論の批判を受けまして、当時の政権が急遽、長寿医療制度というふうな別称を発表した経過があります。

周知期間がないままでの変更だったので、2つの制度が存在するかのように誤解されてきました。制度自体の複雑さも相まって、一定の混乱を招きました。

そのような経過の中、本制度につきましても、開始から2年近くが経過しようとしています。市民の中にも、名称や制度について、浸透していることから、別称であります長寿医療制度ではなく、法律用語であります後期高齢者医療制度名において業務を進めています。

なお、厚生労働省から、改めて法律用語である後期高齢者医療制度の名称でいくとの通知は、受け取っていません。

次に、宿毛湾を軍事利用させない政策についてということで、ご質問でございます。

アメリカ合衆国も、きのう松浦議員にお答えしましたように、日本政府も、宿毛湾を軍事利用にするというふうなことは、私は全然聞いていないわけでございます。友好親善、休憩で来ましたアメリカ海軍の船でございますけど、これについて、私は入港を反対することはしないというふうにも申し上げました。

高知県は港湾法等の法律、並びに条例等にとって事務手続をしまして、核搭載の有無についても、これは日本政府からの公式回答をもって許可しているものでございます。

私が高知県に対して、入港を許可しないよう、また県が必要ないと判断している非核証明書の提出を求めるよう要請する必要はないというふうに思っております。

次に、平和団体からの申し入れにどう対応し

たかということでございます。

まず、第1点目、宿毛市としての歓迎行事は行っておりません。

2点目、市民の安全について、万全の体制をという申し入れがありました。これについて、市民を守るのは警察にお願いしなければならないわけですが、入港中は高知県警において、パトロールの回数をふやすなど、通常より警備が強化されておりました。

また、アメリカ海軍犯罪捜査局からも、特別捜査官が派遣されておりまして、市民とアメリカ兵とのトラブルを未然に防ぐ対策がとられていました。

その結果、特段のトラブルがあったということとは聞いておりません。

海洋汚染の問題につきましては、松浦議員の質問にお答えしたとおり、水質調査等は必要ないと考えております。

きのうも申し上げましたが、ほかの港がやらないからやらないということではなくて、海洋環境について、アメリカ等も条約の批准等で非常にシビアなことをしているというふうに、海上保安庁の友人からも聞いておりますので、そういったことを信じていいんではないかなというふうに思っているわけでございます。

それから、イージス艦入港に際して発生した警備費などについては、港の警備は港湾管理者であります高知県の業務になるわけですが、高知県の方に問い合わせしました。バリエード等の保安設備設置費用とか、警備員の配置費用としまして、300万円余りを要したというふうに聞いてます。

それから、収入の件ですが、港湾施設使用料については、20万円余りの収入が予定をされているということでございます。

次に、漁業資源の保護対策について、3点ほどご質問がございました。

我々としては、漁業資源、非常に大切なことでございますので、お聞きになった方たちは、すべて既定方針として取り組んで、実施している事項があります。個々について説明させていただきます。

まず、磯焼け対策でございますが、これは、日本全国で叫ばれております。これは、国をあげて原因究明が何であるかということを急いでいるわけですが、温暖化による海水温の上昇するものであったり、ウニや魚の食害によるものであったり、その地域ごとに原因があるようございまして、対処方法については、これがベストだというふうな特効薬がないというのが現状というふうに聞いております。

また、夏場の高水温時には、胞子を出して、海草自体は枯れてなくなる種類もありまして、宿毛市沿岸においては、南方系のホンダワラ類はサニーサイドパーク近辺の海岸線とか、池島近辺を中心に、逆にふえているというふうに聞いております。

一概に磯焼けといっても、減少する海草もあれば、またふえている海草もありまして、原因についてもさまざまございまして、専門家でも対処が難しいというふうに聞いております。

磯焼けの対処ということでは、磯焼けの原因究明を行うことが、我々も第一というふうに考えておりまして、国や専門機関が現在、全国で磯焼けの原因究明を行っておりまして、この結果を踏まえて、効果的な対処方法が確立された場合には、宿毛市としても磯焼け対策をそれに応じて講じていきたいというふうに考えております。

次に、魚礁の設置でございますが、これについては、海底沈設型の魚礁設置事業について、当市では平成9年度まで、国の事業を導入して実施していましたが、共同漁業圏内の限定区域にしか設置ができない。

そういうことや、県の継ぎ足しの補助がなくなったことなどから、沈設型人工礁は設置していません。

ただし、水産資源の維持増殖には、魚礁は一定、効果があることが判明はしております。現在、貝殻とかいろいろな物を利用して、ハイブリット型といわれるような藻場の増殖機能を付加した魚礁なども開発されておりますので、設置箇所の条件緩和措置とか、新たな事業メニューが追加された場合には、これを積極的に導入したいというふうなことを考えております。

次に、稚魚の放流でございます。

さきの、私、行政方針で申し上げましたとおり、例年行っておりますヒラメ、イサキ、タイ等に加えまして、ホゴ等の磯魚の放流も行いたいというふうなことも考えております。

このほか、前にも言いましたように、黒潮牧場、牧場の1基を増設していただける。それから、先ほど申しましたように、藻場の造成ということも、非常に力を入れて取り組んでいかなきゃいけない。

それから、山と海の関連で、イカの産卵礁をつくるということも実施をしておりますし、魚の増殖に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、たばこの被害対策でございますが、厚生労働省の通知が、実は先日、議会が開催してからきました。これは、厚生労働省の健康局長の名前で、平成22年2月25日受動喫煙防止対策ということで、これを、この文書を高知県の健康政策部長から3月3日付で文書をいただいております。我々のところに届いたのは3月の、たしか4日か5日だったというふうに思います。

それぞれの項目について、答えさせていただきます。

健康被害でございます。これは、先ほど申し

ました通知は来ております。

この通知を受けて、本市の取り組みですが、来たばかりで、まだ格段のことはやっておりませんが、この通知についての取り組みということ、ちょっとこれから、今後の話になるかと思いますが、説明させていただきます。

国は基本的な方向性としまして、多数のものが利用する公共的な空間、ここの公共的な空間と申しますと、健康増進法第25条の規定がございます。

申し上げますと、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数のものが利用する施設と規定をされておりますが、公共的な空間は、原則として全面禁煙であるべきであるとしています。

一方で、全面禁煙が極めて困難な場合については、当面、施設の対応とか、利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めるとしています。

また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙が望ましいとしておりまして、本市としても、今後、いろんな状況を勘案する中で、将来的には、全面禁煙を目指す方向に努めていかなきゃならないかなというふうに考えています。

次に、公共施設における禁煙対策については、以前、本庁舎を初め、西庁舎及び文教センター等におきまして、空気清浄機等で換気を行いながら、施設内での喫煙を認めていましたが、受動喫煙の健康被害を防ぐために、本庁舎では平成20年7月に1階北側の屋外に喫煙所を設置しております。それとともに、3階にも喫煙室を設けて、事務をとっているところからは、完全分煙に取り組んできたところでございます。

また、本庁舎以外の各公共施設におきましても、定期船の待合所を除くすべての施設で全面

禁煙を実施しています。

続いて、厚生労働省が建物内での全面禁煙実施を求める通知を出したことについてでございますが、また全面禁煙にする気はないかということでございます。

厚労省の通知では、官公庁や医療機関において、全面禁煙とすることが望ましい。また、全面禁煙が困難な場合、喫煙可能区域を設定した場合においては、適切な受動喫煙対策を講じる必要がある。先ほど申したとおりでございますが、となっております。

本市では、先ほど申し上げましたように、ほぼすべての施設で全面禁煙、または完全分煙を実施して、通知に沿った措置をとっている状況でございます。

しかし、私が思いますのは、国がたばこの販売を認めてるわけございまして、たばこを吸う権利もあるんじゃないかというふうに思います。

今後、その喫煙者の課題として、喫煙場所以外では吸わない。人ごみの中で歩きたばこをしない。ポイ捨てはしないことなどのマナーを持った喫煙をすれば、非喫煙者と共存できる環境も整えられるというふうに考えております。

補足して申し上げますと、たばこを買っていただくことで、宿毛市にも1億数千万というお金が、税金として入るわけですから、余りこの喫煙者の権利を縛ることばかりということも、なかなかやはり共存していかないといけないんじゃないかなということは、少し思っております。

受動喫煙による健康被害につきましては、社会的に大きな問題に、今はなっているわけでございます。完全分煙の措置をとっております本庁舎や、禁煙措置が取られていない定期船の待合所における全面禁煙化につきましては、検討していく必要があるというふうに思っております。

す。

いずれにしても、来庁者とか利用者に配慮しながら、受動喫煙を防止するための必要な措置は講じていかなきゃいけないと、このように考えます。

たばこの及ぼす影響についての啓蒙ということでございますが、本市では毎年、肺がん検診を実施しております。体に及ぼすたばこの健康被害につきましては、検診の受付、問診等に喫煙歴の聞き取りとか、禁煙に成功した方への継続支援を実施するなどといった形で、積極的に取り組んでいるつもりでございます。

また、毎年5月31日の世界禁煙デーに合わせて、ポスターの掲示とか、世界禁煙デーののぼりを市庁舎玄関前に設置をしております。たばこの健康に対する被害の普及啓発活動には、このような形で取り組んでいるところでございます。

次に、禁煙希望者については、医療機関の禁煙外来で、医療を受診できるということを周知するよにということがございました。

個人が禁煙を実施するに当たり、禁煙のため、一部の商品は薬局等で購入することができるわけでございますが、本人の、これは努力次第であると思いますが、なかなか難しい。成功率はかんばしくないというふうに聞いております。

そこで、たばこによる健康被害を想定して、医療機関が禁煙を、医療行為として受診できる、専門外来を立ち上げて医療指導をするようになりまして、診療実績としての成功率は、個人で実施するよりも高いと言われております。

市でも禁煙外来の診療を受けられる病院がございまして、禁煙を希望する方がおられましたら、その医療機関を紹介するなど、今後も引き続き、相談には応じてまいります。

また、本市では、特定健康診査に伴う特定保健指導の中でも、禁煙希望者への指導をしてい

ますので、住民の健康の維持、増進のため、禁煙支援をより充実させてまいりたいと考えています。

続きまして、たばこの被害対策の中の物的被害、たばこの火の不始末による被害状況でございます。

平成20年中は、建物の部分が焼けたものが1件ございます。その1件の被害額は、消防が算出した金額で約28万円の被害があります。

それから、平成21年は、建物の全焼が1件ございまして、被害額は全焼で1,200万円でございます。

続きまして、受動喫煙防止対策の実施に伴うたばこ生産農家の葉たばこ減少による転換でございますが、補償制度を国に求めてもらいたいということでございます。

受動喫煙防止対策が進めば、また禁煙、禁煙という言葉が非常に高くなっていっておる状況でございます。葉たばこの生産農家の首をしめていくのは当然のことわりでございます。

しかし、現在のところ、国の施策、厚労省の通知がこうやって出たりする。それを補償、葉たばこの生産者を補償する制度はございません。しかし、この補償制度につきましては、これは国で販売許可をしているわけでございますから、国でやはり取り組むべき課題であるというふうに、私は認識しております。

だから、国がみずからこういうことについてはやっていたかなきゃいけない、こういう大きな社会問題としてなっているわけですから、こういうことはきちんと国でやっていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、学校におけるたばこの健康被害に関す

る教育でございますけれども、小学校におきまして、保健の授業等でたばこの健康被害に関する学習をしております。

4年生におきましては、空気をきれいにする等の身近な問題として、自分の周りの環境を考える学習の中で取り扱っております。高学年におきましては、病気の予防の中で、喫煙の害とたばこの有害について学習を深めております。

そして、中学校におきましても、1年生から保健の授業の中でたばこの有害性や未成年者の禁煙についての学習及び指導も行っております。

そして、薬物乱用防止教室等で、学習する内容の中で、禁煙教育も実施をしている学校もあります。

先月末には、がん研究振興団体から、中学生を対象に喫煙防止教育のパンフレットもいただきましたので、中学校1年生全員にパンフレットを配布して、たばこの有害性について啓発もさせていただいております。

次に、全国学力テストについての対応でありますけれども、1点目の宿毛市として、全国学力状況調査へ参加すべきではないのご質問でありますけれども、報道等でご存じのとおり、高知県におきましては、県内の状況を考慮して、すべての公立の小中学校を対象に、実施の取り組みをしたいという方針でございます。

幡多郡の教育長会の中でも、全地域で取り組みをする方向で話し合いをしております。宿毛市といたしましても、この調査の目的の中にも明らかにされておりますけれども、教育委員会や各学校等が全国的な状況との関係の中で、みずからの教育施策や取り組みの成果として、課題を把握して、その改善を図ることによって、児童生徒の基礎学力の定着と、学力の向上を目的として実施をしているものでありますので、すべての学校において、実施をした方が、目的達成のためには望ましいと考えております。

2点目のテストの対策のために、通常の授業時間を割いて、事前対策を行っている学校もある。そのことについては、問題ではないかのご指摘でありますけれども、市町村間、あるいは学校間で過度の競争をあおることは問題であろうとは思っておりますけれども、ある程度、友達や同世代の仲間と競い合うことによって、才能を開花させることは、これも大切な活動の1つだと考えてもおります。

また、文部科学省におきましても、過去の実施した内容をホームページに掲載をしております、積極的に活用して、いろいろなテストになれることを期待をしているようであります。

その活用の目的は、テストの点数を単に上げるためではなく、基礎的な力や活用の力がどの程度ついているかを知ったり、授業改善がどの程度図られているかを、各学校で検証をしたり、力のついていないところをどういうふうに補っていくか。それから、学力向上を図るための教材として、活用することも是としております。

高知県の教育委員会におきましても、文部科学省と同様の立場をとっておりますし、宿毛市の教育委員会におきましても、同様に考えております。

3点目のテストの結果の公表でありますけれども、国において学校間の序列化や、過度の競争をあおらないように、十分配慮をして、それぞれの市町村や学校名を明らかにした結果の公表は行わないとしております。

宿毛市といたしましても、市や学校ごとの結果を報告する予定はありませんし、また、高知県の教育委員会が市町村別の結果を公表するという話も、正式に聞いておりません。いわゆる活用型として、テストをやると、こういうことでございます。ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたします。

市長から、後期高齢者医療制度の問題で、市長の気持ちも含めて答弁いただきました。

やっぱり、まず1点目の部分ですが、これについては、先ほど、市長がお話いただきました内容で、了解したいと思います。

了解というよりは、市長の考え方を述べてもらったわけですね。

2点目についてのこの保険料の引き上げです。この問題につきましては、各県でそれぞれ引き上げるとこ、引き上げないところ、いろいろあるようですが、今、市長が話しましたように、もう引き上げないということをはっきりしているところもあるわけです。

例えば、福井、茨城、青森、群馬、沖縄、島根、これは一部だと思います。私が知る限りでは、そこらは引き上げないと。

中には、埼玉や神奈川みたいに、引き下げるところもできてきているということです。

しかし、さっき市長もお話ありました財政基金ですね。これが剰余金入れても足らんということで、結果的には上がってしまうところもあると。例えば、大阪などですね、みたいに、金入れても、大阪も徳島も、お金入れても支えきれんで上がってしまうと。

根本は、11月の時点で政府が話していたように、政府の方から、このためのお金をおろしてこなかったことに原因があると思うんですね。

とにかく廃止しようといふところまでいっとたわけですので、事務的に廃止できなかつたら、せめてこれを上げないだけの財政措置というのが必要だったと思います。これが実行されなかつたことによる問題だと思います。

高知県の場合も、先ほどお話ありましたように、引き上げせないかん、13パーセントぐら

いですかね、上がるかもわからんということで、今後とも引き上げをしない方向で、市長としても取り組んでいただきたいと思います。

それから、今度の後期高齢者制度、これについて、やはり一番問題になっているのは、前の議会のときでも議論しましたように、市長も話してました、やはり75歳で線引きして差別するという部分ですね。

この制度を、やはりこれから4年も引き伸ばすということについては、機会あるごとに、早期にこれをやめるような形で意見を上げていただきたい。

特に、この後期高齢者医療制度それ自体は、目的それ自体が高齢者に係る医療費を引き下げる。医療費の適切化ということで、前の老健制度であれば、高齢者の健康を維持していくということだった内容と大きく変わっているわけですね。

そういった面から、この制度それ自体が長く残るということについては、それだけ年寄りが、高齢者が大変になっていくということになるかと思えます。

そういう面で、今後もぜひ努力していただきたい、こう思うわけです。

それから、米軍の軍事利用の問題ですが、市長はこの問題について、軍事利用とは考えてないということですが、もう既に、年間20回を超えて、日本の一般の港へ入ってきているわけです。

特に、その中へは、宿毛も含めて、特に太平洋側へ集中して入ってきているということです。

親善のために来るんだから、これは、市長は軍事目的じゃないということで、本人も船長を含めて、軍事的に入ってきているんじゃないということですが、問題は、いつでも使えるようにするために、宿毛というところを軍事的に使えるように、今、予備調査に入ってきていると

考えるべきであります。

これはあくまでも軍事行動です。宿毛湾へ入ってきて、そして上陸する。兵隊が上陸する。これは軍事行動です。

こういうことから、市長も私と考え方違う部分がありますが、ぜひともこういったものについては、考え方をあくまでもよその国の軍隊が上陸して来ゆうんだと。軍事行動だと、軍事利用だということで対処してもらわな困ると。

国とか県が決めて、ここへ入らしてくるのを、市長の力だけでとめることは、これは困難かとは思いますが、市長自身が、これは軍事利用だから問題あるという観点に立たないと、どうもならんと。

特に、基地のあるところでは、市長自身が率先して軍事基地に反対していると。

この間の普天間では、問題では、名護市でこの基地の移転に反対する市長が当選したと。また、山口の岩国ですかね、あそこらでもそういった選挙の、賛否が拮抗しているということで、もしこれ、アメリカ軍が入ってきて結構というものなら、どこともこういうことに反対運動は起こらないと思うわけですね。

問題があるから、基地のあるところからはだめだということになっているわけです。そういった面で、ぜひとも宿毛が今後、継続して軍事的に使われることのないようにしてもらいたいと。

なお、民間空港等だったら、軍用機が着陸してくるということはありません。軍事共用と、基地ないしは軍事共用というところになっておれば、何しますけど、一般的な旅客空港に、一般空港に軍用機を、アメリカ軍をおろすということはないわけです。

何で、商業港に軍隊を入れてくるのか。これは今後の利用の道を開くということになりますので、ぜひこれは食いとめてもらいたい、こう思うわけです。

それと、漁業支援の問題につきましては、市長から今、お話いただきました。磯焼け対策につきましては、確かに今、研究途上という部分もあります。既に一部のところでは、実行して成果の出ているところも、北海道等では出ているようであります。そこらも含めまして、これもかなりのお金が要るといふことでもありますので、そういった補助制度というものは充実しないと、市だけでは困難かと思いますが、もしそういう制度ができたときには実行できるように、できれば何が原因で磯焼けが起こっているか、原因調査ぐらいは取り組んでいただきたいと。

特に、先般、沖の島の方へ行きましたところ、島の人からも、非常にそういう磯焼けで、今後、島の生活は困るといふ心配がなされていたわけです。

特に島の方は、漁業が中心になって産業を支えているということから、心配も多いんだろうと思いますが、そういった面で、ぜひ考えてもらいたい。

なお、原因の中で、人為的なものについて、もしそういうものが調査の上ではっきりしたならば、人為的なものについては、すぐそれをとめなくてはならないと。

例えば、いろんな工事とか、どこかの排水が流れ込んで磯焼けが起こるといふことになれば、それはすぐとめなくてはならないので、調査にまず取り組んでいただきたい。

あと、魚礁と稚魚の放流については、先ほど説明いただきましたので、それでいきたいと思えます。

たばこの部分につきましては、先ほど、市長、文書が来たばかりだということでご説明はいただきました。今後、そういった宿毛市の公共的施設等に対してどうするのかにつきましては、今後、検討、文書を見て検討してくれるんだと思えますが、宿毛市の禁煙対策に、庁舎等の禁

煙対策については、ある一定、取り組みが進んでいるということ、今後、全面禁煙にしていこうということですので、そのことで了解いたします。

学力テストの問題ですが、これにつきまして、教育長からお話いただきましたが、私の質問に対して、ある一定、必要だといふ考え方で対処していくということですが、この、私が、テスト自身、教育の占める上で、テスト自身を否定しているわけではありません。子どもたちを励ます形のテスト。子どもができ、先生がまた、自分の力をはかっている。教えた結果がどうだったのかと、こういうテストといふのは必要だし、またそれは子どもを励ます場合もあるわけです。

しかし、今度のような大規模なテストは、場合によったら教えてないところも、テスト内容には出る可能性もあるわけですね。その学校では、学校ないしは、先生のところで教えてないような問題まで出てくる場合があると。そしたら、子どもは習てもないところを、ことを回答せないかんということになってくるわけです。

こういった面も含めて、非常にこれは問題があるわけです。

ましてや、これを今、各地でいわれる、秋田とか、特に大阪の知事、激しいですね。こういうふうな公表ということになれば、学校間格差、競争をあおっていくということになってくるわけです。

これまでも、この1回目の質問のときに、不正ということまで私は使いましたが、この前には、ある学校では、一斉テストの時間中に先生が回って行って、全部、間違うたところを子どもに、こうこうやって、教えた。それをまた、校長が、かの試験を実行する先生に向けて指示しとったということ、問題になったわけですね。

それはもう、もはや子どものためではなく、

校長自身のため、学校のため、自分たちの学校、また自分たちの何を、いかに上げていくかという学校間競争が既に持ち込まれているということになるわけです。

また、これまでの、前の一斉テストですね。この時期なんかに、香川では大変な問題が起ってましたね。

もう成績の悪い子は、その日は欠席にする。テストの日は。また、成績の悪い子どもについては、出席しとっても、障害者の子どもについては、除外するという事になっているようですが、それを適用して除外しておったという、人権問題にまで発展して、大問題になったわけです。

これが、今後とも継続されていくと、学校間競争をあおって、こういうことになっていくので、こういう一斉テストは必要ない。こういう面でも取り組んでもらいたい。

ましてや、県知事が言うように、公開を積極的にしたいというものに対しては、機会あるごとに、これは公開するべきじゃないという面で、教育長として臨んでもらいたいわけです。

以上求めて、2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

保険料の引き上げ、どういうことを言われたのか、先ほどの答弁で、私どもは保険料の引き上げはしないというふうな形で、広域の剰余金であるとか、県の財政安定基金を、安定化基金を充当して保険料を上げないということを申し上げた、そういうふうなことを申し上げて、その上で、また今度も、今後も引き上げるなど言われますけど、なかなか答弁が同じことごとございますので、さっきの答弁のままでさせていただきたいと思えます。

それから、4年もそのまま、75歳で差別

してということがございます。これは、私、政府ではございませんので、これは、今の政権がこういったことを言っているわけで、先ほど申したとおり、これについて、私は政府の動向を見守るだけであるというふうなことしか、ちょっと答えられません。

次に、アメリカの軍事利用ということで、私にあなたの考えと一緒にすることを思えというふうなことを言われましたけれども、なかなか無理なことがございます。

私自身は、いつでも使える、予備調査にきているということを確認したわけでもございせんし、そういったことで、先ほどから答えたとおりのことで思っておるわけでございますから、それを認識の相違を、私にあなたと同じ形で思えと言われても、なかなか思いきれません。

自分で確認をして、いろんなことが、浅木さんのおっしゃるとおりだということであれば、また話は変わるかもしれませんが、その部分については、確認ができておりません。

選挙のことも出ましたけど、これと選挙と同一視、私はするつもりはございせんし、選挙は市民が決定するものでございますから、そのことについても、選挙を当選したいからこれをするというふうなことは全然思っておりません。

それから、磯焼けの件につきましても、先ほど申したとおりでございますけど、市で調査せよという話だと思います。

市では、なかなか専門的な知識を持った者もおりませんし、専門調査が来ていただけるかどうかについてはわかりませんので、こういった大きな調査については、県等にもまた要請もしていきたいというふうに思えますし、先ほど申したとおり、国等もこんな原因調査を今しているという状況でございますから、その結果を待ちたいというふうに思えます。

それから、また、たばこの件も、禁煙のこと

もございました。我々、厚生労働省から文書が来る前から、この公共的施設については、取り組んでおります。全面的に、すべてのものをしろというふうなことでは、まだ来てはおりませんが、そういった形のものが、どうしてもしなきゃいけない。また、喫煙者の権利との関係も含めまして、対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、学力テストのあり方でございますけれども、学力テストの実施につきましては、本来は、議員もご指摘のように、学力向上の取り組みの一環として実施をしているということになります。

まずは、状況を把握して、それをどのように課題を解決すること。どのように解決するかということに活用するということでもありますので、その視点を離れてはいけないと思っております。

それから、テストの実施の中で、アンフェアなことが行われているのではないかというご指摘でありますけれども、それはもうおっしゃるとおりでございます。

テストを実施をしているときに、巡回をする先生が、その訂正をしたりだとか、おかしいだとかいうことについては、本末転倒でございますので、そういうことは絶対にないように、実施をするものとしては、学校の方をお願いをしていきたいと、こんなふうに思います。

それから、教えてないこともテストの内容に入っているのではないかとということでもありますけれども、今、国際的に問われている学力は、ただ知識だけを詰め込むだけではなしに、いろいろ学習した知識を知恵に変える。いろいろな資料を使って、活用する能力を身につけるとい

うことであります。

もちろん、読解力もその一環でありますけれども。

そのようなテストでありますので、習っていないことでも、知識を活用したら、解ける内容が出ていると、こういうことでございますので、さっき文科省のホームページの中にも掲載されている問題等を解くことによって、いろいろな活用する能力が身につくと、こういうことにもなっておりますし、学校についても、ただ、教科書の勉強をするのではなくして、教科書で学習をするということになっておりますので、なかなか、やったことがそのまま出るということにはなっていないと、こういうことです。

まず、しかし、いろいろな学校でやった知識を活用すれば、解ける問題を出ていると、こういうことでもあります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 浅木です。

先ほど、市長から答弁いただきましたが、僕の方で、ちょっと聞きそこなっとったかもわかりません。先ほど答弁、再答弁でもう1回言うてもらたこと、了解いたしましたので、この後期高齢者の問題については、今後、そういう努力をしてくれるということで、了解します。

なお、ほかにつきましても、今の教育長の答弁、私の何とはかなり違う部分があるわけですが、やはり、今後問題があるので、ぜひ、これを公開すると。全体的に、結果を公表することにはならんようには、努力してもらいたいと思います。

それを求めて、私の質問は終わりにしようと思いますが、最後に、たばこの問題で、子どもの作文がありますので、ぜひ聞いてください。

お父さん、たばこ吸うな。おじいちゃんががんで死んだやろ。お父さん死んだら 店 どう

やってやるが。お母さんが店の仕事で機械直さないかんようになるやろ。私が弟と迎えに行かないかんやろ。やき、たばこ吸わないでちょうだい。

これは、高知県子ども詩集に載った何でございますが、やはり皆さん、ぜひ、たばこをのまないようにして、病気にならないように。これは家族のためにもそうしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、15分間休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 2時11分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 15番、西村です。

一般質問の前に、きのう、きょうと同僚議員の中からイービス艦についてとか、宿毛湾の軍港についてとかいう、いろいろな一般質問もあったわけでございますが、その人たちの、同僚議員の言わんとするところも、私は十分に理解できるわけでございますし、また、そうあって結構だと思います。

ただ、私は、2月5日の午前中に、イービス艦が出港するというので、余り関心はなかったわけでございますけれども、今回はどうしても送っていききたいということで、岸壁に行きました。

私が岸壁に行った理由は、イービス艦の若い乗組員が、宿毛では大変歓迎していただいた。こういう温かい歓迎を受けたのは、大変うれしかった。ぜひ、また来らしていただきたいということで、気持ちのあらわれとして、咸陽島でゴミ拾いをしてくれたということを聞きましたの

で、その気持ちにこたえたいと思ひまして、私は岸壁に送りにいきました。

岸壁では、多数の市民がおいででありまして、入港に対して努力した人、そしてその方たちに協力した人、たくさんの市民が感激をしながら手を振っておりました。

本当に、ことのよしあしは別として、ああいふ姿はなかなかいいものだなと見ておったわけでございます。

中には、目に涙をためてる、そんな方もおりました。

ところが、後ろの方から、私に聞かせれば、余りいい言葉でなかったと。俗に言えば、罵声ではないかというふうな、帰れ、帰れの声がありました。

しかし、これは考え方の違いでございますから、そういうことがあって当然でございますので、決してそれを非難するものでもございません。

ただ、ここで市長をお願いをしておきたいと思うのは、せっかくそうしておいでいただいて、感激いっぱい出港していただくのであれば、その方たちと市長がひざを突き合わせて、2回、入るときと出るときとありますので、入ってくるときは反対運動をしても、出るときだけは、お互いに気持ちよいがで送ってくれんかというふうな話し合いとか、また、運動のやり方を少し変えていただいて、私が艦長に、あなたたちの気持ちを届けましょう、いうふうなお互いの立場を尊重しながら、次にイービス艦が来るときには、気持ちよく迎え、気持ちよく送り出す、そんな努力をしていただきますように、まず市長をお願いしたいと思います。

通告によりまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、成人式について、教育長にお伺いしたいと思います。

一昨年、私は成人式の後で、記念撮影をしてすぐに帰らすのは、余りにも残念ではないか。せっかく同級生が200人あたり集まるわけでございますので、その後で簡単な懇親会でもさせてあげたらどうかと意見具申したところ、早速に執行部の方では、取り上げていただきまして、昨年、ことしと懇親会を開いていただきました。

新成人には、大変評判がよろしいようでございまして、本当にうれしく思っております。

今回、私がまた成人式を一般質問いたしますのは、先日、ある区長さんから、こういう相談を受けました。

昨年8月に市政懇談会があるということで、全区長が集まって、どういうことを市長に願いますかという協議をしたと。その中で大きく出たのが、成人式に、お正月に帰った子を、また10日過ぎに帰らすのは、この不景気なときに余りにももったいない。よその市町村を見れば、ほとんどがお正月休みにやっておるようだが、これをひとつ、今回は市長にお願いしようではないかということにまとまったようでございます。

全員賛成でございまして、せっかくだから、だれか発言になれた人がいいのではないかということで、発言する人まで協議をして決めて、その市政懇談会でお願いをしたようございまして、区長さんたちは、私たちがお願いをしたから、ことしの成人式は、多分お正月にやるのではないかというぐらいの大きな期待を持っていたようございまして、途中で何かアンケートを調査したら、やはり15日に近い方がいいということが多いから、そういうことになったというご返事であったということを聞いております。

しかし、その方たちは、そのアンケートというのにも、どうも私たちは納得しがたいと。1

回議会の場で確かめてくれないかという申し出がございましたので、今、質問させていただくわけでございます。

本年の県下の成人は7,538人が、県下34の市町村で成人をお祝いしていただいております。そして、成人式を1月の第2月曜日に移す、俗に言うハッピーマンデーでございますが、それを導入して、ことしで11年目になります。このハッピーマンデーの日に成人式をした市町村はゼロでございます。

そしてまた、過去の事例を見ますと、本年を含めて6年間、ハッピーマンデー、すなわち暦という成人式の日には成人式をやったところは、高知県下でゼロでございます。

こういうことは、言いかえれば、ハッピーマンデーの前後、すなわち10日前後の成人式は余り、全県下的に賛同が得られていないのではないかと思います。

そこで、私が実施状況を調べてみましたら、1月2日に成人式をしたところが7カ所、お隣の三原村を含めて7カ所でございます。

1月3日に成人式をしたところが、安芸市、南国市、須崎市、四万十市、大月町、お隣の大月町、そしてお隣の土佐清水市、全部で18市町村が1月3日にやっております。

そして、1月4日が香南市、5日が土佐町、全部で34市町村のうち、実に27市町村が正月休みに成人式をやっております。

そして、残りは何日にやったかと言いますと、ハッピーマンデーを1日前にとった、1月10日の日曜日に実施しておりますが、その実施したところは、土佐市、香美市、高知市、大豊町、日高村、室戸、そして我が宿毛市、以上でございます。

そして、この私は、1月10日にやったこの市町村、8市町村をよく見ますと、気がつきました。なぜこの市町村は、宿毛、室戸をのけ

た残りは10日でよかったかなど、いろいろ検討してみましたら、土佐市、香美市、高知市、大豊町、日高村等々は、高速道路のインターチェンジに近いとか、インターチェンジがその市町村にあるとか、そして空港の近くで、すなわち東京、大阪、四国内であっても、そんなに日程的にも無理がせず、旅費も使わず、日帰りができる、そういうとこだけが10日にやっている。それ以外のところは、ほとんどが1月3日、その日に実施しておるのでございます。

教育長にお伺いしますが、そういうことを考えて、今までのアンケートの結果もあろうかと思いますが、もう一度、区長会の意見も真摯に受け入れて、県下の実施状況も勘案して、再考の余地がないかをお伺いしたいと思います。

そして、次に、市長にお伺いいたします。

宿毛市の土地開発公社についてでございます。

ご存じのように、高度成長期に地価が安いうちに用地を先行取得する目的で、全国に多くの土地開発公社が設立されてきて、当市もそれにならぬ、公社の設立をいたしました。

しかし、バブル崩壊で地価は下落をし、自治体の財政は悪化し、使い道が決まらず、長期間保有したままの、俗に言う塩漬け土地が多くの自治体を悩ましています。

宿毛市も昭和50年から57年にかけて、すなわち35年から28年も前に購入した土地を初め、多くの塩漬け土地を保有しています。

現市長としては、余りにも遠い次元の問題ではありますが、その処理で悩まされているのは現実であります。

市長は、昨年度2億6,000万円で再取得し、本年度も1億7,900万円の予算の計上で、公社から土地を再取得をして、塩漬け土地の解消に努力しております。それはよくわかります。

そして、今回、公表されました行政改革大綱

でも、公社解散に向けて、保有土地の処分を行うと明記しております。

その努力は十分にくみ取れますが、いつごろまでにその計画は完了する予定でありますか、お聞きしたいと思います。

続きまして、市長にもう1点お伺いいたします。

市有地の宗教法人への無償提供について、お伺いしたいと思います。

北海道の砂川市が市有地を神社に無償で使用させている裁判で、神社への市有地の無償提供は憲法で規定された政教分離に反するとの最高裁大法廷の判定がありました。

各自治体は、その判決を重く受けとめまして、全国にはこのような地域のお社的類似物件が多数あるのではないかと、実態調査に入り、高知市では、既に2カ所の市有地の無償提供が判明したと新聞報道されております。

そこで、私も何思わず、自宅の近くの石鎚山を、ちょっとインターネットで調べてみました。

すると、今のあの石鎚山の山は、宿毛市中央2丁目5329番地の1、地目は保安林で、3,330平方メートル、所有者は宿毛市となっております。

こういう土地が、私はまだ、ほかにもあるのではないかと思います。こういう土地の無償提供があるとか、神社が使っておるとかというのが、悪い、いいではなくて、市の財産管理上、こういう土地を調査して、今後、どのような措置をするかをお聞きしたいと思います。

1回目を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、西村議員の一般質問にお答えをいたします。

冒頭、入港の時、イージス艦の入港のときは反対しても、出る時は歓送するようなことに努力せよということでございますが、せんだって

からの話では、なかなかそうはならないんじゃないかなという気がしております。

ただし、その時の状況をちょっと話してもよろしゅうございますか。質問時間をお取りしますが。

通訳の方がおっしゃってたんですが、帰れ、帰れ。それから、ゴーホームというふうなことは、相手にとっては、日本語が余りわからないので、歓送されたような気になっているんじゃないかと、いうふうなことを、通訳の方がおっしゃってましたことを紹介しておきます。

それでは、本題に入りまして、土地開発公社の計画、いわゆる塩漬け土地とか、まだまだ開発公社が持っている土地がございます。その、いつごろまでに計画完了か。

計画が完了するということは、今、政府の方針でもございますように、開発公社を解散していこうというふうなこと、これはさっきの行革大綱でも決めさせていただいております。

非常にお金のかかる、財政的に非常に厳しい折のことでございますが、これ、いつまでも土地開発公社をそのままにということでは、なかなかまいらないと思っております。

西村議員も指摘をしていただきましたように、18年度から計画的に買い戻してまいりました。それから、今年度予算、来年度予算にも予定をさせていただいておりますが、市全体の財政状況、また国による財政健全化計画、そういったものとの調整もしてまいらないといけないというふうなことを思っております。

今、何年ということで、ちょっと、なかなか示しにくい、財政計画はある程度は立てておりますが、この分について、いつということは、なかなか申し上げにくいんですが、私の目標ということは、新たにスタートする行政改革大綱の中、集中改革プランの中において、本件を位置づけておりますのは、計画期間が平成26年

でございます。その26年度までには、土地の処分ができればいいかなというふうなことを考えておりますことを申し述べさせていただきたいと思っております。

次に、市有地の宗教的施設についてでございます。

先ほど西村議員からのご指摘のとおり、水道課の近接にあります石鎚神社、この敷地が市有地の保安林であることが、西村議員の質問通告があったときに、再調査をしなきゃいけないということで判明をしたわけでございます。

1月下旬の新聞に出ておりました高知県と高知市及び安芸市でそのような事実があるというふうなことだったんでございますが、そのときには、報道関係の問い合わせがありましたときには、担当として、宿毛市にはないと認識していますというふうに回答をしております。

今回、改めて調査して判明したわけでございます。

今後、これはもう、どのような経緯で建てられたかというのは、なかなか古い話があつて、宮司さん等にも聞いてみたんですが、はっきりしたことは、まだわかりません。

ただ、こういったことは、憲法にも照らしてということの判例が出ておりますので、神社・仏閣の確認、それから市有地の管理の問題にも関することでございますので、歴史的な背景であるとか、そういったことをきちんと判明させた上で、市有地の管理、そしてまた政教分離というふうな形のものに触れないようなことをしていかなきゃいけないと、いうふうに思っております。

財産管理上の問題があるということを、私ども最初からは承知はしておるわけでございますが、そういうものをないという認識がございました。このたび、判明した形で、ぜひ、財産管理をきちんとしてまいりたいと、このように考

えます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、西村議員の一般質問にお答えをいたします。

成人式についてでありますけれども、成人式の開催期日につきまして、議員ご指摘のとおり、県外におられる新成人の皆さんが帰ってこられる。正月三が日が、実施するのが一番望ましいのではないか、そのようにしてもらいたいという意見がたくさん、議員の方に集まっているということでございますが。

一方、我々は成人の日を、年末年始には年末年始のいろいろな、地域で、家族で、いろいろ過ごし方がございましょうし、その意義もあると思えますけれども。

成人式の日は、成人の日を大切に、成人の日を含む連休に、実施をすべきだという考えも、一方ではあると思えます。

宿毛市におきましても、これまでも、アンケートを実施をいたしまして、皆さんのご意見を把握するとともに、地区長連合会の意見もいただき、成人の日を含む連休に、実施を今までしてまいりました。

本年度の成人式につきましても、従来どおり、成人の日の前日の1月10日に実施をしてまいりました。

成人式には、新成人222名中179名の参加をいただき、参加率は80パーセントとなっております。

成人式の式典が終了後の交流会におきましても、150人ほどが新成人の皆さんが参加をしていただきまして、トワイライトエクスプレスの生演奏で、新成人が歌を歌ったという、その盛り上がりもございました。

そういうことから、当面は、従来どおりの日程、成人の日の前日で開催をしたいと考えてお

ります。また、今後の成人式の内容につきましても、これまで行政で企画をし、式典とか記念撮影だとか、交流会を実施をしておりましたけれども、新成人にも企画に加わっていただいて、内容についても工夫してまいりたいと、こんなふうに考えております。

私が教育長になって以来、西村議員から、この成人式のことにつきましては、期日、ありようにつきまして、3回目でありますので、長老の西村議員が3回もここで聞くということに対しては、かなり重い思いがあつて、質問されるということ思っておりますので、この成人式につきましては、教育委員会、生涯学習課と市長部局とが共催で実施をしております。

先ほど来申しておりますように、我々は成人式の意義、大人になったことを自覚して、みずから生き抜こうとする成人の祝いを励ますという、その趣旨を大事にして、経済的な理由も、財政的な理由も、いろいろ問題あろうと思えますけれども、我々は今はそういうスタンスで、成人の日の前の日にやってはどうかという、今の中では、ある程度の出席率は担保できますので、そういうふうにやったらどうかと考えております。

今後は、市長ともいろいろ、市長部局とも話しながら、そのありようについても、実行委員会でやるという方法も、やっているところもありますし、それから、日程についても、いろいろな考えがあると、西村議員からも伺っておりますので、再度、市長部局とも話し合いを進める気持ちはあります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 宗教法人への市有地の無償提供の件につきましては、よくわかりません。

ただ、私は無償提供が、決していけないとい

うのではありません。施設の性格や、無償提供の経過、文化的、社会的営み、一般市民の評価などを考慮して、社会通念上に照らして、総合的に判断すれば、決して、直ちにこれが違憲だというものではないと。大いに私は、心のよりどころとして使っていただいて結構ではないかと思えます。

ただ、その管理のありようだけは、やはりきちっとしておくべきではないかと。

町でも、チラッとほこらのようなものを見かけますが、ああして一たんつくらせたら、だれが許可したやら、許可した人が定年退職でないと。つくらせてくれと言った人は、もういなくなっていて、だれがつくったかもわからないということになると、いつの間にやら既得権で居座る、そういう格好になりますので、やはり大小を問わず、一応、権利と管理の状態は整理しておくべきだと申しておきたいと思えます。

そして、公社の塩漬け問題でございますが、市長が26年ごろまでにはということございましたので、何とかいくのではないかとこの気持ちをしてしておりますが、私は幸いにして、皆さんもご存じのように、2009年から2013年度の5年間に限って、国の方が特別債で第三セクター等改革推進債の発行を認めております。

そして、その利息は交付税として、後年度に措置すると。利息も全部、交付税で見られると。これで塩漬け土地の解決をなささいという意味のものだと、私は解釈しておるわけでございます。

それで、今までの残高を見てみますと、県が宿毛市の公社にお願いして先行取得させた土地が、現在、まだ38億円余り残っております。

しかし、これは、県が責任を持つ新港の土地でございますので、金利も県の方が負担していただいておりますので、そんなに市長を悩ます問題ではない。遅かれ早かれ、これは高知県が

取り上げてくれる土地だと思っておりますので、これは安心していいと思うわけですが。

そのほかに、市が処理しなければならない物件が、22年度の予算に計上した1億7,900万円を差し引いて、なお7億1,700万余りの残高があります。

そのうち、何と、7億円余りの中に2億円。2億600万余りの金利が加算されております。これを26年度まで、市長が言われる26年度までもつとすれば、なお金利が増加すると。

さすれば、せっかく国が特別債の発行を認めていただいておりますので、この際に、2013年度までに一気にもう再取得してはどうかと、そんなふうには私は思うわけでございますが、市長はどのようにお考えなんでしょうか。

ただ、そうして買い上げを無理しますと、一時期、公債費比率がアップすることは紛れもない事実でございますので、これは財政課の方としては、大変頭の痛いところではないかと思えますが、こういうことも一応、頭に入れて、この問題の早期解決をお願いしたいと思えます。

続きまして、成人式でございますが、今、教育長の方が、西村が3回目の質問をしようと。まあ、心の中じゃ、めっそにうるさい男よと、思っておるかもしれませんが、これはまあお許しをいただきまして、続けさせていただきたいと思えます。

今、教育長が申されましたアンケート調査をして、それが多かったからこの日に決めておると。ご理解を願いたいということでございました。

果たして、1回やったアンケートが、天下の御旗で、4年も5年もその理由で通るものでしょうか。この日進月歩の時代、光陰矢のごとしというときに、5年も6年も昔のアンケートがありましたからと、これは私は、もう区長会の皆さんや、同僚議員で、やっぱり3日にやらな

いかんと言っておる方たちには通らんとする。

そこで、皆さんにもう1回お願いしたいわけですが、このアンケートの内容を見ますと、このアンケートをとるのに、心があるのであれば、今、社会問題としてお正月と15日と帰るのは負担があるから、成人式の日をかえても構わぬ。かえて2日か3日に寄ってはどうかと意見がありました。

それとも、今までどおりでいいですか。その理由を書いて、アンケート調査をすれば、内容がよくわかります。

ただ、区長会を通じて、全戸にとったから、一番確かなアンケートですよと言いますが、子どものない方、成人式が済んで何十年もたった方、もうそんなこと、まだしよつかとと言われるような方に、成人式は15日がいいですか、お正月がいいですかって書いたら、15日というて決まっちゃうもん、もう15日でええじゃいかと、多分丸するでしょう。

アンケートを正確に、市民、当の成人の気持ちを汲んでやりたいと思うのであれば、成人式が済んだ、ことし済んだ人、去年済んだ人、そして来年やる人、再来年やる人、その4カ年の方たちに、あんたたちは成人式が済みましたが、どうでしたかというアンケート。今からやる人には、いつがいいですかという語りかけ。それでやれば、やられる人、やった人も、本当の素直な気持ちで何日がいいという答えが出るでしょう。

確かに出席率は80パーセント近いですから、いい出席率ですけど、耳に入ってくるご父兄の方々は、たまらぬ。正月に戻ってくるに、旅費をくれいうてやったに。わしんくのがらあ学校行きじゃけん、これまた戻ってくる、また旅費が要ると。なぜこれができぬと、よく言われました。

私は、その理由は、このアンケートだけでは

なくて、市長も教育長も大変気が優しいですから、恐らく、せめて正月休みぐらいは、職員も家族団らんで正月をやらしてやりたい。だから、正月の行事はなるべく差し控えたい、そういう気持ちもあるのではないかと思いますし、それがあって当然だと思います。

しかし、昨年から1月2日にやっておりました宿毛ロードレースは中止にしまして、それは3月の花へんろマラソンに移行しました。すなわち、正月休みには、もう何もありません。出初め式、これも10日にしましたので、三が日は全部が休みですので、せめてこのお祝いの成人式ぐらいは、正月の幕の内のめでたいときに、私はやっていただきたい。それを切にお願いするわけですが、今、手もなりました。もう1回、お聞かせしていただきたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、西村議員の再質問でございます。

まず、1つは、宗教的の施設と言いますか、これは宿毛市全体の財産管理の問題というふうな受けとめました。

まだまだ財産管理台帳と申しますか、今は非常に特急的にやっていただいておりますが、不十分な面もございます、これはもう、本当に事務としてやらなきゃいけないことでございます。市の財産でございますから、市としての管理をきちんとやっていくように、これから担当課と話しまして、こういった形でしていくかということも含めまして、しっかりやっていきたいというふうに思えます。

それから、再度、土地の開発公社の関係でございます。特例債を一気にせえというご提案もございました。これの計画立てるときも、特例債来たときも、そういったことを含めまして、やはり市財政がいきなり実質公債費比率がぼん

と上がるということ、なかなかできないということもありまして、財政の健全化計画というものを立てたときに、この土地開発公社の土地も、我々、勘案しております。

そういった形で、一気に利息が2億というふうな話もございますけど、なかなか千寿園の、例えば今から公債費を払っていかなきゃいけない1億1,000万というふうな金額も入ってきておりまして、非常に一気に特例債だからといって適用したら、何か、非常に健全化法に触れる形の数字にすぐになってしまうということがございまして、計画的に、できるだけ早くやりたいとは、我々も思っております。

できるだけ利息がかからない、市の財政を逼迫させないような形をとらなきゃいけないと思っておりますので、その分で、きょうのご指摘も含めまして、なおまた財政の健全化計画を含めて、財政計画の中で、この件について取り組んでまいりたいと、このように思います。

高知県の要請を受けての新港の土地もございまして。これもまあ、県の方と話し合いをしながら進めておりますので、そういう処理をしていただきたい。いきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 西村議員の再質問にお答えをいたします。

成人式の日程でありますけれども、期日でありますけれども、議員おっしゃるように、めでたい幕の内に子どもが帰りやすいように、親の負担ができるだけ少ない状態の中で実施するのがよいのではないかとこの考え。

それから、我々が、今持っておりますアンケート、それはちょっと、平成17年10月5日のアンケートであります。それを、官軍の御旗のように、いつまでも、金科玉条のように大事にして、それだけを守っていくという考えは、も

ちろん持っておりません。

しかし、成人の日をそこに決めたということについては、意義のある日でございますので、それとアンケートがうまく合致をする、整合性がとれるというのであれば、その日が望ましいのではないかとこのので、我々が実施を、今、現在しているところであります。

けれども、議員おっしゃるように、何年もたった、日進月歩しよるこの時代に、いろいろ世の中が動いている、変わっている時代に、いつまでも、4年も5年も前のを、その資料として活用するのはいかなものかという考えもあります。

そのことにつきましては、議員の皆さん、市民の代表である議員の皆様、それから区長会の意見、それからいろいろな方面の意見も聞きながら、先ほど、私が申し上げましたように、この事業は教育委員会と市長部局の共催でやっておりますので、議員が今、議会で3度目でございますので、重い思いをいっぱい伝えていただきましたので、そのことについて、いろいろな方からの意見を受け入れて、それから市長部局とも話をするを約束をいたします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） どうも市長、ご丁寧なご返答をありがとうございました。

教育長ね、今、教育長が、成人式の日を決められた、意義ある日と言っておりますけれど、意義ある日は、ことしは11日ですよ。決められた成人式の日というと、暦に決められた日は。

その日にやりよるところが、県下どこにも、ことしありません。過去6年間、どこにも県下ではありません。

宿毛市の側にも、今、教育長は意義ある決められた日と言いながら、ずっと宿毛市も前にやりよるがですから。

その意義ある日という意味では、私は余り重きはないと思います。

ただ、今、教育長が言われましたように、市長部局とともに成人式をやつとるということでございますので、市長、そして岡本副市長、教育長、教育委員長、その4人の方々の肩に、成人の若い人からの喜びの声がいっぱい、響くか響かないかは、その4人の方の双肩にかかっております。どうか若い成人を喜ばすように、来年の3日は、私は期待しておりますので、一、二の三、3日をよろしく願いしたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時52分 散会

平成22年
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成22年3月10日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第62号まで

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第62号まで

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 小島美喜子君
議事係長 岩村研治君

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長補佐 島内千尋君
税務課長 山下哲郎君

會計管理者兼 會計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
学校教育課長 補佐	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第62号まで」の62議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） おはようございます。

4番、松浦でございます。

ただいまから質疑を行いたいと思いますが、今回、議会の開会日に、市長が特に丁寧に説明をしていただきましたので、私の質疑をしようとした部分も、大分詳しく説明されましたので、質疑をする部分が少ないわけですけれども、何点か質疑をしてまいりたいと思います。

それでは、まず初めは、議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

まず、8ページ、債務負担行為の補正についてでありますけれども、ふるさと雇用再生特別基金事業委託料、22年度限りでありますけれども、670万が計上されております。その内容について、委託先、そしてどのような事業を行おうとしているのか、説明をお願いいたします。

次は、ページ34ページ、第2款総務費の第1項総務管理費、24目地域情報通信基盤推進費の13目委託料、15目工事請負費についてでありますけれども、委託料につきましては、9月の議会で補正をされた部分であると思っておりますけれども、44パーセントの減になっております。

そして、工事請負費については、13パーセントの減となっております。これは、9月の議

会で附帯決議が出された部分とも関連すると思っておりますけれども、減額をされた理由について伺いいたします。

そして、これも13目委託料、15目の工事請負費の関係でありますけれども、移動通信施設を楠山地区に設置をするということで、あわせて5,649万1,000円が計上されております。

そこでお伺いいたしますけれども、宿毛市全体を見た場合に、先般の一般質問等でも答えがあったかと思っておりますけれども、まだまだ、ほかに携帯電話を受信できない地区があるのではないかというふうに思われます。

それで、残っておる地域ございますか、どういう地域が残っておるのか、そしてまた、それに対する今後の対策をどのように講じようとしておるのか、その計画についてご説明をお願いいたします。

64ページ、第10款教育費の第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金についてであります。

宿毛花へんろマラソン実行委員会補助金いたしましたして264万7,000円の追加補正がされております。平成21年度の予算では、600万円を計上し、新たに、21年度の予算では600万円が計上され、264万円の追加補正がされております。合計いたしますと864万7,000円となりますが、昨年1回の大会では、当初予算が520万であったと思いません。それと、補正を合わせますと786万3,000円でありました。

そして、22年度の当初予算とも関連いたしますけれども、来年の3回の大会を、開催を計画するに当たり、予算として900万円が組まれております。

このように回を追うごとに運営経費がふえておりますが、その内容についてご説明をいただ

きたいと思います。

そして、時間も大分あると思いますので、構わなければ、第2回大会の申し込み状況等についても、あわせてご説明をいただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次は、議案第18号別冊、平成22年度宿毛市一般会計予算についてであります。

ページ22ページ、第12款使用料及び手数料、第1項使用料、5目商工使用料、1節商工使用料についてであります。

すくも84マリンターミナルの使用料として、13万2,000円が計上されております。これは、すくも84マリンターミナルの設置及び管理に関する条例からしますと、有料の使用が12回と見込んでおるとのことです。

私の12月議会における議案質疑に答える中で、維持管理費は年間約400万円が見込まれており、この施設を年間どれだけ使用するか、全く検討がつかみませんので、1年365日毎日使用したものとして、1日分の使用料を1万1,000円としたとのことです。

すくも84マリンターミナルの設置及び管理に関する条例の6条を適用して、利用される行事も多くあるのではないかと思いますけれども、予算の編成上、有料の開催回数が1年間に12回くらいの予定は、余りにもこれまでの説明と違って、非常に少ない利用計画ではないかと考えます。

私自身、年間を通じて有効活用できるのか、当初から甚だ疑問に感じておりますので、その利用計画について、どのようになっているのかお伺いいたします。

次は、88ページ。

第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費、13節の委託料についてであります。これにつきましては、さきに私の質疑しました債務負担行為の部分と関連する部分がありますけれ

ども、緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料として2,006万1,000円、並びにふるさと雇用再生特別基金事業委託料として4,049万円が計上されておりますが、それぞれの委託先、事業内容についてご説明を求めます。

ページ91ページ、第6款農林水産業費の第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の中でありまして、宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金として5,750万円が計上されております。

これにつきましては、市長の提案理由の中で、少し触れられたかなという気がしますが、この事業の内容等について、説明をしていただければというふうに思います。

次は、133ページ。第13款諸支出金、第1項普通財産取得費、1目土地取得費、17節の公有財産購入費についてであります。

これについても、きのうの一般質問、西村議員の一般質問等で、土地開発公社の問題も指摘されておりますけれども、宿毛市土地開発公社保有土地購入費として1億7,950万7,000円が計上されております。

土地開発公社の問題については、きのうもありましたし、決算特別委員会の中でもいろいろと問題となり、現地調査もした経緯があります。

決算特別委員会としては、執行部に対して、早期に公社保有土地の買い取りを行うよう、指摘もいたした事項にも対応すると思っておりますけれども、どこの土地を購入しようとしておられるのか、お示しをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、4番、松浦議員の議案質疑にお答えします。

議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、8ページ、第3表債務負担行為補正、ふるさと雇用再生特別基金事業

委託料670万を計上しておりますが、その内容についてご説明いたします。

本事業につきましては、観光施設であります道の駅すくもを拠点として、観光情報の発信や、観光客の誘致、観光資源を活用した体験型観光等の旅行商品の企画、開発や、失業者を対象とした地元雇用の創出を行う事業であります。

事業内容を考えますと、イベント等による地域振興並びに観光振興に向けた活動を推進しております、社団法人宿毛市観光協会に事業委託することで、より一層の観光振興が図れると考えております。

しかしながら、専従職員3名により、観光事業を展開するには限界もあり、観光協会が臨時職員を2名雇用し、組織強化することにより、事業効果が図れるものと、当市の観光振興が推進するものと思われま。

また雇用につきましては、観光協会がハローワークを通して求職者のあつせんをしていただき、面接により雇用を行うことになっております。

経費の内訳といたしましては、人件費に514万3,000円、その他の経費といたしまして、パソコン購入、車のリース等に155万7,000円を充てております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、ページ34ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、24目地域情報通信基盤推進費についてでございます。

まず、13節委託料及び15節工事請負費についての減額の理由でございますが、平成21年度第3回議会におきまして、予算計上させていただいております金額につきましては、総務

省と話をする中で、概算要望として出された金額で要望し、その部分を予算計上させていただいておりました。

その後、総務省とヒアリングをする中で、精査ができて、本要望に至る金額が確定いたしましたので、本議会において減額補正をしようとするものでございます。

また、携帯電話の受信できない地区につきましては、個別の家で受信できない箇所も多数あるかと思いますが、大きな地域といたしましては、今のところ、還住藪、楠山、舟ノ川、都賀川等が受信できない状況となっております、今後の整備計画についてであります、移動通信設備事業は、今後とも継続していく事業でございます、皆さんの一番要望の高い地デジ対策を優先する中で、今回、地デジ対策に特化した形で整備していくつもりでございます、その後、各携帯会社との協議する中で、整備計画等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 生涯学習課長兼文教センター所長、4番、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）。

64ページの第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会教育振興費の19節負担金補助及び交付金、宿毛花へんろマラソン実行委員会補助金264万7,000円の内容について、ご説明をいたします。

まず、ご説明の前に、第2回大会の申し込み状況をということでしたので、そちらの方をまず説明させていただきたいと思っております。

今回の第2回の宿毛花へんろマラソンの申し込み状況につきましては、全国37の都道府県

から1, 148名の申し込みをいただいております。

昨年の第1回の申込者数は36都道府県、1,208名でしたので、1県ふえましたけれども、マイナス60名となっております。

第2回の申込者の内訳は、フルマラソンが897名、対前年度よりマイナス7名です。そして、5キロが154名、対前年度よりマイナス7名。3キロ、小中学生対象ですが、3キロの部が97名、対前年度、マイナス46名となっております。

それから、参加者の都道府県別の内訳を見ますと、高知県が467名、全体の40.7パーセントとなっております。前年度よりもマイナス129名となっております。

それから、県外が681名、全体の59.3パーセントとなっております。前年度よりもプラス69名となっております。

また、県外の参加者の方から、皆さんもご記憶に新しいと思いますが、「はなちゃん」のコスチュームで走られた選手がおりますが、ことしも大変、宿毛の応援がすばらしかったから、ぜひまた走りたいということで、仲間をふやまして、20名以上の方を引き連れて参加していただけるというお話もいただいておりますので、この機会にご紹介をしておきたいと思っております。

それから、今回も1,100名以上の地区長連合会を初めとします各種団体、市民ボランティアの皆さんの協力によって、本大会が実施できることになっているということをご報告し、お礼にかえたいと思います。

それでは、ご質問の宿毛花へんろマラソン実行委員会補助金について、説明をいたします。

当実行委員会の当初の事業費は、第1回大会で作成しましたのぼり旗とか看板、それから三角コーン等は、引き続いて使用できるというふ

うな考えから、第1回大会の実績見込額よりも少ない1,331万円を見込んでおりましたので、補助金も600万円ということに、予算化をしておりました。

しかし、第1回大会の開催日が、当初予算確定後の3月22日であったことから、大会終了後にさまざまな反省とか、要望が寄せられました。

例えば、仮設トイレが不足したこと。そして、専門のガードマンが必要であった。それから、通信の機器類が不足したこと。それから、救急医薬品が不足していたこと。それから、バスの台数が不足していたこととか、さまざまな反省点が寄せられました。

そういうことから、それらの問題点を可能な限り解決したいと、解消したいということから、支出額がふえまして、1,449万円の支出となっております。

なお、着ぐるみの製作費60万円も、その中には含まれております。

また、収入につきましては、当初、参加費を535万円、そして協賛金を195万円としていましたけれども、参加費が491万3,000円と、少し減額となりました。それに加えて、企業の協賛金につきましては、物品を含めて多くの協賛はいただいておりますけれども、当初の計画には、若干不足しまして、92万円となったことから、予算が不足する見込みとなりましたので、このほど、増額の補正をお願いするものです。

次に、第3回大会、当初予算に関するものですけれども、当初予算では、900万円の補助金を計上し、21年度補助金総額864万7,000円よりも増額となっているということについてのご質問であります。

第2回の実績見込額を基本としまして、予算化をお願いしておりますけれども、21年度の

ように、当初予算確定後に増額補正をするのではなく、必要な経費につきましては、当初から予算化をお願いし、取り組みの中でむだを排しながら、経費の節減に努める。そして、不用額が発生した場合に、減額をするようにしたいということから、今年度の補助金を予算計上させていただいております。

ただ、22年度の予算につきましては、まだ実行委員会の方で事業計画、予算の承認をいただいておりますので、予算の詳細につきましては、確定していないことをご了承いただきたいというふうに思います。

全体の経費見込みとしましては、収入としまして、参加費を535万円、市の補助金を900万円、協賛金を120万円、雑収入7万円、計1,562万円の支出計画としております。

支出としまして、報償費が325万6,000円、需用費が471万8,000円、役務費が200万5,000円、委託料が425万円、使用料及び賃借料が137万1,000円、予備費2万円の計1,562万円となっております。

それから、参考までにご紹介したいと思いますが、マラソンの専門情報誌「ランナーズ」という雑誌がございます。そのランナーズ社のホームページに、ランナーによるランナーのための大会レポート、評価というコーナーがございます。

各評価項目が5点で20項目、100点満点で評価するものですが、例えば、調査項目は、充実した施設や充実した誘導案内、それからすばらしい参加賞、熱意ある大会運営、緩やかな制限時間、それから充実した給水場所、熱心な沿道応援、走路の安全確保等々となっております。

ちなみに、私たちの第1回の宿毛花へんろマラソンの評価は、74.9点という評価でした。

第1回大会では、まあまあという評価のようでございますが、第2回以降につきましては、第1回だからと、初めてだからという理由は通用しないと思います。

全国のマラソン大会と競い合うことになると考えますので、少しでも100点の評価をいただけるように、一人でも多くのランナーに、宿毛においていただくように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、4番、松浦議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第18号別冊、平成22年度宿毛市一般会計予算、22ページ、第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第5目商工使用料、第1節商工使用料、すくも84マリンターミナル使用料13万2,000円を計上しておりますが、有料使用を年間12回と見込んでいるのが少なく、この施設の有効活用ができるのか疑問であるのご指摘について、お答えします。

利用計画についてですが、予算編成をする上では12回と想定していますが、生産者の直売会を4月から毎月1回、地産地消フェアを年に3回予定しておりますし、このような取り組みにより、すくも84マリンターミナルは生産者を支援し、地元の生産品を市内外に普及させる場として、有効に利用されていくと考えております。

また、大型客船等入港時の乗船客の受け入れにおいても、有効に活用されております。

この3月27日、28日の2日間には、バイクツーリングをされるグループからも、施設を利用することになっております。

こうした施設利用により、84ターミナルは地域振興、あるいは観光振興面からも、幡多地域の海の玄関口として有効に利用されていくと

考えております。

こうした施設利用の際には、利用の目的を考慮した上で、使用料を適切に徴収しながら、観光や産業の振興、にぎわいづくりに役立ててまいりたいと考えております。

今後もこのような地域振興に資する取り組みを中心に、活用してまいりますので、市民の皆さんにも広く知っていただき、施設を有効に活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第18号別冊、平成22年度宿毛市一般会計予算、ページは88ページであります。

第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費、13節委託料の委託先と事業内容でございますが、緊急雇用創出臨時特例基金事業2,006万1,000円の内訳についてであります。1つには、建設業者に委託して、市道や公園、市営住宅内の側溝の清掃や、草刈りを行う市内清掃美化事業として1,072万8,000円。2つ目の事業としましては、幡多情報エントランスセンターに委託して、市議会議事録を電子データ化し、今後の政策論議や、議事運営に生かすとともに、市民が利活用しやすい仕組みをつくる議会議事録電算化事業として、694万2,000円。

3点目ですが、市が直接、臨時職員を雇用し、実施する事業において、必要となりますシステム改修などの委託料に239万1,000円、これは委託先は未定ですが、を予定しております。

それから、ふるさと雇用再生特別基金事業4,049万円の内訳についてですが、宿毛保育園が、市内の私立保育園で初めて0歳児保育を実施するに当たり、乳児保育事業として411万

2,000円。

2点目に、宿毛市観光協会が、観光イベントの企画立案や、ピーアール活動、及び地域資源を活用した体験型観光の旅行商品の企画開発を行い、タイムリーな観光情報を発信するなど、観光客の誘致活動を推進する観光振興イベント実施事業として670万円。

3点目は、すくも湾漁協が、地域資源であるキビナゴを中心とした前処理加工品を製造販売する宿毛湾水産加工品製造販売事業として1,599万3,000円、間伐整備が必要な未整備の市有林を、宿毛市森林組合に委託し、事業量の安定確保から、新たな林業担い手の働く場を創出させる市有林活用雇用創出事業として、1,368万5,000円であります。

続きまして、議案第18号別冊、平成22年度宿毛市一般会計予算のページ133ページ。

第13款諸支出金、第1項普通財産取得費、1目土地取得費、17節公有財産購入費の1億7,950万7,000円。これは、どこの土地を購入するのかという質問であります。

この土地は、宿毛東団地4工区の未整備の部分、42戸分ですが、面積が2万2,121.67平方メートルを購入する予定であります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田彦彦君） 産業振興課長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第18号別冊、平成22年度宿毛市一般会計予算、ページ91ページ。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の中の、宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金5,750万円の内容についてという質問でございます。

この補助金は、新たな基幹作物として、かんきつ類の一種でありますナオシチを利用したナ

オシチポン酢などの商品が、高評価を得ていますが、搾汁から商品の製造を市外業者に委託しているため、輸送などのコストがかかることから、市内で搾汁施設を整備し、製造することで、商品のコストを抑え、所得の向上と雇用の創出を図るものです。

事業内容といたしましては、総事業費6,900万円、そのうち県補助金が3分の2の4,600万円、市補助金、6分の1の1,150万円、生産者組合が、残りの1,150万円となっております。

事業内容といたしましては、搾汁機の設置費として5,084万1,000円。それと、施設の改修費として1,564万8,000円となっております。

それから、事業主体については、直七生産組合の方で予定しております。

搾汁施設の場所でございますけど、宿毛市の錦にあります民間施設、これ元の山崎パンの施設跡でございますけれども、その施設をお借りしましてやるようにしております。

ちなみに、施設の面積としては、現在、約160平方メートルでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 若干、再質疑をさせていただきますと思いますけれども。

まず、債務負担行為の関係でありますけれども、臨時職員を3名雇用という部分であります。観光協会に対して補助するという部分でありますけれども、この予算は、債務負担行為の中にありますように、本年度限りの対応であるのかどうか。

債務負担行為では、22年度というふうになっておりますけれども、この22年度限り、補助をしていくということなのか、お尋ねをいたします。

それと、地域情報化推進の関係でありますけれども、今、お聞きをいたしますと、還住藪とか、舟ノ川、都賀川等があげられるということでもあります。

これについては、私もこの議会で一般質問したかと思っておりますけれども、限界集落といいますか、そういった地域が主に残っておるということでもあります。

そういった面で、計画は順次していくということでもありますので、そういった地域住民の利便性を考慮して、生活を安定して、してもらおうということで、計画そのものを早目、早目に対応していただければというふうに思います。これについては、答弁は求めませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、花へんろマラソンの関係でありますけれども、今、最後の方で課長言われましたが、ランナーズの評価が74.9点ですか、ありますけれども、ちなみに、わかっておれば、この四国内いいますか、の大会の状況等が、点数等がわかっておれば、教えていただければ。

それと、この74.9というのが、どういう水準のところにあるのかどうか、よろしくお願ひします。

それと、すくも84マリンターミナルですけれども、るる努力をしていくということでもありますけれども、今、課長が言われた部分、ほとんど6条に該当する部分が、使用料の条例の6条に該当する部分があるかなというふうに思います。

365日の維持運営費が400万という中で、それを、先ほども言いましたように、365で割って1万1,000円ということでもありますので、使用が、本当に、そこあたり心配をするところです。

それともう1点、この84マリンターミナルの関係については、倉庫の、大型客船いいます

か、貨物船の倉庫にも使っていくという提案もあったかと思いますが、倉庫の使用料については、どういうふうを考えているのかお伺いをいたします。

その点です、よろしく。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、松浦議員の再質疑にお答えします。

ふるさと雇用再生特別基金事業の関係で、本年度だけの事業かということですが、債務負担としては、ことしだけでしてますけど、この事業は、22年、23年とあります。

23年も活用できれば活用していきたいというふうには考えております。

それから、先ほどの84ターミナルのことについてですが、倉庫として使用という部分については、当然、倉庫で荷物置きますので、その分についての使用料はいただくようになります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 生涯学習課長兼文教センター所長。松浦議員の再質疑にお答えをいたします。

ランナーズ社の大会レポート、それから評価の、四国の他の大会の状況と、それからそのレポートの水準はということであったかと思いますが、対象となる四国内のマラソン大会は、徳島マラソンと、それから昨年度、私どもと一緒に第1回の大会を開催しました四万十町のマラソン。

そして、宿毛花へんろマラソン。そして、徳島の海部川フルマラソンというのが、昨年、初めて開催されております。

そんなことで、ちょっと大会の状況、全体の評価の状況、まだちょっと記憶にはありませんけれども、お隣の四万十町のマラソンは、70

点の後半であったかと思います。宿毛花へんろマラソンよりも、少し上であったけども、同じ70点台でなかったかなというふうに記憶しておりますが、ちょっと手元に資料を持ってませんので、ご了承いただきたいと思います。

それから、特に傑出して高い評価をいただいておりますのが、海部川のフルマラソンが、大変高得点をいただいております。

その大会は、非常にゲストランナーが、大変豊富です。芸能人も、昨年度は水野真紀さんという女優さんがおられますけれども、そういう方。それから、ゲストランナーも、数名、案内されておりました。そんなことで、大変、ピーアールもよくされてましたし、経費もかけておったようでございます。

そんなことで、詳細な点数までは記憶してませんが、大変、第1回にしては高い評価はいただいておりますというふうにお聞きしております。

については、水準ということですが、たくさんの、全国にマラソン大会がありまして、詳細については把握しておりませんが、私どもの74.9点というのは、一応、合格点の中に入っておるといふふうに理解しております。

そういうことで、全国、たくさんの大会がありますので、回を重ねておる大会については、過去の経験を生かしながら、実施しておるということで、高得点の大会もでございます。

ちなみに、東京マラソン等は90点台であったというふうに思っておりますけれども、決して、下位の方にはないと。多分、中間あたりでなかったかなというふうに理解しております。

ちょっと、初めにも申しましたように、詳細なデータを手元に持っておりませんが、記憶にたどったというところがござりますが、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 1点だけ、お伺いいたします。

この84マリンターミナルの関係で、倉庫の使用料、倉庫に使用するという事は、1日限りじゃないというふうに思います。何日かずっと置くとおもいますが。

それについても、量に限らず1万1,000円なのか、何トンで何ぼかという規程をつくっているのか、お示しをしていただければというふうに思います。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

倉庫としての、今の交流拠点施設の利用料金につきましては、利用の打診があった時点で、県の決めている倉庫の利用料等を参考にさせていただいて、条例等に追加させていただいて、決定していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 倉庫については、条例を追加していくということでありました。

以上で、私の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、質疑を行います。

初めに、議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算についてであります。

23ページ、第15款財産収入、第2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地建物等売払収入729万円についてであります。

どのようなものが売払うことができたのか、説明を願いたいと思います。

次に、44ページ、第4款衛生費、第4項上水道費、2目水道費、28節繰出金、水道事業

会計繰出金、公共投資臨時交付金分4,500万円についてであります。

今回、この交付金を水道会計へ適用する効果について、説明願いたいと思います。

次に、53ページ。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、2目道路維持費、15節工事請負費、市道維持修繕補修工事、きめ細かな臨時交付金2,500万円についてであります。

維持管理の行き届いてない本市にとって、ありがたい今回のまた交付金であります。どのような維持補修を行っていくのか、説明を願いたい。

同じく、3目道路新設改良費、13節委託料、道路新設改良事業設計委託料1,100万円についてであります。

委託料にしては1,100万、大変な、大きな金額でございますので、その設計する事業について、説明を願いたい。

同じく、3目道路新設改良費、15節道路請負費、道路新設改良工事費5,756万7,000円についてであります。

その事業の内容について、ご説明をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第18号別冊、平成22年度宿毛市一般会計予算についてであります。

33ページ、第15款財産収入、第1項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地建物等売払収入1万円についてであります。

補正では700幾らかの売却ができていますけれども、市で保有する普通財産について、売却可能物件がないのか、1万円のみで計上となっておりますが、この普通財産についても、不要な分について、計画的に売却する計画はないのか、お聞かせを願いたいと思っております。

次に、74ページ。

第3款民生費、第3項生活保護費、1目生活

保護総務費、15節工事請負費。生活保護システムリプレイス導入費1,356万2,000円についてであります。

22年度予算の概要説明書によると、現システムのリプレイスを行い、オンラインレセプトの電子化の対応を図るとありますが、少しわかりにくい表現ですので、わかりやすく説明を願いたいと思います。

次に、102ページ、第8款土木費、第1項土木管理費、1目土木総務費、15節工事請負費、生活環境整備工事費130万円についてであります。

例年、この予算は50万円程度の予算になっておりましたが、今回、増額しております。

この事業について、何を行うのか、説明を願いたい。

次に、109ページ。

第8款土木費、第6項砂防費、1目住家防災対策費、15節工事請負費、がけくずれ住家防災対策事業費1,243万1,000円についてであります。

22年度の予算概要の説明書によりますと、新規事業として、この事業に市単独で100万円の予算を計上してあるということですが、この100万円について、どういうふうな運用をしていくのか、お聞かせを願いたい。

最後に、平成22年度当初予算の概要説明資料の新規事業の11ページ。地域アクションプラン推進事業についてであります。

県教委の教育版地域アクションプラン推進事業にのった予算と思いますが、予算書で、どの事業が該当し、どのような事業を、市教委として実施していくのかをお聞かせ願いたい。

以上、1回目の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）のページ23ページ、第15款財産収入、第2項財産売払収入、1目不動産売払収入の1節土地建物等売払収入729万円の物件についてですが、これは、元斎場用地を、中村宿毛道路の用地として、国土交通省に9,235.21平方メートルを689万6,000円で売ったものと、それから公共の役目をなくした法定外公共物、いわゆる赤線を隣接する土地の所有者に、3筆で89.24平方メートルを40万4,000円で売却をしたものであります。

それから、議案第18号別冊、平成22年度一般会計予算、ページは33ページであります。

第15款財産収入、第2項財産売払収入、1目不動産売払収入の1節土地建物等売払収入の1万円についてですが、これについては、予算の枠を確保するという方法で1万円を計上してまして、売る物件はないのかということですが、今のところ、予定しておるものはございませんが、市内の土地の需要であるとか、それからまた、経済状況、こういったものを見定めて、有利な時期に不動産の売り払いについても検討していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（豊島裕一君） 水道課長、1番、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）。

ページ44ページ、第4款衛生費、第4項上水道費、第2目水道費、28節繰出金、水道事業会計繰出金。公共投資臨時交付金4,500万を一般会計から繰り出す効果、ということでございますので。

まず、事業の説明からいたしますと、平成19年から平成22年まで4年計画で進めており

まず沖の島の簡易水道再編成事業は、国の経済対策における公共投資臨時交付金の対象になりますので、平成22年度予定事業を前倒ししまして、平成21年8月、3月議会におきまして、1億円補正させていただきました。

これにつきまして、国の方で、今回、1億円の国庫補助金をのけた5,000万円に対する90パーセント、4,500万が公共投資臨時交付金で、今回、確定いたしましたので、このお金につきましては、市町村に交付されると。

一般会計の方に配付になりますので、当然、事業した交付金でありますので、水道会計の方に、今回、繰り入れさせていただく。

これにつきましては、この事業をすることによりまして、平成22年に供用開始予定でありました沖の島の事業、母島、古屋野、鶴来島が、平成21年で完成いたしまして、供用開始が4月以降できるようになります。

そして、これに対する1億円の事業につきましては、簡水債と辺地債を借りて、そちらの方は、非常に交付税算入がありまして、有利な起債ですので、それを借りまして、4,500万につきましては、上水道、広域簡易水道の起債を減りまして、経営を、それらの経営の方へ使わせていただきます。

○議長（寺田公一君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 建設課長、1番、今城議員の質疑にお答えをいたします。

平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、ページ53ページでございます。

8款2項2目15節工事請負費、市道維持修繕工事費として2,500万円の計上をしておりますが、これがどのような工事内容になるのかというご質問でございますが。

今回、国の補正によりまして、きめ細かな臨時交付金を活用をするということで、全額繰り越しをいたしまして、22年度の維持修繕工事

費として予算化をしているということでございまして、新たにどこをやるということではございません。

次に、ページ、同じく53ページでございます。

8款2項3目13節委託料、1,100万円についてでございます。

これは、県道宿毛津島線についてでございますが、あそこ、改良工事を行っておるわけですが、篠山の登山道から出井までに至る間につきまして、県営で工事を行っていただいておりますが、大変、景観の美しいところでございまして、徐々に工事はやっていただいておりますが、あのすばらしい景観を、工事をやることによって、自然状態が、状況が悪くならないように、いろんなアドバイスも、県の方をお願いもしていきたいということでございます。

そういったことで、1,100万の予定をしているということでございます。

申しわけありません、今のは全然違いました。訂正いたします。

ちょっと、1,100万のやつは、後でご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、8款2項3目道路新設改良費、ページ53でございますが、工事請負費、道路新設改良工事費5,756万7,000円の事業内容について、ご説明をいたします。

これにつきましては、景気対策の一環といたしまして、国の事業できめ細かな臨時交付金を活用いたしまして、全額繰越によりまして、市道和田東線、市道貝塚団地1号線、市道幸町4号線の改良工事をしようとするものでございます。

市道和田東線につきましては、工事費が2,100万円で、この路線は、パルス東の消防庁舎移転予定の進入路となりますが、緊急車両の

通行を容易にするために、橋梁の拡幅及び交差点改良をしようとするものでございます。

交差点及び橋梁改良で、橋長については17.4メートル、幅員6.5メートルを、7.5メートルにしようとするものでございます。

それから、市道貝塚団地1号線につきましては、工事費が456万7,000円で、この路線は、貝塚に入って突き当たりの授産園方向と、反対方向の団地内の道路でございますが、側溝が沈下等によりまして、水が流れなくなっておりまして、環境改善を図るために側溝の改修を行おうとするものでございます。延長は121メートルの改修でございます。

続きまして、市道幸町4号線、これは警察署の前の道路でございます。工事費3,200万円でございますが、この路線は、歩道もなく、路側を人や自転車が通行しておるわけでございますが、路側は段差がある箇所が多くて、大変危険な状況でございます。

そういったことから、路側及び排水路の改良工事を行い、通行の安全をしようとするものでございます。

その工事延長といたしましては、290メートルを予定しております。

それから、先ほど申しわけありませんでしたが、53ページ、8款2項3目13節委託料1,100万円でございますが、市道和田東線、これの交差点、橋梁改修の設計委託料として組んでおるものでございます。

続きまして、議案第18号別冊、平成22年度宿毛市一般会計予算でございます。

ページ109ページ、8款6項1目15節、1,243万1,000円のうち、新規事業としてがけ崩れの関係で100万円を計上させていただいておりますが、これは住家安全対策事業で、補助事業の採択要件を満たさない危険箇所につきまして、防護工事を施工して、住家の

安全を図るために、22年度から新たに市の単独事業で創設をした事業でございます。

突発的な事故に対応しようとするものでございます。

がけ崩れなんかでも、山の上とか、そういった分に対応できないと。県単事業なんかもないもの。また、あるいは災害、台風なんかのときに、木が人家にかかりそうとか、そういったような、突発的な事故に対して対応してまいりたいということでございまして、地元負担といたしましては、25パーセントを計上をいたしております。

それから、1つ抜かっておりましたが、同じく102ページ。8款1項1目15節生活環境の関係でございます。

新たに、今回、予算を増額をしております、通常の年よりか増額しておるわけでございますが、これにつきましては、栄喜地区の生活環境の改善を図るために、未舗装の集落道について、舗装をやろうと、行おうとするものでございまして、通常の維持管理については、30万円で排水路とか、そういったものをやるということで、予算化をしておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（沢田清隆君） 福祉事務所長、1番、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第18号別冊、平成22年度宿毛市一般会計予算、74ページ。

歳出の第3款民生費、第3項生活保護費、第1目生活保護総務費、15節の工事請負費1,356万2,000円について、お答えいたします。

内容について、わかりやすくということでございましたので、わかりやすく説明させていただきます。

生活保護システムリプレイス導入費でござい

ますが、現在、生活保護世帯に係る業務管理、各種の保護費の処理等につきましては、生活保護システムの導入によりまして、1台のパソコンで一括管理を行っているところでございます。

しかしながら、相談件数、被保護世帯数ともに増大する中、現状の体制では、各種の生活保護業務を1台のパソコンで処理をするには、日々の業務に支障を来す状況となっております。

また、平成23年3月以降には、生活保護データシステム及びレセプト管理システムが、全国一斉に稼働することとなっております、各自治体の対応が必要となっておりますところでございます。

このため、各担当員に対し、生活保護システムの導入を図り、業務体制の整備を図るものでございます。

ちなみに、リプレイスというのは、同等以上の機能を有する新規のものに変更するということであるそうでございます。

長引く景気低迷の中、宿毛市における保護世帯も年々増加しております、そのことによる事務量も、非常に増大しておりますが、このシステムを導入することによりまして、医療レセプト、これは診療報酬の明細書、また調剤報酬の明細書でございますが、この点検業務がスムーズに行えることになるとともに、生活保護業務をより効果的、効率的に行えるようになるものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（桑原 一君） 学校教育課長補佐、1番、今城議員の質疑にお答えをいたします。

平成22年度の教育版の地域アクションプラン推進事業についてのご説明をさせていただきますと思います。

この事業につきましては、来年度、3つの内

容で取り組みをさせていただきまして、学校のサポートをさせていただきたいというふうに考えております。

1点目といたしましては、小学校の放課後学習支援を予定をさせていただいております。

小学校のクラス人数の多く、1学年、複数のクラスがある学校の児童に対しまして、学習習慣の定着や、学力向上に向けたきめ細やかな対応をさせていただくように、学習支援員の派遣を予定をしております。

その派遣をいたします学習支援員の業務につきましては、放課後の補習を、教員の方々にお手伝いさせていただいたり、個別指導等がある子どもさんに対して、またその個別指導のご協力をさせていただいたり。

また、プリントの点検や課題、家庭学習の点検等も、教員の方々に協力をさせていただいて、サポートをさせていただこうというふうに思っております。

派遣の勤務実態につきましては、毎週、週5日間、放課後の2時間を派遣をさせていただこうというふうに思っております。

それから、派遣する学校につきましては、学年に複数のクラスがあります宿毛小学校と、咸陽小学校の2校を予定いたしております。

後ほど、予算書の方で事業費の内訳について説明させていただきたいと思いますが、この事業については、132万を予定しております。

2点目といたしまして、平成23年度からの新学習指導要領に基づきまして、小学校5、6年生について、外国語活動推進事業が盛り込まれるようになりますので、その対応といたしまして、平成22年度に、23年度から外国語活動の支援について、万全を来すように、外部の先生方に来ていただいて、小学校の先生の外国語活動が取り組めるようなサポートをさせていただきたいというふうに思っております。

これについては、外部の先生にも来ていただくんですけども、小学校の先生に、直接、外国語事業が行えるようなサポートをしていただきたいと思っておりまして、市内の9校を、小学校5、6年生、平成22年度については、5年生、6年生のクラスが9校で20クラスある予定になっておりますので、その20クラスに週に1回、年間35週を派遣をさせていただきたいというふうに思っております。

この事業費が、トータルで185万円を予定しております。

それから、3点目といたしまして、夏季休業中の学習支援の派遣をさせていただいて、サポートをさせていただきたいというふうに思っております。

これにつきましては、最初の2点は、小学校の支援なんですけれども、この夏季休暇の学習支援につきましては、小学校、中学校、両方ともにサポートをさせていただきたいというふうに思っております。

現在も、小学校、中学校、それぞれ夏季休暇中に補習等の授業はさせていただいておりますけれども、そのサポートをさせていただいて、先生方が行う夏季の補習等の支援をさせていただいたり、先生方が、なかなか個別個別の指導ができない場合に、その支援員に個別個別の指導に当たっていただいているということで、夏季休暇についても、きめ細やかな指導のサポートをさせていただいたらというふうに思っております。

これが、現在も1学期が終わってすぐの5日間と、2学期が始まる前の5日間に、多くの学校の方は実施をさせていただいておりますので、そのサポートをさせていただきたいというふうに思っております。

これにつきましては、夏休み最初の5日間、後半の5日間に、1校について2名の支援員を

派遣をさせていただいたらというふうに思っております。

この事業費については、82万2,000円を予定いたしております。

実際の当初予算の中で、どのように計上しているのかということなんですけれども、議案第18号別冊、平成22年度宿毛市一般会計予算書の中の116ページなんですけれども、116ページの10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費の中で、ほかの事業等と一緒に入れさせていただいておりますので、この予算書だけではわかりにくいかと思うんですけども、7節の賃金の説明の2番目に書いてます、賃金の132万円、これが最初に説明をさせていただきました小学校の放課後学習支援員の事業費として計上させていただいております。

それから、8節の報償費の、報償費全体としてしか表記をしておりますが、2番目の外国語活動につきましては、この384万3,000円のうち、175万円。それから、この外国語活動につきましては、11節の需用費の消耗品費の482万4,000円のうち、10万円を予定しておりますので、計185万円。

それからまた、8節報償費に戻りますけれども、3番目の夏季休業中のサポートにつきましては、報償費384万3,000円のうち、44万8,000円。

同じく、これも消耗品費を組ませていただいておりますので、11の需用費の消耗品費の482万4,000円のうち75万円、計、この部分については、52万3,000円、小学校の方では組ませていただいております。

それから、中学校につきましては、119ページになります。

10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、8節報償費の中の総合的な学習講師等報償費32万9,000円のうち、29万9,000

0円を計上させていただいております。

以上が、教育版の地域アクションプランの説明にさせていただきます。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 生活環境整備、住家防災、予算は少ないですけども、本当に地域住民が望むような、密着した事業に、今回、ついたことに対しては評価しております。

それから、普通財産については、前年度、決算委員会では、土地開発公社の土地も全部見に行ったんですけども、次は、来年度は普通財産に切り込んでいきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。6番、質疑を行います。

昼まで、あと25分ということで、お昼を過ぎると思いますが、おつき合いのほどをよろしくお願いをいたします。

早速、質疑の方に入ってまいりたいと思っております。

私が質疑をいたしますのは、まず、議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算であります。

まず、30ページをお開き願いたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費の3目13節行政チャンネル番組制作委託料463万円の減額についてであります。

21年度当初予算では、1,024万6,000円であったと記憶しておりますが、減額した理由について、お伺いをいたします。

続きまして、次を開いていただきまして、32ページ。2款総務費、1項総務管理費、15目、18節の災害時対応公用車購入費、これ経済危機対策費の方ですが、250万円が減額となって、その下に備品購入費5万円が計上され

ております。

この予算につきましては、8月に行われました第3回臨時会におきまして、先ほども言いましたが、災害時に経済危機対策臨時交付金を充当するという形で、災害時に活動できる四輪駆動の車を購入されるために、250万円の計上であったというふうに記憶しております。

そのうちの250万円すべてを減額した理由、そして、この5万円の備品購入費について、ご説明を願いたいと思っております。

続きまして、44ページ。4款衛生費、3項衛生費、1目塵芥処理費の19節ごみ環境美化推進事業補助金、こちらの400万円の減額についてですが、この予算も、先ほどと同じ経済危機対策臨時交付金によって8月に補正であがってきたものと記憶しております。

ごみステーションの設置費に対しまして、2分の1の補助を行う予定だったと記憶しておりますが、事業費500万円のうち、400万円に及ぶ大幅な減額となっております。その理由についてお伺いをしたいと思います。

続きまして、51ページ。7款商工費、1項商工費、5目28節国民宿舎運営事業特別会計繰出金522万1,000円の計上についてでございますが、この予算につきましては、開会日の提案理由の説明の中で、市長より、「椰子」の空調設備の改修費用に充当するとお聞きをいたしております。

平成20年度にも178万5,000円をかけて、空調設備の改修をしたはずでございますが、今回はどのような改修なのか、詳しい内容についてお聞きをしたいと思います。

続きまして、56ページ。8款土木費、5項住宅費、1目15節西町地域振興住宅警報通報装置設置工事費168万9,000円の計上でございますが、この名前だけでは、どのような装置なのか、少しわからないので、どのような

装置であるか、その点についてお伺いをしたいと思います。

続きまして、60ページ。10款教育費、2項小学校費の15節プール塗装工事費400万円の計上と、次を開いていただきまして、同じく教育費の3項中学校費、こちらの方でも1目15節の方で、プール塗装工事費として、同じく400万円が計上されております。

この予算につきましては、咸陽小学校を含む小学校4校と、宿毛中学校を含む4校の中学校のプールの塗装工事を行うと説明を受けておりますが、そのほかにどのような学校を、そして塗装工事と申しますが、どのような形での塗装工事になるのか、その内容についてお聞きをいたしておきたいと思っております。

続きまして、10款教育費、5項保健体育費、2目19節中学校各種体育大会参加旅費補助金108万3,000円の減額となっております。この減額理由について、お伺いをしたいと思います。

なお、その下の宿毛花へんろマラソンについては、松浦議員の方で質疑がございましたので、私は、今年度の当初予算、22年度当初予算の方でお伺いをしたいと思います。

続きまして、議案第6号別冊に移りたいと思っております。

平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算の、ページが13ページ。

2款保険給付費、4項出産育児一時金、1目19節出産育児一時金が616万円減額補正となっております。

この予算につきましては、人数の減少ということで、補正になっているとは思いますが、21年度当初の予定では、出生数を170人と見込みまして、そのうちの国保加入者分50人。これは全体の30パーセントにあたるということでありますが、1人38万円掛ける50人で

1,900万円と説明を受けたと記憶をしております。

全体の出生数につきましては、予定の170人程度とお伺いをしておりますが、国保につきまして、大幅な減額になった理由につきまして、おわかりでしたらお伺いをしておきたいと思っております。

続きまして、次のページ、15ページ。

8款保健事業費、2項保健事業費、1目19節の運動施設利用料補助。こちらの方が90万円の減額となっております。当初で100万円の計上であったと記憶しておりますが、そのほとんどの90万円を減額した理由について、お伺いをしておきたいと思っております。

続きまして、議案第18号別冊の方に移ってまいりたいと思っております。

平成22年度宿毛市一般会計予算。ページ48ページをお開き願いたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費、3目13節行政チャンネル番組制作委託料1,227万3,000円が計上されております。

この予算は、先ほど、21年度の当初1,024万6,000円であったものを、今回、463万円減額したものでありまして、その中で、今年度は1,227万3,000円と、昨年度の当初よりも増額して計上をされております。

こちらはどんなことをしようとしているのか、その内容についてお伺いをしたいと思います。

続きまして、57ページ。2款総務費、2項徴税費の2目13節平成24年度固定資産税評価替えに係る標準宅地鑑定評価委託料、そしてこちらが947万1,000円、及びその下の標準宅地時点修正業務委託料として35万5,000円が計上されております。

この予算につきましては、3年に1回行われるものであると理解をしておりますが、その内容について、土地の価格を適正な、均衡のとれ

た価格に見直すためにするものだとお聞きをしております。

しかしながら、市民の方々から、実際に販売される価格は下がっているのに、評価額は下がらないといったお話もよく聞いているのも事実でありまして、3年間の資産価格の変動に対応して、適正な価格に本当になっているのかなという疑問もありますので、こちらの方を、どのような形で評価をしているのか、その内容についてお示しを願いたいと思います。

続きまして、91ページ、農林水産業費の1項農業費、3目19節宿毛市中山間地域集落営農等支援事業費補助金626万5,000円についてであります。

こちらは、この事業は、宿毛いも生産組合に堆肥の散布機ですか、こちらの方と、篠南集落営農組合に倉庫建設や農業機械を買う補助金というふうにお聞きをしているところでありますが、その財源の内訳、そして全体事業費、またこの組合の組合員数についてお伺いをしておきたいと思います。

続きまして、同じくその下の宿毛市特産品販売促進事業補助金、こちら65万円についてであります。

この事業は、食育事業や地産地消フェア等を行うことに対する補助金であるというふうにお聞きをしております。こちらの方も、その内容と財源について、お伺いをしておきたいと思います。

続きまして、その下の宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金5,750万円についてであります。

こちらは、先ほど松浦議員の方から質疑もございましたが、もう少しお聞きをしたいところがございますので、お伺いをさせていただきたいと思います。

先ほどの話で、ナオシチの搾汁施設の整備等

に、直七生産組合に出す補助金であるというふうにお伺いをしております。

全体事業費等もお聞きをしておりますが、こちらの組合員数の方は、どういった方で構成されて、数は何人であるのか。そして、搾汁施設ということで、果汁をしぼると思いますが、こちらのしぼった果汁は、その後、どのような形で商品化をされ、どういったところに販売される予定であるのか、おわかりでしたらお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、その下の宿毛市耕作放棄地再生利用緊急対策交付金643万円について、お伺いをいたします。

この事業は、農業者、または農業者等の組織する団体が行う耕作放棄地の再生利用のための活動に対する補助金ということで、お伺いしております。

こちらにも、その財源の内訳、そしてここでの団体というものは、どのような団体を想定、考えておられるのか。

また、耕作放棄地と言われますが、どういったものが耕作放棄地となるのか、その定義についてお伺いをしておきたいと思います。

長くなって申しわけございませんが、続きまして、102ページ、8款土木費、1項土木管理費、こちらの1目13節委託料の中の宿毛津島線景観調査委託料104万7,000円が計上されております。

先ほど、課長の方から、少し違った形での説明を受けたものじゃないかなというふうに思っただけ聞いておりましたが、この調査の内容について、どういったものをするのか。また、こちら、県道であると思いますが、そちらのことにつきまして、どういった形で調査したものを活用していくのか、お聞きをしておきたいと思います。

続きまして、107ページ。8款土木費、4項都市計画費、4目15節公園遊具施設設置工

事費 583万2,000円、及びその下の16節原材料費の原材料費1,232万円について、お伺いをいたします。

提案理由の説明の中でも詳しくお聞きはいたしましたが、地域の子育て活動を支援する目的で、市内の3カ所に遊具等の整備を行うとお聞きをしておりますが、こちらの方、公園整備後、活用方法等があるというふうにも少しお話を聞いておりますので、その点について、この事業の内容について、もう少し詳しくご説明を願いたいと思います。

続きまして、128ページ。

10款教育費、5項保健体育費、3目19節宿毛花へんろマラソン実行委員会、900万円の補助金が計上されております。

先ほど、補正の中で、松浦議員がこちらについてもあわせて質疑をされておりましたが、もう少しお伺いしたいことがございますので、質疑をさせていただきたいと思います。

課長の中から、評価についていろいろ答弁がございました。評価も大切だと思いますが、何分、お金をかければいいというものではないというのも、当然、皆さんご存じと言いますか、周知しておられると思います。

そういった中で、補助金等が年々増加という形の中で、全体の事業費も増加しているというふうに理解して、答弁を聞いておりました。

そこで、事業費について、全体が、22年度について1,562万円に対して、900万円ということで、50パーセントを超える60パーセントに近い補助率となっておりますが、こういったお金を、市から補助しながら、今後も続けていくおつもりなのか。全体事業費について、今後、どのような考え方を持たれておられるかお伺いしておきたいと思います。

なお、補正を出したくない思いで900万円ということでしたが、全体事業費を、

今後減額していくような形で使っていきたいと考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

続きまして、議案第19号別冊に移りたいと思います。

平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算であります。

ページの方を、22ページをお開き願いたいと思います。

8款保健事業費、2項保健事業費の中の1目19節運動施設利用料補助100万円が計上されております。

先ほど、補正でお伺いしましたが、21年度予算において、当初100万円のものが90万円の減額ということで、実績は10万円ということであると理解しておりますが、22年度に、また100万円を計上してきた理由。また、その内容について、お伺いしておきたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

大変申しわけありません。

続きまして、議案32号の質疑を行いたいと思います。

議案第32号、宿毛市課設置条例の一部を改正する条例についてを、質疑したいと思います。

こちらについては、提案理由の説明の中で、バイオマス資源の利活用に関する事務を行うため、環境課に資源活用係を新設するとお聞きをいたしております。

ご案内のとおり、宿毛市は、昨年3月に宿毛市バイオマスタウン構想を公表しております。しかしながら、私の前定例会の一般質問の答弁の中で、市長みずからがご答えしておられますが、その進捗状況は非常におくれておることとございます。

そういったことも含めまして、資源活用係には、大いに期待をするところではありますが、そ

の実務の内容について、お伺いをいたしたいと思えます。

また、環境課に、こちらの課を設置することに関しまして、職員と言いますか、増員されるのか、現在の職員の中で、こういった課を回していくのか、その点についてもお聞きをしておきたいと思えます。

1 回目の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、中平富宏君の質疑に対する答弁保留のまま、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

午前 11 時 43 分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1 時 30 分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中平富宏君の質疑に対する答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、中平議員の質疑にお答えをいたします。

質問の順番とは異なりますが、企画担当の部分を順次説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、議案第 5 号別冊、平成 21 年度宿毛市一般会計補正予算（第 8 号）、ページ 30 ページでございます。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 3 目秘書広報費、第 13 節委託料の減額についてでございます。

この委託料の減額につきましては、この同じ補正予算のページ 45 ページ、第 5 款労働費、第 1 項労働諸費、第 1 目労働諸費の緊急雇用創出臨時特例基金事業予算を充当いたしましたことによる減額となっております。

続きまして、議案第 18 号別冊、平成 22 年度宿毛市一般会計予算、ページ 48 ページ。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 3 目秘

書広報費、13 節委託料 1、227 万 3,000 円についてでございます。

平成 22 年度予算に計上しております内容について、ご説明をいたします。

これまで、市議会中継業務、成人式等のイベント放送、エコツアーで楽しむ宿毛自然紀行番組制作等について、おのおの単独に予算計上をしております。

今回の編成時に一定の条件を満たした公共情報サービスに特別交付税措置があることが判明いたしまして、これまでの行政情報番組制作を統合して委託しようと考えております。

交付税対策となる公共情報サービスとは、地方公共団体が事業主体となりまして、行政情報の提供、広報サービス、議会中継等、また生涯学習関連情報、産業情報等、住民の利用に供する情報提供をいまして、4 月から 9 月の間で 1 カ月当たりの新規広報公共情報で 5 時間以上、再放送を含め、1 カ月当たり 25 時間の放送が条件となっております。

これまで放送してきました議会放送や、イベント放送以外につきましては、今後、具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第 5 号別冊、平成 21 年度宿毛市一般会計補正予算（第 8 号）、ページは 32 ページであります。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、15 目防災対策費、18 節備品購入費の災害時対応公用車購入費 250 万円の減額理由についてですが、この購入については、地域活性化経済危機対策臨時交付金を財源にして、購入を計画しておりましたが、同交付金を他の事業に優先的に充当しました結果、購入費への財源充当がで

きなくなりました。

そのため、一般財源のみでの購入は、財政が非常に厳しい本市の状況から判断しまして、今回、断念をしたものであります。

それから、備品購入費の5万円につきましては、これは、我々市町村職員が加入しております市町村職員互助会が、地域への貢献を目的に、公益事業等助成金、これは歳入の19款の諸収入、5項雑入、5目雑入の方にも計上しておりますが、5万円計上しておりますが、こういった公益事業等助成金を市町村に交付しております。

それを受けまして、災害時に使用する仮設テント、これを2基購入しようとするものであります。

続きまして、議案第32号の宿毛市課設置条例を改正する条例で、22年度に環境課に資源活用係を新設することに伴う職員配置はどうするのか。新たに担当を置くのかということですが、現在、私どもの方で考えております、私のところで考えておりますのは、担当する職員を配置しまして、新たに配置しまして、関連する、例えば産業振興課、それから企画課、と連携しながら、この循環型社会づくり及びバイオマス資源の利用に関する事務を行っていきたいというふうに考えております。

事業内容につきましては、後ほど環境課長の方から説明させていただきます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、6番、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、44ページでございます。

4款衛生費、3項清掃費、1目塵芥処理費の19節負担金補助及び交付金の中の、ごみ環境

美化推進事業補助金、経済危機対策の400万の減額についてのご質問でございますが、市内のごみステーションにおけるカラス、猫等の被害の抑制、また環境美化に対する認識を高める目的にいたしまして、地域活性化経済危機対策臨時交付金500万円を活用し、事業を進めてまいりました。

担当課といたしまして、各地区長に対し、9月とか12月にチラシ等を配り、募集を募りましたが、実際、申請があったのは13地区からの申請でございました。

しかし、地区内のすべてのごみステーションを整備するわけにはいきませんでした。された地区もあれば、もう少し我慢する地区も、いろいろありましたので、なかなか設置場所等の問題や、補助金の限度額を超える部分は地区の負担となることもありまして、今回は81カ所、ステーションが23カ所、ネットが40カ所、そして看板が12カ所と少なかったわけでございます。

事業費で152万7,817円をかかっておりますけれども、補助金として2分の1から3分の2として73万8,000円交付いたしまして、残額、426万2,000円が残額となりました。しかし、これ以後、まだ期間もございますので、申請者が来ることも配慮いたしまして、26万2,000円を残し、400万円を減額するものでございます。

続きまして、議案第32号の宿毛市課設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

先ほど、総務課長の方から設置の状況等のご説明があったと思いますけれども、業務内容につきましては、簡単に言いますと、循環型社会づくりに関する事とか、バイオマス資源の利活用に関する事でございます。

ご存じのように、循環型社会というものは、材料やエネルギーを大切に、繰り返し使うこと

で、限りある地球の資源を大切に使う、地域と仲よくする社会でございます。

そこで、せっかくええ質問をいただきましたので、ただ循環型社会とはどんなものぞと。おら知らんがいう人もおったら困りますので、チラリ、ちょっと言わせてもらいます。

行政方針の中でも市長が申しあげましたように、今や環境問題は地球全体の問題になっていることは言うまでもありません。森や林がなくならないように、世界の島々が海中に沈まないようにと。そして、私たちは地球上のすべての生き物が安心して暮らせるように、今、市民一人ひとりが、自分でできることから、環境に優しい行動を始めることが大切ではないかと思っております。

限りある地球の中で、私たちが暮らしを続けていくためには、たくさんのエネルギーを使って大量に物をつくり、消費して廃棄するこれまでのスタイルを見直すことが必要であります。

これからは、エコ社会、持続可能な社会に変わるために、どんなことをしていかななくてはならないか、市民一人ひとりが真剣に取り組まねばならないと考えるわけでございます。

そこで、持続可能な社会とはどんな社会かと。そうやりますと、これは三大柱で、低炭素社会、そして循環型社会、そして自然共生社会の3つがそろうことで生まれる社会でございます。

この低炭素社会の中には、今いう、石炭とかあれを出さない、今からのいうエネルギー、バイオマスが含まれております。

また、循環型社会には3R、ごみを長く使うとか、再生する、リサイクルする、長時間使うと、そんなようなことでございます。

ですから、こんなような仕事を含めたものの、自然に優しい係といいますか、バイオマスを使いながら、自然に優しい、地球に優しいというような、それに向けての係でございますので、

詳しいことは、長くなりますので控えますけれども、ご理解のほどをよろしく願います。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、6番、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）。

51ページ、第7款商工費、第1項商工費、第1目観光費、28節の繰出金、国民宿舎運営事業特別会計繰出金522万1,000円を計上しておりますが、その内容についてご説明いたします。

国民宿舎「椰子」の空調設備につきましては、平成7年9月のオープンから14年経過しており、経年劣化や塩害による不都合が発生したため、昨年度、3階と4階の客室部分の空調機の改修を行っております。

今回、予算計上しています空調設備の改修は、1階と2階の部分であり、メーカーの定期メンテナンスにおいても、再々にわたり早急な修繕が必要であると、そのように指摘を受けております。

「椰子」の施設整備につきましては、毎年、200万円の基金積立により、整備しているところであります。基金積立金残額を考えますと、平成22年度当初に予算計上するところでありますが、今回、きめ細かな臨時交付金事業を活用して、改修工事を行うものであります。

ちなみに、中身的にいきますと、フィルターボックス及びミキシングボックスの交換とか、ロールフィルターの交換、それから空調機の1階から4階までのダクトのモーターダンパーが破損しているため、そんなのが交換をするためです。

以上であります。

○議長（寺田公一君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 建設課長、6番、中平議員の質疑にお答えをいたします。

議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）。

56ページ、8款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、15節工事請負費168万9,000円。これは、西町地域振興住宅警報通報装置設置工事費でございますが、以前の雇用促進住宅では、管理人を置きまして、総合的に管理をしていたわけでございますが、宿毛市へ所有権の移転に伴いまして、管理人が不在となりました。

住宅内の受水槽、給水ポンプと、大事な施設でございますが、こういったものがエラーをいたしますと、入居者に対して迷惑もかけます。

そういったことから、緊急に対応する必要がございます。それで、このきめ細かな臨時交付金を活用いたしまして、全額繰越により、工事を行うものでございます。

なお、緊急時の通報は、管理を委託しております業者、建設課の職員、そういったところへ通報が来て、すぐ対応をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、議案第18号別冊、平成22年度宿毛市一般会計予算。

102ページ、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、13節委託料179万5,000円。これは、宿毛津島線景観調査委託料でございますが、先ほど、ちょっと体調不良がございまして、説明をしかけたところでございますが、改めて説明をさせていただきます。

この本路線は県道でございますが、宿毛市と宇和島市を結ぶ主要地方道路でございまして、将来起きると予想されます地震時の輸送ルートを確認するための緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけられております、重要な路線となっております。

愛媛県側は、ほとんど改良工事が終わりました、高知県側の約6キロメートルが未改良となっているわけでございますが、この篠平キャンプ場から県境までは、すばらしい景観が残っております。工事を施工する上では、景観を配慮することが望まれるわけでございますが、このために、宿毛市から高知県へ、具体的な提案ができますような資料を作成をしようとするものでございます。

具体的に申しますのは、ただものコンクリートの擁壁とか、そういったことではなくして、河川の部分でありますと近自然工法とか、植栽とか、そういったことに配慮していただきたい、ということで委託をしようとするものでございます。

なお、県ばかりではなく、場合によっては宿毛市で対応しなければならない内容も出てこようかというふうには思っております。

続きまして、107ページ、8款土木費、4項都市計画費、4目公園費、15節工事費。工事請負費の中の公園遊具施設設置工事費583万2,000円と、16節の原材料費1,232万円でございますが、これは、関連しておりますので、一括してご説明をさせていただきたいと思っております。

このあわせた事業は、地域子育て創生事業というもので対応してまいりたいというふうに考えておりますが、少しこの事業について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

この事業につきましては、さまざまな対象事業があるわけでございますが、その中の事業メニューの一つに、地域におけるきめ細やかな子育て支援活動の促進というものがございます。

さらに、詳細事項につきましては、地域の社会資源を活用した子どもの遊び場づくりというふうなものがございまして、当建設課で管理をいたしております都市公園におきまして、通常

の公園事業では採択ができない小規模な公園の整備事業費が該当することとなっております。

また、この事業費に対する補助率は、100パーセントということになっておりまして、非常に有利な事業でございます。

常日ごろから、建設課の方にも子育て世代のお母さま方から、公園に遊具の充実をというご意見、多数いただいております。

こういったことを踏まえまして、この事業によって、市街地及び住宅団地の公園3カ所に、複合遊具等の整備を行いたいというふうに考えております。

整備箇所といたしましては、宿毛小学校裏の西谷街区公園と、市役所横の春長街区公園、さらに西町近隣公園を予定しておりまして、整備内容といたしましては、住民と協働で、安心・安全の公園利用を行うことを目的にいたしまして、市民による見守りや、協働でイベント等の開催によりまして、既存ストックの有効利用を行う予定でございます。

また、この事業の趣旨によりまして、通常の工事による施設整備とは若干異なりまして、原材料費に計上しているものとは、ユニット、遊具の調達については、直営で行いまして、工事請負費に計上しております設置に関する工事が伴うもの、そういったものは工事費に予算化をしているというものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（桑原 一君） 学校教育課長補佐、中平議員の質疑にお答えさせていただきます。

議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算、ページ60ページ。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費のプール塗装工事費400万についてでございますが、プール槽の耐久

性を保つために、塗装の必要性がございまして、今回、きめ細かな臨時交付金を活用させていただいて、プール槽の塗装をさせていただきたいというふうに思っております。

プール槽の耐久性を高めるためには、現在は1度塗り程度ぐらいしか塗装をさせていただいてないんですけれども、3度塗りをする方が望ましいといわれておりますので、今回の事業におきましては、1施設3度塗りの塗装をさせていただきたいと思っております。

その3度塗りをするによりまして、1施設の事業費が100万を見込んでおりますので、400万で4施設を実施させていただくように考えております。

対象の学校は、小学校におきましては咸陽小学校、山奈小学校、橋上小学校、宿毛小学校の4校でございます。

続いて、61ページ。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費、同じく中学校のプール塗装工事費400万ですが、ここにおきましても、中学校4校、宿毛中学校、片島中学校、東中学校、小筑紫中学校の4校を実施させていただきたいというふうに思っております。

続いて、64ページ。

10款教育費、5項保健体育費、2目学校体育振興費、19節負担金補助及び交付金につきまして、中学校各種体育大会参加旅費補助金の108万3,000円の減額につきまして、この体育大会の参加補助金につきましては、宿毛市立中学校各種体育大会出場選手旅費補助金交付要綱により定められておりまして、中学校体育連盟が主催をしております県の中学校総合体育大会、その結果に応じて出場します四国大会、全国大会、この3つの体育大会と、高新によります高新中学校駅伝競争大会、これは中体連も共催しておるんですけれども、その大会の結果

に応じて、出場できます全国駅伝大会、この2つの駅伝大会、合わせて5つの大会について、補助をさせていただいております。

補助金につきましては、大会の主催者が定めます参加料と、交通費、宿泊費、及び昼食代の補助をさせていただいております。

本年度につきましては、県体の方で、団体競技を中心にして、初日、1回戦、2回戦で敗退するところが多くて、残念ながら連泊をするようなケースも少なく、四国大会、全国大会への出場が、かなり、当初見込んだものよりも減っております。実際、実情価格としてこの108万3,000円を減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 市民課長補佐。

○市民課長補佐（島内千尋君） 市民課長補佐、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第6号別冊、平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、13ページでございます。

第2款保険給付費、第4項出産育児一時金、1目出産育児一時金、19節負担金補助及び交付金の出産育児一時金616万円減額についてのご質問でございますが、出産育児一時金は、国民健康保険に加入しています被保険者が出産した際に、保険者が支給する保険給付金でございます。

毎年度のこの出生数を見込むのは大変至難のわざでございまして、毎年、過去の実績を踏まえて、予算を組んでおりますが、21年度の当初予算策定時、平成20年12月時点におきまして、18年度実績で52件、19年度実績で43件、20年度は11月末時点におきまして37件の出産があります。

そこから出生数を予想しまして、21年度は50件、1件当たり38万円を見込んで計上し

ておりましたが、予想に反しまして、21年度の出生数は非常に少なく、22年2月末までの出生数が、宿毛市全体でも134件、そのうち国保加入者分が22件。また、保健介護課が保有しておりますデータから、3月分を推計しましても、出生数は多くても10件ではないかと見込んでおります。

それによりまして、計算しまして不要と見込まれます616万円を減額するものでございます。

ちなみに、3月きょう現在で、3月の出生者届け出は、国民健康保険の被保険者はゼロ件でございます。

続きまして、同じく議案第6号別冊、平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、15ページ。

第8款保健事業費、第2項保健事業費、1目保健衛生普及費、19節負担金補助及び交付金の運動施設利用料補助90万円の減額についてのご質問でございますが、運動施設利用料補助事業は、保険者の努力義務でございます。保健事業を当市で独自に考案した事業でございまして、国民健康保険に加入しております被保険者が、市内の特定の運動施設を利用する際に、1人、年度内に10回の利用回数を限度にしまして、1回1,000円の利用料のうち、半額500円を助成するという事業でございます。

この事業は、20年度から保険者に義務づけられました特定健康診査、特定保健指導とリンクさせて、市民の健康保持、増進に対する意識啓発を目的としまして、スタートさせた事業でございます。

しかし、事業がスタートしました20年度には、特定健診を意識して条件を厳しく設定いたしましたせいでしょうか、利用者、対象者300名というふうに見ておりましたが、利用者はゼロという形で、結果となってしまいました。

その反省に立ちまして、21年度は条件を大幅に緩和いたしまして、実施してまいりましたが、保険者の予想とはまた裏腹に、現在のところ、13名の方の利用申請しか出ておりません。多く見積もりましても、3月末までの利用希望者の方は、20名には足りないだろうと推測いたしまして、差額の90万円を減額させていただくものでございます。

質疑の前後いたしますが、回答、構いませんでしょうか。

それでは続けてお答えさせていただきます。

議案第19号別冊、平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算、22ページでございます。

第8款保健事業費、第2項保健事業費、1目保健衛生普及費、19節負担金補助及び交付金の運動施設利用料補助100万円についてでございます。

先ほどご説明させていただきましたように、21年度の結果を受けて、22年度の予算の縮小も検討しておりましたが、被保険者の健康保持、増進を目的とする保健事業が保険者の責務でございます。22年度は、対象者のさらなる拡大や、広報活動の方法なども再検討いたしまして、一人でも多くの被保険者の方々に利用していただけますよう、努力したいと思い、前年度と同額の予算計上をさせていただきました次第でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 税務課長。

○税務課長（山下哲郎君） 税務課長、6番、中平議員の質疑にお答えします。

議案第18号別冊、平成22年度宿毛市一般会計予算、ページ57ページでございます。

第2款総務費、第2項徴税費、2目賦課徴収費、13節委託料の、平成24年度固定資産税評価替えに係る標準宅地鑑定評価委託料947

万1,000円、及びその下の標準宅地時点修正業務委託料35万5,000円について、ご説明いたします。

固定資産税の評価替えは、3年ごとに行われています。このため、土地の評価額を決定するための基準となる市内164地点の標準宅地を、不動産鑑定士に委託して行う鑑定業務委託料が947万1,000円でございます。

土地の評価は、原則として評価替え年度以降は3年間据え置かれます。しかし、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない場合、評価替え年度以外の年度も、簡易な方法で固定資産評価額の修正を行うこととなっています。

このように、下落状況の把握と、適正課税に努めるために、不動産鑑定士に委託して行う鑑定業務委託料35万5,000円が、標準宅地時点修正委託料でございます。

それから、次に、売買価格は下がっているのに、税額は下がらないとの関連質疑でございますが、地方税法第341条で、固定資産税における価格は適正な地価とされています。この場合、現実の取り引きは当事者間の事情によって左右され、主観的、特殊的な条件下で成立しているものもでございます。このような特殊事情を除外した資産自体の本来の価格が、適正な地価ということになります。

国は、平成6年に地価公示価格の7割をめどに、宅地の評価を行うこととし、宅地に対する評価を大幅に引き上げましたが、納税者の急激な税負担を軽減するため、税額を一気に上げずに、毎年、少しずつ引き上げる経過措置をとっています。

これを負担調整措置と言いますが、このような宅地は、市内で面積率にして、大変大まかな数字ではございますが、現在、約4割の宅地が該当となっています。

これらの宅地は、もともとの評価が低かった

ため、評価額が下がっても、税負担は上がっていくというような状況がございますので、経過措置をとったということで、逆転の状況が生まれてくるというような状況でございます。

よろしく願いいたします。以上です。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長。

まず、最初に、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

けさほどの松浦議員の質疑の中で、搾汁の設置場所の説明をするに当たり、敷地面積160平方メートルと言ったという指摘がありました。建物面積の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

それでは、6番、中平議員の質疑にお答えをいたします。

議案第18号別冊、平成22年度宿毛市一般会計予算、ページ91ページ。

第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の、まず宿毛市中山間地域集落営農等支援事業費補助金626万5,000円の説明をさせていただきます。

まず、宿毛いも生産組合が自走コンポキャスタ、肥料散布機でありますけれども、その購入費用53万円のうち、県補助金2分の1の26万5,000円を事業実施主体であります宿毛いも生産組合へ補助するものでございます。

これに関しては、市の補助金はございません。

それから、事業実施主体のいも生産組合の組合員数については、現在24名でございます。

続きまして、同じく中山間地域集落営農等支援事業補助金の中の篠南集落営農組合が、こうち型集落営農モデル育成事業費の補助を受け、山北に農業用倉庫の建設費と農業機械などの附帯機械の購入をするものです。

このこうち型集落営農モデル事業は、中山間

地域における集落営農組織を育成し、所得の確保、向上につながる農業生産の協働活動を支援し、組織活動のステップアップに向けて、運営管理及び実証展示をする事業でありまして、一定の要件をクリアすることにより、こうち型集落営農のモデル集落営農組織に認定されることにより、補助率が3分の2となるものであります。

事業実施体の篠南集落営農組合の現在の組合員数は27名でございます。

続きまして、宿毛市特産品販売促進事業、65万円について、説明させていただきます。

この事業は、地産地消の広報活動を実施するとともに、給食センター、すくも湾漁協、JA宿毛支所などの協力を得て、市内小中学校を対象に、食育事業を実施するものです。

また、先日も行いましたけれども、すくも84マリンターミナルにおいて、年3回、地産地消フェアの実施も計画をしております。

事業実施体は、宿毛市地産地消推進協議会となっております。

現在、委員については17名で構成をしております。

続きまして、宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金5,750万円の、組合員数についてでございますけれども、組合員数は、現在5名でありますけれども、昨年12月の「広報すくも」で、組合員の募集をしたところ、現在、16名の方から申し込みが来ております。

それから、構成員についてでございますけれども、この5名の方については、市内で果樹を生産されている方でございます。

それから、搾った果樹はどのように製品にするのかというご質問でございますけれども、生産組合が香南市にあります食品製造会社に委託をしております。なお、この搾汁工場でございますけれども、ナオシチだけではなく、コナツ

とか、ユズとか、そういういろんな製品を搾汁したいと考えております。

それから、販売先についてでありますけれども、宿毛市内はもとより、四国内のデパート、量販店、小売店などに販売をしております。

なお、平成22年度からは、ある一定の数量が確保される予定になっておりますので、四国、中国地方、九州地方、関西地方などにも販売をしたいと聞いております。

続きまして、宿毛市耕作放棄地再生利用緊急対策交付金643万円についてであります。

この事業は、昨年から継続して行われている事業でございます。財源内訳については、国が100パーセントでございます。

それから、団体とはというご質問がありましたけれども、農業者が組織する組合とか、今回、事業実施主体になっておりますこの協議会とか、そういうものが該当すると思われま。

それから、耕作放棄地の定義についてでございますけれども、耕作放棄地については、農林業センサスにおきまして、過去1年以上作付をせず、この数年間の間に再び耕作する意思のない土地というように定義をされております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 生涯学習課長兼文教センター所長、6番、中平議員の質疑にお答えをいたします。

議案第18号別冊、平成22年度宿毛市一般会計予算。

128ページの第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費の19節負担金補助及び交付金。宿毛花へんろマラソン実行委員会補助金900万円についてであります。

議員のお話では、事業費が増加している。お金をかければよいというものでもない。補助金

が事業費の60パーセントを占めているが、今後も続けるつもりなのか、考えを聞きたいということ。

それから、その予算について、減額の意向があるかということであったかと思えます。

事務局といたしましては、この宿毛花へんろマラソンの当面の目標を、四万十川ウルトラマラソンを目指しております。

それから、今後も続けるつもりかということでございますが、事業内容を常に検証しながら、見直すべきものはしっかりと見直し、少ない経費で最大の効果が得られるように、精いっぱい努めていきたいというふうに考えております。

そういう努力を積み重ねることによって、この大会を全国に誇れるような大会にしていきたいというふうに考えております。

それから、減額の意向はということですが、当然のこととして、減額できるように精いっぱい努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、先ほどの答弁で誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、ページ30ページの答弁におきまして、事業名を緊急雇用創出臨時特例基金事業と申しましたが、ふるさと雇用再生特別基金事業において実施いたしておりますので、訂正をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質疑を、若干行いたいと思います。

順番が若干前後しますが、お許しを願いたいと思います。

まず、議案第6号別冊の方です。平成21年

度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算の方で、ご説明をいただきました。

私の方が、昨年来と余り変わらない170人程度、出生見込みがあるというふうに理解しておりましたので、そうではなく、全体も落ち込んでいるというお話でしたので、そうなるのかなというふうなことで、これは理解させていただきました。

それで、その下の運動施設利用料補助金についてですが、これは議案第19号とも関連してまいりますので、あわせて再質疑をさせていただきたいと思います。

この中で、特定場所の利用について、10回に限定をいたしまして、10回以内に限定をいたしまして、1,000円のうちの500円を補助というふうなお話でございました。

以前にお聞きしているかもしれませんが、この特定の場所がちょっと理解できていませんので、この特定の場所について、どういったところを利用したときに使えるのか、ピーアールも含めて、いま一度お答えを願いたいと思います。

その点について、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計の補正予算について、再質疑をさせていただきます。

まず、再質疑というか、お願いになるんですが、44ページの4款衛生費のところの、ごみ環境美化推進事業補助金についてですが、いろいろピーアールもして、いろんなお話をする中で、最終的に、余り利用されなかったというお話でございます。

せっかく予算を取っているのに、ごみの美化というのは、本当に大切なことだと思います。ごみステーション等の設置ということで取った補助金ではございますが、流用はいけません、同じような美化の推進事業等に充てることがで

きなかったものかなという思いもあります。そういったのを含めて、今後のこともございますので、課長の方からご意見がございましたら、もう少し、もうあと1カ月等でこの予算、使うことはできませんが、そのことについて、美化という点でご意見を願いたいと思います。もう少し使うことができなかったのか、その点について、再度、申しわけございませんが、ご答弁を願いたいと思います。

続きまして、51ページの国民宿舎運営事業特別会計の繰出金522万1,000円についてですが、空調設備が古くなったということで、前は3階と4階の方を改修したけど、今回は1階と2階についての改修であるというお話でした。

前回の内容を詳しく覚えておりませんが、金額が、前回に比べてかなり値段が上がっております。そちらについて、ご説明があったら求めたいのと、それから、前回、聞くところによると、この改修工事が市外の業者がやられたというお話も聞きました。もし僕の間違いでしたら訂正をお願いいたしたいと思いますし、今回のこの事業について、詳しい説明もありましたし、金額も出てますので、見積もり等はまだ取ってあるとは思いますが、今回、市内の業者さんの方で受けてもらえるような形にならないのか。どういうふうな形でこれをしようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

続きまして、60ページの教育費。次の62ページにもかかるんですが、プールの塗装工事費についてでございます。

中学校はあれなんです、小学校の方が4校ということで、学校の名前も示していただきました。

通常1度塗りを、今回は3度塗りということでお伺いいたしましたが、その1度塗りに対しましても、僕が知っている限りでは、なかなか

塗れている状況じゃなくて、ほとんどの小学校のプールが、塗装等がはがれた状態で使用しておりまして、PTAや学校の先生方が、PTA会費を使って塗料も買いながら、色を塗ったのが現状ではないかなという思いの中で、こういった事業、大変期待をしているところではございますが、この4校以外の学校を、今後どのようになっているのか。また、塗装する必要があるというふうに判断しておられるのか、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

続きまして、64ページ、中学校各種体育大会参加費の補助金の108万3,000円の減額ですが、なかなか、要綱等で決まっているものがありますので、その要綱に定められた中で支出して、残った金額が100万円程度ということであるということで、一定理解はいたしますが、子どもたちの保護者といたしましては、今、大会が大変、いろんな大会があつて、その遠征費であるとか、いろんなものに苦慮しているふうにお聞きをしております。

この要綱等が、今後、こういった補正等で減額することが続くようであれば、この要綱等も見直す中で、もう少し広く使えるものにしていくおつもりはないのか、お聞きをしておきたいと思います。

答えられる範囲で、よろしくお願いをいたします。

続きまして、18号別冊の方に移ってまいりたいと思います。

59ページをお開き願いたいと思います。

これについては、答弁は、先に言って申しわけありませんが、要りません。ただ、説明等はわかったんですが、ホームページ開かせていただくと、税について、固定資産税の評価ということで、いろいろ説明も書いてます。最終的に、市長が価額を決定しますって書いていて、そうなのかなというふうに思いながら読んだんです

が。

この、なかなか見にくいところがあります。特に、今回のように評価替えというものがどういうものかという説明はあるんですが、その評価の仕組み、どういうふうに評価をしているのかという説明等もございません。そういったものが、もう少しこういったホームページ上で詳しく説明できるような形に、ぜひしていただきたいなというふうなことで、こちらの方はお願いと言いますか、今後、そういったような取り組みをすべきではないかというふう聞いていただければと思います。よろしくお願いをいたします。

続きまして、91ページをお開き願いたいと思います。

こちら、何点か再質疑させていただきたいと思いますので、順次、させていただきたいと思います。

まず、1点目は、宿毛市特産品販売促進事業補助金についてであります。

これは、先日の地産地消フェアといった、そういったことにも使っていくというふうにお聞きをしたところでございますが、こちらの方の財源について、どういったふうな財源内訳になっているのか、ご説明がなかったのではないかなと思いますので、その財源についてお聞きをいたします。

また、地産地消ということで、目的は達したとは思いますが、先日、大変多く人は来ていただきましたが、ほとんど宿毛市内の方だったようなように、私は思いました。地産外消という部分でも、活用していただきたいなという思いもありますが、その点について、課長の答弁を求めたいと思います。よろしくお願いをいたします。

続きまして、その下の宿毛市産業振興推進総合支援事業費の補助金についてですが、こちら

について、るる説明はいただいております。

ただ、つくる方はかなり進んできたように思います。ナオシチ、かなり市内あちこちで植えるような、準備等も整ってきたのではないかと、いうふうに理解しておりますが、これ、売る方をしっかりしていかなないと、またつくった農家さんが困るようなことでは大変なことになりますので、こちらの方にも、産業振興課として、取り組みをしていかなければならないと思いますが、その点について、課長のお考えがございましたらお聞かせ願いたいと思います。

また、関連で、この事業は地域アクションプランということに位置づけられておりまして、そのことによりまして、全体の6分の5という、先ほど説明ございましたが、県3分の2、市が6分の1といった、割合で言うと83.3パーセントという大きな補助が出ている事業でございます。

こういった事業に関しまして、大変、市民の方も、多くの方々が期待と、そして興味を持っていると思いますが、ホームページ上を開かせていただきますと、確かに産業振興計画の活用についてという形で、募集のようなものが出ております。

若干読まさせていただきますと、「これに位置づけるには、宿毛市のアクションプランとしての申請が必要となることから、当市においても、事業計画の審査を事前に行うこととしております。」と書いてあります。

それで、産業振興課、商工観光課、環境課までということで、こちらの方に受付をしますというふうな形になっておりますが、実際、現在のこのアクションプランに載っていること以外で、こういった受付に相談に来られた方々がおられるのか、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

続きまして、宿毛市耕作放棄地再生利用緊急

対策交付金についてですが、定義といたしますか、1年以上、過去に作付をしておらず、その年1年間に作付をするつもりがない土地ということで、なかなか、いろんなものが入ってくるのかなということで、少しイメージができなかったわけですが。

この耕作放棄地の再生利用のための活動に対する補助とあります。この放棄地を再生利用するための活動ということも、ちょっと具体的にイメージがわからないわけでありまして。

こちらについてだけで構いませんので、少しこういった例がありますよというようなことで、お教え願いたいと思いますので、その点についてもお聞きをしておきたいと思います。

続きまして、102ページ、宿毛市の津島線の景観調査委託料の方ですが、この事業を聞いていると、本来なら工事をする県が、景観を壊さないような形の中で配慮して行う事業なのかなというふうに聞いておりましたけれども、最後の方で、課長の方から、その内容によっては、宿毛市が工事等をする必要も出てくるかもしれないというお話もございました。

地元としては、早い道路整備の完成を望んでおられると思います。また、多くの市民の方々は、美しい景観を残していただきたいという思いもあると思います。

そういったいろんな思いの中からも、特に利用をされている方々、その道を利用されている方々の地元の人たちとも協議をしながら、早期に道路の整備をしていくということが望ましいのではないかなというふうに考えておりますが、この点について、今回の調査、委託を受けた後に、地元とかの協議については、どのようにお考えをしておられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

最後に、128ページ、宿毛花へんろマラソン実行委員会補助金についてであります、私

の1回目の質疑に対しまして、課長の方から、丁寧なご説明ございました。減額に対しては、当然、努力していくというお話であり、また、目標は、四万十のウルトラマラソンだというお話もお聞きをいたしましたので、若干、ウルトラマラソンの経費等、どのぐらいかかっているのかなというのも調査をしておりますので、そちらの方もご披露しながら、お話と言いますか、少し質疑の方を進めさせていただきたいと思えます。

平成20年度の四万十川のウルトラマラソン実行委員会の収支決算書を見させていただきますと、全体の予算と言いますか、これ決算ですが、5,376万8,138円ということで、5,300万円程度ということで、宿毛市が、僕がちょうどここに持っている決算書が第1回目の決算書になってくると思えます。

こちらの方が1,320万1,500円ということで、かなり、全体の金額も違ってまいります。

ただ、注目すべき点は、こちらの補助金なんです。補助金は1,530万円です。割合でいうと28パーセント程度ということで、補助率からいうと、もう倍ぐらい、宿毛市の方は補助率としてはかかっているというような形になります。

それで、内訳を見たらうちに、何が大きいのかなと思うと、やっぱり参加料なんです。参加料の方が、2,900万円程度、参加料をいただいてやっているということで、協賛金なんか600万円ということで、宿毛市なんかの170万円に比べると、かなり大きな金額になってきております。

それで、ここで何を伺いたいかというと、四万十川のウルトラマラソンのように、持続的にやっていくには、やはり参加者、そして地域の皆様方の協力も必要ですけれども、何よりも

参加者の方々にご理解していただいて、そのマラソンに出る方々から、やはりお金をいただかないと、なかなか大会というのは成立していかないんじゃないかなと思います。

ちなみに、宿毛市の22年度の市の税収を見ますと、2億1,000万円程度であります。この町の、2億1,000万円の市税の中から、毎年1,000万円近いお金を、この宿毛市の花へんろマラソンにかけていくというのは、やっぱり持続性から見ると、かなり難しいのではないかとこのように考えております。

大変申しわけございません。21億です。2億1,000万ということはございません。

21億の中からのその1,000万ということで、かなり、全体的にも難しくなってくるのではないかとこのように考えております。

そういった面も含めまして、今後、この宿毛花へんろマラソンを持続していくに当たって、どうしても参加費の問題が出てくると思えますが、参加者がふえれば、当然、参加費ふえるわけですが、その点について、課長の方に、どういったふうに考えておられるのか、伺いをしたいと思います。

以上で2回目の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 市民課長補佐。

○市民課長補佐（島内千尋君） 中平議員の再質疑にお答えいたします。

運動施設利用料の補助の関係の、特定の運動施設はどこかというご質問だったと思いますが、市内に、私たちが把握しておりますのは、3施設ございますが、その中の1つの施設は、税の滞納がありまして、施設の利用の対象にはいたしておりません。残りの2施設が、高砂のスポーツクラブ宿毛と、野地でございますトレーニングセンター宿毛、この2施設でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、6番、中平議員の再質疑にお答えします。

議員さんから、1カ月、美化という点で何か使い道はないかというご質問でございますが、この交付金事業、経済危機対策臨時交付金の事業は、もうごみステーション設置のための交付金でございますので、ほかに使うことができませんでした。

なおかつ、9月の地区長連合会の総会の際にもお願いいたしましたし、それと申請が少なかったために、12月のチラシでも皆さんにお知らせしました。

どうしても、半分以上の補助金が要ることとして、地区では、補助金出すよりは、地区で一杯飲みたいからよう出さんという声が多かったもので、どうしても件数が少なかったことで、申しわけございません。

また、ほかにええ事業がございましたら、美化に対して啓発、並びに周知してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、6番、中平議員の再質疑にお答えいたします。

当初、「椰子」の空調設備につきましては、空調機が1階、2階、それで3・4階分の分が3階にありまして、当初、3台あるわけです。

それで、当初の計画は3年計画で約700万ちょっとの改修をするようにしてましたけど、とりあえず3階、4階の部分が客室でありますので、その空調をやって、250万ばあのが入札減によって落ちたという形になります。

今回、その2台分を主に、1階、2階分をやっていきたいと。

それで、市内の業者に関してながですけど、一応、その20年度の入札は、市外1社、それから市内3社を入札にかけております。

ことしも、予定的には市外1社と市内五、六社で入札するように予定しております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（桑原一君） 中平議員の再質疑にお答えをさせていただきたいと思えます。

小学校のプール塗装につきましては、ほかの学校につきましては、既に終わっている学校と、プール槽そのものを改修している学校もございます。

ただし、1校残っておりますので、またその1校については、今後、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、大会の旅費等の補助ですけれども、確かに、いろんな、各種の競技の大会がふえてきて、保護者の方も大変であるというようなお話は、お伺いはしておるんですけれども、基本的に、どの大会にどう補助するのかという、一定の線引きがないと、補助という目的からするとそれはおかしくなるかなと。

ある競技に補助して、ある競技に補助しませんよということにはならないかと思っておりますので、現時点では、中体連さんと協力しながら、中体連が主体する総合的な体育大会の補助ということで、現時点の補助を継続をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、中平議員の再質疑にお答えをいたします。

議案第18号別冊、平成22年度宿毛市一般会計予算の、ページ91ページの6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の19節宿毛市特産品販売促進事業補助金65万円の財源内訳ということでございます。

この事業は、全額65万については、全額を

市費で対応するようにしております。

それで、一応、中身といたしましては、食育事業として35万、それから地産地消フェアで30万というような予定をしております。

それから、地産外消でございますけれども、さきの一般質問の中でも、市長が言いましたけれども、今後、仮称ではありますけれども、宿毛の生産者直売会というものを予定しておりますので、これまあ、4月からすくも84ターミナルで行いたいと考えております。

その中で、小売業者とか、そういう方も来ていただきまして、やっていくようにしておりますので、そういう形で売り込みをしていきたいと考えております。

それから、続きまして、宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金で、売り方がいいですか、市としてのあれながですけれども、市も販売に関しては、余りそういう方面、なれてははみせんので、今後、生産組合、それから現在、販売をしていただいております市内の量販店等も協力しながら、今後、各方面に販売、販路拡大をしていきたいというように考えております。

続きまして、宿毛市耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用方法についてでございます。

この事業、昨年、当市でも初めて、昨年取り組んだ事業でありまして、昨年は一応、畑言いますか、耕地の耕運とか、ナオシチを植えるわけですので、それに対しての鳥獣害被害対策とか、土地の整備、土壌改良なんかを行いましたけれども、ことしもこの643万円で、一応、土壌改良費といたしまして、有機肥料なんかを、一応まいて、土壌の改良を行って、よい果樹いますか、製品をつくっていききたいと、このように考えております。

以上でございます。

済みません、1点抜けておりました。申しわけありません。

宿毛市のほかに、地域アクションプランに要望いたしますか、それがあったかというご質問でございますけれども、現在、民間業者から、規模拡大に当たると思うんですけれども、その方から、その1社と、それからすくも湾漁協から、新たに首都圏の飲食店に販売する商品を製造するための水産加工施設事業の提案がありました。

これについて、宿毛市でも地域アクションプランの認定を行いまして、県の方に、産業振興計画としてのせていただくように要望をいたしまして、承認されたと聞いております。

現在、この2社については、当市の方で、当課の方では、把握している状況でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 中平議員の再質疑にお答えをいたします。

議案第18号別冊の102ページ、宿毛津島線景観調査委託料について。利用されている地元の方々とは協議し、事業の進捗を図るべきではなかろうかというようなご質問でございました。

この調査をやることによって、工事の進捗もおくれるのではなかろうかというようなことでの、心配でのご質問ではなかろうかというふうに思いますが。

この委託の結果を精査しながら、地元の方々とも十分調整をし、県の方へ要望をしていききたいというふうに考えておりますので、地元の方々を無視しての話にはならないかなというふうに思っておりますので、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 中平議員の再質疑にお答えいたします。

議案第18号別冊、128ページの宿毛花へんろマラソン実行委員会補助金についてでありますけれども、議員がご指摘のように、私たちもこの参加者の、参加者数が一番気になっておるところです。

現在の予算は、一応、フルマラソンについては、1,000人を見込んで予算化をしておりますけれども、この1,000人を上回って、どんどんふえていくということになれば、大変、この運営経費のやりとりもしやすくなるということでもあります。

そんなことで、どうすれば参加者がふえてくるのかということが、私たちの一番の大きな課題だというふうに認識をしております。

目標として、四万十川ウルトラマラソンの名前を挙げさせていただきました。いろいろな学ぶべきところがあるというふうに思っておりますけれども、私たちが一番、四万十川ウルトラマラソンに学びたいと思っているところは、全国にウルトラマラソンのファンが生まれておるといってお話を聞いております。

何が、その原因なのかということをお聞きしますと、やはり地元ぐるみのおもてなしということが、一番、ランナーに喜ばれて、ウルトラマラソンを毎年走りに来るといの方がたくさんおられるという話を聞きました。

そんなことで、私たちもぜひ、そこの一番いいところを学びながら、市民の皆さんにご支援をいただきながら、何とか追いつき追い越したいという気持ちでいっぱいです。

そんなことで、ことしについては、ここに花へんろマラソンのパンフレットを持ってきました。全国に、いろいろ、西日本を中心に配布しておりますけれども、宿毛市、また周辺の観光情報を網羅する中で、少しでも宿毛の魅力を伝えたいということで、努力もしております。

そして、今年度、県外の方が700名弱来られるという話をさせていただきましたが、家族の方も来られます。そんなことで、選手が走っている間に、家族の方も何とか宿毛を楽しんでいただきたいという思いから、陸上競技場と歴史館の間を、無料送迎バスを出して、歴史館も見学していただくと。そして、ランナーが歴史館の前を通過するときには、応援もしていただくというふうな取り組みも、今度、新たに始めております。

そんなことで、まだいろいろ至らないところがありますけれども、考えつく限りの方法を考えながら、何とか参加者数がふえていって、この大会が持続していくように努力したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 再質疑を、1点だけさせていただきますと思います。

その前に、大変丁寧な、それぞれの答弁と言いますか、お話をいただきまして、本当にありがとうございます。

特に、花へんろマラソンについては、まだ始めたばかりであります。こういった中で、予算等のお話もさせていただきましたが、お金、ある一定かかってくるのは仕方がないかなという思いもいたしますが、せっかく始めたことですから、何とか持続して、いつまでも続けていけるような、そういったイベントにさせていただきたいという思いも込めて、質疑をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

1点だけ再質疑させていただきます。

議案第5号別冊の51ページの方の、商工費の国民宿舎運営事業特別会計繰出金のところの、先ほどから話をしております空調設備なんです、前回、どこの会社が工事をしたというお話

は、課長の方からはなかったんですが、前日も市外1社と市内3社が入札をされたということで、聞いた話によると、市外の方が工事をされたんじゃないかなというお話を聞いております。

今回も同じような形で、市外1社と市内3社ということで、同じ会社なのかどうなのかということ、ちょっとわかりませんし、その点については、特に答弁求めませんが、市長もたび重なっておっしゃってくださっております。大変、市内も仕事等もなくなって、市がこういった、出すものに関しては、市内の業者さんにできるだけやっていただきたいなという思いで、私たち市議会議員も同じ思いでございます。

そういった中で、なお市外の会社を入札の中に入れたいいけないという部分について、課長の見解がございましたら、その点について、再度お伺いをしておきたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 6番、中平議員の再々質疑にお答えします。

今の市内業者の指名に入る業者の関係ながですけれど、市長と協議しまして、その辺、市内の業者に何とか事業ができますように、どの辺まで協議できるかわかりませんが、その辺、検討させていただきます。

○6番（中平富宏君） 市長の方からも、よろしく願いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 今のお話につきましては、市の中の、いわゆるだれを業者選定するかという大きな話ともつながりますので、これ、市の内部に業者指名選定委員会というのがあります。そこで十分審査をして、この工事はだれが適当であるかということを見せていただきたいと思っております。

また、私自身もやはり、こんなに景気の悪いときですから、市内業者さんも、非常に仕事の

ないとき。だから、市内の業者さんを優先的にというふうなことで思っております。

どうしても、やっぱり市内の業者さんでは、何かできないという、そういう特別な理由があるんなら仕方ないわけですけど、十分な競争入札が確保されるということでありましたら、市内業者さんでやっぱりやっていただくように、これはまた指名選定委員会の方とも話さなきゃいけない話でございますけど、そういった対応をしてみたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 以上をもちまして、質疑を終わります。

大変ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号から議案第31号まで」の31議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第31号まで」の31議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第32号から議案第62号まで」の31議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、3月11日及び3月12日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、3月11日及び3月12日は休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

3月11日から3月14日までの4日間は休会し、3月15日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時03分 散会

議案付託表

平成22年第1回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会 (17件)	議案第32号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について
	議案第33号	宿毛市支所及び支所連絡所設置条例の一部を改正する条例について
	議案第34号	宿毛市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第35号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第36号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第38号	宿毛市教育研究所設置条例の一部を改正する条例について
	議案第39号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第40号	宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第41号	宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第45号	権利の放棄について
	議案第50号	宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
	議案第51号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
	議案第52号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
	議案第53号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
	議案第54号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
	議案第55号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
	議案第56号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
産業厚生 常任委員会 (14件)	議案第37号	宿毛市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
	議案第42号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第43号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
	議案第44号	宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第46号	指定管理者の指定について
	議案第47号	指定管理者の指定について
議案第48号	指定管理者の指定について	

	議案第 4 9 号	指定管理者の指定について
	議案第 5 7 号	市道路線の認定について
	議案第 5 8 号	市道路線の変更について
	議案第 5 9 号	市道路線の変更について
	議案第 6 0 号	市道路線の変更について
	議案第 6 1 号	市道路線の変更について
	議案第 6 2 号	市道路線の廃止について

平成22年
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第13日（平成22年3月15日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第62号まで

（議案第1号から議案第31号まで、討論、表決）

（議案第32号から議案第62号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第26号外2件

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号及び意見書案第2号

意見書案第1号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

意見書案第2号 精神障がい者の交通費助成に関する意見書の提出について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第62号まで

日程第2 陳情第26号外2件

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号

日程追加 宿毛市議会改革調査特別委員会の設置について

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君

次 長 小 島 美喜子 君
議 事 係 長 岩 村 研 治 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 西 清 二 君
副 市 長 岡 本 公 文 君
企 画 課 長 岡 崎 匡 介 君
総 務 課 長 弘 瀬 徳 宏 君
市 民 課 長 滝 本 節 君
税 務 課 長 山 下 哲 郎 君
会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 小 島 秀 夫 君
保 健 介 護 課 長 三 本 義 男 君
環 境 課 長 岩 本 克 記 君
人 権 推 進 課 長 乾 均 君
産 業 振 興 課 長 頼 田 達 彦 君
商 工 観 光 課 長 津 野 元 三 君
建 設 課 長 安 澤 伸 一 君
福 祉 事 務 所 長 沢 田 清 隆 君
水 道 課 長 豊 島 裕 一 君
教 育 長 岡 松 泰 君
教 育 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 出 口 君 男 君
生 涯 学 習 課 長
兼 宿 毛 文 教
セ ン タ ー 所 長 有 田 修 大 君
学 校 給 食
セ ン タ ー 所 長 岡 村 好 知 君
千 寿 園 長 村 中 純 君
農 業 委 員 会
事 務 局 長 小 野 正 二 君
選 挙 管 理 委 員
会 事 務 局 長 土 居 利 充 君

-----・-----・-----

午後 3時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第62号まで」の62議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第2号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第2号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第3号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第3号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第4号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第4号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第5号から議案第31号まで」の27議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第5号から議案第31号まで」の27議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第5号から議案第31号まで」の27議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第32号から議案第62号まで」の31議案について、委員長の報告を求め

ます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（西郷典生君） 総務文教常任委員長、委員会の審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第32号ほか16議案の17議案であります。

議案第32号は、宿毛市課設置条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、平成22年4月1日から、循環型社会づくり及びバイオマス資源の活用に関する事務を行うため、環境課に資源活用係を新設することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第33号は、宿毛市支所及び支所連絡所設置条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、小筑紫支所への国道からの出入りの道幅が狭く、来所される方の安全に支障を来している状況でありまして、これを解消するため、平成22年10月1日から本支所を宿毛市立特別養護老人ホーム千寿園の施設内に移転することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第34号は、宿毛市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、道路交通法の一部を改正する法律が、平成22年4月19日から施行されることに伴い、高齢運転者等専用駐車区間制度が導入され、駐停車が禁止されている道路であっても、70歳以上の高齢者や妊婦等が運転する普通自動車については、駐停車をすることが可能となるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第35号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、審議会等の会議が短時

間で終了することがあるため、非常勤の特別職の報酬のうち、日額5,800円及び5,000円を支給する報酬に限定して、平成22年4月1日から、開催時間が4時間未満となる場合には、日額報酬の6割支給とし、5,800円を3,400円に、5,000円を3,000円に改定することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第36号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、現在、管理職手当の支給額は給料月額の10パーセントの定率としておりますが、平成18年人事院勧告において、管理職手当の定額化が示されており、検討を重ねた結果、平成22年4月1日から4万1,000円の定額支給とすることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第38号は、宿毛市教育研究所設置条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、現在、教育委員会内に設置しています宿毛市教育研究所と、宿毛市教育相談所を一本化するため、平成21年度をもって宿毛市教育相談所を廃止し、平成22年4月1日から、宿毛市教育研究所の中に教育相談の窓口となる教育相談センターを設置することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第39号は、宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、小筑紫小学校と田の浦小学校の統合により、平成21年度をもって両校が閉校となることに伴い、両校の体育館を学校体育施設から除く必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第40号は、宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例ござ

います。

内容につきましては、スクールバスの橋上ルートにおいて、一般乗客の利便性の向上を図るため、平成21年度をもって現バス停の「宿毛高校前」を廃止するとともに、平成22年4月1日から、新たに南海楽器前に「中央1丁目」、及び宿毛駅構内に「宿毛駅」のバス停を、それぞれ新設することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第41号は、宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、議案第39号でも説明しましたように、平成21年度をもって田の浦小学校体育館は学校体育施設から除きますが、今後も使用が可能な施設ですので、平成22年4月1日から、宿毛市田の浦体育館に名称を改め、宿毛市和田体育館とともに、地域住民の体育振興を図るための宿毛市立体育館として位置づけることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第45号は、権利の放棄についてでございます。

内容につきましては、幡多地区の観光振興のため、幡多広域ふるさと市町村圏基金として、宿毛市が出資している8,518万2,500円のうち、946万4,500円を取り崩し、幡多広域観光協議会の組織化の補助金等として充当するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めます。

議案第50号は、宿毛市の特定事務を取り扱わせる郵便局の指定についてでございます。

内容につきましては、平成15年7月から、宿毛西町郵便局において取り扱っています納税証明書や、住民票の写しの交付等の事務について、平成22年度も継続して行うため、地方公

共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号から議案第54号までの4議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定でございます。

内容につきましては、いずれも高速インターネットなどの情報通信基盤整備に伴うもので、小筑紫町石原地区、橋上町坂本地区、橋上町楠山地区及び沖の島町鶴来島地区の4地区で事業を実施するにあたり、辺地対策事業債の申請を行うため、計画をそれぞれ策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

議案第55号及び第56号の2議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更でございます。

内容につきましては、いずれも高速インターネットなどの情報通信基盤及び水道施設の整備に伴うもので、小筑紫町栄喜地区、及び沖の島町母島地区の2地区で、それぞれを実施するにあたり、辺地対策事業債の変更を行うため、計画をそれぞれ変更する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により、議会の議決を求めます。

以上、17議案につきまして、担当課からの詳しい説明を聞く中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程で、議案第33号については、高齢者の利便性を考えれば、現在地で支所業務を継続すべきではないかとの意見があったこと、また、議案第41号については、市民に広く利用される施設とするために、早急にトイ

レを設置すべきであるとの意見が出されたことを申し添えて、報告いたします。

以上で、本委員会に付託されました議案17件についての審査結果の報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（濱田陸紀君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案第37号ほか14議案の審査結果を報告いたします。

議案第37号は、宿毛市分担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、現在、宿毛市及び高知県が行う農林・水産・土木事業等の実施に当たって、地元から分担金を徴収し、事業費に充てているところでございますが、平成22年4月1日から、高知県が補助事業に係る事務費分の市町村負担を廃止するため、市町村におきましても、事業費から事務費を控除した額で分担金を算定する方法に改めること、及び補助対象事業全般に対応するための事業名の変更等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第42号は、宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、現在、子どもに係る保護者の医療費負担の軽減を図るため、無料化の対象範囲を小学校卒業までとしておりますが、平成22年10月1日の診療分から、中学校卒業までに拡大することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第43号は、宿毛市保育所設置条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、平成21年度をもちまして、貝礎保育園を閉園し、平成22年4月1日から平田保育園へ統合することに伴い、条文から貝礎保育園の記述を削る必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第44号は、宿毛市生活改善センターの

設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、平成22年4月1日から、寺山生活改善センターを中山地区に無償譲渡することに伴い、条文から本施設の記述を削る必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第46号から議案第49号までの4議案は、指定管理者の指定についてでございます。

まず、議案第46号から議案第48号までの3議案でございますが、神有多目的集会所、楠山多目的集会所及び坂本多目的集会所の3施設は、長年にわたり各地区と委託契約を締結し、管理してきた経過があり、このたび、指定管理者の指定に当たり、それぞれの地区から申請があり、審査を行った結果、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間、それぞれの地区を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

一方、議案第49号の蛸湖ゴルフパークにつきましては、株式会社宿毛グリーン企画を指定管理者として、平成18年4月1日に初めて指定しました。

平成19年4月1日に再指定し、平成22年3月31日までの期間、管理運営をすることになっております。

このたび、指定が終了するため、再指定に当たり公募を行ったところ、現指定管理者の株式会社宿毛グリーン企画1社からの申請がありまして、プレゼンテーション及び面接等を実施、審査を行った結果、引き続き平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、本法人を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第57号は、市道路線の認定でございま

す。

本案は、松田町の造成地の道路が、宿毛市の公衆用道路として登記が完了したことに伴い、起点から終点までの延長95.7メートルを市道土居の後3号線として、新たに市道認定することについて道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号から議案第61号までの4議案は、市道路線の変更でございます。

本案は、国道及び県道改良工事により、市道貝塚2号線、市道三島線、市道藻津4号線及び市道本村池ノ上線の経路等が変更となったことに伴い、4路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第62号は、市道路線の廃止でございます。

本案は、県道改良工事により、市道貝ヶ崎1号線が、県道となったことに伴い、本路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上14議案につきまして、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で原案を適当と認め、可決するものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第32号から議案第62号ま

で」の31議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第32号から議案第62号まで」の31議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第32号から議案第62号まで」の31議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第26号外2件」の3件を一括議題といたします。

これより「陳情第26号及び陳情第28号並びに陳情第29号」の3件について委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（濱田陸紀君） 産業厚生常任委員長、産業厚生常任委員会に付託されました陳情について、審査結果のご報告をいたします。

陳情第26号、第28号及び第29号は、いずれも平成21年第4回定例会から閉会中の継続審査となっている案件でございます。

陳情第26号は、保育の公的保障を求める大運動実行委員会から提出されたもので、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会が、平成21年2月24日に現行保育制度に代わる新たな保育の仕組みを中心にした第1次報告を決定したことを受け、今後、新たな保育の仕組みが導入された場合、公的保育制度の縮小が懸念されることから、国に対して、現行保育制度の堅持拡充を求める意見書の提出を求めるもの

であります。

担当課の説明を受ける中で、慎重に審査した結果、宿毛市としては、現行のまま保育を進めていく考えであることや、国においても、審議中で今後の動向が定かでないことなどを考慮し、全会一致をもって不採択とすべきものと決しました。

陳情第28号は、国土交通省建設労働組合から提出されたもので、国に対して、地方整備局の廃止を行わず、中村河川国道事務所、中筋川国道事務所、中筋川総合開発事務所及び出張所を存続させることを求める意見書の提出を求めるものであります。

また、陳情第29号は、高知県国家公務員労働組合共闘会議から提出されたもので、国に対して地方に犠牲を強いる地方分権改革を行わないこと。行政サービスの低下を招く国の地方出先機関の統廃合をしないこと。国家公務員を一律に削減する定数削減計画などを行わないことを求める意見書の提出を求めるものであります。

以上2議案について、陳情の趣旨を踏まえて、慎重に審査した結果、地方分権改革は必要であり、国の出先機関、財源、権限ともに地方に移していこうという流れがある中で、現行のまま出先機関を残してほしいという内容は賛成できない等の意見が出され、全会一致をもって不採択とすべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情3件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第26号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、浅木でございます。討論を行います。

陳情第26号について、不採択と決した委員長報告に、反対する立場から討論いたします。

この陳情は、保育の公的保障を求める大運動実行委員会が、現行保育制度の堅持と拡充を求める意見書の採択を宿毛市議会に要請してきたものであります。

陳情の内容は、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会が、現行の保育制度を見直す第一次報告を決定したことを受け、国がこの報告に沿って、児童福祉法を改正し、新たな保育制度を導入しようとしている。

新制度は、子どもの発達と保護者の就労を権利として保障している現行の公的保育制度の縮小につながるもので、現行制度の維持、さらには拡充を求める意見書を、政府に提出してほしいというものであります。

皆さんご存じのように、保育制度の根幹となる児童福祉法では、日中に保護者が労働などで保育ができない状態になる子どもについては、保護者から申し込みがあれば、市町村は保育所において保育しなければならないと、市町村の実施責任を明記した内容となっております。

また、保育所の最低条件を厚生労働大臣が決め、それを守る公的な責任、さらに保育所運営費等の公費負担も明記されています。

そうして、現行保育制度は、発足以来、市町村が保育の実施者としての最終責任を持ち、経営主体は地方公共団体と社会福祉法人に限られていたため、保育所運営は安定し、保護者も安心できるものでした。

しかし、2000年の3月には、規制緩和に

よって株式会社にまで保育所経営が認められ、企業の参入が進んでいます。

さらに、このたびの社会保障審議会の報告は、児童福祉法24条に規定する市町村の保育実施義務を取り外すとともに、次のような問題点を持った内容となっています。

1、保育事業への営利企業の参入をさらに自由にし、保育事業の収入の運用を緩和する。

営利企業の場合、事業に失敗すれば倒産し、保育所閉鎖もあり、通園していた児童は年度途中で保育所を退園させられるおそれもあります。

2番目に、保育所入所については、市町村が保護者の希望を尊重して、入所保育園を決める現行方式と違って、保育事業者に保護者自身が入所の交渉をして、直接、入所契約を結ばなくてはならなくなります。

保育事業者の判断で、入所を断られることも考えられます。地元市町村は、保育所入所申請があれば、保育が必要かどうか。必要だとすれば、1日何時間の保育とするかの判定と、補助金と利用料を決め、入所すれば補助金を支給するだけとなります。

保育所利用料の滞納、その他保育園と利用者間にトラブルがあっても、市町村の責任は問えなくなります。

3番目に、保育所について、現在は子どもの年齢、保護者の所得、国の基準額等を参考に、市町村が決定する応能性の料金を保護者は自治体へ納入していますが、改定されようとする内容は、保育園を利用する時間数と、付加サービスによって決める応益性の利用料を保育事業者を支払うこととなります。

このため、保護者はお金が支払える時間分しか子どもが預けられなくなります。保育所も終日考えた保育、全員を対象にした1日行事が組みにくくなることもあります。

4番目に、保育所への財政支出は、現在は運

営費と整備費として、保育事業者へ支払っていますが、新たな保育の仕組みでは、入所園児の保護者個人への利用経費に対する補助にかわるため、保育所の整備と運営が保育事業者任せになってしまいます。

このように、社会保障審議会の報告に沿って、国が新たな保育制度を導入したならば、保育行政を現状よりも悪化させる可能性が大きく、少子化対策としても逆行するものであります。

こうしたことから、今こそ、この陳情に沿って、現行保育制度を維持し、さらに拡充することを求める意見書を提出する必要があります。

このため、不採択にした委員長報告に反対し、皆さんのご賛同を求め、討論を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第26号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第28号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番の浅木です。お疲れのところですが、引き続き討論をさせていただきます。

陳情第28号について、不採択と決した委員長報告に反対する立場から討論いたします。

この陳情は、国土交通省全建設労働組合の渡川支部が、地方整備局の事務所や、出張所の存続を求める意見書の提出を宿毛市議会に要請してきたものであります。

陳情の内容は、今、政府がむだの排除として財源の移譲を伴わない地方分権を進めようとしており、国の地方関係機関の切り捨てを進めており、国土交通省の地方整備局の廃止も明言しています。

四国地域は、毎年のように風水害による甚大な被害を受けており、防災対策、さらには避難道となる生活道等の整備を進める上でも、中村河川国道事務所や、出張所等の存続と拡大が必要なことから、次の3点を国に求めています。

1番目に、国が責任を果たし、国民の生命と財産を守るための公共事業を推進する上からも、地方整備局の廃止は行わず、中村河川国道事務所や、中筋川総合開発工事事務所、及び出張所を存続させ、改修、改築や、維持、修繕は直轄で行うこと。

2番目に、国民の安心安全を確保するために、公共事業費の予算配分を防災、生活関連に重点配分し、中村河川国道事務所及び中筋川総合開発工事事務所の業務執行体制を、災害時に迅速に対応できる体制にすること。

3番目に、国民の安心安全につながる社会資本の整備は、国の基本責務であり、地方に移譲することなく、国の責任において行うこと。

財源の移譲を伴わない地方分権は、行わないこと。

以上の3点は、陳情者の示すとおりであり、私たち地方に住むものにとっては、大切なことでもあります。

国の機関によるむだ遣い等は、今後とも厳しくチェックする必要がありますが、住民生活の支えとなっている地方の出先機関を廃止するのは、明らかに地方切り捨てであります。

こうした点からも、地方整備局の出先機関は存続させるよう、意見書を提出するべきであり、不採択とした委員長報告に反対するものであります。

皆さんのご賛同を求め、討論を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第28号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第29号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第29号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第3「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出について」及び「意見書案第2号 精神障がい者の交通費助成に関する意見書の提出について」の2件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま、今城誠司君ほか5人から、お手元に配付してありますとおり、「宿毛市議会改革調査特別委員会設置について」の動議が提出されました。

この際、本動議を日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、「宿毛市議会改革調査特別委員会の設置について」を日程に追加し、議題

とすることに決しました。

「宿毛市議会改革調査特別委員会設置について」を議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

1 番今城誠司君。

○1 番（今城誠司君） ただいま議題となっております宿毛市議会改革調査特別委員会の設置について、動議の提案を行います。

現在、国においては、地域主権戦略会議を中心として、義務づけ規定の見直しや、補助金の一括交付金化など、地域主権の推進に向けた議論が活発に行われております。

このような状況の中、今後、地方自治体を持つ権限が大きくなればなるほど、その活動を監視し、民意を正しく行政運営に反映させるという議会の役割は、ますます重要なものになってまいります。

その一方で、市民からは議会の活動が見えてこない。議会が本来の責務を果たしていないなどの批判が根強くあるのも事実であり、このような批判に対しては、議員一同、真摯に耳を傾け、大いに反省しなければならないと考えております。

言うまでもなく、日本の地方自治制度は住民の直接選挙で選ばれた首長と議会という2つの機関が代表するという、いわゆる二元代表制を採用しております。

今後は、議会が市民の付託にこたえ、地方自治の一翼を担う機関としての役割を、積極的に果たすべく、議員みずからが改革への取り組みを着実に実行していかなければならないと考えております。

そのため、議会の運営や権限の行使、住民参加のあり方などを原点に立ち返り、改めて見直しを行うとともに、現在、進行中である地域主権の流れを適切に把握する中で、これからの地方議会が真にあるべき姿を模索する必要性を痛

感じ、ここに宿毛市議会改革調査特別委員会の設置の動議を提出した次第であります。

議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（寺田公一君） これにて提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については6人の委員をもって構成する「宿毛市議会改革調査特別委員会」を設置し、これに付託の上、議会が本調査終了を議決するまで、閉会中も継続して調査を行うものとするに決しました。

ただいま設置されました「宿毛市議会改革調査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1 番今城誠司君、2 番岡崎利久君、3 番野々下昌文君、4 番松浦英夫君、5 番浅木 敏君、6 番中平富宏君、以上6人を指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時50分 休憩

----- . . . -----

午後 3時51分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、「宿毛市議会改革調査特別委員会」の委員長及び副委員長が選任されましたので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（岩本昌彦君） 事務局長、「宿毛市議会改革調査特別委員会」の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、今城誠司君、副委員長、野々下昌文君。以上です。

○議長（寺田公一君） 以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会にあたり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

皆様、長時間にわたりまして、きょうは審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

去る3月3日に開会をいたしました今期定例会でございます。本日までの13日間、議員の皆様方におかれましては、連日ご熱心にご審議をいただきました。

結果、ご提案を申しあげました62議案すべてを、原案どおりご決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

ここで1点だけ、報告をさせていただきます。この場を借りまして、去る3月12日、議会中ですが、高知新聞に、高知県では高知港と須崎港の2港を重点港湾とするよう、国に要請しまして、重要港湾の中でも、宿毛は外されたというふうな記事が載っておりました。

これ、多くの市民の方々には、宿毛湾港の防波堤整備はどうなっているんだと。どうなってくるんだというふうな心配をされていると思

いますので、ご報告をさせていただきます。

本件は、全国に103の重要港湾がございます。この重要港湾から、現政権が40港、約40港を選定いたしまして、国直轄事業を新規に、重点的に整備していこうというふうな方針が出されたものでございます。

我々にとって重要なことは、第2防波堤の整備がなされるか否かが最大の関心事でございます。

この宿毛湾港の防波堤整備事業は、平成21年度補正予算を活用した継続の事業でございます。そういうことから考えますと、計画どおりに、宿毛湾港での国による防波堤整備事業は進められてるというふうなことを考えております。

現状でございますが、国は防波堤工事着工のために、せんだっては深淺測量とか、土質調査を行いまして、設計を進めているというふうに聞いております。

また、大型客船の誘致とか、企業の誘致を進めている当市にとりましては、防波堤整備は必要な事業でございます。完成して初めて宿毛湾港が利用できる水準に達すると考えております。宿毛市としても、確実に整備が進められるよう、引き続き強く要望してまいりますので、議員各位におかれましても、防波堤整備事業が推進されるよう、ご協力を申しあげて報告とさせていただきます。

今会期中に、一般質問や質疑、委員会審議等を通じましてお寄せいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後、さらに検討をし、市政の執行に反映させてまいりたいと考えています。

また、先ほどは議会の方でも、議会改革調査特別委員会が設置されたということでございます。市長も議員の皆様も、市民の選挙によって選ばれるわけでございます。ある一定、私もいろんな情報につきまして、この調査特別委員会

にいろいろな情報提供ができるのかというふうなことも考えております。

また、平成22年度を迎えるに当たりまして、市政執行の基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げておりますが、大変厳しい財政状況が続く中、このたび策定しました行政改革大綱及び改革プランに基づきまして、経常経費の節減、むだの排除に努め、防災対策や子育て支援、また少子高齢化対策、一次産業振興などについても、引き続き、積極的に推進していかなければならないと考えております。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、どうか健康にもご留意いただき、より一層のご活躍をご祈念申し上げます、閉会のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成22年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 寺田公一

宿毛市議会副議長 中平富宏

議員 岡崎利久

議員 野々下昌文

平成22年3月12日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

総務文教常任委員長 西郷典生

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第32号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第33号	宿毛市支所及び支所連絡所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第34号	宿毛市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第35号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第36号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第38号	宿毛市教育研究所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第39号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第40号	宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第41号	宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第45号	権利の放棄について	原案可決	適当
議案第50号	宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	原案可決	適当
議案第51号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当

議案第 5 2 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第 5 3 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第 5 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第 5 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適 当
議案第 5 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適 当

平成22年3月12日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

産業厚生常任委員長 濱田陸紀

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第37号	宿毛市分担金徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第42号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第43号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第44号	宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第46号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第47号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第48号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第49号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第57号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第58号	市道路線の変更について	原案可決	適当
議案第59号	市道路線の変更について	原案可決	適当
議案第60号	市道路線の変更について	原案可決	適当
議案第61号	市道路線の変更について	原案可決	適当
議案第62号	市道路線の廃止について	原案可決	適当

平成22年3月12日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 濱 田 陸 紀

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第26号	現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について	不採択	不適當
第28号	地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書の提出について	不採択	不適當
第29号	くらし支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出について	不採択	不適當

平成22年3月12日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 西 郷 典 生

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
(2) 行政機構の状況について
(3) 財政の運営状況について
(4) 公有財産の管理状況について
(5) 市税等の徴収体制について
(6) 地域防災計画について
(7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成22年3月12日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 濱 田 陸 紀

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成22年3月15日

宿毛市議会議長 寺田 公一 殿

議会運営委員長 西村 六男

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成22年3月15日

提出者	宿毛市議会議員	西郷典生
賛成者	宿毛市議会議員	今城誠司
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	松浦英夫
〃	〃	浅木 敏
〃	〃	浦尻和伸
〃	〃	西村六男

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

説明 口頭

非核三原則の堅持を求める意見書

核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いである。

唯一の被爆国である我が国は、1967年12月の国会で佐藤栄作内閣総理大臣が「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」という「非核三原則」を打ち出し、その後国是としている。また、鳩山由紀夫内閣総理大臣は、昨年11月13日、来日したオバマ大統領とともに核兵器廃絶に向けた共同声明を発表し、さらに本年2月9日の衆議院予算委員会では、あらためて「非核三原則」を堅持する決意を表明した。

本議会においても、1985年の第2回定例会で「非核三原則を将来ともに厳守」、「核兵器の宿毛市への通過、一時持ち込みをさせない」、「宿毛市を非核都市」とする、「宿毛市非核平和都市宣言決議」を全会一致で決議している。

ところが昨年公開されたアメリカの公文書や元外務事務次官などの証言、加えて昨年9月に来日したアメリカのカート・キャンベル国務次官補の発言などから、日本政府とアメリカ政府の間で交わされた米軍の「核の持ち込み」に関する「密約」の存在が次第に明らかにされ、我が国の「非核三原則」に対する国民の信頼は大きく揺らいでいる。

よって本議会は、国会及び政府に対し、核兵器の廃絶と世界平和を実現するために、我が国の国是である「非核三原則」を実効あるものとして将来にわたって堅持することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成22年3月15日

高知県宿毛市議会議長 寺 田 公 一

衆議院議長殿
参議院議長殿
内閣総理大臣殿
総務大臣殿
外務大臣殿
防衛大臣殿

----- . . ----- . . -----

意見書案第2号

精神障がい者の交通費助成に関する意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成22年3月15日

提出者	宿毛市議会議員	濱田陸紀
賛成者	宿毛市議会議員	岡崎利久
	〃	中平富宏
	〃	有田都子
	〃	宮本有二
	〃	中川 貢
	〃	岡崎 求

宿毛市議会議長 寺田公一殿

説明 口頭

精神障がい者の交通費助成に関する意見書

平成5年の障害者基本法改正で、初めて精神疾患患者が障がい者福祉対策の対象として位置づけられてから16年がたった。

しかし、同じ障がい者という枠組みにありながら、精神障がい者はいまだ身体障がい者・知的障がい者に比べると相対的に交通費助成制度が不十分であり、同じ障がい者という枠組みにおいて、大きな格差が生じている。

精神障がい者に対する所得保障の整備がおこなわれている中で、作業所通所や通院時における交通費は大きな負担となっている。

国土交通省から、平成14年2月19日に「精神障害者及びてんかんを持つ人への運賃割引制度の適用について」という通知が、平成16年12月9日には総務省行政評価局のあつせんにより「精神障害者に対する各種割引制度の適用について」という通知が日本バス協会あてに出されているが、地域間格差など効力にばらつきがあるのが現実である。

平成18年4月から施行された障害者自立支援法では、障がい者の福祉サービスの一本化がうたわれている。

よって、国においては、精神障がい者の交通運賃割引に関して、身体障がい者・知的障がい

者と同じ措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月15日

高知県宿毛市議会議長 寺田 公一

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

総務大臣殿

厚生労働大臣殿

国土交通大臣殿

----- . . . -----

一 般 質 問 通 告 表

平成22年第1回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	4番 松浦英夫君	1 イージス艦の宿毛湾港への寄港について（市長） 2 公共サービス基本条例の制定について（市長） 3 公契約条例の制定について（市長） 4 宿毛市障害者計画について（市長）
2	1番 今城誠司君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）国の直轄事業への取り組みについて （2）宿毛市の情報基盤整備について
3	3番 野々下昌文君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）地域主権・住民主役の町づくりについて （2）84マリントーミナルの活用と費用対効果について （3）咸陽島公園の砂場の概要と管理運営等について （4）市立武道館のトイレ・駐車場の整備について 2 教育行政について（教育長） （1）不登校・中1ギャップ解消について
4	2番 岡崎利久君	1 宿毛市営地域振興住宅の入居状況等について（市長） 2 女性特有のがん検診事業の実施状況について（市長） 3 子宮頸がんワクチンの公費負担について（市長）
5	16番 岡崎 求君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）人事異動時の事務引継ぎについて （2）大島中央線の整備について 2 水産業振興について（市長） （1）加工場施設の整備について 3 田の浦・小筑紫小学校の統合について（教育長） （1）統合校の名称について （2）登下校の児童の移動について （3）教員の異動について （4）保護者や地域の声を反映した取り組みについて

6	5 番 浅木 敏君	<ol style="list-style-type: none"> 1 後期高齢者医療制度について（市長） 2 宿毛湾を軍事利用させない政策について（市長） 3 漁業資源の保護対策について（市長） 4 タバコの被害対策について（市長、教育長） 5 全国学力テストについて（教育長）
7	1 5 番 西村六男君	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿毛市土地開発公社の解散について（市長） 2 市有地の宗教的施設（神社・仏閣等）について（市長） 3 成人式の日程等について（市長、教育長）

平成22年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて	3月15日	同 意
第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3月15日	同 意
第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3月15日	同 意
第 4 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月15日	同 意
第 5 号	平成21年度宿毛市一般会計補正予算について	3月15日	原案可決
第 6 号	平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3月15日	原案可決
第 7 号	平成21年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	3月15日	原案可決
第 8 号	平成21年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3月15日	原案可決
第 9 号	平成21年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	3月15日	原案可決
第10号	平成21年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3月15日	原案可決
第11号	平成21年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	3月15日	原案可決
第12号	平成21年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	3月15日	原案可決
第13号	平成21年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	3月15日	原案可決
第14号	平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3月15日	原案可決
第15号	平成21年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	3月15日	原案可決
第16号	平成21年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月15日	原案可決

第17号	平成21年度宿毛市水道事業会計補正予算について	3月15日	原案可決
第18号	平成22年度宿毛市一般会計予算について	3月15日	原案可決
第19号	平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3月15日	原案可決
第20号	平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月15日	原案可決
第21号	平成22年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月15日	原案可決
第22号	平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月15日	原案可決
第23号	平成22年度宿毛市老人保健特別会計予算について	3月15日	原案可決
第24号	平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月15日	原案可決
第25号	平成22年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月15日	原案可決
第26号	平成22年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月15日	原案可決
第27号	平成22年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月15日	原案可決
第28号	平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月15日	原案可決
第29号	平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	3月15日	原案可決
第30号	平成22年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	3月15日	原案可決
第31号	平成22年度宿毛市水道事業会計予算について	3月15日	原案可決
第32号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について	3月15日	原案可決
第33号	宿毛市支所及び支所連絡所設置条例の一部を改正する条例について	3月15日	原案可決
第34号	宿毛市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について	3月15日	原案可決
第35号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3月15日	原案可決

第36号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月15日	原案可決
第37号	宿毛市分担金徴収条例の一部を改正する条例について	3月15日	原案可決
第38号	宿毛市教育研究所設置条例の一部を改正する条例について	3月15日	原案可決
第39号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	3月15日	原案可決
第40号	宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について	3月15日	原案可決
第41号	宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月15日	原案可決
第42号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	3月15日	原案可決
第43号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	3月15日	原案可決
第44号	宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月15日	原案可決
第45号	権利の放棄について	3月15日	原案可決
第46号	指定管理者の指定について	3月15日	原案可決
第47号	指定管理者の指定について	3月15日	原案可決
第48号	指定管理者の指定について	3月15日	原案可決
第49号	指定管理者の指定について	3月15日	原案可決
第50号	宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	3月15日	原案可決
第51号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	3月15日	原案可決
第52号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	3月15日	原案可決
第53号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	3月15日	原案可決
第54号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	3月15日	原案可決
第55号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	3月15日	原案可決

第56号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	3月15日	原案可決
第57号	市道路線の認定について	3月15日	原案可決
第58号	市道路線の変更について	3月15日	原案可決
第59号	市道路線の変更について	3月15日	原案可決
第60号	市道路線の変更について	3月15日	原案可決
第61号	市道路線の変更について	3月15日	原案可決
第62号	市道路線の廃止について	3月15日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第26号	現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について	3月15日	不採択
第28号	地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書の提出について	3月15日	不採択
第29号	くらし支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出について	3月15日	不採択